

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊 3 号炉と比較対象とならない記載

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		女川原子力発電所 2 号炉		泊発電所 3 号炉		相違理由
配慮すべき事項	恒設代替低圧注水ポンプについて	交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全又は全交流動力電源喪失若しくは原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器内の冷却機能が喪失した場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水を格納容器へスプレイする。 注水先の切替えが必要な場合、以下の手順により注水先を格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。 炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。	代替循環冷却系の運転後、長期にわたる系統廻りの線量低減対策として、大容量送水ポンプ（タイプ I）により系統水を入れ替えることでフラッシングを実施する。	代替格納容器スプレイポンプについて	交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全又は全交流動力電源喪失若しくは原子炉補機冷却機能喪失時に、原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合、代替格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉格納容器内へスプレイする。 注水先の切替えが必要な場合、以下の手順により注水先を原子炉格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。 炉心損傷後に代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、代替格納容器スプレイポンプの注水先を原子炉格納容器から原子炉格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。	【大飯】設備の相違 ・ 大飯 3/4 号炉は、海水系母管を経由して原子炉補機冷却水系へ代替格納容器内へスプレイを行っている際に、格納容器内自然対流冷却に影響しない上限の高さになれば原子炉格納容器内へのスプレイを停止し格納容器内自然対流冷却のみの冷却とする。 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・ 燃料補給手順について、泊は女川の記載箇所である技術的能力まとめ資料 1.14 に整理し、技術的能力まとめ資料 1.14 にて大飯及び女川と比較している。
	水素濃度	炉心損傷後の格納容器減圧操作については、格納容器圧力が最高使用圧力から 50kPa 低下したことを確認すれば停止する手順とすることで、大規模な水素燃焼の発生を防止する。また、水素濃度は、可搬型格納容器水素ガス濃度計で計測される水素濃度（ドライ）により継続的に監視を行う運用とし、測定による水素濃度が 8vol%（ドライ）未満であれば減圧を継続する。	原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器ベントを実施中に、排気中に含まれる可燃性ガスによる爆発を防ぐため、原子炉格納容器フィルタベント系の系統内に不活性ガス（窒素）であらかじめ置換する。	水素濃度	炉心損傷後の原子炉格納容器減圧操作については、原子炉格納容器圧力が最高使用圧力から 0.05MPa 低下したことを確認すれば停止する手順とすることで、大規模な水素燃焼の発生を防止する。また、水素濃度は、可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットで計測される水素濃度（ドライ）により継続的に監視を行う運用とし、測定による水素濃度が 8 vol%（ドライ）未満であれば減圧を継続する。	
	注水量の管理	格納容器内の冷却を目的とした格納容器スプレイを行う場合、格納容器内への注水量の制限があることから、格納容器へスプレイを行っている際に、格納容器の重要機器及び重要計器が水没しない高さになれば格納容器スプレイを停止し格納容器内自然対流冷却のみの冷却とする。	原子炉格納容器内へのスプレイを行った場合、原子炉格納容器内への注水量の制限があることから、原子炉格納容器へスプレイを行っている際に、格納容器内自然対流冷却に影響しない上限の高さになれば原子炉格納容器内へのスプレイを停止し格納容器内自然対流冷却のみの冷却とする。	注水量の管理	原子炉格納容器内の冷却を目的とした原子炉格納容器内へのスプレイを行った場合、原子炉格納容器内への注水量の制限があることから、原子炉格納容器内へスプレイを行っている際に、格納容器内自然対流冷却に影響しない上限の高さになれば原子炉格納容器内へのスプレイを停止し格納容器内自然対流冷却のみの冷却とする。	
	作業性	大容量ポンプによる格納容器内自然対流冷却に係る可搬型ホース等の接続については速やかに作業ができるよう、大容量ポンプの保管場所に使用工具及び可搬型ホースを配備する。また、原子炉補機冷却水系と海水系を接続するディスタンスビースト取替えについても速やかに作業ができるよう、作業場所近傍に使用工具を配備する。格納容器内自然対流冷却及び代替格納容器スプレイにおける現場への移動経路及び操作場所に高線量の区域はない。	原子炉格納容器フィルタベント系の使用後に格納容器スプレイを実施する場合は、原子炉格納容器の負圧破損を防止するとともに、原子炉格納容器内の可燃性ガス濃度を低減するため、可搬型窒素ガス供給装置により原子炉格納容器内へ不活性ガス（窒素）を供給する。また、原子炉格納容器内の圧力が規定の圧力まで低下した場合に、格納容器スプレイを停止する。	放射線防護	速やかに作業ができるよう、使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。	
	電源確保	空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプへ給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	原子炉格納容器フィルタベント系を使用する場合は、放射性雲の影響による被ばくを低減するため、中央制御室待避所へ待避しプラントパラメータを継続して監視する。 現場運転員の放射線防護を考慮して、遠隔手動弁を操作するエリアを原子炉建屋付属棟内に設置する。 また、原子炉格納容器ベント操作後の汚染の可能性を考慮して、防護具を装備して作業を行う。	電源確保	格納容器内自然対流冷却及び代替格納容器スプレイにおける現場への移動経路及び操作場所に高線量の区域はない。	
	燃料補給	大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における給油間隔を自安に実施する。燃料補給の手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。	原子炉格納容器フィルタベント系の隔壁弁を遠隔で手動操作する場合は、操作に必要な工具はなく通常の弁操作と同様であり、原子炉建屋付属棟内で実施する。	作業性	全交流動力電源が喪失した場合は、代替交流電源設備を用いて代替格納容器スプレイポンプへ給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	
			配慮すべき事項は、「1.14 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。	燃料補給		

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊 3 号炉と比較対象とならない記載

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉			女川原子力発電所 2 号炉			泊発電所 3 号炉			相違理由
第 5.1.1 表 重大事故等対策における手順書の概要 (8/19)			第 1 表 重大事故等対策における手順書の概要 (8/19)			第 1 表 重大事故等対策における手順書の概要 (8/19)			
1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等			1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等			1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等			第 1 表は、技術的能力 1.1～1.19 まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所の緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり、実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。
方針目的	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	格納容器スプレイ	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	原子炉格納容器下部注水系による原子炉格納容器下部注水による	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	【大飯】運用の相違 ・泊 3 号炉は、有効性評価において「全交流動力電源喪失 + 大 LOCA」又は「全交流動力電源喪失 + 助助給水機能喪失」の場合には、注水先を原子炉格納容器とし、原子炉格納容器の破損防止を優先する。
		代替格納容器スプレイ							
		原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却							
対応手順等	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	交流動力電源及び原子炉補機冷却機能健全	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	・全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器下部に落下した溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、空冷式非常用発電装置により受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水を格納容器へスプレイする。溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保された場合は、恒設代替低圧注水ポンプを停止し、その後は水位を維持する。燃料取替用水ピットが使用できない場合は、復水ピットを使用する。
		代替格納容器スプレイ							
		原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却							
対応手順等	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	・大飯 3/4 号炉は、炉心損傷前は炉心注水を優先し、炉心損傷を判断した後、格納容器スプレイに切り替える方針である。
		原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却							
		原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却							

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊 3 号炉と比較対象とならない記載

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		女川原子力発電所 2 号炉		泊発電所 3 号炉		相違理由
<p>炉心注水</p> <p>交流動力電源及び原子炉補機冷却機能健全</p> <p>溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止</p>	<p>炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、以下の手順により燃料取替用水ピット水等を原子炉へ注水する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧注入ポンプ又は余熱除去ポンプにより高圧又は低圧注入ラインを使用して、燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。 ・A格納容器スプレイポンプ（R H R S - C S S 連絡ライン使用）の故障等により、原子炉への注水ができない場合、充てんポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。燃料取替用水ピットが使用できない場合は、復水ピットを使用する。 <p>炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、以下の手順により燃料取替用水ピット水等を原子炉へ注水する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの故障等により、原子炉への注水ができない場合に、A格納容器スプレイポンプ（R H R S - C S S 連絡ライン使用）により燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。 ・充てんポンプの故障等により、原子炉への注水ができない場合に、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。燃料取替用水ピットが使用できない場合は、復水ピットを使用する。 	<p>炉心の著しい損傷が発生した場合は、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、以下の手段により原子炉圧力容器へ注水する。原子炉圧力容器へ注水する場合は、ほう酸水注入系による原子炉圧力容器へのほう酸水の注入を並行して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の場合は、復水貯蔵タンクを水源として、高圧代替注水系により注水する。 ・原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の場合は、サブレッショングレンバを水源として、代替循環冷却系により注水する。 ・代替循環冷却系により注水できない場合は、復水貯蔵タンクを水源として、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により注水する。 ・低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により注水できない場合は、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源として、低圧代替注水系（可搬型）により注水する。 なお、低圧代替注水系（可搬型）による注水は、海を水源として利用できる。 	<p>炉心の著しい損傷が発生した場合は、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、以下の手段により燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧注入ポンプ又は余熱除去ポンプにより高圧又は低圧注入ラインを使用して、燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する。 ・高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの故障等により、原子炉容器への注水ができない場合、充てんポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する。 	<p>【大飯】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊 3 号炉は、高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプが使用できない場合は、中央制御室からの操作により、早期に原子炉容器へ注水可能な充てんポンプによる注水を B-格納容器スプレイポンプも優先して行う。なお、充てんポンプによる注水と B-格納容器スプレイポンプによる注水は同時に実施可能な設備構成となっていっている（系統構成手順は伊方 3 号炉と同様） 		
<p>対応手段等</p> <p>代替炉心注水</p> <p>全交流動力電源喪失又は原子炉</p>	<p>溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延・防止</p> <p>原子炉圧力容器への注水</p> <p>対応手段等</p>	<p>溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止</p> <p>対応手段等</p>	<p>溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止</p> <p>対応手段等</p>	<p>溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止</p> <p>対応手段等</p>	<p>溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止</p> <p>対応手段等</p>	<p>・大飯 3/4 号炉は、A 格納容器スプレイポンプの電源操作のみで当該ポンプを起動可能である。</p>
						<p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊 3 号炉の B-格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水は現場の弁操作が必要であり、起動までに 25 分かかることから、中央操作のみで起動可能である充てんポンプによる原子炉容器への注水を優先している。 ・以降、同様の相違理由は省略する。

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊 3 号炉と比較対象とならない記載

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由	
配慮すべき事項	し格納容器下部に冷却下 る	交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全な場合、格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却する手段の優先順位は、格納容器スプレイポンプを使用する格納容器スプレイを優先し、次に恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイを使用する。	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却する手段の優先順位は、格納容器スプレイポンプを使用する格納容器下部への注水を優先し、次に代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水を使用する。	相違理由
	溶融炉心の落下遅延・防止止 る	交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全な場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延又は防止する手段の優先順位は、中央制御室操作により早期に運転可能な高圧注入ポンプ又は余熱除去ポンプによる高圧又は低圧注入ラインを用いた原子炉への注水を優先する。次に A 格納容器スプレイポンプ (R H R S - C S S 連絡ライン使用) による代替炉心注水、充てんポンプによる炉心注水、恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水とする。	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	原子炉格納容器下部への注水は、代替循環冷却系に異常がなく、交流電源及び水源（サブレッシュンエンバ）が確保されている場合は、代替循環冷却系又は原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）により原子炉格納容器下部へ注水する。 代替循環冷却系及び原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）が使用できない場合は、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）、原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）又は原子炉格納容器下部注水系（可搬型）により原子炉格納容器下部へ注水する。	
	の原子 水ヤ子 位ビ炉 監視イ部	溶融炉心冷却のための原子炉下部キャビティ水位を監視するため、格納容器へのスプレイ時は原子炉下部キャビティ水位計により確認する。	溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延・防止	原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、高圧代替注水系に異常がなく、直流電源及び水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合は、高圧代替注水系により原子炉圧力容器へ注水する。 原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態において、代替循環冷却系に異常がなく、交流電源及び水源（サブレッシュンエンバ）が確保されている場合は、代替循環冷却系により原子炉圧力容器へ注水する。 代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水ができない状況において、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）に異常がなく、交流電源及び水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合は、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により原子炉圧力容器へ注水する。 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）が使用できない状況において、低圧代替注水系（可搬型）に異常がなく、燃料及び水源（淡水貯水槽（No.1）又は淡水貯水槽（No.2））が確保されている場合は、低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。 交流電源を確保した場合は、ほう酸水注入系による原子炉圧力容器へのほう酸水注入を全ての注水手段に併せて実施する。 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延・防止のために、原子炉圧力容器へ注水している状況において、損傷炉心を冷却できないと判断した場合は、原子炉格納容器下部への注水を開始する。	

大飯発電所 3 / 4 号炉		女川原子力発電所 2 号炉		泊発電所 3 号炉		相違理由	
配慮すべき事項	恒設代替低圧注水ポンプの注水先について	<p>交流動力電源及び原子炉補機冷却機能健全又は全交流動力電源若しくは原子炉補機冷却機能喪失時に炉心の著しい損傷が発生した場合、格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するために、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水を格納容器へスプレイする。</p> <p>注水先の切替えが必要な場合、以下の手順により注水先を格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 炉心損傷前に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水を実施していた場合に、炉心損傷を判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。 炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。 		<p>原子炉格納容器下部への注水</p>	恒設格納容器スプレイポンプの注水先について	<p>交流動力電源及び原子炉補機冷却機能健全又は全交流動力電源若しくは原子炉補機冷却機能喪失時に炉心の著しい損傷が発生した場合、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するために、代替格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉格納容器下部へ注水する。</p> <p>注水先の切替えが必要な場合、以下の手段により注水先を原子炉格納容器へ切り替え、原子炉格納容器下部への注水を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 炉心損傷前に代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水を実施していた場合に、炉心損傷を判断すれば、代替格納容器スプレイポンプの注水先を原子炉容器から原子炉格納容器へ切り替え、原子炉格納容器下部への注水を行う。 炉心損傷後に代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、原子炉格納容器下部への注水が必要と判断すれば、代替格納容器スプレイポンプの注水先を原子炉容器から原子炉格納容器へ切り替え、原子炉格納容器下部への注水を行う。 	
	溶融炉心の格納容器下部への注水先について	<p>交流動力電源及び原子炉補機冷却機能健全又は全交流動力電源若しくは原子炉補機冷却機能喪失時に炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。なお、炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替える。</p>	<p>溶融炉心の格納容器下部への注水先について</p>	代替格納容器スプレイポンプの注水先について	<p>交流動力電源及び原子炉補機冷却機能健全又は全交流動力電源若しくは原子炉補機冷却機能喪失時に炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、代替格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する。なお、炉心損傷後に代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、原子炉格納容器下部への注水が必要と判断すれば、代替格納容器スプレイポンプの注水先を原子炉容器から原子炉格納容器へ切り替える。</p>		

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊 3 号炉と比較対象とならない記載

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		女川原子力発電所 2 号炉		泊発電所 3 号炉		相違理由			
配慮すべき事項	作業性	B 充てんポンプ（自己冷却）の補機冷却水確保に係るディスタンスピース取替えについては、速やかに作業ができるように作業場所近傍に使用工具を配備する。				【大飯】設備の相違 ・ 対応手段の相違により、泊 3 号炉は、重大事故等対処設備を使用する際の作業性に関する配慮すべき事項はない。 ・ 大飯 3/4 号炉は、B 充てんポンプの自己冷却ラインの系統構成において、ディスタンスピースの取替えを行う。 ・ 泊 3 号炉の B-充てんポンプの自己冷却ラインは、通常運転時において化学体積制御設備と原子炉補機冷却水設備を多重の弁により分離する設計であり、弁操作により系統構成を実施する。設計方針は相違するが、代替炉心注水の機能に相違なし。			
	電源確保	空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプに給電する。全交流動力電源喪失時は、代替電源（交流）により B 充てんポンプ（自己冷却）へ給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。							
	燃料補給	配慮すべき事項は、「1.14 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。							

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊 3 号炉と比較対象とならない記載

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
第 5.1.1 表 重大事故等対策における手順書の概要 (9/19)		第 1 表 重大事故等対策における手順書の概要 (9/19)	第 1 表 重大事故等対策における手順書の概要 (9/19)	
方針目的	1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等	1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等	1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等	第 1 表は、技術的能力 1.1~1.19 まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所の緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとす。
方針目的	炉心の著しい損傷が発生した場合に、ジルコニウム-水反応及び水の放射線分解による水素が、原子炉格納容器（以下「格納容器」という。）内に放出された場合においても水素爆発による格納容器の破損を防止するために必要な水素濃度低減及び水素濃度監視を行う手順等を整備する。	炉心の著しい損傷が発生した場合において、ジルコニウム-水反応及び水の放射線分解等により発生する水素及び酸素が、原子炉格納容器内に放出された場合においても水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な原子炉格納容器内の不活性化、原子炉格納容器フィルタベント系及び酸素濃度の排出、及び原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視を行う手順等を整備する。	炉心の著しい損傷が発生した場合において、ジルコニウム-水反応及び水の放射線分解による水素及び酸素が、原子炉格納容器内に放出された場合においても水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な原子炉格納容器内水素処理装置、格納容器水素イグナイトによる原子炉格納容器内の水素濃度低減及び原子炉格納容器内の水素濃度の監視を行う手順等を整備する。	【大飯】設備の相違 ・大飯 3/4 号炉は、非常に炉心冷却設備動作信号で自動起動する。 ・泊 3 号炉は、炉心出口温度 350°C 以上又は非常用炉心冷却設備動作信号の発信を伴う 1 次冷却却材喪失事象が発生した場合において、すべての高圧注入系機能が喪失した場合、速やかに格納容器水素イグナイトを起動する。 ・常設直流水源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の指示値を確認する。
対応手順等	水素濃度低減 原子炉格納容器 静的触媒式水素再結合装置	原子炉格納容器内における水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉運転中における原子炉格納容器内の雰囲気は、不活性ガス（窒素）で置換することにより不活性化した状態とする。	原子炉格納容器内における水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉運転中における原子炉格納容器内の雰囲気は、不活性ガス（窒素）で置換することにより不活性化した状態とする。	【大飯】設備の相違 ・大飯 3/4 号炉は、非常に炉心冷却設備動作信号で自動起動する。 ・泊 3 号炉は、炉心出口温度 350°C 以上又は非常用炉心冷却設備動作信号の発信を伴う 1 次冷却却材喪失事象が発生した場合において、すべての高圧注入系機能が喪失した場合、速やかに格納容器水素イグナイトを起動する。 ・常設直流水源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置の指示値を確認する。
対応手順等	水素濃度監視 可搬型格納容器水素ガス濃度計	原子炉格納容器内に発生する水素及び酸素を以下手段により抑制、又は排出し、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止する。 ・可搬型窒素ガス供給装置により不活性ガス（窒素）を原子炉格納容器内へ注入する。 ・原子炉格納容器フィルタベント系により排出する。 ル可搬型シート系による供給装置及び原器子炉格納容器水素ガス濃度計を起動し、可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置を起動し、可搬型格納容器水素ガス濃度計を起動後、格納容器内の水素濃度を確認する。 全交流動力電源喪失及び原子炉補機冷却機能喪失時は、空冷式非常用発電装置からの給電操作及び可搬型格納容器水素ガス濃度計の系統構成を行い、格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ及び可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置を起動し、可搬型格納容器水素ガス濃度計を起動後、格納容器内の水素濃度を確認する。常設直流水源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、格納容器内水素濃度を確認する。	原子炉格納容器内に発生する水素及び酸素を以下手段により抑制、又は排出し、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止する。 ・可搬型窒素ガス供給装置により不活性ガス（窒素）を原子炉格納容器内へ注入する。 ・原子炉格納容器フィルタベント系により排出する。 ル可搬型シート系による供給装置及び原器子炉格納容器水素ガス濃度計を起動し、可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置を起動し、可搬型格納容器水素ガス濃度計を起動後、格納容器内の水素濃度を確認する。 全交流動力電源喪失及び原子炉補機冷却機能喪失時は、空冷式非常用発電装置からの給電操作及び可搬型格納容器水素ガス濃度計の系統構成を行い、可搬型ガスサンプリング圧縮装置を起動後、原子炉格納容器内の水素濃度を確認する。	【大飯】設備の相違 ・泊 3 号炉は、原子炉格納容器圧力が高いため可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置を起動する。（川内 1/2 号炉、玄海 3/4 号炉、伊方 3 号炉と同様）
対応手順等	水素濃度監視 可搬型格納容器水素ガス濃度計	原子炉格納容器内に発生する水素及び酸素の濃度を格納容器内水素濃度 (D/W)、格納容器内水素濃度 (S/C)、格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度を用いて測定し、監視する。 全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、格納容器内水素濃度 (D/W)、格納容器内水素濃度 (S/C)、格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度を用いて測定し、監視する。	原子炉格納容器内に発生する水素及び酸素の濃度を格納容器内水素濃度 (D/W)、格納容器内水素濃度 (S/C)、格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度を用いて測定し、監視する。 全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、格納容器内水素濃度 (D/W)、格納容器内水素濃度 (S/C)、格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度を用いて測定し、監視する。	【大飯】設備の相違 ・泊 3 号炉は、原子炉格納容器圧力が高いため可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置を起動する。（川内 1/2 号炉、玄海 3/4 号炉、伊方 3 号炉と同様）

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊 3 号炉と比較対象とならない記載

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>配慮すべき事項</p> <p>電源確保</p> <p>全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合、代替電源設備により水素濃度低減に使用する設備及び水素濃度監視に使用する設備に給電する。 代替電源設備により給電する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>原子酸素の格納容器内の留意水素事項及び</p> <p>作業性</p> <p>電源確保</p> <p>代替循環冷却系又は残留熱除去系により原子炉格納容器内の除熱を開始した場合において、原子炉格納容器内のドライ条件の酸素濃度が 4.0vol%に到達した場合は、可搬型窒素ガス供給装置を用いて不活性ガス（窒素）を原子炉格納容器内へ注入する。 原子炉格納容器内のドライ条件の酸素濃度が 4.3vol%及びウェット条件の酸素濃度が 1.5vol%に到達した場合は、原子炉格納容器フィルタベント系を用いて原子炉格納容器内に滞留している水素及び酸素を排出する。 なお、原子炉格納容器フィルタベント系を用いて原子炉格納容器内に滞留している水素及び酸素を排出する場合は、スクラービング効果が期待できるサブレッシュン・エンバを経由する経路を第一優先とする。サブレッシュン・エンバ側のベントラインが使用できない場合は、ドライウェルを経由する経路を第二優先とする。</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系を使用する場合は、フィルタ装置出口水素濃度にて水素濃度を監視する。また、原子炉格納容器フィルタベント系を使用する場合は、フィルタ装置出口放射線モニタの放射線量率及び事前にフィルタ装置出口配管表面の放射線量率と配管内部の放射性物質濃度から算出した換算係数にて放射性物質濃度を推定し監視する。 原子炉格納容器フィルタベント系を使用する場合は、放射性雲の影響による被ばくを低減するため、中央制御室待避所へ待避しプラントパラメータを継続して監視する。 現場運転員の放射線防護を考慮して、遠隔手動弁を操作するエリアを原子炉建屋付属棟内に設置する。 また、原子炉格納容器ベント操作後の汚染の可能性を考慮して、防護具を装備して作業を行う。</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系の隔離弁を遠隔で手動操作する場合は、操作に必要な工具はなく通常の弁操作と同様であり、原子炉建屋付属棟内で実施する。</p> <p>全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合は、代替電源設備を用いて原子炉格納容器内の水素及び酸素の排出に必要な電動弁、格納容器内水素濃度（D/W）、格納容器内水素濃度（S/C）、格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度へ給電する。</p>	<p>重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>電源確保</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉格納容器水素爆発防止及び原子炉格納容器内の水素濃度の監視手段として、以上の手段を用いて、原子炉格納容器内における水素爆発による原子炉格納容器の破損の防止を図る。 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉格納容器水素爆発防止について、原子炉格納容器内水素処理装置は、電源等の動力源を必要としない静的な装置であり、原子炉格納容器内の水素濃度上昇に従い自動的に触媒反応するものである。また、格納容器水素イグナイタは、さらなる水素濃度低減を図るために手動にて起動する。 原子炉格納容器内の水素濃度の監視手段については、格納容器内水素濃度を中央制御室で連続的に監視可能である可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる水素濃度監視を優先する。</p>	<p>【大飯】 記載内容の相違（女川審査実績の反映） ・重大事故等時の対応手段の選択の追記</p>

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊 3 号炉と比較対象とならない記載

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		女川原子力発電所 2 号炉		泊発電所 3 号炉		相違理由
第 5.1.1 表 重大事故等対策における手順書の概要 (10/19)		第 1 表 重大事故等対策における手順書の概要 (10/19)		第 1 表 重大事故等対策における手順書の概要 (10/19)		
方針目的	1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等	方針目的	1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等	方針目的	1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等	第 1 表は、技術的能力 1.1~1.19 まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所の緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。
水素排出	炉心の著しい損傷が発生した場合において、水素が原子炉格納容器（以下「格納容器」という。）内に放出され、格納容器から格納容器周囲のアニュラス部に漏えいした場合にも、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するため、アニュラス部の水素排出及び水素濃度監視を行う手順等を整備する。	静的触媒式水素再結合装置による	原子炉格納容器内で発生した水素が原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟に漏えいした場合は、静的触媒式水素再結合装置動作監視装置を用いて原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度上昇を抑制するために設置している静的触媒式水素再結合装置の動作状態を監視する。 全交流動力電源喪失又は直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、静的触媒式水素再結合装置動作監視装置を用いて監視する。	アニュラス空気排出による	非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合に、アニュラス空気净化ファンを運転し、アニュラス部の水素を含むガスがアニュラス部からアニュラス空気净化フィルタユニットを通して屋外へ排出されていることを、アニュラス圧力の低下にて確認する。 全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合は、アニュラス空気净化系の弁に窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）から代替制御用空気を供給するための系統構成を行い、代替電源設備から給電した後、アニュラス空気净化ファンを運転する。 また、窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）から代替制御用空気の供給が不能の場合は、可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）から代替制御用空気を供給するための系統構成を行い、代替電源設備から給電した後、アニュラス空気净化ファンを運転する。	【大飯】設備の相違 ・大飯 3/4 号炉は、常設のアニュラス水素濃度計測装置を使用する。 ・泊 3 号炉は、アニュラス部の水素濃度を直接測定する可搬型アニュラス空気濃度計測ユニットを使用する。（伊方 3 号炉と同様）
対応手順等	炉心の損傷を判断した場合、アニュラス部の水素濃度を、アニュラス水素濃度計により測定し監視する。 全交流動力電源喪失時は、空冷式非常用発電装置から給電されていることを確認後、アニュラス部の水素濃度を確認する。また、常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、アニュラス部の水素濃度を確認する。	原子炉建屋内の	原子炉格納容器内で発生し原子炉格納容器から原子炉建屋に漏えいした水素濃度を監視するため、原子炉建屋内水素濃度を用いて原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度を監視する。 全交流動力電源喪失又は直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、原子炉建屋内水素濃度を用いて監視する。	可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットによる	炉心出口温度が 350°C 以上又は格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示値が $1 \times 10^5 \text{ mSv/h}$ 以上の場合、可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットの系統構成を行い、可搬型アニュラス空気濃度計測ユニットを起動後、アニュラス部の水素濃度を測定し監視する。 全交流動力電源喪失時は、常設代替交流電源設備から給電されていることを確認後、アニュラス部の水素濃度を確認する。また、常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、アニュラス部の水素濃度を確認する。	【大飯】設備の相違 ・泊 3 号炉は、B 系のアニュラス空気净化設備の弁を、常設代替交流電源設備によって使用する（川内 1/2 号炉、玄海 3/4 号炉と同様）
配慮すべき事項	全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合、代替電源設備によりアニュラス空気净化設備及び水素濃度監視に使用する設備に給電する。 給電する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	非常用ガス処理系の停止	非常用ガス処理系の系統内での水素爆発を回避するため、原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度の上昇を確認した場合は、非常用ガス処理系を手動操作により停止する。	電源確保	全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備を用いて B 系アニュラス空気净化設備による水素排出及び可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットによる水素濃度監視に使用する設備へ給電する。 代替電源設備により給電する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	【大飯】設備の相違 ・大飯 3/4 号炉は、制御用空気が喪失している場合は、窒素ポンベを使用し、窒素ポンベが使用できない場合は可搬式空気圧縮機を使用する。 ・泊 3 号炉は、窒素ガスポンベを使用する。

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊 3 号炉と比較対象とならない記載

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
			備や起動操作が必要なため、炉心損傷前に測定準備に着手する方針としている。

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊 3 号炉と比較対象とならない記載

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		女川原子力発電所 2 号炉		泊発電所 3 号炉		相違理由
方針目的	第 5.1.1 表 重大事故等対策における手順書の概要 (11/19)	方針目的	第 1 表 重大事故等対策における手順書の概要 (11/19)	方針目的	第 1 表 重大事故等対策における手順書の概要 (11/19)	
1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等	<p>使用済燃料貯蔵槽（以下「使用済燃料ピット」という。）の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が低下した場合、使用済燃料ピット内の燃料体又は使用済燃料（以下「貯蔵槽内燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するため使用済燃料ピットへの注水、使用済燃料ピットの監視を行う手順等を整備する。</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止し、放射性物質の放出を低減するため使用済燃料ピットへのスプレイ、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水、使用済燃料ピットの監視を行う手順等を整備する。</p>	1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等	<p>使用済燃料貯蔵槽（以下「使用済燃料ブル」という。）の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ブルからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ブルの水位が低下した場合において、使用済燃料ブル内の燃料体又は使用済燃料（以下「使用済燃料ブル内の燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するため、燃料ブル代替注水、漏えい抑制、使用済燃料ブルの監視を行う手順等を整備する。さらに、使用済燃料ブルから発生する水蒸気による重大事故等対処設備への悪影響を防止する手順を整備する。</p> <p>また、使用済燃料ブルからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ブルの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料ブル内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止し、放射性物質の放出を低減するため、使用済燃料ブルへのスプレイ、大気への放射性物質の拡散抑制、使用済燃料ブルの監視を行う手順等を整備する。</p>	1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等	<p>使用済燃料貯蔵槽（以下「使用済燃料ピット」という。）の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が低下した場合において、使用済燃料ピット内の燃料体又は使用済燃料（以下「使用済燃料ピット内の燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するため、使用済燃料ピットへの注水、漏えい抑制、使用済燃料ピットの監視を行う手順等を整備する。</p> <p>また、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止し、放射性物質の放出を低減するため、使用済燃料ピットへのスプレイ、大気への放射性物質の拡散抑制、燃料取扱機（使用済燃料ピット内の燃料体等）への放水、使用済燃料ピットの監視を行う手順等を整備する。</p>	第1表は、技術的能力 1.1~1.9まとめ 資料を基に、大飯 及び女川と比較し ているため、相違 箇所の緑字につ いては、記載表現、 設備名称等の相違 であり実質的な相 違はないことから 相違理由を省略し、 着色のみとする。
対応手順等	<p>海水から使用済燃料ピットへの注水</p> <p>使用済燃料ピットへの注水</p> <p>海水から使用済燃料ピットへの注水</p> <p>海水から使用済燃料ピットへの注水</p>	<p>海水を用いた使用済燃料ピットへの注水</p> <p>海水を用いた使用済燃料ピットへの注水</p> <p>海水を用いた使用済燃料ピットへの注水</p> <p>海水を用いた使用済燃料ピットへの注水</p>	<p>海水を用いた使用済燃料ピットへの注水</p> <p>海水を用いた使用済燃料ピットへの注水</p> <p>海水を用いた使用済燃料ピットへの注水</p> <p>海水を用いた使用済燃料ピットへの注水</p>	<p>海水を用いた使用済燃料ピットへの注水</p> <p>海水を用いた使用済燃料ピットへの注水</p> <p>海水を用いた使用済燃料ピットへの注水</p> <p>海水を用いた使用済燃料ピットへの注水</p>	<p>海水を用いた使用済燃料ピットへの注水</p> <p>海水を用いた使用済燃料ピットへの注水</p> <p>海水を用いた使用済燃料ピットへの注水</p> <p>海水を用いた使用済燃料ピットへの注水</p>	<p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊 3 号炉は、コンクリート保護の観点で水温を管理。伊方 3 号炉、玄海 3/4 号炉及び女川 2 号炉と同様。大飯 3/4 号炉は、使用済燃料ピットの除熱量を熱負荷上回る水温で管理。 プラント固有の使用済燃料ピット設置レベルの相違による下端水位の相違。

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊 3 号炉と比較対象とならない記載

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		女川原子力発電所 2 号炉		泊発電所 3 号炉		相違理由
対応手段等	使用済燃料ピットへのスプレイ	使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端 (E.L.+31.79m) 以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合、以下の手段により、使用済燃料ピットへスプレイ 又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水する。 <ul style="list-style-type: none">・送水車及びスプレイヘッダにより海水を使用済燃料ピットへスプレイする。・原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊又は使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示上昇により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲により海水を原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水する。	使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し使用済燃料ピット水位が異常に低下した場合は、以下の手段により使用済燃料ピット内の燃料体等に直接スプレイする。 <ul style="list-style-type: none">・代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2））を水源として、大容量送水ポンプ（タイプ I）により燃料ピールスプレイ系（常設配管）からスプレイする。・大容量送水ポンプ（タイプ I）により燃料ピールスプレイ系（常設配管）からスプレイできない場合、代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2））を水源として、大容量送水ポンプ（タイプ I）により燃料ピールスプレイ系（可搬型）からスプレイする。 なお、大容量送水ポンプ（タイプ I）による使用済燃料ピットへのスプレイは、海を水源として利用できる。	使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生する場合、以下の手段により使用済燃料ピット内の燃料体等に直接スプレイする。 <ul style="list-style-type: none">・代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2））を水源として、大容量送水ポンプ（タイプ I）により燃料ピールスプレイ系（常設配管）からスプレイする。・大容量送水ポンプ（タイプ I）により燃料ピールスプレイ系（常設配管）からスプレイできない場合、代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2））を水源として、大容量送水ポンプ（タイプ I）により燃料ピールスプレイ系（可搬型）からスプレイする。 なお、大容量送水ポンプ（タイプ I）による使用済燃料ピットへのスプレイは、海を水源として利用できる。	使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生する場合、以下の手段により使用済燃料ピット内の燃料体等に直接スプレイする。 <ul style="list-style-type: none">・可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルにより海水を使用済燃料ピットへスプレイする。・燃料取扱機（使用済燃料ピット内の燃料体等）の損壊又は使用済燃料ピットエリアモニタの指示値上昇により燃料取扱機（使用済燃料ピット内の燃料体等）に近づけない場合、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲により海水を燃料取扱機（使用済燃料ピット内の燃料体等）へ放水する。	【大飯】設備の相違 ・プラント固有の使用済燃料ピット設置レベルの相違による下端水位の相違。

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊 3 号炉と比較対象とならない記載

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		女川原子力発電所 2 号炉		泊発電所 3 号炉		相違理由		
対応手順等	<p>使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能が喪失又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時、又は使用済燃料ピットからの大量的水の漏えい発生時、常設設備である使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット温度（AM用）及び使用済燃料ピット監視カメラにより使用済燃料ピットの監視を行う。また、計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が 50°C を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外に E.L.+33.06m 以下まで低下している場合、可搬型設備である可搬式使用済燃料ピット水位、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置の運搬、設置及び接続を行い、使用済燃料ピットの監視を行う。</p> <p>使用済燃料ピットの監視は、常設設備により行うが、計器の計測範囲を超えた場合は、可搬型設備の計器を用いることで変動する可能性のある範囲を各計器がオーバーラップして監視する。直流電源が喪失している場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、可搬型設備の指示を確認する。</p> <p>可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタは、複数の設置場所での線量率の相関（減衰率）関係を評価し、各設置場所間での関係性を把握し、指示値の傾向を確認することで使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定する。</p> <p>使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置は、使用済燃料ピット監視カメラの耐環境性向上のため、空気を供給し冷却を行う。</p>	<p>使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能喪失時、又は使用済燃料ピット水の漏えいが発生した場合は、使用済燃料ピット水位／温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料ピット水位／温度（ガイドバルス式）、使用済燃料ピット上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）及び使用済燃料ピット監視カメラにより、使用済燃料ピットの状態を監視する。また、計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット水位が計画外に T.P. 32.58m 以下まで低下している場合、可搬型設備である使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置の運搬、設置及び接続を行い、使用済燃料ピットの監視を行う。</p> <p>使用済燃料ピットの監視は、常設設備により行うが、計器の計測範囲を超えた場合は、可搬型設備の計器を用いることで変動する可能性のある範囲を各計器がオーバーラップして監視する。直流電源が喪失している場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、可搬型設備の指示値を確認する。</p> <p>使用済燃料ピット可搬型エリアモニタは、取付けを想定する複数の場所の線量率と使用済燃料ピット区域の空間線量率の相関（減衰率）をあらかじめ評価しておくことで、使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定する。</p> <p>使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置は、使用済燃料ピット監視カメラの耐環境性向上のため、空気を供給し冷却を行う。</p>	<p>重大事故等時における使用済燃料ピットの監視</p> <p>重大事故等時における使用済燃料ピットの監視設備による</p> <p>重大事故等時における使用済燃料ピットの監視設備による</p> <p>重大事故等時における使用済燃料ピットの監視設備による</p>	<p>対応手段等</p> <p>代替電源による給電</p> <p>燃料ピット冷却浄化系による</p> <p>燃料ピット冷却浄化系による</p>	<p>使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能が喪失又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時、又は使用済燃料ピットからの大量的水の漏えい発生時、常設設備である使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット温度（AM用）及び使用済燃料ピット監視カメラにより、使用済燃料ピットの状態を監視する。また、計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット水位が計画外に T.P. 32.58m 以下まで低下している場合、可搬型設備である使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置の運搬、設置及び接続を行い、使用済燃料ピットの監視を行う。</p> <p>使用済燃料ピットの監視は、常設設備により行うが、計器の計測範囲を超えた場合は、可搬型設備の計器を用いることで変動する可能性のある範囲を各計器がオーバーラップして監視する。直流電源が喪失している場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、可搬型設備の指示値を確認する。</p> <p>使用済燃料ピット可搬型エリアモニタは、取付けを想定する複数の場所の線量率と使用済燃料ピット区域の空間線量率の相関（減衰率）をあらかじめ評価しておくことで、使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定する。</p> <p>使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置は、使用済燃料ピット監視カメラの耐環境性向上のため、空気を供給し冷却を行う。</p>	<p>代替電源による給電</p>	<p>全交流動力電源喪失又は直流電源が喪失した状況において使用済燃料ピットの状態を監視するため、所内常設蓄電池直列電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から使用済燃料ピット水位／温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料ピット上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）へ給電する。</p> <p>さらに、代替交流電源設備等から使用済燃料ピット水位／温度（ガイドバルス式）、使用済燃料ピット監視カメラへ給電する。</p> <p>燃料ピット冷却浄化系が全交流動力電源喪失及び原子炉補機冷却海水系（原子炉補機冷却海水系を含む）の機能喪失により起動できず、使用済燃料ピットから発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、常設代替交流電源設備等により燃料ピット冷却浄化系の電源を確保し、原子炉補機代替冷却海水系により冷却水を確保することで燃料ピット冷却浄化系を起動し、使用済燃料ピットを除熱する。</p>	<p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊 3 号炉は、コンクリート保護の観点で水温を管理。伊方 3 号炉、玄海 3/4 号炉及び女川 2 号炉と同様。大飯 3/4 号炉は、使用済燃料ピットの除熱量を熱負荷上回る水温で管理。 ・プラント固有の使用済燃料ピット設置レベルの相違による下端水位の相違。 <p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は 125V 蓄電池を「所内常設蓄電池直列電源設備」、125V 代替蓄電池及び 250V 蓄電池を「常設代替直流電源設備」と位置付けている。 ・泊は蓄電池（非常用）と後備蓄電池を併せて「所内常設蓄電池直列電源設備」と位置付けている。 ・女川は常設の SA 設備を用いて監視する。 ・泊は常設と可搬型の SA 設備を用いて監視する。

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊 3 号炉と比較対象とならない記載

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		女川原子力発電所 2 号炉		泊発電所 3 号炉		相違理由
作業性	海水から使用済燃料ピットへの注水にかかる可搬型ホース等の取付けについては速やかに作業ができるように送水車の保管場所に可搬型ホース等を配備する。 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイにかかる可搬型ホース等の取付けについては速やかに作業ができるように送水車の保管場所に可搬型ホース等を配備する。	重大事故等時の対応手段の選択	使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失した場合、又は使用済燃料ピットの水位が低下した場合は、その程度によらず、大容量送水ポンプ（タイプ I）により使用済燃料ピットへ注水又はスプレイ可能となるよう準備する。 また、大容量送水ポンプ（タイプ I）により使用済燃料ピットへ注水又はスプレイする場合は、常設配管を優先して使用し、常設配管が使用できない場合は、可搬型を使用する。 全交流動力電源の喪失及び原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む）の機能喪失により燃料ピット冷却浄化系による使用済燃料ピットの除熱ができず、使用済燃料ピットから発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、常設代替交流電源設備等を用いて燃料ピット冷却浄化系の電源を確保し、原子炉補機代替冷却水系により冷却水を確保するとともに燃料ピット代替注水により水源を確保し、燃料ピット冷却浄化系による使用済燃料ピットを除熱する。	重大事故等時の対応手段の選択	使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料ピットの水位が低下した場合は、注水までの所要時間が短い自主対策設備である燃料取替用水ポンプ等を優先する。可搬型大型送水ポンプ車は、使用準備に時間が必要となることから、あらかじめ可搬型大型送水ポンプ車等の運搬、設置及び接続を行い、燃料取替用水ポンプ等の注水手段がなければ使用する。 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい、その他の要因により使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合は、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイを優先する。 また、燃料取扱機（使用済燃料ピット内の燃料体等）に破損がある場合又は燃料取扱機（使用済燃料ピット内の燃料体等）に近づけない場合は、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱機（使用済燃料ピット内の燃料体等）への放水を優先する。	【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・重大事故等時の対応手段の選択の追記
配慮すべき事項	電源確保	作業性	燃料ピット代替注水系（常設配管）、燃料ピット代替注水系（可搬型）、燃料ピールスプレイ系（常設配管）及び燃料ピールスプレイ系（可搬型）で使用する大容量送水ポンプ（タイプ I）のホース接続は、汎用の結合金具を使用し、容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。	作業性	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水又は海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイに係る可搬型ホースの接続については速やかに作業ができるよう可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に可搬型ホースを配備する。	【女川】 設備の相違 ・設備の相違による各手段の記載内容の相違
	燃料補給	燃料補給	配慮すべき事項は、「1.14 電源確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。	燃料補給	配慮すべき事項は、「1.14 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。	【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊 3 号炉は女川 2 号炉の審査実績を反映し、燃料補給に関しては技術的能力 1.14 にて整理する。 女川と同様。

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊 3 号炉と比較対象とならない記載

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉			女川原子力発電所 2 号炉			泊発電所 3 号炉			相違理由
第 5.1.1 表 重大事故等対策における手順書の概要 (12/19)			第 1 表 重大事故等対策における手順書の概要 (12/19)			第 1 表 重大事故等対策における手順書の概要 (12/19)			
1.12 工場外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等	炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の損傷又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、大気への拡散抑制、海洋への拡散抑制により工場等外（以下「発電所外」という。）への放射性物質の拡散を抑制する手順等を整備する。 また、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合に、航空機燃料火災への泡消火により、火災に対応する手順等を整備する。		1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等	炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、大気への放射性物質の拡散抑制、海洋への放射性物質の拡散抑制により発電所外への放射性物質の拡散を抑制する手順等を整備する。 また、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、航空機燃料火災への泡消火により火災に対応する手順等を整備する。		1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等	炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は使用済燃料ビット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、大気への放射性物質の拡散抑制により発電所外への放射性物質の拡散を抑制する手順等を整備する。 また、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、航空機燃料火災への泡消火により火災に対応する手順等を整備する。		第 1 表は、技術的能力 1.1～1.19 まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所の緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり、実質的な相違はないことから相違理由省略し、着色のみとする。
方針目的	原子炉格納容器及びアニュラス部の著しい損傷	炉心出口温度が 350°C 以上かつ格納容器内高レンジエリモニタ（高レンジ）が $1 \times 10^5 \text{ mSv/h}$ 以上となり、原子炉格納容器へのスプレイが確認できない場合、 大容量ポンプ（放水用） 及び放水砲により原子炉格納容器及びアニュラス部へ海水を放水する。	原子炉格納容器及びアニュラス部への放水等により放射性物質を含む汚染水が発生する場合、発電所から海洋に流出する 4 箇所（取水路側 2 箇所、放水路側 2 箇所）にシルトフェンスを設置する。 大容量ポンプ（放水用） 及び放水砲による原子炉格納容器及びアニュラス部への放水等により、放射性物質を含む汚染水の発生を想定して、放射性物質を含む汚染水は雨水等の排水流路を通って海へ流れ込むため、 排水路に多様性拡張設備 である放射性物質吸着剤を設置する。放射性物質吸着剤は、放水路側シルトフェンスの内側に優先的に設置する。次に取水路側シルトフェンス内側、側溝の順に設置する。側溝については、放水路ビット付近から設置する。なお、放水の状況に応じてその設置量を決定する。	炉心損傷を判断した場合においてあらゆる注水手段を講じても原子炉圧力容器への注水が確認できない場合、使用済燃料プール水位が低下した場合においてあらゆる注水手段を講じても水位低下が継続する場合、又は大型航空機の衝突等、原子炉建屋の外観で大きな損傷を確認した場合は、海を水源として、 大容量送水ポンプ（タイプ II） 及び放水砲による放水準備を開始する。その後、原子炉格納容器の破損のおそれがある場合、原子炉格納容器からの異常な漏えいにより原子炉格納容器フィルタメント系で原子炉格納容器の減圧及び除熱をしているものの、原子炉建屋隔壁設備を開放する場合、使用済燃料プールへのスプレイができない場合、又は、プラントの異常によりモニタリング設備の指示がオーダーレベルで上昇した場合は、 原子炉建屋に海水を放水する 。	大気への放射性物質の拡散抑制	原子炉格納容器及びアニュラス部の著しい損傷	炉心出口温度が 350°C 以上及び格納容器内高レンジエリモニタ（高レンジ）の指示値が $1 \times 10^5 \text{ mSv/h}$ 以上となり、原子炉格納容器へのスプレイが確認できない場合、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲により海水を原子炉格納容器及びアニュラス部へ放水する。	【大飯】【女川】設備の相違 ・女川 2 号炉とは炉型の相違により「アニュラス部」の記載で相違する。先行 PWR プランの高浜 1/2/3/4 号炉、伊方 3 号炉、川内 1/2 号炉、玄海 3/4 号炉と同様。(以降、相違理由省略)	
対応手順等	拡散抑制の炉心の著しい損傷	原子炉格納容器及びアニュラス部への放水等により放射性物質を含む汚染水が発生する場合、発電所から海洋に流出する 4 箇所（取水路側 2 箇所、放水路側 2 箇所）にシルトフェンスを設置する。 大容量ポンプ（放水用） 及び放水砲による原子炉格納容器及びアニュラス部への放水等により、放射性物質を含む汚染水の発生を想定して、放射性物質を含む汚染水は雨水等の排水流路を通って海へ流れ込むため、 排水路に多様性拡張設備 である放射性物質吸着剤を設置する。放射性物質吸着剤は、放水路側シルトフェンスの内側に優先的に設置する。次に取水路側シルトフェンス内側、側溝の順に設置する。側溝については、放水路ビット付近から設置する。なお、放水の状況に応じてその設置量を決定する。	原子炉格納容器及びアニュラス部の破損	大容量送水ポンプ（タイプ II）及び放水砲により原子炉建屋へ海水を放水する場合は、放射性物質を含む汚染水が発生するため、南側排水路排水樹、ターピング補機放水ビット、北側排水路排水樹及び取水口の合計 4 箇所にシルトフェンスを設置することで、海洋への放射性物質の拡散を抑制する。 設置に当たっては、放水した汚染水が直接流れ込む南側排水路排水樹及びターピング補機放水ビットの 2 箇所を優先する。	炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器及びアニュラス部の破損	可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲により原子炉格納容器及びアニュラス部へ海水を放水する場合は、放水により放射性物質を含む汚染水が発生するため、 構内排水設備の集水井 3 箇所に集水井シルトフェンスを設置する ことで、海洋への放射性物質の拡散を抑制する。 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による原子炉格納容器及びアニュラス部への放水等により、放射性物質を含む汚染水は雨水等の排水流路を通って海へ流れ込むため、排水流路の集水井に自主対策設備である放射性物質吸着剤を設置する。	【女川】記載内容の相違 ・炉心損傷を判断する意図としては同様。		
貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷	大気への拡散抑制	使用済燃料ビット水位が使用済燃料ビット出口配管下端（E.L.+31.79m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続し、建屋内部の損傷等により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に立ち入ることができない場合において、 使用済燃料ビット区域エリモニタ の指示値の著しい上昇及び原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の著しい損傷なく、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）近傍に近づける場合、 送水車及びスプレイヘッダ により海水を原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水する。 使用済燃料ビット水位が使用済燃料ビット出口配管下端（E.L.+31.79m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続し、 使用済燃料ビット区域エリモニタ の指示値上昇、又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の著しい損傷により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）近傍に近づけない場合、 送水車及びスプレイヘッダ より射程距離が長い 大容量ポンプ（放水用） 及び放水砲により海水を原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水する。	海洋への放射性物質の拡散抑制	大気への放射性物質の拡散抑制	使用済燃料ビット水位が使用済燃料ビット水净化冷却設備入口配管下端（T.P. 31.31m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合において、燃料取扱機（使用済燃料ビット内の燃料体等）の破損又は使用済燃料ビットエリモニタの指示値上昇により燃料取扱機（使用済燃料ビット内の燃料体等）近傍に近づける場合、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲により、海水を燃料取扱機（使用済燃料ビット内の燃料体等）へ放水する。	【女川】記載内容の相違 ・泊 3 号炉は「原子炉格納容器及びアニュラス部の破損」時と「使用済燃料ビット内の燃料体等の著しい損傷」時、荷揚シルトフェンスを設置することで、更なる海洋への放射性物質の拡散抑制を行なう。			

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊 3 号炉と比較対象とならない記載

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉			女川原子力発電所 2 号炉		泊発電所 3 号炉		相違理由
対応手順等	貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷 拡散抑制	原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水等により放射性物質を含む汚染水が発生する場合、発電所から海洋に流出する 4箇所（取水路側 2箇所、放水路側 2箇所）にシルトフェンスを設置する。 送水車及びスプレイヘッダ又は大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水等により、放射性物質を含む汚染水の発生を想定して、放射性物質を含む汚染水は雨水等の排水流路を通って海へ流れるため、排水路に多様性拡張設備である放射性物質吸着剤を設置する。放射性物質吸着剤は、放水路側シルトフェンスの内側に優先的に設置する。次に取水路側シルトフェンスの内側・側溝の順に設置する。側溝については、放水路ピット付近から設置する。なお、放水の状況に応じてその設置量を決定する。			可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲により燃料取扱機（使用済燃料ピット内の燃料体等）へ放水し、放水による放射性物質を含む汚染水が発生する場合、構内排水設備の集水溝 3箇所に集水溝シルトフェンスを設置することで、海洋への放射性物質の拡散を抑制する。 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱機（使用済燃料ピット内の燃料体等）への放水等により、放射性物質を含む汚染水の発生を想定して、放射性物質を含む汚染水は雨水等の排水流路を通って海へ流れるため、排水流路の集水溝に自主対策設備である放射性物質吸着剤を設置する。 放射性物質吸着剤を設置した後に、自主対策設備である荷揚場シルトフェンスを設置することで、更なる海洋への放射性物質の拡散抑制を行う。		
		使 用 済 燃 料 ビ ッ ト 内 の 燃 料 体 等 の 著 し い 損 傷	海 洋 へ の 放 射 性 物 質 の 拡 散 抑 制				
配慮すべき事項	操作性	原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲を用いて、海水を泡混合器で泡消火剤と混合しながら放水することで航空機燃料火災へ泡消火を実施する。 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲の準備が完了するまで、多様性拡張設備である化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水槽車又は化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車及び中型放水車あるいは送水車（消火用）及び中型放水車により、アクセスルートの確保、要員の安全確保、航空機燃料の飛散による延焼拡大防止のために泡消火を実施する。	航空機燃料火災への泡消火 対応手段等	原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合は、海を水源として、大容量送水ポンプ（タイプ II），放水砲及び泡消火薬剤混合装置により、泡消火を実施する。	航空機燃料火災への泡消火 対応手段等	原子炉建屋周辺における航空機燃料火災が発生した場合は、海を水源として、可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備で泡消火を実施する。 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲の準備が完了するまで、自主対策設備である化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車又は可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲あるいは大規模火災用消防自動車により、アクセスルートの確保、要員の安全確保、航空機燃料の飛散による延焼拡大防止のために泡消火を実施する。	
		放水砲による放水については噴射ノズルを調整することで、放水形状を直線状又は噴霧状に調整でき、放水形状は、直線状とするより遠くまで放水できるが、噴霧状とすると直線状よりも放射性物質の抑制効果があることからなるべく噴霧状を使用する。 原子炉格納容器及びアニュラス部の損壊箇所が確認できる場合は、放水砲の噴射位置を原子炉格納容器及びアニュラス部の損壊箇所に調整するが、確認できない場合は原子炉格納容器頂部へ調整する。 放水砲は、最も効果的な方角から原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に向けて放水する。 スプレイヘッダによる原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水については、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊箇所が確認できる場合は、スプレイヘッダの噴射位置を原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊部に調整する。 大容量ポンプ（放水砲用）及び送水車への燃料補給に関する手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。	操作性 配慮すべき事項	放水砲による放水は、噴射ノズルを調整することで放水形状を直線状又は噴霧状に調整でき、放水形状は、直線状とするより遠くまで放水できるが、噴霧状とすると直線状よりも放射性物質の抑制効果が期待できることから、なるべく噴霧状を使用する。 放水砲は風向き等の天候状況及びアクセス状況に応じて、最も効果的な方角から原子炉建屋の破損口等、放射性物質の放出箇所に向けて放水する。	操作性 配慮すべき事項	放水砲による放水は、噴射ノズルを調整することで放水形状を直線状又は噴霧状に調整でき、放水形状は、直線状とするより遠くまで放水できるが、噴霧状とすると直線状よりも放射性物質の抑制効果が期待できることから、なるべく噴霧状を使用する。 原子炉格納容器及びアニュラス部の破損箇所が確認できる場合は、放水砲の噴射位置を原子炉格納容器及びアニュラス部の破損部に調整するが、確認できない場合は原子炉格納容器頂部へ調整する。 放水砲は風向き等の天候状況及びアクセス状況に応じて、最も効果的な方角から原子炉格納容器及びアニュラス部又は燃料取扱機（使用済燃料ピット内の燃料体等）に向けて放水する。	【女川】 記載内容の相違 ・破損箇所への放水に關する記載は女川 2号炉の技術的能力 1.12 の本文には同様の記載がある。 【大飯】 設備の相違 ・消火設備は相違するものの、初期消火を実施する手段としては相違なし。 【女川】 記載内容の相違 ・破損箇所への放水に關する記載は女川 2号炉の技術的能力 1.12 の本文には同様の記載がある。 【大飯】 【女川】 設備の相違 ・大飯 3/4 号炉にはスプレイヘッダによる建屋外部からのスプレーを実施する手段があるが、泊 3号炉の同等の設備は建屋内部スプレイであるため大飯 3/4 号炉と同様の記載はなし。 【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊 3号炉は燃料補給の項目は技術的能力 1.14 にて整理する。女川 2号炉と同様。

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊 3 号炉と比較対象とならない記載

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		女川原子力発電所 2 号炉		泊発電所 3 号炉		相違理由
作業性	大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制又は航空機燃料火災への泡消火に係る可搬型ホース取付け等については、速やかに作業ができるように大容量ポンプ（放水砲用）の保管場所に使用工具及び可搬型ホースを配備する。 送水車及びスプレイヘッダによる大気への拡散抑制に係る可搬型ホース取付け等については、速やかに作業ができるように送水車の保管場所に可搬型ホース等を配備する。	作業性	大容量送水ポンプ（タイプII）及び放水砲の準備にあたり、プラント状況や周辺の現場状況、ホースの敷設時間等を考慮し、複数あるホース敷設ルートから作業時間が短くなるよう適切なルートを選択する。 ホース等の取り付けは、速やかに作業ができるように大容量送水ポンプ（タイプII）の保管場所に使用工具及びホースを配備する。	作業性	可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制又は航空機燃料火災への泡消火に係る可搬型ホースの接続については速やかに作業ができるように可搬型大容量海水送水ポンプ車の保管場所に使用工具及び可搬型ホースを配備する。	【女川】記載内容の相違 ・泊 3 号炉はホース敷設ルートによる敷設時間に相違はない。 【大飯】設備の相違 ・大飯はスプレイヘッダを設置しており、泊 3 号炉と設備に相違がある。
	大容量ポンプ（放水砲用）への重油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーを用いて実施する。 また、送水車への軽油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば軽油ドラム缶を用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を自安に実施する。大容量ポンプ（放水砲用）及び送水車への燃料補給に関する手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順」にて整備する。	配慮すべき事項	配慮すべき事項は、「1.14 電源確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。	配慮すべき事項	配慮すべき事項は、「1.14 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。	

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊 3 号炉と比較対象とならない記載

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		女川原子力発電所 2 号炉		泊発電所 3 号炉		相違理由
方針目的	第 5.1.1 表 重大事故等対策における手順書の概要 (13/19)		第 1 表 重大事故等対策における手順書の概要 (13/19)		第 1 表 重大事故等対策における手順書の概要 (13/19)	
	1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等		1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等		1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等	
	<p>設計基準事故の収束に必要な水源である燃料取替用水ピット、復水ピット等とは別に重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源として、淡水源及び海水等を確保する。</p> <p>設計基準事故対処設備及び重大事故等対応設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するため、蒸気発生器 2 次側による伊心冷却（注水）のための代替手段及び復水ピットへの供給、炉心注水及び原子炉格納容器（以下「格納容器」という。）スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給、格納容器再循環サンプルを水源とした再循環運転、使用済燃料貯蔵槽（以下「使用済燃料ピット」という。）への水の供給、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の使用済燃料ピット又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へのスプレイ及び放水並びに炉心の著しい損傷及び格納容器破損時の格納容器及びアニュラス部への放水のための水の供給について手順等を整備する。</p>		<p>設計基準事故の収束に必要な水源であるサブレッショングレンチバ及び復水貯蔵タンクとは別に重大事故等の収束に必要となる水源として、ほう酸水注入系貯蔵タンク等を確保する。さらに、代替淡水源として淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を確保するとともに、海を水源として確保する。</p> <p>設計基準事故対処設備及び重大事故等対応設備に対して、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するため、復水貯蔵タンク、サブレッショングレンチバ、淡水貯水槽（No.1）、淡水貯水槽（No.2）、海及びほう酸水注入系貯蔵タンクを水源とした対応手段、並びに復水貯蔵タンク、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）への水の補給について手順等を整備する。</p>		<p>設計基準事故の収束に必要な水源は、補助給水ピット及び燃料取替用水ピットを確保する。</p> <p>想定される重大事故等に対処するための水源として、ほう酸タンク及び格納容器再循環サンプルを確保する。さらに、海を水源として確保する。</p> <p>想定される重大事故等に対処するために必要な設備に必要な量の水を供給するため、補助給水ピット、燃料取替用水ピット、ほう酸タンク、格納容器再循環サンプル及び海を水源とした対応手段、並びに補助給水ピット及び燃料取替用水ピットへの水の補給について手順等を整備する。</p>	<p>第 1 表は、技術的能力 1.1～1.19 まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所の緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。</p> <p>【大飯、女川】審査基準改正に伴う相違</p>
	<p>復水貯蔵タンクを水源とした対応手段</p> <p>水源を利用した対応手段</p> <p>サブレッショングレンチバを水源とした対応手段</p>	<p>サブレッショングレンチバを水源として利用できない場合は、復水貯蔵タンクを水源として、以下の手段により対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備（設計基準拡張）である原子炉隔離時冷却系又は高圧炉心スプレイ系により原子炉圧力容器へ注水する。 ・原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧時において、原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系の故障等により発電用原子炉の冷却ができない場合は、高圧代替注水系により原子炉圧力容器へ注水する。 ・原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧時において、残留熱除去系（低圧注水モード）及び低圧炉心スプレイ系の故障等により発電用原子炉の冷却ができない場合は、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）又は低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）により原子炉圧力容器へ注水する。 ・残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）の故障等により原子炉格納容器内の冷却ができない場合は、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により原子炉格納容器内へスプレイする。 ・原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心を冷却するため、原子炉格納容器下部注水系（復水移送ポンプ）又は原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により原子炉格納容器下部へ注水する。 <p>復水貯蔵タンクを水源として利用できない場合は、サブレッショングレンチバを水源として、以下の手段により対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備（設計基準拡張）である高圧炉心スプレイ系、残留熱除去系（低圧注水モード）及び低圧炉心スプレイ系により原子炉圧力容器へ注水する。 ・重大事故等対処設備（設計基準拡張）である残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）により原子炉格納容器内を除熱する。 ・重大事故等対処設備（設計基準拡張）である残留熱除去系（サブレッショングレンチバ）によりサブレッショングレンチバを除熱する。 ・残存溶融炉心の冷却及び原子炉格納容器の破損を防止するため、代替循環冷却系により原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器内を除熱する。 ・原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心を冷却するため、代替循環冷却系又は原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）により原子炉格納容器下部へ注水する。 	<p>燃料取替用水ピットを水源とした対応手段</p> <p>水源を利用した対応手段</p> <p>サブレッショングレンチバを水源とした対応手段</p>	<p>補助給水ピットを水源として利用できない場合は、燃料取替用水ピットを水源として、以下の手段により対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備（設計基準拡張）である高圧注入ポンプ又は余熱除去ポンプにより原子炉容器へ注水する。 ・重大事故等対処設備（設計基準拡張）である格納容器スプレイポンプにより原子炉格納容器内へスプレイする。 ・発電用原子炉を未臨界にするため、充てんポンプにより原子炉容器へ注水する。 ・原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧時において、電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプの故障等により発電用原子炉の冷却ができない場合は、高圧注入ポンプにより原子炉容器へ注水する。 ・原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧時において、高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの故障等により発電用原子炉の冷却ができない場合は、代替格納容器スプレイポンプ、充てんポンプ又は B-1 格納容器スプレイポンプにより原子炉容器へ注水する。 ・格納容器スプレイポンプの故障等により原子炉格納容器内の冷却ができない場合は、代替格納容器スプレイポンプにより原子炉格納容器内へスプレイする。 ・原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心を冷却するため、代替格納容器スプレイポンプ又は格納容器スプレイポンプにより原子炉格納容器下部へ注水する。 <p>補助給水ピットを水源として、以下の手段により対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備（設計基準拡張）である電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプにより蒸気発生器へ注水する。 ・発電用原子炉を未臨界にするため、電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプにより蒸気発生器へ注水する。 	<p>水源を利用した対応手段</p> <p>補助給水ピットを水源とした対応手段</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p>

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊 3 号炉と比較対象とならない記載

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由				
	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">対応手段等</td> <td style="text-align: center;">水源を利用した対応手段</td> <td style="text-align: center;">淡水貯水槽を水源とした対応手段</td> <td> <p>復水貯蔵タンク及びサブレッショングレンバを水源として利用できない場合は、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源として、以下の手段により対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。 ・原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器内へスプレイする。・原子炉格納容器下部注水系（可搬型）又は原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器下部へ注水する。 ・燃料プール代替注水系（常設配管）又は燃料プール代替注水系（可搬型）により使用済燃料プールへ注水する。 ・燃料プールスプレイ系（常設配管）又は燃料プールスプレイ系（可搬型）により使用済燃料プールへスプレイする。 <p>なお、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）が枯渇する可能性がある場合は、海水を補給するか、海を水源として利用する。</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系を使用した時にフィルタ装置への水の補給が必要な場合は、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源として、大容量送水ポンプ（タイプ I）により補給する。</p> </td> </tr> </table>	対応手段等	水源を利用した対応手段	淡水貯水槽を水源とした対応手段	<p>復水貯蔵タンク及びサブレッショングレンバを水源として利用できない場合は、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源として、以下の手段により対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。 ・原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器内へスプレイする。・原子炉格納容器下部注水系（可搬型）又は原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器下部へ注水する。 ・燃料プール代替注水系（常設配管）又は燃料プール代替注水系（可搬型）により使用済燃料プールへ注水する。 ・燃料プールスプレイ系（常設配管）又は燃料プールスプレイ系（可搬型）により使用済燃料プールへスプレイする。 <p>なお、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）が枯渇する可能性がある場合は、海水を補給するか、海を水源として利用する。</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系を使用した時にフィルタ装置への水の補給が必要な場合は、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源として、大容量送水ポンプ（タイプ I）により補給する。</p>		
対応手段等	水源を利用した対応手段	淡水貯水槽を水源とした対応手段	<p>復水貯蔵タンク及びサブレッショングレンバを水源として利用できない場合は、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源として、以下の手段により対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。 ・原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器内へスプレイする。・原子炉格納容器下部注水系（可搬型）又は原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器下部へ注水する。 ・燃料プール代替注水系（常設配管）又は燃料プール代替注水系（可搬型）により使用済燃料プールへ注水する。 ・燃料プールスプレイ系（常設配管）又は燃料プールスプレイ系（可搬型）により使用済燃料プールへスプレイする。 <p>なお、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）が枯渇する可能性がある場合は、海水を補給するか、海を水源として利用する。</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系を使用した時にフィルタ装置への水の補給が必要な場合は、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源として、大容量送水ポンプ（タイプ I）により補給する。</p>				

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊 3 号炉と比較対象とならない記載

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉			泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>水源を利用した対応手段</p> <p>海を水源とした対応手段</p>	<p>復水貯蔵タンク、サプレッションチャンバー及び淡水貯水槽 (No.1) 及び淡水貯水槽 (No.2) を水源として利用できない場合は、海を水源として、以下の手段により対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。 ・原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器内へスプレイする。 ・原子炉格納容器下部注水系（可搬型）又は原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器下部へ注水する。 ・燃料プール代替注水系（常設配管）又は燃料プール代替注水系（可搬型）により使用済燃料プールへ注水する。 ・燃料プールスプレイ系（常設配管）又は燃料プールスプレイ系（可搬型）により使用済燃料プールへスプレイする。 ・原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）により補機冷却水を確保する。 	<p>水源を利用した対応手段</p> <p>海を水源とした対応手段</p>	<p>燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源として利用できない場合は、海を水源として、以下の手段により対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大型送水ポンプ車により原子炉容器へ注水する。 ・可搬型大型送水ポンプ車により使用済燃料ピットへ注水する。 ・可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルにより使用済燃料ピットへスプレイする。 ・原子炉補機冷却水ポンプ及び原子炉補機冷却海水ポンプにより補機冷却水を確保する。 <p>原子炉補機冷却水ポンプ及び原子炉補機冷却海水ポンプが故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送できない場合は、可搬型大型送水ポンプ車を使用し、高圧注入ポンプ等の機器で発生した熱を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送する。</p> <p>本対応手段は、「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」又は「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」の可搬型大型送水ポンプ車による代替補機冷却又は格納容器内自然対流冷却と同様である。</p> <p>炉心出口温度が 350°C 以上及び格納容器内高レンジエリヤモニタ（高レンジ）の指示値が $1 \times 10^6 \text{ mSv/h}$ 以上となり、原子炉格納容器へのスプレイが確認できない場合は、海を水源として、可搬型大容量海水送水ポンプ及び放水砲により原子炉格納容器及びアニュラス部へ放水する。</p> <p>本対応手段は、「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の大気への放射性物質の拡散抑制と同様である。</p> <p>原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合は、海を水源として、大容量送水ポンプ（タイプ II），放水砲及び泡混合設備により泡消火を実施する。</p> <p>本対応手段は、「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の航空機燃料火災への泡消火と同様である。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>
	<p>水源を利用した対応手段</p> <p>海を水源とした対応手段</p>	<p>ATWS が発生した場合、又は重大事故等の進展抑制及び溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延・防止が必要となる場合は、ほう酸水注入系貯蔵タンクを水源として、ほう酸水注入系により原子炉圧力容器へほう酸水を注水する。</p>	<p>水源を利用した対応手段</p> <p>ほう酸タンクを水源とした対応手段</p>	<p>ATWS が発生するおそれがある場合又は ATWS が発生した場合は、ほう酸タンクを水源として、ほう酸ポンプ及び充てんポンプにより原子炉容器へほう酸水を注水する。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊 3 号炉と比較対象とならない記載

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		女川原子力発電所 2 号炉		泊発電所 3 号炉		相違理由	
対応手順等	燃料取替用水ピットへの補給			水源を利用した対応手段	格納容器再循環サンプルを水源として、以下の手段により対応する。 <ul style="list-style-type: none">重大事故等対処設備（設計基準拡張）である高圧注入ポンプ又は余熱除去ポンプにより原子炉容器へ注水する。重大事故等対処設備（設計基準拡張）である格納容器スプレイポンプにより原子炉格納容器内へスプレーする。原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧時において、高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの故障等により発電用原子炉の冷却ができない場合は、B-格納容器スプレイポンプにより原子炉容器へ注水する。	【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）	
	格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水タンクへの供給	重大事故等の発生時において、炉心注水中に燃料取替用水ピットの水位が低下し補給が必要な場合、復水ピットから燃料取替用水ピットへ補給する。 燃料取替用水ピットへの補給の優先順位は、あらかじめ復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるがほう酸水であり早期に使用可能な 1 次系純水タンク及びほう酸タンク等を優先して使用し、準備が整えば復水ピットを使用する。	水源として復水貯蔵タンクを利用する場合は、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）の水を大容量送水ポンプ（タイプ I）により復水貯蔵タンクへ補給する。 また、海水を利用する場合は、海水取水箇所（取水口又は海水ポンプ室）から大容量送水ポンプ（タイプ II）により淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）へ補給した海水又は大容量送水ポンプ（タイプ I）により送水された海水を復水貯蔵タンクへ補給する。	水源へ水を補給するための対応手段	燃料取替用水ピットへ水を補給するための対応手段	水源として燃料取替用水ピットを利用する場合は、海水取水箇所（3号炉取水ピットスクリーン室）から海水を可搬型大型送水ポンプ車により燃料取替用水ピットへ補給する。 燃料取替用水ピットへの補給の優先順位は、あらかじめ可搬型大型送水ポンプ車の使用準備を開始し、使用可能であれば自主対策設備であるがほう酸水であり早期に使用可能な 1 次系純水タンク及びほう酸タンク等を優先して使用する。他の自主対策設備による淡水の補給手段が使用できない場合は、可搬型大型送水ポンプ車の準備が整えば海水を使用する。	【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）
	燃料取替用水ピットへの補給	重大事故等の発生時において、格納容器スプレイ中に燃料取替用水ピットの水位が低下し補給が必要な場合、復水ピットから燃料取替用水ピットへ補給する。 燃料取替用水ピットへの補給の優先順位は、あらかじめ復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるがほう酸水であり早期に使用可能な 1 次系純水タンク及びほう酸タンク等を優先して使用し、準備が整えば復水ピットを使用する。	水源として淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を使用する場合は、大容量送水ポンプ（タイプ I）の付属水中ポンプを淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）へ 1 台ずつ投入することにより、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）の淡水を利用する手段がある。 また、海水を利用する場合は、海水取水箇所（取水口又は海水ポンプ室）から大容量送水ポンプ（タイプ II）により淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）へ補給する。	水源へ水を補給するための対応手段	淡水貯水槽へ水を補給するための対応手段	水源として補助給水ピットを利用する場合は、海水取水箇所（3号炉取水ピットスクリーン室）から海水を可搬型大型送水ポンプ車により補助給水ピットへ補給する。 補助給水ピットへの補給の優先順位は、あらかじめ可搬型大型送水ポンプ車の使用準備を開始し、使用可能であれば自主対策設備であるが短時間で使用可能な 2 次系純水タンク等を優先して使用する。他の自主対策設備による淡水の補給手段が使用できない場合は、可搬型大型送水ポンプ車の準備が整えば海水を使用する。	【大飯】設備の相違
対応手順等	復水ピットへの補給	重大事故等の発生時において、蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（注水）中に復水ピットの水位が低下し補給が必要な場合、送水車により海水を水源として復水ピットへ補給する。 復水ピットへの補給の優先順位は、あらかじめ送水車の使用準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるが短時間で使用可能な No.3 淡水タンク等を優先して使用する。他の多様性拡張設備による淡水の補給手段が使用できない場合は、送水車の準備が整えば海水を使用する。					【大飯】運用の相違
対応手順等	蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（注水）及び復水ピットへの供給						【大飯】泊 3 号炉の、可搬型大型送水ポンプ車を用いた補助給水ピット又は燃料取替用水ピットへの補給は、炉心損傷防護が図れる場合と炉心損傷に至るおそれがある場合又は炉心損傷時ににおいて、補助給水ピットへ補給する水源の優先順位が異なる

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊 3 号炉と比較対象とならない記載

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
対応手順等	復水ビットへの供給ができない場合の代替手段 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（注水）	重大事故等の発生により、蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（注水）手段の水源となる復水ビットの枯渇、破損等により機能が喪失した場合、使用可能であれば多様性拡張設備であるが短時間で実施可能な N o. 3 淡水タンクへの水源切替えを優先して実施する。すべての水源が使用不可能で蒸気発生器水位が低下した場合は、燃料取替用水ビット水を高圧注入ポンプにより原子炉に注水する操作と、加圧器逃がし弁の開操作により格納容器内部へ 1 次冷却材を放出する操作を組み合わせた 1 次冷却系のフィードアンドブリードにより原子炉を冷却する。		【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊の同等の記載は燃料取替用水ビットを水源とした対応手段に記載。
	復水ビットへの補給	重大事故等の発生時において、蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（注水）中に復水ビットの水位が低下し補給が必要な場合、送水車により海水を水源として復水ビットへ補給する。 復水ビットへの補給の優先順位は、あらかじめ送水車の使用準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるが短時間で使用可能な N o. 3 淡水タンク等を優先して使用する。他の多様性拡張設備による淡水の補給手段が使用できない場合は、送水車の準備が整えば海水を使用する。		【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・上段にて再掲して比較。
対応手順等	炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水タンクへの供給ができない場合の代替手段及び燃	重大事故等の発生により、炉心注水の水源となる燃料取替用水ビットの枯渇、破損等が発生し水源として使用不可能な場合、以下の手段により、原子炉に注水する。 ・復水ビットを水源とし充てんポンプ又は恒設代替低圧注水ポンプによる炉心注水により原子炉へ注水する。 ・燃料取替用水ビットから復水ビットへの水源切替えができるない場合、あらかじめ可搬式代替低圧注水ポンプ等の準備を開始し、他の多様性拡張設備による淡水の供給手段が使用できない場合は、海水を水源とし可搬式代替低圧注水ポンプにより原子炉へ注水する。		【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊の同等の記載は補助給水ビットを水源とした対応手段及び海水を水源とした対応手段に記載。

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊 3 号炉と比較対象とならない記載

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
対応手順等	炉心注水のための代替手段及び燃料取替用 水タンクへの供給	重大事故等の発生時において、炉心注水中に燃料取替用水ピットの水位が低下し補給が必要な場合、復水ピットから燃料取替用水ピットへ補給する。 燃料取替用水ピットへの補給ができない場合の代替手段及び燃料取替用 水ピット		【大飯】 記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・上段にて再掲して比較。
	燃料取替用水ピットへの供給	重大事故等の発生により、格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ピットの枯渇、破損等が発生し水源として使用不可能な場合、以下の手段により格納容器ヘスプレイする。 ・復水ピットを水源として恒設代替低圧注水ポンプを用いた代替格納容器スプレイにより格納容器ヘスプレイする。 ・あらかじめ準備した可搬式代替低圧注水ポンプの準備が整い、恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイが実施できない場合は、海水を水源とし可搬式代替低圧注水ポンプにより格納容器ヘスプレイする。		【大飯】 記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・泊の同の記載は補助給水ピットを水源とした対応手段及び海水を水源とした対応手段に記載。
	燃料取替用水ピットへの供給	重大事故等の発生時において、格納容器スプレイ中に燃料取替用水ピットの水位が低下し補給が必要な場合、復水ピットから燃料取替用水ピットへ補給する。 燃料取替用水ピットへの補給ができない場合の代替手段及び燃料取替用 水ピット		【大飯】 記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・上段にて再掲して比較。

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊 3 号炉と比較対象とならない記載

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
対応手順等	格納容器再循環サンプルを水源とした再循環運転	<p>重大事故等の発生による格納容器再循環サンプルを水源とした再循環運転において、余熱除去ポンプの故障等により、再循環運転による原子炉への注水機能が喪失した場合、以下の手順により格納容器再循環サンプル水を原子炉へ注水する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧注入ポンプによる再循環運転により原子炉へ注水する。 ・A格納容器スプレイポンプ（R HRS - C SS 連絡ライン使用）及びA格納容器スプレイ冷却器による代替再循環運転により原子炉へ注水する。 ・全交流動力電源が喪失し、原子炉冷却機能が喪失した場合は、大容量ポンプによる代替補機冷却により冷却水を確保し、B高圧注入ポンプ（海水冷却）による代替再循環運転により原子炉へ注水する。 		<p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊の同等の記載は格納容器再循環サンプルを水源とした対応手段に記載。</p>
	使用済燃料ビットへの水の供給	<p>使用済燃料ビットの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ビットに接続する配管が破損し、使用済燃料ビット水の小規模な漏えいが発生した場合、海水を水源として送水車により使用済燃料ビットへ注水する。 使用済燃料ビットへの注水の優先順位は、あらかじめ送水車の使用準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるが短時間で実施可能なNo. 3淡水タンク等を優先して使用する。他の多様性拡張設備による淡水の補給手段が使用できない場合は、送水車の準備が整えば海水を使用する。</p>		<p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊の同等の記載は海を水源とした対応手段に記載。</p>
	又は原子炉周辺建屋のスプレイ（貯蔵槽内燃料体等）への放水	<p>重大事故等の発生により、使用済燃料ビットからの大量の水の漏えい等が発生し、使用済燃料ビットの機能が喪失した場合に、使用済燃料ビット水位が使用済燃料ビット出口配管下端以下で水位低下が継続する場合、以下の手順により使用済燃料ビット又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へスプレイ及び放水する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送水車及びスプレイヘッダにより海水を使用済燃料ビットへスプレイ又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水する。 ・原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損傷又は使用済燃料ビット区域アリアモニタの指示値上昇により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合は、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲により、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ海水を放水する。なお、海水を使用する際、取水箇所は取水路及び放水路ビットから取水箇所を選定し使用する。 		<p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊の同等の記載は海を水源とした対応手段に記載。</p>
	アニュラス格納容器及び部器損傷時の炉心の放水	<p>重大事故等が発生し、炉心出口温度が 350°C 以上かつ格納容器高レンジエリアモニタ（高レンジ）が $1 \times 10^5 \text{ mSv/h}$ 以上となり、格納容器へのスプレイが確認できない場合、大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲により海水を格納容器及びアニュラス部へ放水する。</p>		<p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊の同等の記載は海を水源とした対応手段に記載。</p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊 3 号炉と比較対象とならない記載

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
配慮すべき事項	作業確保ルート	構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確保する。		
	切替性	<p>当初選択した水源からの送水準備が完了後、引き続き次の水源からの送水準備を開始することで、水源が枯済しないように、最終的には海水から取水することでの供給が中断することなく、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を確保する。</p> <p>淡水又は海水を復水ピットへ補給することにより、継続的な蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（注水）を成立させるため、復水ピットの保有水量を 1,035 m³ 以上に管理する。</p> <p>淡水を燃料取替用水ピットへ補給すること及び可搬式代替低圧注水ポンプによる海水注水により、継続的な炉心注水及び代替炉心注水を成立させるため、燃料取替用水ピットの保有水量を 1,860 m³ 以上に管理する。</p>	<p>送水ルートの選択</p> <p>水源と接続口の距離が最短となる組み合わせを優先して選定する。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプ I）の水源は、淡水貯水槽（No. 1）（淡水）及び淡水貯水槽（No. 2）（淡水）を優先して使用する。淡水の供給が継続できないおそれがある場合は、海水の供給に切り替えるが、淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）を経由することにより、供給を中断することなく淡水から海水への切替えが可能である。</p> <p>サブレッショングレンチ（内部水源）を水源として使用できない場合、復水貯蔵タンク（外部水源）から注水するが、サブルッショングレンチ（内部水源）が使用可能となった場合は、外部水源から切り替える。</p>	<p>【大飯】設備の相違 ・大飯 3/4 号炉と泊 3 号炉で保有水量の管理値に相違があるが、有効性評価「全交流動力電源喪失」における補助給水ピット枯渉時間の評価条件であり、管理値の根拠に相違なし。 ・泊 3 号炉の補助給水ピットの保有水量は、補助給水ピットが枯済（事象発生後 7.4 時間）するまでに重大事故等対処設備である可搬型大型送水ポンプ車にて海水の補給が可能な水量である。 ・大飯 3/4 号炉と泊 3 号炉で燃料取替用水ピットの保有水量の管理値に相違があるが、有効性評価「界隈圧気圧力・温度による静的の負荷（格納容器過圧破損）及び「界隈圧力・温度による静的の負荷（格納容器過温破損）における燃料取替用水ピット枯渉時間の評価条件であり、管理値の根拠に相違なし。 ・泊 3 号炉の燃料取替用水ピットの保有水量は、燃料取替用水ピットが枯済（事象発生後約 12.9 時間）するまでに重大事故等対処設備である可搬型大型送水ポンプ車にて海水の補給が可能な水量である。</p>
	成立ち性	海水取水時は、可搬型ホース先端にストレーナを付け、水面より低く着底しない位置に設置することで、漂流物を吸い込むことなく水を供給する。	海水取水時には、大容量送水ポンプ（タイプ I）及び大容量送水ポンプ（タイプ II）付属水中ポンプの吸込部にはストレーナを設置し異物の混入を防止する。	海水取水時には、可搬型ホース先端にストレーナを付け、水面より低く着底しない位置に設置することで、漂流物を吸い込むことなく水を供給する。
	作業性	燃料取替用水ピット出口ラインの通水用ディスタンスピーカー取替えについては速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。	復水貯蔵槽タンク又は淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）への補給で使用する大容量送水ポンプ（タイプ I）又は大容量送水ポンプ（タイプ II）のホース敷設等はホース延長回収車を使用し、ホースの接続は汎用の結合金具を使用し容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。	燃料取替用水ピット又は補助給水ピットへの補給で使用する可搬型大型送水ポンプ車のホース敷設等はホース延長・回収車（送水車用）を使用し、可搬型ホースの接続は汎用の結合金具を使用し容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。
	燃料補給	<p>電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。</p> <p>電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）への燃料補給に関する手順は、「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。</p> <p>送水車への軽油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば軽油ドラム缶を用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。送水車への燃料補給に関する手順は、「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。</p>		配慮すべき事項は、「1.14 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。
	燃料補給		燃料補給	【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊 3 号炉は燃料補給の項目は技術的能力 1.14 にて整理する。女川 2 号炉と同様。

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊 3 号炉と比較対象とならない記載

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		女川原子力発電所 2 号炉		泊発電所 3 号炉		相違理由
第 5.1.1 表 重大事故等対策における手順書の概要 (14/19)		第 1 表 重大事故等対策における手順書の概要 (14/19)		第 1 表 重大事故等対策における手順書の概要 (14/19)		
1.14 電源の確保に関する手順等		1.14 電源の確保に関する手順等		1.14 電源の確保に関する手順等		
方針目的	電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため代替電源（交流）、代替電源（直流）、代替所内電気設備から給電するための手順等を整備する。	電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するため、必要な電力を確保するために重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備及び代替所内電気設備を確保する手順等を整備する。 また、重大事故等の対処に必要な設備を継続運転させるため、燃料補給設備により補給する手順等を整備する。	電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するため、必要な電力を確保するために重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備及び代替所内電気設備を確保する手順等を整備する。 また、重大事故等の対処に必要な設備を継続運転させるため、燃料補給設備により補給する手順等を整備する。	電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するため、必要な電力を確保するために重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備及び代替所内電気設備を確保する手順等を整備する。	第 1 表は、技術的能力 1.1～1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所の緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。	
対応手段等	<p>代替電源（交流）の給電</p> <ul style="list-style-type: none"> 全交流動力電源が喪失した場合は、以下の手段により非常用高圧母線へ代替電源（交流）から給電し、電圧計により受電確認する。 <ul style="list-style-type: none"> 空冷式非常用発電装置から受電準備を行った後、空冷式非常用発電装置により給電する。 他号炉のディーゼル発電機が非常用高圧母線の電圧にて健全であることを確認した場合、号機間電力融通恒設ケーブルを使用し、給電する。あらかじめ敷設した号機間電力融通恒設ケーブルが使用できない場合は、配備している号機間電力融通予備ケーブルを使用し給電する。 電源車から受電準備を行った後、電源車を起動し給電する。 代替電源（交流）の給電手順の優先順位は、空冷式非常用発電装置、号機間電力融通恒設ケーブル、電源車、号機間電力融通予備ケーブルの順で使用する。 	<p>重大事故等対処設備 (設計基準拡張)</p> <p>対応手段等</p> <p>交流電源喪失時</p> <p>代替交流電源設備による給電</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備が健全であれば、これらを重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け、重大事故等の対処に用いる。 全交流動力電源が喪失した場合は、以下の手段により非常用所内電気設備又は代替所内電気設備へ給電する。 <ul style="list-style-type: none"> 常設代替交流電源設備を用いて給電する。 常設代替交流電源設備を用いて給電できない場合は、可搬型代替交流電源設備等を用いて給電する。 	<p>重大事故等対処設備 (設計基準拡張)</p> <p>対応手段等</p> <p>交流電源喪失時</p> <p>代替交流電源設備による給電</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備が健全であれば、重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け、重大事故等の対処に用いる。 全交流動力電源が喪失した場合は、以下の手段により非常用所内電気設備又は代替所内電気設備へ給電する。 <ul style="list-style-type: none"> 常設代替交流電源設備を用いて給電する。 常設代替交流電源設備を用いて給電できない場合は、可搬型代替交流電源設備等を用いて給電する。 	<p>重大事故等対処設備 (設計基準拡張)</p> <p>対応手段等</p> <p>交流電源喪失時</p> <p>代替交流電源設備による給電</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備が健全であれば、重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け、重大事故等の対処に用いる。 全交流動力電源が喪失した場合は、以下の手段により非常用所内電気設備又は代替所内電気設備へ給電する。 <ul style="list-style-type: none"> 常設代替交流電源設備を用いて給電する。 代替交流電源設備による給電手順の優先順位は、代替非常用発電機、可搬型代替電源車の順で使用する。 	<p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川 2 号炉では所内常設蓄電式直流電源設備による給電が出来ない場合として常設代替直流電源設備による給電を整備。 ・泊 3 号炉では蓄電池（非常用）と後備蓄電池による給電により 24 時間にわたり直流母線への給電が可能であり、後備蓄電池投入後、早期の電源復旧が見込めない場合は、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流電源変換器による給電により対応する。（大飯や先行 PWR と同様） ・以降、同様の相違理由は省略する。 <p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊 3 号炉は、単独ユニットとしての審査となるため、他号炉の電源に期待する設備は自主対策設備。（伊方 3 号炉と同様） ・以降、同様の相違理由は省略する。 	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊 3 号炉と比較対象とならない記載

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		女川原子力発電所 2 号炉		泊発電所 3 号炉		相違理由
対応手段等	代替電源（直流）の給電	対応手段等	代替直流電源設備による給電	対応手段等	代替直流電源設備による給電	
	<p>全交流動力電源が喪失した場合は、蓄電池（安全防護系用）により非常用直流母線へ給電する。</p> <p>あわせて、全交流動力電源喪失発生後 1 時間を自安に中央制御室で不要直流負荷の切り離しを行い、8 時間以降に現場にてさらに不要直流負荷の切り離しを行う。 蓄電池（安全防護系用）の電圧が低下する前までに、代替電源（交流）及び可搬式整流器により非常用直流母線へ給電する。</p>		<p>全交流動力電源が喪失した場合において、充電器を経由して直流電源設備へ給電できない場合は、以下の手段により直流電源設備へ給電する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替交流電源設備等を用いて給電を開始するまでの間、所内常設蓄電式直流電源設備 及び常設代替直流電源設備 を用いて給電する。 所内常設蓄電式直流電源設備を用いて給電できない場合は、常設代替直流電源設備及び可搬型代替直流電源設備を用いて給電する。 		<p>全交流動力電源が喪失した場合において、充電器を経由して直流電源設備へ給電できない場合は、以下の手段により直流電源設備へ給電する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替交流電源設備等を用いて給電を開始するまでの間、所内常設蓄電式直流電源設備を用いて給電する。 所内常設蓄電式直流電源設備を用いて給電できない場合は、可搬型代替直流電源設備を用いて給電する。 <p>あわせて、全交流動力電源喪失発生後 1 時間以内に中央制御室 及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室で不要な直流負荷の切り離しを行い、8.5 時間以内に現場にてさらに不要な直流負荷の切り離しを行う。 後備蓄電池の電圧が低下する前までに、可搬型代替直流電源設備により非常用直流母線へ給電する。</p>	<p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は、全交流動力電源喪失発生 1 時間までに実施する直流負荷切離し操作は、中央制御室のみで実施可能。 泊は、中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室での操作を実施する。（伊方と同様） <p>【大飯】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯 3/4 号炉は、蓄電池（安全防護系用）は「代替電源（直流）」に位置づけている。 泊 3 号炉は、女川審査実績を反映し、蓄電池（非常用）及び後備蓄電池を「所内常設蓄電式直流電源設備」と位置付けている。

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊 3 号炉と比較対象とならない記載

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		女川原子力発電所 2 号炉		泊発電所 3 号炉		相違理由
対応手順等	代替所内電気設備による電源給電	代替所内電気設備による給電	非常用所内電気設備機能喪失時	設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備が喪失した場合は、代替所内電気設備を用いて電路を確保し、代替交流電源設備等から必要な設備へ給電する。	代替所内電気設備による給電	設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備が喪失した場合は、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性を確保するために、代替所内電気設備を用いて電路を確保し、代替交流電源設備等から発電用原子炉を安定状態に収束させるために必要な設備へ給電する。
	負荷容量	負荷容量	重大事故等対策の有効性を確認する事故シーケンス等のうち必要な負荷が最大となる「閉塞気圧力、温度による静的の負荷（格納容器過圧・過温破損）（代替循環冷却系を使用する場合）」の対処のために必要な設備へ給電する。 重大事故等対処設備による代替手段を用いる場合、常設代替交流電源設備等の負荷容量を確認し、代替手段が使用可能であることを確認する。	重大事故等対策の有効性を確認する事故シーケンス等のうち必要な負荷が最大となる「閉塞気圧力、温度による静的の負荷（格納容器過圧・過温破損）（代替循環冷却系を使用する場合）」の対処のために必要な設備へ給電する。 重大事故等対処設備による代替手段を用いる場合、常設代替交流電源設備等の負荷容量を確認し、代替手段が使用可能であることを確認する。	負荷容量	代替非常用発電機の必要最大負荷は、重大事故等対策の有効性を確認する事故シーケンス等のうち最大負荷となる、「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及び RCP シール LOCA が発生する事故」及び「燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故」の場合である。代替非常用発電機は必要最大負荷以上の電力を確保することで、発電用原子炉を安定状態に収束するための電力を供給する。さらに、代替非常用発電機の電源裕度及びプラント設備状況（被災状況、定期検査中等）に応じたその他使用可能な設備に給電する。 可搬型代替電源車は、プラント監視機能等を維持するために必要な最低限度の負荷に給電する。
	悪影響防止	悪影響防止	代替交流電源設備等を用いて給電する場合は、受電前準備としてパワーセンタ及びモータコントロールセンタの負荷の遮断器を「切」とし、非常用高圧母線及びパワーセンタの動的負荷の自動起動防止のため、操作スイッチを「停止」又は「リセット」とする。	代替交流電源設備等を用いて給電する場合は、受電前準備としてパワーコントロールセンタ及びモータコントロールセンタの負荷の遮断器を「切」とし、非常用高圧母線の動的負荷の自動起動を防止するため、中央制御室で操作器を「切」又は「リセット」とする。 受電後の蓄電池の充電による水素発生防止のため、安全補機開閉器室外気取入口ダンバを「開」とし、蓄電池室排気ファンの起動により、蓄電池室の換気を行う。	悪影響防止	代替交流電源設備等を用いて給電する場合は、受電前準備としてパワーコントロールセンタ及びモータコントロールセンタの負荷の遮断器を「切」とし、非常用高圧母線の動的負荷の自動起動を防止するため、中央制御室で操作器を「切」又は「リセット」とする。 受電後の蓄電池の充電による水素発生防止のため、安全補機開閉器室外気取入口ダンバを「開」とし、蓄電池室排気ファンの起動により、蓄電池室の換気を行う。

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊 3 号炉と比較対象とならない記載

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		女川原子力発電所 2 号炉		泊発電所 3 号炉		相違理由		
配慮すべき事項	成立性	所内直流電源設備から給電されている 24 時間以内に、常設代替電源（交流）である空冷式非常用発電装置により、十分な余裕を持って非常用直流母線に繋ぎ込み給電する。 また、可搬型代替電源設備（交流）である電源車についても 24 時間以内に十分な余裕を持って給電する。		成立性	所内常設蓄電式直流電源設備又は常設代替直流電源設備から給電されている 24 時間以内に、代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気設備又は代替所内電気設備へ十分な余裕を持って直流電源設備へ給電する。 また、可搬型代替電源設備である可搬型代替電源車についても 24 時間以内に十分な余裕を持って給電する。		【大飯】設備の相違 ・大飯 3/4 号炉は、空冷式非常用発電装置、電源車及びディーゼル発電機の燃料に重油を使用する。また、設備によって使用する燃料が重油と軽油で異なるため、文章中に「燃料（重油）」又は「燃料（軽油）」と記載し、燃料補給を行う設備ごとに燃料の種類を明確にしている。 ・泊 3 号炉は使用する燃料が軽油のみである。使用する燃料が軽油のみなのは、女川 2 号炉と同様。	
	作業性	暗闇でもヘッドライト、携行型照明等を携行していることから操作対象遮断器の識別が可能である。		作業性	可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）により、建屋内照明の消灯時における作業性を確保する。			
	燃料補給	空冷式非常用発電装置、電源車又はディーゼル発電機への給油は、負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーを用いて実施する。その後の給油は、負荷運転時の給油間隔を自安に実施する。重大事故等時 7 日間運転継続するために必要な燃料（重油）として、「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順書等」及び「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（代替緊急時対策所）」に示す燃料（重油）も含め、燃料油貯蔵タンクの備蓄量（150kL（1 基当たり）、4 基）及び重油タンク（160kL（1 基当たり）、4 基）を管理する。		燃料補給	重大事故等の対処で使用する設備を必要な期間継続して運転させるため、タンクローリー等の燃料補給設備を用いて各設備の燃料が枯渇するまでに補給する。 タンクローリーの補給は、軽油タンク又はガスタービン発電設備用軽油タンクの軽油を使用する。 多くの補給対象設備が必要となる事象を想定し、重大事故等発生後 7 日間、それらの設備の運転継続に必要な燃料（軽油）を確保するため、軽油タンク 1 基あたり約 110kL を 6 基及び約 170kL を 1 基、ガスタービン発電設備用軽油タンク 1 基あたり約 110kL を 3 基とし、管理する。			

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊 3 号炉と比較対象とならない記載

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
第 5.1.1 表 重大事故等対策における手順書の概要 (15/19)		第 1 表 重大事故等対策における手順書の概要 (15/19)	第 1 表 重大事故等対策における手順書の概要 (15/19)	
1.15 事故時の計装に関する手順等	1.15 事故時の計装に関する手順等	1.15 事故時の計装に関する手順等	1.15 事故時の計装に関する手順等	<p>第 1 表は、技術的能力 1.1～1.19 まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所の緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり、実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。</p> <p>【大阪】記載方針の相違 泊では、重大事故等において、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために監視する主要パラメータを、事象の判別を行う運転手順書の判断基準、炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書の適用条件、炉心の著しい損傷が発生した場合に對処する運転手順書の適用条件及び技術的能力に係る審査基準 1.1～1.10、1.13、1.14 のパラメータより選定する。</p>
方針目的 パラメータの選定	<p>重大事故等が発生し、計測機器の故障等により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合に、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するため、計器の故障時の対応、計器の計測範囲を超えた場合への対応、計器電源の喪失時の対応、計測結果を記録する手順等を整備する。</p> <p>炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策を成功させるために把握することが必要な原子炉施設の状態を監視する主要パラメータは、事象の判別を行う運転手順書の判断基準、炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書の適用条件、炉心の著しい損傷が発生した場合に對処する運転手順書の適用条件及び技術的能力に係る審査基準 1.1～1.10、1.13、1.14 のパラメータより選定する。</p> <p>補助的な監視パラメータ： 原子炉施設の状況や重大事故等対処設備の運転状態等を補助的に監視するパラメータをいう。</p> <p>比較のため下段より再掲</p> <p>選定した主要パラメータ（パラメータの分類：原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水量、原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度、放射線量率、未確界の維持又は監視、最終ヒートシングの確保、格納容器バイパスの監視、水源の確保及びアニユラス内の水素濃度）は、以下のとおり分類する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要な監視パラメータ： 主要パラメータのうち、耐震性、耐環境性を有し、重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器で計測するパラメータをいう。 有効な監視パラメータ： 主要パラメータのうち、多様性拡張設備の計器で計測されるが、計測することが困難となった場合でも重大事故等対処設備の計器で計測される代替パラメータを直するものをいう。 補助的な監視パラメータ： 原子炉施設の状況や重大事故等対処設備の運転状態等を補助的に監視するパラメータをいう。 <p>さらに、次のとおり重要代替パラメータを選定する。 重要代替パラメータ： 重要な監視パラメータの代替パラメータのうち、重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器（当該重要な監視パラメータの他チャンネル及び他のループの重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器含む。）並びに有効な監視パラメータの代替パラメータを計測する重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器により計測されるパラメータをいう。</p> <p>比較のため項目順入れ替え</p>	<p>重大事故等が発生し、計測機器の故障等により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合に、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するため、計器故障時の対応、計器の計測範囲を超えた場合への対応、計器電源喪失時の対応、計測結果を記録する手順等を整備する。</p> <p>重大事故等に対処するために監視することが必要となるパラメータを技術的能力に係る審査基準 1.1～1.14 の手順着手の判断基準及び操作手順に用いるパラメータ並びに有効性評価の判断及び確認に用いるパラメータから抽出し、これを抽出パラメータとする。</p> <p>抽出パラメータのうち、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために把握することが必要な発電用原子炉施設の状態を直接監視するパラメータを主要パラメータとする。 また、計器の故障、計器の計測範囲（把握能力）の超過及び計器電源の喪失により、主要パラメータを計測することが困難となった場合において、主要パラメータの推定に必要なパラメータを代替パラメータとする。 一方、抽出パラメータのうち、発電用原子炉施設の状態を直接監視することはできないが、電源設備の受電状態、重大事故等対処設備の運転状態及びその他の設備の運転状態により発電用原子炉施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとする。</p> <p>主要パラメータは、以下のとおり分類する。</p> <p>パラメータの選定及び分類</p> <p>比較のため上段へ再掲</p> <p>代替パラメータは、以下のとおり分類する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要監視パラメータ 主要パラメータのうち、耐震性、耐環境性を有し重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を少なくとも 1 つ以上有するパラメータをいう。 有効監視パラメータ 主要パラメータのうち、自主対策設備の計器のみで計測されるが、計測することが困難となった場合にその代替パラメータが重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器で計測されるパラメータをいう。 <p>・ 有効監視パラメータ 主要パラメータの代替パラメータが自主対策設備の計器のみで計測されるパラメータをいう。</p>	<p>重大事故等に対処するために監視することが必要となるパラメータを技術的能力に係る審査基準 1.1～1.14 の手順着手の判断基準及び操作手順に用いるパラメータ並びに有効性評価の判断及び確認に用いるパラメータから抽出し、これを抽出パラメータとする。</p> <p>抽出パラメータのうち、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために把握することが必要な発電用原子炉施設の状態を直接監視するパラメータを主要パラメータとする。 また、計器の故障、計器の計測範囲（把握能力）の超過及び計器電源の喪失により、主要パラメータを計測することが困難となった場合において、主要パラメータの推定に必要なパラメータを代替パラメータとする。 一方、抽出パラメータのうち、発電用原子炉施設の状態を直接監視することはできないが、電源設備の受電状態、重大事故等対処設備の運転状態及びその他の設備の運転状態により発電用原子炉施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとする。</p> <p>主要パラメータは、以下のとおり分類する。</p> <p>パラメータの選定及び分類</p> <p>重要監視パラメータ 主要パラメータのうち、耐震性、耐環境性を有し重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を少なくとも 1 つ以上有するパラメータをいう。</p> <p>有効監視パラメータ 主要パラメータのうち、自主対策設備の計器のみで計測されるが、計測することが困難となった場合にその代替パラメータが重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器で計測されるパラメータをいう。</p> <p>代替パラメータは、以下のとおり分類する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要代替監視パラメータ 主要パラメータの代替パラメータを計測する計器が重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を少なくとも 1 つ以上有するパラメータをいう。 有効代替監視パラメータ 主要パラメータの代替パラメータが自主対策設備の計器のみで計測されるパラメータをいう。 <p>・ 有効監視パラメータ 主要パラメータの代替パラメータが自主対策設備の計器のみで計測されるパラメータをいう。</p>	<p>第 1 表は、技術的能力 1.1～1.19 まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所の緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり、実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。</p> <p>【大阪】記載方針の相違 泊では、重大事故等において、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等のために監視が必要なパラメータとして、技術的能力 1.11、1.12 に係るパラメータも抽出している。（女川実績の反映）</p>

大飯発電所 3 / 4 号炉			女川原子力発電所 2 号炉			泊発電所 3 号炉			相違理由		
監視機能の喪失	計器故障時のパラメータ推定	他チャンネルによる計測	主要パラメータを計測する多重化された重要計器が、計器の故障により計測することが困難となった場合において、他チャンネルの重要計器により計測できる場合は、当該計器を用いて計測を行う。			他ループによる計測	代替パラメータによる推定	主要パラメータを計測する計器の故障により主要パラメータの監視機能が喪失した場合は、代替パラメータにより主要パラメータを推定する。 推定に当たり、使用する計器が複数ある場合は、代替パラメータと主要パラメータの関連性、検出器の種類、使用環境条件、計測される値の不確かさ等を考慮し、使用するパラメータの優先順位をあらかじめ定める。			【女川】設備構成の相違 ・PWR は、原子炉で加熱された 1 次冷却材を蒸気発生器において 2 次冷却材と熱交換を行なう複数のループで構成しており、一部のパラメータについては当該ループのパラメータを他ループのパラメータにより推定可能である。
			対応手段等	監視機能喪失時	計器の故障時	代替パラメータによる推定	代替パラメータによる推定	代替パラメータによる推定	代替パラメータによる推定	代替パラメータによる推定	
			<p>重要代替パラメータ（他チャンネル及び他ループの重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器除く）の値により推定を行う際に、推定に使う計器が複数ある場合、より直接的なパラメータ、検出器の種類及び使用環境条件を考慮するとともに、計測される値の確からしさを判断の上で使用するパラメータの優先順位を定める。</p> <p>比較のため段落順入れ替え</p> <p>パラメータ選定で選定した重要な監視パラメータ（原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位、並びに原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水量等）又は有効な監視パラメータを計測する計器が故障により、計測することが困難となった場合、以下の手段により当該パラメータを推定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 発電用原子炉施設の状態を把握するために必要とする重要な監視パラメータについて、他チャンネル又は他ループの計器がある場合は、当該計器により当該パラメータを計測する。 パラメータ選定にて選定した重要代替パラメータ（他チャンネル及び他ループの重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を除く。）の値を用いて以下の方法で推定する。 <ul style="list-style-type: none"> 同一物理量で推定（温度、圧力、水位、流量、放射線量） ○水位を注水源若しくは注入先の水位変化又は注水量から推定 ○流量を注水先又は注水源の水位変化を監視することにより推定 ○除熱状態を温度、圧力等の傾向監視により推定 ○1 次系からの漏えいを水位、圧力等の傾向監視することにより推定 ○圧力と温度を水の飽和状態の関係から推定 ○はう素濃度と炉心の未臨界性から推定 ○あらかじめ評価したパラメータの相関関係により推定 ○装置の動作特性により推定 <p>比較のため記載順入れ替え</p> <p>比較のため段落順入れ替え</p>	<p>代替パラメータを計測する計器の故障により主要パラメータの監視機能が喪失した場合は、代替パラメータにより主要パラメータを推定する。 推定に当たり、使用する計器が複数ある場合は、代替パラメータと主要パラメータの関連性、検出器の種類、使用環境条件、計測される値の不確かさ等を考慮し、使用するパラメータの優先順位をあらかじめ定める。</p> <p>代替パラメータによる主要パラメータの推定は、以下の方法で行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一物理量（温度、圧力、水位、放射線量率、水素濃度及び中性子束）により推定。 水位を注水源若しくは注水先の水位変化、注水量又は出口圧力により推定。 流量を注水源又は注水先の水位変化を監視することにより推定。 除熱状態を温度、圧力、流量等の傾向監視により推定。 圧力又は温度を水の飽和状態の関係により推定。 注水量を注水先の圧力及び温度の傾向監視により推定。 未臨界状態の維持を制御棒の挿入状態により推定。 酸素濃度 あらかじめ評価したパラメータの相関関係により推定。 水素濃度を装置の作動状況により推定。 エリア放射線モニタの傾向監視により、格納容器バイパス事象が発生したことを推定。 原子炉格納容器への空気（酸素）の流入の有無を原子炉格納容器の圧力により推定。 使用済燃料ブールの状態を同一物理量（水位及び温度）、あらかじめ評価した水位と放射線量率の相関関係及びカメラによる監視により、使用済燃料ブールの水位又は必要な水遮蔽が確保されていることを推定。 原子炉圧力容器内の圧力と原子炉格納容器内の圧力（圧力抑制室圧力）の差圧により原子炉圧力容器の満水状態を推定。 	<p>監視機能喪失時</p> <p>計器の故障時</p> <p>代替パラメータによる推定</p>	<p>監視機能喪失時</p> <p>計器の故障時</p> <p>代替パラメータによる推定</p>	<p>同一物理量（温度、圧力、水位、流量、放射線量率、水素濃度及び中性子束）により推定。</p> <p>水位を注水源若しくは注水先の水位変化、注水量又は出口圧力により推定。</p> <p>流量を注水源又は注水先の水位変化を監視することにより推定。</p> <p>除熱状態を温度、圧力、流量等の傾向監視により推定。</p> <p>未臨界状態の維持を原子炉へのほう酸水注入量により推定。</p> <p>あらかじめ評価したパラメータの相関関係により推定。</p> <p>水素濃度を装置の作動状況により推定。</p> <p>使用済燃料ピットの状態を同一物理量（水位及び温度）、あらかじめ評価した水位と放射線量率の相関関係及びカメラによる監視により、使用済燃料ピットの水位又は必要な水遮蔽が確保されていることを推定。</p>	<p>【女川】設備の相違 ・女川は流量については異なる物理量での推定手段を整備している。泊は設備構成の相違により主蒸気流量の推定に他チャンネルの主蒸気流量を用いる（大飯も同様）。</p>			

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊 3 号炉と比較対象とならない記載

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		女川原子力発電所 2 号炉				泊発電所 3 号炉				相違理由	
対応手順等	監視機能の喪失 計器の計測範囲を超えた場合の パラメータの推定	<p>原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位、並びに原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水量を監視するパラメータのうち、パラメータの値が計器の計測範囲を超えるものは、原子炉圧力容器内の温度と水位である。</p> <p>原子炉圧力容器内の温度及び水位の値が計器の計測範囲を超えた場合、原子炉施設の状態を推定するための手段は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力容器内の温度のパラメータである1次冷却材温度が計測範囲を超えた場合、可搬型計測器を接続し、検出器の抵抗を計測し、換算表を用いて温度へ変換する。多様性拡張設備である炉心出口温度が健全である場合は、炉心出口温度による計測を優先する。 原子炉圧力容器内の水位のパラメータである加圧器水位が低下して計測範囲以下となった場合は、原子炉水位で計測する。 	監視機能喪失時 計器の計測範囲（把握能力）を超えた場合	代替パラメータによる推定 可搬型計測器による計測	<p>原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位、並びに原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水量を監視するパラメータのうち、パラメータの値が計器の計測範囲を超えるものは原子炉圧力容器内の温度と水位である。</p> <p>これらのパラメータの値が計器の計測範囲を超えた場合に発電用原子炉施設の状態を推定するための手順を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力容器内の温度のパラメータである原子炉圧力容器温度が計測範囲を超える（500℃以上）場合は、可搬型計測器により原子炉圧力容器温度を計測する。 原子炉圧力容器内の水位を監視するパラメータである原子炉水位が計測範囲を超えた場合は、高圧代替注水系ポンプ出口流量、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系 B 系格納容器冷却ライン洗浄流量）、直流水動低圧注水系ポンプ出口流量、代替循環冷却ポンプ出口流量、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量、高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量、残留熱除去系ポンプ出口流量及び低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量のうち、機器動作状態にある流量計から崩壊熱除去に必要な水量の差を算出し、直前まで判明していた水位に変換率を考慮することにより原子炉圧力容器内の水位を推定する。 <p>なお、原子炉圧力容器内が満水状態であることは、原子炉圧力（SA）と圧力抑制室圧力の差圧により、また原子炉圧力容器内の水位が有効燃料棒頂部以上であることは、原子炉圧力容器温度により推定可能である。</p>	計器の計測範囲（把握能力）を超えた場合	代替パラメータによる推定 可搬型計測器による計測	<p>原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位、並びに原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水量を計測するパラメータ以外で計器の計測範囲を超えた場合には、可搬型計測器により計測することも可能である。</p>	監視機能喪失時 可搬型計測器による計測	<p>原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位、並びに原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水量を監視するパラメータのうち、パラメータの値が計器の計測範囲を超えるものは、原子炉圧力容器内の温度と水位である。</p> <p>これらのパラメータの値が計器の計測範囲を超えた場合に発電用原子炉施設の状態を推定するための手順を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力容器内の温度のパラメータである1次冷却材温度（広域一高温側）又は1次冷却材温度（広域一低温側）が計測範囲（0～400℃）を超えた場合、可搬型計測器を接続し、検出器の抵抗を計測し、換算表を用いて温度へ変換する。自主対策設備である炉心出口温度が健全である場合は、炉心出口温度による計測を優先する。 原子炉圧力容器内の水位のパラメータである加圧器水位は、原子炉容器より上に位置し、水位が低下して計測範囲を超えた場合は、原子炉容器水位で計測する。 	【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊 3 号炉と比較対象とならない記載

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		女川原子力発電所 2 号炉		泊発電所 3 号炉		相違理由
計器電源の喪失時の対応	記録	計器電源の喪失時	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータは、安全パラメータ表示システム (SPDS) により計測結果を記録する。	計器電源の喪失時	代替電源（交流、直流）からの給電が困難となり、中央制御室でのパラメータ監視が不能となった場合は、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータのうち、手順着手の判断基準及び操作に必要なパラメータを可搬型計測器により計測又は監視する。	全交流動力電源喪失及び直流電源喪失等が発生した場合は、以下の手段により計器へ給電し、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測又は監視する。 ・所内常設蓄電式直流電源設備から給電する。 ・常設代替交流電源設備から給電する。 ・可搬型代替交流電源設備等から給電する。 ・直流電源が枯渇するおそれがある場合は、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備等から給電する。
		対応手段等	パラメータ記録	対応手段等	パラメータ記録	対応手段等

【女川、大飯】電源設備構成の相違
(詳細は 1.14 を参照)

【女川】設備構成の相違
・女川では、安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち、データ収集装置でパラメータの値を収集、SPDS 伝送装置で記録し、SPDS 表示装置により記録したパラメータを確認できる設備構成としている。泊では、データ伝送設備（発電所内）のうち、データ収集計算機でパラメータの値を収集、記録し、データ表示端末により記録したパラメータを確認できる設備構成としている。
・泊は可搬型設備を用いて記録を行う。
・泊は現場指示計により記録を行う。
・女川は、可搬型設備を用いず、現場で指示値を確認しない。
【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊 3 号炉と比較対象とならない記載

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		女川原子力発電所 2 号炉		泊発電所 3 号炉		相違理由
原子炉施設の状況	設計基準を超える状態における原子炉施設の状況を把握する能力として、重要な監視パラメータ及び重要代替パラメータを計測する計器の計測範囲並びに計器の個数を明確化した運転手順書を整備する。	施設の状態把握 発電用原子炉	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測範囲、個数、耐震性及び非常用電源からの給電の有無を示し、設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態を把握する能力を明確化する。	施設の状態把握 発電用原子炉	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測範囲、個数、耐震性及び非常用電源からの給電の有無を示し、設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態を把握する能力を明確化する。	
確からしさの考慮	<p>圧力のパラメータと温度のパラメータを水の飽和状態の関係から推定する場合は、水が飽和状態ないとパラメータに不確かさが生じるため、計器が故障するまでの原子炉施設の状況及び事象進展状況を踏まえ、複数の関連パラメータを確認し、有効な情報を得た上で推定する。</p> <p>原子炉格納容器内の水素濃度を装置の動作特性を用いて推定する場合は、間接的な情報により推定するため、不確かさが生じることを考慮する。</p> <p>アニュラス内の水素濃度を推定する場合は、パラメータの相関関係を用いて、間接的な情報により推定するため、不確かさが生じることを考慮する。</p> <p>なお、代替パラメータによる推定に当たっては、代替パラメータの誤差による影響を考慮する。</p>	確からしさの考慮	<p>圧力のパラメータと温度のパラメータを水の飽和状態の関係から推定する場合は、水が飽和状態でないと不確かさが生じるため、計器が故障するまでの発電用原子炉施設の状況及び事象進展状況を踏まえ、複数の関連パラメータを確認し、有効な情報を得た上で推定する。</p> <p>推定にあたっては、代替パラメータの誤差による影響を考慮する。</p>	確からしさの考慮	<p>圧力のパラメータと温度のパラメータを水の飽和状態の関係から推定する場合は、水が飽和状態でないと不確かさが生じるため、計器が故障するまでの発電用原子炉施設の状況及び事象進展状況を踏まえ、複数の関連パラメータを確認し、有効な情報を得た上で推定する。</p> <p>推定に当たっては、代替パラメータの誤差による影響を考慮する。</p>	【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）
電源確保	全交流動力電源及び直流電源喪失時は、空冷式非常用発電装置、蓄電池（安全防護系用）、電源車及び可搬式整流器等の運転により、計器へ給電する。 給電の手順は、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	配慮すべき事項		配慮すべき事項		【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）
計器電源の喪失時の対応	また、可搬型計測器の計測値を工学値に換算する換算表を準備する。 可搬型計測器による計測においては、計測の選定を行う際の考え方として、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し、計測又は監視する。	計測又は監視の留意事項 可搬型計測器による 計測の留意事項	可搬型計測器による計測対象の選定を行う際、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。	計測又は監視の留意事項 可搬型計測器による 計測の留意事項	可搬型計測器による計測対象の選定を行う際、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。	【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）
比較のため前ページより再掲						

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊 3 号炉と比較対象とならない記載

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
第 5.1.1 表 重大事故等対策における手順書の概要 (16/19)		第 1 表 重大事故等対策における手順書の概要 (16/19)	第 1 表 重大事故等対策における手順書の概要 (16/19)	
1.16 原子炉制御室の居住性に関する手順等	1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等	1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等	1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等	第 1 表は、技術的能力 1.1～1.19 まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所の緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。
方針目的	重大事故等が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために必要な対応設備及び資機材を活用した居住性の確保、汚染の持ち込み防止、放射性物質の濃度低減に係る手順等を整備する。	重大事故等が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために必要な対応設備及び資機材を活用した居住性の確保、汚染の持ち込み防止に係る手順等を整備する。	重大事故等が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために必要な対応設備及び資機材を活用した居住性の確保、汚染の持ち込み防止、放射性物質の濃度低減に係る手順等を整備する。	方針目的
対応手順等	<p>重大事故等が発生した場合において、中央制御室にとどまる運転員の被ばく線量を 7 日間で 100mSv を超えないよう、中央制御室遮蔽及び中央制御室空調装置の外気を遮断した状態で閉回路循環運転（以下「中央制御室換気系隔離モード」という。）により、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員を防護するとともにマネジメント（マスク等）による放射線防護措置等にて被ばくを低減し、以下の手順等で中央制御室の居住性を確保する。</p> <p>・非常用炉心冷却設備作動信号発信又は中央制御室エリアモニタ指示上昇により中央制御室換気系隔離信号の発信を確認した場合、中央制御室空調装置が中央制御室換気系隔離モードで運転中であることを確認する。全交流動力電源喪失により、中央制御室空調装置が中央制御室換気系隔離モードにできない場合は、手動によるダンバの開操作により中央制御室換気系隔離モードの系統構成を行い、代替交流電源設備による給電後、中央制御室空調装置を運転する。</p> <p>・中央制御室空調装置が中央制御室換気系隔離モードとなつた場合、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度又は二酸化炭素濃度が制限値を満足できない場合は、外気の取入れを実施する。</p> <p>・全交流動力電源喪失時に、中央制御室の照明が使用できない場合、可搬型照明（S.A）の内蔵蓄電池による照明を確保し、代替交流電源設備による給電後、可搬型照明（S.A）を可搬型照明用電源に接続し中央制御室の照明を引き続き確保する。照明確保の優先順位は、多様性拡張設備である中央制御室非常用照明を優先して使用し、中央制御室非常用照明が使用できない場合は可搬型照明（S.A）を使用する。</p> <p>・炉心出口温度等により炉心損傷が予想される事態となつた場合、炉心損傷の兆候が見られた場合又は発電所対策本部長が必要と判断した場合は、運転員等の内部被ばくを低減するため、当直課長の指示により全面マスクを着用する。</p> <p>・運転員等の被ばく低減及び被ばく線量の平準化のため、当直課長は発電所対策本部長等と協議の上、長期的な保安の観点から運転員の交代要員体制を整備する。また、運転員の交代に伴う移動時の放射線防護措置やチャンジングエリア等の各境界における汚染管理を行うことで被ばくの低減を図る。</p>	<p>重大事故等が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために必要な対応設備及び資機材を活用した居住性の確保、汚染の持ち込み防止に係る手順等を整備する。</p> <p>・中央制御室換気空調系は、原子炉冷却材圧力パウンダリからの 1 次冷却材の漏えい等により通常運転から閉回路循環運転（以下「事故時運転モード」という。）に切り替わり、環境に放出された放射性物質による放射線被ばくから運転員を防護する。</p> <p>・炉心損傷時は、放射性物質が環境に放出されるおそれがある原子炉格納容器フィルタベント系を使用する前に、中央制御室換気空調系による事故時運転モードを実施し、中央制御室待避所加圧設備（空気ポンベ）により中央制御室待避所の加圧を実施する。</p> <p>・全交流動力電源喪失時は、常設代替交流電源設備を用いて中央制御室換気空調系へ給電し、中央制御室換気空調系の事故時運転モードを実施する。</p> <p>・中央制御室換気空調系が事故時運転モードで運転中等、中央制御室が隔離されている状態となった場合は、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度の低下又は二酸化炭素濃度の上昇により許容濃度を満足できない場合は、外気を取り入れる。中央制御室待避所における酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定も中央制御室同様に行い、許容濃度を満足できない場合は、中央制御室待避所加圧設備の加圧空気供給ライン流量調整弁、室圧調整弁により調整及び管理を行う。</p> <p>・全交流動力電源喪失時に、中央制御室の照明が使用できない場合、可搬型照明（S.A）により照明を確保し、チャンジングエリア設置場所の照明が使用できない場合は、乾電池内蔵型照明により照明を確保する。</p>	<p>重大事故等が発生した場合において、中央制御室にとどまる運転員の被ばく線量を 7 日間で 100mSv を超えないようにするために、中央制御室遮蔽及び中央制御室空調装置の外気を遮断した状態で閉回路循環運転により、中央制御室の空気を清浄に保持し、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員を防護するとともにマネジメント（マスク等）による放射線防護措置等にて被ばくを低減し、以下の手順等で中央制御室の居住性を確保する。</p> <p>・非常用炉心冷却設備作動信号発信又は中央制御室エリアモニタ指示値上昇により中央制御室換気系隔離信号の発信を確認した場合、中央制御室空調装置が閉回路循環運転で運転中であることを確認する。</p> <p>・全交流動力電源喪失により、中央制御室空調装置が閉回路循環運転にできない場合は、手動によるダンバの開操作により閉回路循環運転の系統構成を行い、常設代替交流電源設備による給電後、中央制御室空調装置を運転する。</p> <p>・中央制御室空調装置が閉回路循環運転となつた場合、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度の低下又は二酸化炭素濃度の上昇により許容濃度を満足できない場合は、外気を取り入れる。</p> <p>・全交流動力電源喪失時に、中央制御室の照明が使用できない場合、可搬型照明（S.A）の内蔵蓄電池による照明を確保し、常設代替交流電源設備により給電するため、可搬型照明（S.A）を可搬型照明用電源に接続し中央制御室の照明を引き続き確保する。照明確保の優先順位は、設計基準対象施設である無停電運転保安灯を優先して使用し、無停電運転保安灯が使用できない場合は可搬型照明（S.A）を使用する。</p> <p>・炉心出口温度等により炉心損傷が予想される事態となつた場合又は炉心損傷の兆候が見られた場合は、運転員等の内部被ばくを低減するため、発電課長（当直）の指示により全面マスクを着用する。</p> <p>・運転員の被ばく低減及び被ばく線量の平準化のため、発電所対策本部は、長期的な保安の観点から運転員の交代要員体制を整備する。また、運転員の交代に伴う移動時の放射線防護措置やチャンジングエリア等の各境界における汚染管理を行うことで被ばくの低減を図る。</p>	<p>第 1 表は、技術的能力 1.1～1.19 まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所の緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。</p> <p>【大飯】運用の相違 ・泊 3 号炉は、DB11 条において「無停電運転保安灯」を設計基準対象施設と整理しているため、本条文においても設計基準対象施設としている。（柏崎、東海第二、島根も泊の「無停電運転保安灯」に相当する照明設備を設計基準対象施設（DB11 条での整理）としている。）</p> <p>【大飯】運用の相違 ・泊 3 号炉は、発電所対策本部長がマスク着用を判断するのではなく、炉心出口温度と格納容器内高レンジエリア（高レンジ）の指示値による着用基準により、発電課長（当直）がマスク着用の判断をすることとしている。</p> <p>【大飯】運用の相違 ・大飯は、当直課長が発電所対策本部と協議の上、交代要員体制を整備する。 ・長期的な保安の観点から、交代要員体制を整備する方針に相違なし。</p>

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊 3 号炉と比較対象とならない記載

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所 3 / 4 号炉		女川原子力発電所 2 号炉		泊発電所 3 号炉		相違理由	
対応手順	汚染の持ち込み防止	<p>原子力災害対策特別措置法第 10 条特定事象が発生した場合に、中央制御室への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイ及び防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する。なお、チェンジングエリアの区画を恒設化し、速やかに使用できるようにする。</p> <p>全交流動力電源喪失時にチェンジングエリア設置場所の照明が使用できない場合は可搬型照明（SA）の内蔵蓄電池による照明を確保し、代替交流電源設備により給電後、可搬型照明（SA）を電源に接続しチェンジングエリアの照明を引き続き確保する。照明確保の優先順位は、常設の多様性拡張設備であるチェンジングエリア非常用照明を優先して使用し、チェンジングエリア非常用照明が使用できない場合は可搬型照明（SA）を使用する。</p>	汚染持込み防止	<p>中央制御室の汚染の持込みを防止するため、「原子力災害対策特別措置法」第 10 条特定事象が発生した場合は、モニタリング及び作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する。</p>	汚染の持込み防止	<p>中央制御室への汚染の持込みを防止するため、「原子力災害対策特別措置法」第 10 条特定事象が発生した場合は、身体サーベイ及び防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する。</p> <p>全交流動力電源喪失時にチェンジングエリア設置場所の照明が使用できない場合は可搬型照明（SA）の内蔵蓄電池による照明を確保し、常設代替交流電源設備により給電後、可搬型照明（SA）を電源に接続しチェンジングエリアの照明を引き続き確保する。照明確保の優先順位は、設計基準対象施設である無停電運転保安灯を優先して使用し、無停電運転保安灯が使用できない場合は可搬型照明（SA）を使用する。</p>	【大飯】設備の相違 ・大飯 3/4 号炉は、中央制御室横通路へチェンジングエリアを平常時から設置しており、チェンジングエリアを運用する場合は、ゴミ箱等の設置を行うことにより使用可能となる。 ・泊 3 号炉のチェンジングエリアの設置箇所は、平常時は通路部として運用しており、平常時からチェンジングエリアを設置するなど運転員等の通行に支障があることから、仮設としている。（川内 1/2 号炉、玄海 3/4 号炉と同様）
	放射性物質の濃度低減	<p>非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合に、アニュラス空気浄化ファンを運転し、原子炉格納容器から漏えいした空気がアニュラス部から放射性物質低減機能を有するアニュラス空気浄化フィルタユニットを通して屋外へ排出されていることを、アニュラス圧力の低下にて確認する。</p> <p>全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合は、アニュラス空気浄化系の弁に窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）から代替制御用空気を供給するための系統構成を行い、代替電源設備から給電した後、アニュラス空気浄化ファンを運転する。</p> <p>また、窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）から代替制御用空気の供給が不能の場合は、可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）から代替制御用空気を供給するための系統構成を行い、代替電源設備から給電した後、アニュラス空気浄化ファンを運転する。</p>	運転員等の被ばく低減	<p>非常用ガス処理系により原子炉建屋原子炉棟内を負圧に維持することにより、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟内に漏えいしていく放射性物質が、原子炉建屋原子炉棟から直接環境へ放出されることを防止し、被ばくから運転員を保護する。</p> <p>全交流動力電源の喪失により非常用ガス処理系が起動できない場合は、常設代替交流電源設備を用いて非常用ガス処理系へ給電する。</p> <p>原子炉建屋プローアウトパネルが非常用ガス処理系運転時に開放状態となっている場合は、内部の負圧を確保するために閉止する。全交流動力電源が喪失し、炉心が健全であることを確認した場合は、現場で閉止操作を行う。</p>	放射性物質の濃度低減	<p>非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合に、アニュラス空気浄化ファンを運転し、原子炉格納容器から漏えいした空気がアニュラス部から放射性物質低減機能を有するアニュラス空気浄化フィルタユニットを通して屋外へ排出されていることを、アニュラス内圧力の低下にて確認する。</p> <p>全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合は、B 系アニュラス空気浄化設備の弁及びダンパーにアニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベから窒素を供給するための系統構成を行い、常設代替交流電源設備から給電した後、B-アニュラス空気浄化ファンを運転する。</p>	【大飯】設備の相違 ・大飯 3/4 号炉は、アニュラス空気浄化設備運転において、A、B 両系のアニュラス空気浄化設備の弁を代替電源設備によって電磁弁を開閉する設計とし、運転号機を限定していなかった。 ・泊 3 号炉は、B 系のアニュラス空気浄化設備の弁を常設代替交流電源設備によって電磁弁を開閉することから、運転号機を記載していない。
配慮すべき事項	放射線管理	チェンジングエリアでは、現場作業を行う運転員等の身体サーベイを行い、汚染が確認された場合、サーベイエリアに隣接した除染エリアにて除染を行う。除染により廃水が発生した場合は、ウエスに染みませることで放射性廃棄物として廃棄する。	放射線管理	チェンジングエリア内では放射線管理班員等がモニタリングを行い、汚染が確認された場合は、チェンジングエリア内に設ける除染エリアにおいてウェットティッシュ等により除染を行う。除染による汚染水は、ウエスに染みませることで固体廃棄物として廃棄する。	放射線管理	チェンジングエリア内では放管班員が身体サーベイを行い、汚染が確認された場合は、チェンジングエリア内に設ける除染エリアにおいてウェットティッシュ等により除染を行う。除染による汚染水は、ウエスに染みませることで固体廃棄物として廃棄する。	【大飯】設備の相違 ・大飯 3/4 号炉は、アニュラス空気浄化設備運転において、A、B 両系のアニュラス空気浄化設備の弁を代替電源設備によって電磁弁を開閉する設計としていることから、運転号機を記載していない。
	電源確保	全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により中央制御室空調装置及び可搬型照明へ給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	電源確保	全交流動力電源喪失時は、常設代替交流電源設備を用いて中央制御室外気取入ダンパー、中央制御室少量外気取入ダンパー及び中央制御室排風機出口ダンバー等へ給電する。	電源確保	全交流動力電源喪失時は、常設代替交流電源設備を用いて中央制御室空調装置及び可搬型照明（SA）へ給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	【大飯】設備の相違 ・大飯 3/4 号炉は、窒素ポンベを使用し、窒素ポンベが使用できない場合は可搬式空気圧縮機も使用する。 ・泊 3 号炉は、窒素ポンベによる開操作、アニュラス排気ダンパーは遠隔操作機構による現場手動操作としている。

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊 3 号炉と比較対象とならない記載

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由	
第 5.1.1 表 重大事故等対策における手順書の概要 (17/19)		第 1 表 重大事故等対策における手順書の概要 (17/19)	第 1 表 重大事故等対策における手順書の概要 (17/19)		
方針目的	1.17 監視測定等に関する手順等	1.17 監視測定等に関する手順等	1.17 監視測定等に関する手順等	第 1 表は、技術的能力 1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所の緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。	
放射性物質の濃度及び放射線量の測定	<p>重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため、放射性物質の濃度及び放射線量を測定する手順等を整備する。また、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するため風向、風速その他の気象条件を測定する手順等を整備する。</p> <p>通常時よりモニタリングステーション及びモニタリングポストにて放射線量を連続測定していることから、重大事故等時に設備が健全である場合は、多様性拡張設備であるモニタリングステーション及びモニタリングポストを優先し、機能が喪失した場合は、重大事故等対処設備である可搬式モニタリングポストにより放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備によりモニタリングステーション及びモニタリングポストへ給電する。給電の優先順位は、多様性拡張設備であるモニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置からの給電を優先し、代替交流電源設備による給電が開始されれば給電元を切り替える。</p> <p>原子力災害対策特別措置法第 10 条特定期事が発生した場合、発電所海側敷地境界方向を含む原子炉格納施設を囲む 8 方位の放射線量は、可搬式モニタリングポストにより監視し、及び測定し、並びにその測定結果を記録する。ただし、多様性拡張設備であるモニタリングステーション及びモニタリングポストが使用できる場合の当該 4 方位の測定については、モニタリングステーション及びモニタリングポストを優先して使用する。</p> <p>重大事故等時の放射性物質の濃度（空気中）は、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラー、汚染サーベイメータ、NaI シンチレーションサーベイメータ）により監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。</p> <p>放射性物質の濃度（空気中）を測定する優先順位は、多様性拡張設備である移動式放射能測定装置（モニタ車）を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラー、汚染サーベイメータ、NaI シンチレーションサーベイメータ）を使用する。</p> <p>重大事故等時の発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における、放射性物質の濃度（空気中、水中、土壤中）及び放射線量は、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラー、汚染サーベイメータ、NaI シンチレーションサーベイメータ、ZnS シンチレーションサーベイメータ及び β 線サーベイメータ）及び電離箱サーベイメータにより監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。</p> <p>発電所の周辺海域については、小型船舶を用いた海上モニタリングを行う。</p>	<p>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため、放射性物質の濃度及び放射線量を測定する手順等を整備する。また、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するため、風向、風速その他の気象条件を測定する手順等を整備する。</p> <p>発電所及びその周辺における放射線量は、通常時からモニタリングポストを用いて連続測定しているが、放射線量の測定機能が喪失した場合は、可搬型モニタリングポストを用いて監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。</p> <p>また、「原子力災害対策特別措置法」第 10 条特定事象が発生した場合は、モニタリングポストが設置されていない海側に可搬型モニタリングポストを設置し、放射線量を測定する。さらに、緊急時対策所の加圧判断のため、緊急時対策建屋上に可搬型モニタリングポストを設置し、放射線量を測定する。</p> <p>発電所及びその周辺における空気中の放射性物質の濃度は、放射能観測車を用いて測定するが、空気中の放射性物質の濃度の測定機能が喪失した場合は、可搬型放射線計測装置（可搬型ダスト・よう素サンプラー、γ 線サーベイメータ及び β 線サーベイメータ）等を用いて監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。</p> <p>重大事故等時に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における放射性物質の濃度（空気中、水中、土壤中）及び放射線量は、可搬型放射線計測装置（可搬式ダスト・よう素サンプラー、γ 線サーベイメータ、β 線サーベイメータ、α 線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータ）を用いて監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。</p> <p>発電所の周辺海域は、小型船舶を用いて海上モニタリングを行う。</p>	<p>発電所及びその周辺における放射線量は、通常時からモニタリングポスト及びモニタリングステーションを用いて連続測定しているが、放射線量の測定機能が喪失した場合は、可搬型モニタリングポストを用いて監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。</p> <p>また、「原子力災害対策特別措置法」第 10 条第 1 項に該当する事象又は「原子力災害対策特別措置法」第 15 条第 1 項に該当する事象（以下「原災法該当事象」という。）が発生した場合、モニタリングポスト及びモニタリングステーションが設置されていない海側に可搬型モニタリングポストを設置し、放射線量を測定する。さらに緊急時対策所の加圧判断のため、緊急時対策所付近に可搬型モニタリングポストを設置し、放射線量を測定する。</p> <p>発電所及びその周辺における空気中の放射性物質の濃度は、放射能観測車を用いて測定するが、空気中の放射性物質の濃度の測定機能が喪失した場合は、放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンプラー、GM 汚染サーベイメータ、NaI (Tl) シンチレーションサーベイメータ）を用いて監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。</p> <p>重大事故等時に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における放射性物質の濃度（空気中、水中、土壤中）及び放射線量は、放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンプラー、GM 汚染サーベイメータ、NaI (Tl) シンチレーションサーベイメータ、α 線シンチレーションサーベイメータ、β 線サーベイメータ）及び電離箱サーベイメータを用いて監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。</p> <p>発電所の周辺海域は、小型船舶を用いた海上モニタリングを行う。</p>	<p>重大事故等時の風向、風速その他の気象条件は、可搬型気象観測装置により測定し、及びその結果を記録する。</p> <p>風向、風速その他の気象条件を測定する優先順位は、多様性拡張設備である気象観測設備を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合、可搬式気象観測装置を使用する。</p>	<p>重大事故等時の風向、風速その他の気象条件は、通常時から気象観測設備を用いて連続測定しているが、それらの測定機能が喪失した場合は、代替気象観測設備を用いて測定し、及びその結果を記録する。</p> <p>原災法該当事象が発生した場合、ブルームの通過方向を確認するため、緊急時対策所付近に可搬型気象観測設備を配置し、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録する。</p>
対応手段等				【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） 【女川】記載内容の相違（60 条との記載内容の統一） 【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） 【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） 【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） 【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） 【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） 【女川】【大飯】運用方法の相違 ・泊は過去の審査会合指摘を受けた対応として、可搬型気象観測設備を気象観測設備の代替のほかに緊急時	

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊 3 号炉と比較対象とならない記載

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所 3 / 4 号炉		女川原子力発電所 2 号炉		泊発電所 3 号炉		相違理由	
配慮すべき事項	測定頻度	可搬型モニタリングポストを用いた放射線量の測定は、連続測定とする。 放射性物質の濃度の測定（空気中、水中、土壤中）及び海上モニタリングは、1 回／日以上を目安とするが、測定頻度は原子炉施設の状態及び放射性物質の放出状況を考慮し変更する。 重大事故等時の風向、風速その他気象条件の測定は、連続測定を行う。		可搬型モニタリングポストを用いた放射線量の測定は、連続測定とする。 放射性物質の濃度の測定（空気中、水中、土壤中）及び海上モニタリングは、1 回／日以上とするが、発電用原子炉施設の状態、放射性物質の放出状況及び海洋の状況を考慮し、測定しない場合もある。 風向、風速その他の気象条件の測定は、連続測定とする。		対策所のブルーム通過方向把握用にも設置する運用としている。	
	バックグラウンド低減対策	重大事故等により放射性物質の放出のおそれがある場合、モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストの検出器の養生を行う。 放射性物質の放出により、モニタリングステーション、モニタリングポスト又は可搬式モニタリングポスト周辺の汚染を確認した場合、周辺の汚染レベルを確認し、測定設備の除染、周辺の土壤撤去、樹木の伐採等を行い、バックグラウンドレベルを低減する。 重大事故等発生後の周辺汚染により放射性物質の濃度測定時のバックグラウンドが上昇し、可搬型放射線計測装置が測定不能となった場合、可搬型放射線計測装置の検出器周囲を遮蔽材で囲むこと等の対策によりバックグラウンドレベルを低減させて、放射性物質の濃度を測定する。		周辺汚染によりモニタリングポストを用いて測定できなくなることを避けるため、モニタリングポストの検出器保護カバーを交換する等のバックグラウンド低減対策を行う。 同様に可搬型モニタリングポストを用いて測定できなくなることを避けるため、可搬型モニタリングポストの養生シートを交換する等のバックグラウンド低減対策を行う。また、必要に応じて除草、周辺の土壤撤去等により、周辺のバックグラウンドレベルを低減する。 周辺汚染により放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンドレベルが上昇し、可搬型放射線計測装置が測定不能となるおそれがある場合は、可搬型放射線計測装置の検出器を遮蔽材で囲む等のバックグラウンド低減対策を行う。ただし、可搬型放射線計測装置の検出器を遮蔽材で囲んだ場合においても可搬型放射線計測装置が測定不能となる場合は、バックグラウンドレベルが低い場所に移動して、放射性物質の濃度を測定する。			
	他の機機関との連携	重大事故等時の敷地外でのモニタリングについては、国、地方公共団体と連携して策定されるモニタリング計画に従い、資機材、要員及び放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。		敷地外でのモニタリングは、国が地方公共団体と連携して策定するモニタリング計画に従い、資機材、要員及び放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。			
	電源確保	全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備によりモニタリングステーション及びモニタリングポストへ給電される。		非常用交流電源設備からの給電の喪失によりモニタリングポストの機能が喪失した場合は、自主対策設備であるモニタリングポスト専用の無停電電源装置が自動でモニタリングポストへ給電し、その間に常設代替交流電源設備による給電の操作を実施する。モニタリングポストは、電源が喪失した状態で代替電源設備から給電した場合、自動的に放射線量の連続測定を開始する。			
	電源確保			非常用交流電源設備からの給電の喪失によりモニタリングポスト及びモニタリングステーションの機能が喪失した場合は、自主対策設備であるモニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置、モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機が自動でモニタリングポスト及びモニタリングステーションへ給電し、その間に常設代替交流電源設備による給電の操作を実施する。モニタリングポストは、電源が喪失した状態で代替電源設備から給電した場合、自動的に放射線量の連続測定を開始する。			

【大飯】運用方法の相違

・大飯は放射性物質の放出のおそれがあることを確認した場合に検出器の養生作業を行うことにしている。
泊は女川と同様にブルーム通過後バックグラウンド低減対策が必要と判断した場合に検出器保護カバーの交換を実施する。

【女川】【大飯】設備の相違

・泊は各モニタリングポスト・ステーションに専用の非常用発電機も設置している（女川、大飯は無停電電源装置のみ）

・なお、島根 2 号炉は泊と同様に専用の非常用発電機を設置している。

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊 3 号炉と比較対象とならない記載

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所 3 / 4 号炉		女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
第 5.1.1 表 重大事故等対策における手順書の概要 (18/19)		第 1 表 重大事故等対策における手順書の概要 (18/19)	第 1 表 重大事故等対策における手順書の概要 (18/19)	
1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等		1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	<p>第1表は、技術的能力 1.1～1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所の緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。</p>
<p>緊急時対策所に關し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するために必要な居住性の確保、必要な指示及び通信連絡、必要な数の要員の収容、代替電源設備からの給電に係る手順等を整備する。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットによる放射性物質の侵入低減、空気供給装置による希ガス等の放射性物質の侵入防止等の放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を 7 日間で 100mSv を超えないようにするため、以下の手順等により緊急時対策所の居住性を確保する。（以下、「緊急時対策所非常用空気浄化ファン」及び「緊急時対策所可搬型空気浄化装置」という。また、「緊急時対策所可搬型空気浄化装置と空気供給装置をまとめて、「緊急時対策所換気設備」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所を立ち上げる場合、緊急時対策所可搬型空気浄化装置を緊急時対策所に接続し、起動するとともに、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始し、測定結果に応じ、空気流入量を調整する。 <p>また、ブルーム放出時の緊急時対策所換気設備切替えに備え、空気供給装置の系統構成等の準備を行う。</p>	<p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するために必要な居住性の確保、必要な指示及び通信連絡、必要な数の要員の収容、代替電源設備からの給電に関する手順等を整備する。</p> <p>緊急時対策所遮蔽及び緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）を用いた希ガス等の放射性物質の侵入防止等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を 7 日間で 100mSv を超えないようにするため、以下の手順等により緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所を立ち上げる場合は、緊急時対策所非常用送風機を起動するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始する。 <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備であるガスタービン発電機又は電源車（緊急時対策所用）を用いて給電し、緊急時対策所非常用送風機を起動する。</p>	<p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するために必要な居住性の確保、必要な指示及び通信連絡、必要な数の要員の収容、代替電源設備からの給電に関する手順等を整備する。</p> <p>緊急時対策所遮蔽及び緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）を用いた希ガス等の放射性物質の侵入低減、空気供給装置（空気ポンベ）による希ガス等の放射性物質の侵入防止等の放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を 7 日間で 100mSv を超えないようにするため、以下の手順等により緊急時対策所の居住性を確保する。（以下、「可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン」及び「可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットをまとめて、「可搬型空気浄化装置」という。また、「可搬型空気浄化装置と空気供給装置をまとめて、「緊急時対策所換気空調設備」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所を立ち上げる場合は、可搬型空気浄化装置を緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に接続し、起動するとともに、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始し、測定結果に応じ、それぞれの空気流入量を調整する。 <p>また、ブルーム放出時の緊急時対策所換気空調設備切替えに備え、空気供給装置（空気ポンベ）の系統構成等の準備を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備である緊急時対策所用発電機を用いて給電し、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンを起動する。</p>	<p>【女川】 設計の相違 女川の空調設備は常設設備であるのに対し、泊の空調設備は可搬設備であり、運転時に可搬ダクト接続の操作及び運転後は空気流入量の調整が伴う。同様に可搬設備で対応する大飯とは相違なし。</p> <p>【大飯】【女川】 設計方針の相違 泊は緊急時対策所として、指揮所と待機所の独立した 2 棟を設置していくことから操作場所や接続場所が 2 箇所となる。</p> <p>【女川】 設計の相違 女川はガスタービン発電機と電源車（緊急時対策所用）により電源の多様性を確保している。泊は緊急時対策所用発電機を複数台配備することで電源の多重性を確保している。電源設備の設計方針に相違はあるが基準適合している。</p>	

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策特別措置法第 10 条事象が発生した場合、緊急時対策所内可搬型エリアモニタを緊急時対策所へ、緊急時対策所外可搬型エリアモニタを 3 号炉及び 4 号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置し、放射線量の測定を開始する。 緊急時対策所外可搬型エリアモニタ等の指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがあると判断した場合、パラメータの監視強化及び緊急時対策所換気設備切替えのための要員配置を行う。 原子炉格納容器からブルームが放出され、緊急時対策所外可搬型エリアモニタ又は緊急時対策所内可搬型エリアモニタの指示が上昇した場合、速やかに緊急時対策所における緊急時対策所換気設備を緊急時対策所可搬型空気浄化装置から空気供給装置へ切り替えるとともに、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。 <p>その後、緊急時対策所外可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所内可搬型エリアモニタの指示が低下し、緊急時対策所周辺から希ガスの影響が減少したと判断した場合、緊急時対策所換気設備を空気供給装置から緊急時対策所可搬型空気浄化装置へ切り替える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「原子力災害対策特別措置法」第 10 条特定事象が発生した場合、緊急時対策所に緊急時対策所可搬型エリアモニタを設置し、放射線量の測定を実施する。 <p>原子炉格納容器ベント等により放射性物質の放出のおそれがある場合は、緊急時対策所において、緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）を用いて加圧を行うとともに、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を用いて緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を測定する。</p> <p>その後、発電所敷地内に設置する可搬型モニタリングポスト等の指示値により周辺環境中の放射性物質が十分減少したと判断した場合は、緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）から緊急時対策所非常用送風機へ切り替える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「原子力災害対策特別措置法」第 10 条第 1 項に該当する事象又は「原子力災害対策特別措置法」第 15 条第 1 項に該当する事象が発生した場合、緊急時対策所可搬型エリアモニタを緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所へ、可搬型モニタリングポストを 3 号炉の原子炉格納容器を囲むように設置するとともに、緊急時対策所付近に設置し、放射線量の測定を開始する。 可搬型モニタリングポスト等の指示値上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがあると判断した場合、パラメータの監視強化及び緊急時対策所換気設備切替えのための要員配置を行う。 原子炉格納容器からブルームが放出され、モニタリングポスト、モニタリングステーション、3 号炉の原子炉格納容器を囲むように設置する可搬型モニタリングポスト及び緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストのいずれかの指示値が上昇した場合、速やかに緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所における緊急時対策所換気空調設備を可搬型空気浄化装置から空気供給装置へ切り替えるとともに、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、それぞれの空気流入量を調整する。その後、緊急時対策所付近に設置した可搬型モニタリングポストの指示値が低下し、周辺環境中の放射性物質が十分に減少したと判断した場合は、緊急時対策所換気空調設備を空気供給装置から可搬型空気浄化装置へ切り替える。 	<p>【大飯】【女川】・記載表現の相違 原災法 15 条事象発生を考慮した記載としている。(60 条及び技術的能力 1.17 との記載表現統一)</p> <p>【女川】・設計の相違 いずれもブルーム放出時の緊急時対策所内の正圧維持に係わる手順であるが、PWR では SA 時に原子炉格納容器ベントは実施せず判断のタイミングと屋外のモニタリング設備の手順着手の判断基準が異なる。</p>
<p>重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、緊急時対策所の情報収集設備及び通信連絡設備により、必要なプラントパラメータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う。</p> <p>重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所に整備する。当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>重大事故等が発生した場合、緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により緊急時対策所の情報収集設備及び通信連絡設備へ給電する。通信連絡に関わる手順等は、「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等は、緊急時対策所の安全パラメータ表示システム（SPDS）及び通信連絡設備を用いて必要なプラントパラメータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに重大事故等に対処するための対策の検討を行う。</p> <p>重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所に整備する。当該資料は、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p>	<p>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等は、緊急時対策所の安全パラメータ表示システム（SPDS）及び通信連絡設備により、必要なプラントパラメータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う。</p> <p>重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所指揮所に整備する。当該資料は、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により緊急時対策所の安全パラメータ表示システム（SPDS）及び通信連絡設備へ給電する。通信連絡に関わる手順等は、「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>【女川】設計の相違 泊は緊急時対策所として、指揮所と待機所の独立したことから本部要員を収容する指揮所に対策の検討に必要な資料を整備する。</p>

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊 3 号炉と比較対象とならない記載

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所 3 / 4 号炉			女川原子力発電所 2 号炉			泊発電所 3 号炉			相違理由		
必要な数の要員の収容			必要な数の要員の収容			必要な数の要員の収容			必要な数の要員の収容		
	対応手段等	必要な数の要員の収容		対応手段等	必要な数の要員の収容		対応手段等	必要な数の要員の収容		対応手段等	
必要な数の要員の収容			緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する。	これらの要員を収容するため、以下の手順等により必要な資機材、飲料水、食料等を配備するとともに、維持、管理し、放射線管理等の運用を行う。	緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する。	これらの要員を収容するため、以下の手順等により必要な放射線管理を行うための資機材、飲料水、食料等を整備し、維持、管理するとともに、放射線管理等の運用を行う。	緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する。	これらの要員を収容するため、以下の手順等により必要な放射線管理を行うための資機材、飲料水、食料等を整備し、維持、管理するとともに、放射線管理等の運用を行う。	緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する。	これらの要員を収容するため、以下の手順等により必要な放射線管理を行うための資機材、飲料水、食料等を整備し、維持、管理するとともに、放射線管理等の運用を行う。	
代替電源（交流）の給電			・ 重大事故等に對処するためには、必要な指示を行う要員や現場作業を行いう要員等の対策要員の裝備（線量計、マスク等）を配備し、維持、管理し、重大事故等時にはこれらを用いて十分な放射線管理を行う。	・ 緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、身体サベイ及び防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを通じて設置し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下になった場合に運用する。	・ 外部からの支援なしに 1 週間活動するためには、必要な飲料水、食料等を備蓄し、維持、管理し、重大事故等が発生した場合は、緊急時対策所内の環境を確認した上で、飲食の管理を行う。	緊急時対策所の必要な負荷は、2号炉の非常用高圧母線より受電されるが、当該母線より受電できない場合は、代替電源設備であるガスタービン発電機を用いて給電する。また、ガスタービン発電機による給電ができない場合は、電源車（緊急時対策所用）を用いて給電する。	緊急時対策所の電源喪失時は、緊急時対策所用発電機から緊急時対策所へ給電する。 代替交流電源である緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所の立ち上げ時にケーブル接続等の準備を行うとともに起動し、緊急時対策所の電源が喪失した場合に緊急時対策所へ給電を開始する。 ブルーム放出のおそれがある場合には、待機側の緊急時対策所用発電機も起動して無負荷運転で待機する。故障等により発電機の切替えが必要になった場合には、速やかに待機側の緊急時対策所用発電機からの給電に切り替える。	【女川】 設計の相違 女川はガスタービン発電機と電源車（緊急時対策所用）により電源の多様性を確保している。泊は緊急時対策所用発電機を複数台配備することで電源の多重性を確保している。電源設備の設計方針に相違はあるが基準適合している。	【大飯】 設計方針の相違 泊は発電機起動操作を屋外で行う必要があることから、ブルーム通過前に緊急時対策所用発電機をあらかじめ運転しておくことで故障等が発生した場合でも速やかに給電を切り替えることができるよう準備する。	【大飯】 【女川】 設計方針の相違 泊は緊急時対策所として、指揮所と待機所の独立した 2 棟を設置。	
配置			重大事故等に對処するためには、必要な指示を行う要員と現場作業を行いう要員等との幅離を避けるレイアウトとなるよう考慮する。 また、要員の収容が適切に行えるようトイレや休憩スペース等を整備する。	重大事故等に對処するためには、必要な指示を行う要員と現場作業を行いう要員等との幅離を避けるレイアウトとなるよう考慮する。 また、要員の収容が適切に行えるようトイレや休憩スペース等を整備する。	重大事故等に對処するためには、必要な指示を行う要員と現場作業を行いう要員等との幅離を避けるため、緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所は独立した建屋とする。 また、要員の収容が適切に行えるようトイレ等を整備する。						

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊 3 号炉と比較対象とならない記載

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		女川原子力発電所 2 号炉		泊発電所 3 号炉		相違理由
放射線管理	<p>チェックングエリア内では現場作業を行う要員等の身体サーベイを行い、汚染が確認された場合、サーベイエリアに隣接した除染エリアにて除染を行う。汚染による廃水が発生した場合、ウエスに染み込ませることで放射性廃棄物として廃棄する。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの性能の低下等、切替えが必要となった場合、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットを待機側へ切り替え、継量に応じ、交換又は保管を行う。</p> <p>現場作業を行う要員等が身体サーベイを待つ場合、周辺からの放射線影響を低減するため、遮蔽効果のある緊急時対策所内で待機する。</p>	<p>除染は、ウェットティッシュでの拭取りを基本とするが、拭取りにて除染できない場合は、簡易シャワーにて水洗による除染を行う。簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。</p> <p>運転中の緊急時対策所換気空調系が故障する等、切替えが必要となった場合は、待機側への切替えを行う。</p> <p>緊急時対策所換気空調系の緊急時対策所非常用フィルタ装置は使用することにより非常に高線量になるため、適切な遮蔽が設置されている緊急時対策建屋内に設置する。</p>	放射線管理	<p>除染は、ウェットティッシュでの拭取りを基本とするが、拭取りにて除染できない場合は、簡易シャワーにて水洗による除染を行う。簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。</p> <p>運転中の緊急時対策所換気空調設備が故障する等、切替えが必要となった場合は待機側への切替えを行う。</p> <p>現場作業を行う要員等が緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所の外で身体サーベイを待つ場合、周辺からの放射線影響を低減するため、遮蔽効果のある指揮所用空調上屋又は待機所用空調上屋の待機エリア内で待機する。</p>	放射線管理	<p>【大飯】・運用の相違 身体サーベイを待つ要員の待機場所として、空調上屋の一部を待機エリアとして設ける。 十分な厚さの壁を設置しており、放射線影響を低減することができるところから運用上の問題はない。</p>
電源確保	<p>全交流動力電源喪失時は、3号炉及び4号炉原子炉補助建屋に設置されている安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムについては、空冷式非常用発電装置により給電される。</p> <p>給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」及び「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備からの給電により。緊急時対策所の安全パラメータ表示システム（SPDS）及び通信連絡設備へ給電する。</p>	電源確保	<p>全交流動力電源喪失時は、3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機、ERSS 伝送サーバについては、常設代替交流電源設備より給電する。</p> <p>給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p>	電源確保	<p>【大飯】記載方針の相違 燃料補給に関する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」に記載する。（女川と同様）</p>
燃料補給	<p>電源車（緊急時対策所用）への給油は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク又は重油タンク及びタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時の給油間隔を目安に実施する。重大事故等時 7 日間運転継続するために必要な燃料（重油）の備蓄量として、「1.14 電源の確保に関する手順等」に示す燃料油貯蔵タンク（150kℓ 以上（1基当たり）、4基）及び重油タンク（160kℓ 以上（1基当たり）、4基）を管理する。</p>					

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊 3 号炉と比較対象とならない記載

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
第 5.1.1 表 重大事故等対策における手順書の概要 (19/19)		第 1 表 重大事故等対策における手順書の概要 (19/19)	第 1 表 重大事故等対策における手順書の概要 (19/19)	
方針目的	1.19 通信連絡に関する手順等	1.19 通信連絡に関する手順等	1.19 通信連絡に関する手順等	第 1 表は、技術的能力 1.1～1.19 まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所の緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。
対応手順等	<p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、発電所内の通信連絡設備、発電所外（社内外）との通信連絡設備により通信連絡を行う手順等を整備する。</p> <p>重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所内）により、運転員等及び緊急安全対策要員が、中央制御室、屋内外の作業場所、移動式放射能測定装置（モニタ車）、緊急時対策所との間で相互に通信連絡を行うために、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバー、携行型通話装置及びインターフォンを使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>通信連絡を行う場合の優先順位は、多様性拡張設備である運転指令設備（1号及び2号炉送受話器）、運転指令設備（3号及び4号炉送受話器）、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯））及び無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバー、携行型通話装置及びインターフォンを使用する。</p> <p>重大事故等が発生した場合、データ伝送設備（発電所内）により、緊急時対策所へ、重大事故等に對処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置を使用する。</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所内）により発電所内の必要な場所で共有する場合、現場と中央制御室との連絡には携行型通話装置を使用し、現場又は中央制御室と緊急時対策所との連絡には衛星電話（固定）及び衛星電話（携帯）を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>通信連絡を行う場合の優先順位は、多様性拡張設備である運転指令設備（1号及び2号炉送受話器）、運転指令設備（3号及び4号炉送受話器）、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯））及び無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）及び携行型通話装置を使用する。</p>	<p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、発電所内の通信連絡設備（発電所内），発電所外（社内外）との通信連絡設備（発電所外）により通信連絡を行う手順等を整備する。</p> <p>重大事故等対策要員が、中央制御室、中央制御室待避所、屋内外の現場及び緊急時対策所との間で相互に通信連絡を行う場合は、衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型通話装置等を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（充電式電池及び乾電池を含む。）を用いてこれらの設備へ給電する。</p> <p>また、緊急時対策所へ重大事故等に對処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有する場合は、安全パラメータ表示システム（SPDS）を使用する。</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器を用いて炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所内の必要な場所で共有する場合は、以下の手段により実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場（屋内）と中央制御室との連絡には、携行型通話装置等を使用する。 ・現場（屋外）と緊急時対策所との連絡には、無線連絡設備等を使用する。 ・中央制御室と緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備及び無線連絡設備等を使用する。 ・中央制御室待避所と緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備及び無線連絡設備等を使用する。 ・現場（屋外）間の連絡には、無線連絡設備等を使用する。 ・放射能観測車と緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備等を使用する。 	<p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、発電所内の通信連絡設備、発電所外（社内外）との通信連絡設備により通信連絡を行う手順等を整備する。</p> <p>発電所災害対策要員が、中央制御室、屋内外の現場、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所との間で相互に通信連絡を行う場合は、衛星電話設備、無線連絡設備、携行型通話装置、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォン等を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（充電式電池及び乾電池を含む。）を用いて、これらの設備へ給電する。</p> <p>また、緊急時対策所へ重大事故等に對処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有する場合は、データ伝送設備（発電所内）を使用する。</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器を用いて炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所内の必要な場所で共有する場合は、以下の手段により実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場（屋内）と中央制御室との連絡には、携行型通話装置等を使用する。 ・現場（屋外）と緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備及び無線連絡設備等を使用する。 ・中央制御室と緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備及び無線連絡設備等を使用する。 ・現場（屋外）間の連絡には、無線連絡設備等を使用する。 ・放射能観測車と緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備等を使用する。 	<p>第 1 表は、技術的能力 1.1～1.19 まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所の緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】設計の相違① 女川ではフィルタペント操作によるブルーム操作に備え中央制御室待避所を設置している。泊では当該操作ではなく、中央制御室待避所を設置していない。</p> <p>【大飯】【女川】設計の相違② 泊 3 号炉では、インターフォン及びテレビ会議システム（指揮所・待機所間）を、指揮所、待機所を開いて往来することなく、十分なコミュニケーションを可能にする目的で設置している。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】設備運用の相違 泊では衛星電話設備を使用して共有する</p> <p>【女川】設計の相違 上記①参照。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊 3 号炉と比較対象とならない記載

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		女川原子力発電所 2 号炉		泊発電所 3 号炉		相違理由
発電所外 (社内外) との通信連絡	対応手段等	対応手段 (社内外) の通信連絡				【大飯】記載方針 の相違（女川審査 実績の反映）
			<p>重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所外）により、緊急時対策所の緊急安全対策要員が、緊急時対策所と原子力事業本部、本店、移動式放射能測定装置（モニタ車）、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX）を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>通信連絡を行う場合の優先順位は、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX）及び緊急時衛星通報システム及び多様性拡張設備である加入電話、加入ファクシミリ、携帯電話、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯）及び衛星保安電話）、社内TV会議システム及び無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬）を使用する。</p> <p>重大事故等が発生した場合、データ伝送設備（発電所外）により、国の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムを使用する。</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合、緊急時対策所と原子力事業本部、本店、国、地方公共団体等との連絡には衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX）を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>通信連絡を行う場合の優先順位は、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX）及び多様性拡張設備である加入電話、加入ファクシミリ、携帯電話、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯）及び衛星保安電話）、社内TV会議システム及び無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬）を使用する。</p>	<p>重大事故等対策要員が、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等及び社内関係箇所との間で通信連絡を行う場合は、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（充電式電池及び乾電池を含む。）を用いてこれらの設備へ給電する。</p> <p>国が緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送し、パラメータを共有する場合は、データ伝送設備を使用する。</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器を用いて、炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合は、以下の手段により実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室とその他関係機関等及び社内関係箇所との連絡には、衛星電話設備等を使用する。 ・緊急時対策所と本店、地方公共団体、その他関係機関等との連絡には、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を使用する。 ・緊急時対策所と国との連絡には、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び衛星電話設備等を使用する。 ・緊急時対策所と社内関係箇所との連絡には、衛星電話設備等を使用する。 	<p>発電所灾害対策要員が、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等及び社内関係箇所との間で通信連絡を行う場合は、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（充電式電池及び乾電池を含む。）を用いてこれらの設備へ給電する。</p> <p>国が緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送し、パラメータを共有する場合は、データ伝送設備（発電所外）を使用する。</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器を用いて、炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合は、以下の手段により実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室とその他関係機関等及び社内関係箇所との連絡には、衛星電話設備等を使用する。 ・緊急時対策所指揮所と本店、地方公共団体、その他関係機関等との連絡には、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を使用する。 ・緊急時対策所指揮所と国との連絡には、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び衛星電話設備等を使用する。 ・緊急時対策所指揮所と社内関係箇所との連絡には、衛星電話設備等を使用する。 	<p>【大飯】記載方針 の相違（女川審査 実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針 の相違（女川審査 実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針 の相違（女川審査 実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針 の相違（女川審査 実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針 の相違（女川審査 実績の反映）</p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊 3 号炉と比較対象とならない記載

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		女川原子力発電所 2 号炉		泊発電所 3 号炉		相違理由
【比較のため再掲】						
対応手順等	発電所内との通信連絡	通信連絡を行う場合の優先順位は、多様性拡張設備である運転指令設備（1号及び2号炉送受話器）、運転指令設備（3号及び4号炉送受話器）、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯））及び無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバー、携行型通話装置及びインターフォンを使用する。	重大事故等対策要員が、中央制御室、中央制御室待避所、屋内外の現場及び緊急時対策所との間で操作・作業等の通信連絡を行う場合は、通常、屋内外で使用が可能である送受話器（ページング）（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備及び移動無線設備を使用するが、これらが使用できない場合は、衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型通話装置を使用する。	発電所災害対策要員が、中央制御室、屋内外の現場、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所との間で操作・作業等の通信連絡を行う場合は、通常、屋内外で使用が可能である運転指令設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備及び移動無線設備を使用するが、これらが使用できない場合は、衛星電話設備、無線連絡設備、携行型通話装置、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンを使用する。	【女川】 設計の相違 女川ではフィルターベント操作によるブルーム発生に備え中央制御室待避所を設置している。泊では当該操作ではなく、中央制御室待避所を設置していない。	
対応手順等	発電所外（社内外）との通信連絡	通信連絡を行う場合の優先順位は、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX）及び緊急時衛星通報システム並びに多様性拡張設備である加入電話、加入ファクシミリ、携帯電話、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯）及び衛星保安電話）、社内TV会議システム及び無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬）を使用する。	なお、特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所内の必要な場所で共有する場合も同様である。	発電所災害対策要員が、中央制御室の発電所災害対策要員が、その他関係機関等及び社内関係箇所との間で通信連絡を行う場合は、通常、電力保安通信用電話設備又は局線加入電話設備を使用するが、これらが使用できない場合は、衛星電話設備を使用する。	【女川】 設計の相違② 泊 3号炉では、インターフォン及びテレビ会議システム（指揮所・待機所間）を、指揮所、待機所を往来することなく、十分なコミュニケーションを可能にする目的で設置している。（インターフォンは、高浜 3 / 4号炉及び大飯 3 / 4号炉と同様）	
対応手順等	重大事故等時の対応手段の選択	重大事故等時の対応手段の選択	重大事故等時の対応手段の選択	重大事故等時の対応手段の選択	【女川】 記載方針の相違 泊は特に重要なパラメータを共有する場合が前段と同様ではないことから対象設備を記載した。 【女川】 設計の相違③ 緊急時対策所内における初動対応上、多様性を確保するのに必要と判断し、携帯電話を緊急時対策所内にて利用可能としている 【女川】 設計の相違 上記③参照。 【女川】 設計の相違 上記③参照。 【女川】 設計の相違 上記③参照。	
対応手順等	発電所外（社内外）との通信連絡	発電所外（社内外）との通信連絡	発電所外（社内外）との通信連絡	発電所外（社内外）との通信連絡	【女川】 設計の相違 泊は特に重要なパラメータを共有する場合が前段と同様ではないことから対象設備を記載した。 【女川】 設計の相違③ 緊急時対策所内における初動対応上、多様性を確保するのに必要と判断し、携帯電話を緊急時対策所内にて利用可能としている 【女川】 設計の相違 上記③参照。 【女川】 設計の相違 上記③参照。 【女川】 設計の相違 上記③参照。	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊 3 号炉と比較対象とならない記載

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		女川原子力発電所 2 号炉		泊発電所 3 号炉		相違理由
配慮すべき事項 電源確保	<p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備により、衛星電話（固定）、衛星電話（可搬）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX）、緊急時衛星通報システム、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム及びSPDS表示装置へ給電する。</p> <p>給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」及び「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。</p>	電源確保	<p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備を用いて、衛星電話設備（固定型）、無線連絡設備（固定型）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備へ給電する。</p>	電源確保	<p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備を用いて、衛星電話設備（固定型）、無線連絡設備（固定型）、衛星電話設備（FAX）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、インターフォン、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）へ給電する。</p> <p>給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」及び「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>【大飯】 設計の相違 ・大飯 3 / 4 号炉は、重大事故等が発生した場合における地方公共団体等への原子力災害特別措置法に基づく通報等を実施できるよう、衛星アンテナが可搬できる衛星電話設備を設置又は保管している。 ・女川 2 号炉および泊 3 号炉は、緊急時対策所に設置している衛星電話設備（固定型）により通報（伊方 3 号炉および川内 1 / 2 号炉と同様）。また、泊 3 号炉は衛星電話設備（FAX）を設置しており、これによる通報も可能。 【大飯】【女川】 設計の相違 緊急時対策所内における初動対応上、多様性を確保するのに必要と判断して緊急時対策所内にて衛星電話設備（FAX）を利用可能としている（柏崎 6 / 7 号炉と同様） 【大飯】【女川】 設計の相違② 泊 3 号炉では、インターフォン及びテレビ会議システム（指揮所・待機所間）を、指揮所、待機所間往来することなく、十分なコミュニケーションを可能にする目的で設置している。 【大飯】 設計の相違 ・大飯 3 / 4 号炉は、重大事故等が発生した場合における地方公共団体等への原子力災害特別措置法に基づく通報等を実施できるよう、緊急時対策所に設置しているP Cから地方公共団体等へ通報できる緊急時衛星通報システムを設置して</p>

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊 3 号炉と比較対象とならない記載

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
			<p>いる。 ・女川 2 号炉および 泊 3 号炉は、緊急時 対策所に設置してい る衛星電話設備（固 定型）により通報で きる（伊方 3 号炉お よび川内 1 / 2 号炉 と同様）。また、泊 3 号炉は衛星電話設 備（FAX）を設置し ており、これによる 通報も可能。 【女川】記載方針の 相違（大飯審査実績 の反映）</p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色: 女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所 3 / 4 号炉					女川原子力発電所 2 号炉			泊発電所 3 号炉				相違理由 第 2 表は、技術的能力 1.1~1.19 まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所の緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。 【大飯】設備の相違 ・大飯 3/4 号炉は、 室素ポンベ（代替制御用空気供給用）による手段に 加えて、可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用） により代替空気を確保する手段を整備 ・泊 3 号炉は、加压器逃がし弁操作用 可搬型室素ガスポンベにより加压器逃がし弁の代替空気を確保する手段のみ（川内 1/2 号炉、玄海 3/4 号炉、伊方 3 号炉と同様）							
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間					
1.1	—	—	—	—	1.1	—	—	—	—	1.1	—	—	—	—					
1.2	タービン動補助給水ポンプ（現場手動操作）及びタービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）によるタービン動補助給水ポンプの機能回復 主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復	運転員等（中央制御室、現場）	5	45分	1.2	高圧代替注水系の現場操作による発電用原子炉の冷却 原子炉隔離時冷却系の現場操作による発電用原子炉の冷却 代替交流電源設備による原子炉隔離時冷却系への給電 可搬型代替直流電源設備による原子炉隔離時冷却系への給電	運転員（中央制御室、現場） 運転員（中央制御室、現場）	3 5	35分以内 110分以内	1.14と同様	1.2	高圧室素ガス供給系（非常用）による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放 高圧室素ガス供給系（非常用）による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）駆動源確保（高圧室素ガス供給系（常用）から高圧室素ガス供給系（非常用）への切替え） 高圧室素ガス供給系（非常用）による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）駆動源確保（高圧室素ガスポンベ切替え） 高圧室素ガス供給系（非常用）による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）駆動源確保（高圧室素ガスポンベ取替え） 代替高圧室素ガス供給系による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放 代替高圧室素ガス供給系による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放（高圧室素ガスポンベ取替え） 代替直流電源設備による復旧 代替交流電源設備による復旧 インターフェイスシステム LOCA発生時の対応（中央制御室からの遠隔操作による漏えい箇所の隔離ができない場合）	運転員（中央制御室、現場） 運転員（中央制御室、現場） 運転員（中央制御室、現場） 運転員（中央制御室、現場） 運転員（中央制御室、現場） 運転員（中央制御室、現場） 運転員（中央制御室、現場） 運転員（中央制御室、現場） 運転員（中央制御室、現場） 運転員（中央制御室、現場）	3 3 3 3 2 2 2 2 2 5	30分以内 45分以内 50分以内 35分以内 35分以内 105分以内 25分以内 80分以内 1.14と同様 1.14と同様	1.14と同様 1.14と同様 1.2と同様 1.2と同様 1.3と同様 1.3と同様 1.3と同様 1.3と同様 1.3と同様 300分以内	2 2 2 2 1 2 1 2 2 4	40分以内 災害対策要員 1.3と同様 1.4と同様 1.2と同様 20分以内 災害対策要員 35分以内 災害対策要員 50分以内 災害対策要員 1.4と同様 1.4と同様 60分以内 災害対策要員	40分以内 災害対策要員 1.3と同様 1.4と同様 1.2と同様 20分以内 災害対策要員 35分以内 災害対策要員 50分以内 災害対策要員 1.4と同様 1.4と同様 60分以内 災害対策要員

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3／4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由						
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間							
1.4	A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水	運転員等（中央制御室、現場）	2	20分	1.4	低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）による原子炉圧力容器への注水	運転員（中央制御室、現場）	3	35分以内	1.4	B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による原子炉圧力容器への注水	運転員（中央制御室、現場）	2	25分以内	【大飯】記載内容の相違①・大飯3/4号炉は「恒設代替低圧注水泵による代替炉心注水」手段について、フロントライン系機能喪失時とサポート系喪失時の要員及び要員数が同じじである。						
	恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	運転員等（中央制御室、現場）	4	30分		低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水	運転員（中央制御室、現場）	3	385分以内		代替格納容器スプレイポンプによる原子炉圧力容器への注水（フロントライン系故障時）	運転員（中央制御室、現場）	3	35分以内							
	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	運転員等（中央制御室）	1	4時間		緊急安全対策要員（中央制御室、現場）	12	15分			代替格納容器スプレイポンプによる原子炉圧力容器への注水（サポート系故障時）	運転員（中央制御室、現場）	1	35分以内							
	A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転	運転員等（中央制御室、現場）	2			運転員等（中央制御室、現場）	3	4時間	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水		運転員（中央制御室、現場）	3	200分以内								
	B充てんポンプ（自己冷却）による代替炉心注水	運転員等（中央制御室、現場）	3	84分		緊急安全対策要員	3	災害対策要員	6		15分以内		【大飯】設備の相違・大飯3/4号炉は、送水車により海水を仮設立式水槽に補給し、可搬式代替低圧注水泵にて代替炉心注水を実施する。								
	蓄圧タンクによる代替炉心注水	運転員等（中央制御室、現場）	2			運転員等（自己冷却）による原子炉容器への注水	運転員（中央制御室、現場）	2	40分以内					主蒸気逃がし弁の現場手動操作による蒸気放出	1.3と同様（現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復と同様）						
	主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による蒸気放出	1.3にて整備する。 (主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復と同様)													・泊3号炉は、フロントライン系故障時とサポート系故障時の要員数が異なるため、それぞれ記載している。（川内1/2号炉及び玄海3/4号炉と同様）						

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3／4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由		
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間			
1.5	主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復	1.3にて整備する。			1.5	原子炉格納容器フィルタペント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（現場操作）（系統構成）	運転員（中央制御室、現場）	3	75分以内	1.5	現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復	1.3と同様			【大飯】記載内容の相違①・1.4記載理由と同様		
	大容量ポンプを用いたA、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	1.7にて整備する。				原子炉格納容器フィルタペント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（現場操作）（ペント操作：S/C側ペントの場合）	運転員（中央制御室、現場）	3	95分以内		可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	1.7と同様					
	大容量ポンプによる補機冷却水（海水）通水	緊急安全対策要員 (中央制御室、現場)	20	9時間		フィルタ装置への水補給	運転員（中央制御室、現場）	3	380分以内		可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水	運転員（中央制御室、現場）	3	270分以内			
	A、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	1.7にて整備する。				重大事故等対応要員	9				災害対策要員	6					
	恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	運転員等 (中央制御室、現場)	3	30分		可搬型窒素ガス供給装置による原子炉格納容器への窒素供給	運転員（中央制御室、現場）	3	315分以内		C、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	1.7と同様			【大飯】記載方針の相違②・大飯3、4号炉と同等手段である「海水を用いた可搬型大型送水ポンプによる原子炉格納容器内のスプレイ」は自主対策のため記載せず。（川内1/2号炉及び玄海3/4号炉と同様）		
	大容量ポンプを用いたA、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	1.7にて整備する。				重大事故等対応要員	5				代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ（フロントライン系故障時）	運転員（中央制御室、現場）	3	30分以内			
1.6	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	緊急安全対策要員 (中央制御室、現場)	12	4時間	1.6	原子炉格納容器フィルタペント系停止後の窒素バージ	運転員（中央制御室、現場）	3	315分以内		代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ（サポート系故障時）	運転員（中央制御室、現場）	2	30分以内			
	電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、大容量ポンプへの燃料補給	緊急安全対策要員	2	106分		耐圧強化ペント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（現場操作）（系統構成）	運転員（中央制御室、現場）	3	80分以内		可搬型大型送水ポンプ車によるC、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	1.7と同様					
	送水車への燃料補給	緊急安全対策要員	2	100分		耐圧強化ペント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（現場操作）（ペント操作：S/C側ペントの場合）	運転員（中央制御室、現場）	3	95分以内		重大事故等対応要員	6	540分以内				
						原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水確保	運転員（中央制御室、現場）	3			重大事故等対応要員	10	385分以内				
						原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ	運転員（中央制御室、現場）	3									

灰色: 女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所 3 / 4 号炉					女川原子力発電所 2 号炉					泊発電所 3 号炉					相違理由	
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間		
1.7	A、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	運転員等 (中央制御室、現場)	2	60分	1.7	原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱 (現場操作) (系統構成)	運転員(中央制御室、現場)	3	75分以内	1.7	C、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	運転員(中央制御室、現場)	2	65分以内	【大飯】 記載方針の相違② ・1.6 記載理由と同様	
	緊急安全対策要員	1				原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱 (現場操作) (ペント操作: S/C側ペントの場合)	運転員(中央制御室、現場)	3	115分以内		代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内のスプレイ					
	恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	1.6にて整備する。				フィルタ装置への水補給	運転員(中央制御室、現場)	3	380分以内		可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	運転員(中央制御室、現場)	3	275分以内		
	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	1.6にて整備する。				可搬室素ガス供給装置による原子炉格納容器への室素供給	運転員(中央制御室、現場)	3	315分以内		災害対策要員	6				
	大容量ポンプを用いたA、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	運転員等 (中央制御室)	1	8時間		原子炉格納容器フィルタベント系停止後の室素バージ	運転員(中央制御室、現場)	3	315分以内		代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水	運転員(中央制御室、現場)	3	30分以内		
	緊急安全対策要員 (中央制御室、現場)	20	重大事故等対応要員			5			災害対策要員		1					
	恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	運転員等 (中央制御室、現場)	3			代替循環冷却系使用時における原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水確保					代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水 (全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時)	運転員(中央制御室、現場)	2	30分以内		
	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	運転員等 (中央制御室)	1			重大事故等対応要員	5				災害対策要員	1				
	緊急安全対策要員 (中央制御室、現場)	12	1.5と同様					1.4と同様								
1.8	A格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSS連絡ライン使用)による代替炉心注水	1.4にて整備する。			1.8	原子炉格納容器下部注水系(可搬型)による原子炉格納容器下部への注水	運転員(中央制御室、現場)	3	385分以内	1.9	B格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSS連絡ライン使用)による原子炉容器への注水				【大飯】 記載方針の相違① ・1.4 記載理由と同様	
	恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	1.4にて整備する。				重大事故等対応要員	9				代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水					
	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	1.4にて整備する。				運転員(中央制御室、現場)	3	385分以内			B充てんポンプ(自己冷却)による原子炉容器への注水					
	B充てんポンプ(自己冷却)による代替炉心注水	1.4にて整備する。				重大事故等対応要員	9				可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視	運転員(中央制御室、現場)	2	70分以内		
	可搬型格納容器水素ガス濃度計	運転員等 (中央制御室、現場)	2	運転員(中央制御室、現場)		3	385分以内		アニュラス空気浄化設備による水素排出		運転員(中央制御室、現場)	2				
1.10	水素排出(アニュラス空気浄化設備)全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合の操作手順 窒素ポンベ(代替制御用空気供給用)によるアニュラス空気浄化設備の運転	運転員等 (中央制御室、現場)	2	45分		重大事故等対応要員	9			1.10	全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合の操作手順 アニュラス空気浄化設備による水素排出	運転員(中央制御室、現場)	2	35分以内	【大飯】 設備の相違① ・大飯3/4号炉は、制御用空気が喪失している場合は、窒素ポンベを使用し、窒素ポンベが使用できない場合は可搬式空気圧縮機を使用する。 ・泊3号炉は、窒素ガスポンベを使用する。	
	水素排出(アニュラス空気浄化設備)全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合の操作手順 可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)によるアニュラス空気浄化設備の運転	運転員等 (中央制御室、現場)	2			運転員(中央制御室、現場)	3	315分以内			アニュラス空気浄化設備による水素排出	運転員(中央制御室、現場)	2	70分以内		
	水素排出(アニュラス空気浄化設備)全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合の操作手順 可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)によるアニュラス空気浄化設備の運転	運転員等 (中央制御室、現場)	2			重大事故等対応要員	5				代替電源による必要な設備への給電	運転員(中央制御室、現場)	2			
						フィルタ装置への水補給					代替電源による必要な設備への給電	運転員(中央制御室、現場)	2			
						原子炉格納容器フィルタベント系停止後の室素バージ					1.14と同様					
						代替電源による必要な設備への給電					1.14と同様					
						代用電源による必要な設備への給電					1.14と同様					

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊 3
号炉と比較対象とならない記載内容

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所 3 / 4 号炉					女川原子力発電所 2 号炉					泊発電所 3 号炉					相違理由	
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間		
1.11	海水から使用済燃料ピットへの注水	緊急安全対策要員	5	2.7時間	1.11	燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水	運転員（中央制御室、現場）	3	380分以内	1.11	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水	災害対策要員	6	200分以内	【大飯】運用の相違 ・3号炉は、定期事業者検査中の使用済燃料ピットのみに燃料体を貯蔵している期間は、炉心に燃料体がないが、使用済燃料ピットに保管している燃料体の崩壊熱が大きく、使用済燃料ピットの水が沸騰するまでの時間も短くなることから、災害対策要員7名で実施する手順を整備しており、炉心に燃料がある場合とない場合の2つのケースの成立性について記載している。	
	送水車による使用済燃料ピットへのスプレー	緊急安全対策要員	7	2時間		燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水	運転員（中央制御室、現場）	3	380分以内		海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピット内の燃料体を貯蔵している期間	災害対策要員	3	250分以内		
	大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水	1.12にて整備する。 (大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制と同様)				燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレー	運転員（中央制御室、現場）	3	380分以内		海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレー	災害対策要員	2	150分以内		
	可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視	緊急安全対策要員	4	2時間		大気への放射性物質の拡散抑制	1.12と同様				可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱機（使用済燃料ピット内の燃料体等）への放水	1.12と同様 (可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制と同様)			【大飯】運用の相違 ・大飯 3/4 号炉は、建屋へ放水する手順のため、操作手順を記載している。 ・3号炉は、技術的能力 1.11 と同様に使用済燃料ピットへのスプレーにより大気への拡散抑制を行なう手順であることから、操作手順を技術的能力 1.11 リンクさせる記載としている。（川内 1/2 号炉、玄海 3/4 号炉と同様）	
1.12	大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制	緊急安全対策要員	12	3.5時間	1.12	代替電源による給電	1.14と同様				可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視	災害対策要員	4	120分以内		
	シルトフェンスによる海洋への拡散抑制	緊急安全対策要員	12	4時間		放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制（海水ポンプ室からの取水）	保修班員	6	280分以内		代替電源による給電	1.14と同様				
	送水車及びスプレーヘッダによる大気への拡散抑制	緊急安全対策要員	7	2時間		放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制（取水口からの取水）	保修班員	6	395分以内		可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制	災害対策要員	6	280分以内		
	大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲及び泡混合器による航空機燃料火災への泡消火	緊急安全対策要員	12	3.5時間		海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）による海洋への放射性物質の拡散抑制	保修班員	10	190分以内		集水槽シルトフェンスによる海洋への放射性物質の拡散抑制	放管班員	3	210分以内		
						放水設備（泡消火設備）による航空機燃料火災への泡消火	重大事故等対応要員	6	205分以内		海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる大気への放射性物質の拡散抑制	1.11と同様			【大飯、女川】運用の相違 泊は、使用済燃料ピットのみに燃料体を貯蔵している期間中において、可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視の準備と並行して可搬型大型送水ポンプ車による注水準備を行うため、災害対策要員の要員数を 3 名としている。	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所 3 / 4 号炉					女川原子力発電所 2 号炉					泊発電所 3 号炉					相違理由			
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間				
1.13	海水を用いた復水ピットへの補給	緊急安全対策要員	5	3.4時間	1.13	復水貯蔵タンクを水源とした高压代替注水系による原子炉圧力容器への注水（現場手動操作）	1.2と同様			1.13	燃料取替用水ピットを水源とした代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水	1.4と同様			【大飯】設備の相違 ・大飯 3/4 号炉は淡水又は海水を復水ピットに補給し、復水ピットから水頭圧を利用して重力注水により燃料取替用水ピットに補給する手順である。 ・泊 3 号炉は、可搬型大型送水ポンプ車により複数の淡水原又は海水を燃料取替用水ピットへ直接補給することができる。（女川 2 号炉、島根 2 号炉、柏崎 6/7 号炉と同様）			
	燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替（炉心注水時）	運転員等（中央制御室、現場）	3	110分		復水貯蔵タンクを水源とした原子炉隔離冷却系による原子炉圧力容器への注水（現場手動操作）	1.2と同様				燃料取替用水ピットを水源とした充てんポンプによる原子炉容器への注水	1.4と同様						
	燃料取替用水ピットから海水への水源切替（炉心注水時）	1.4にて整備する。 (可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水と同様)	運転員等（中央制御室、現場）			復水貯蔵タンクを水源とした低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）による原子炉圧力容器への注水	1.4と同様				燃料取替用水ピットを水源としたB-格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水	1.4と同様						
	燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替（格納容器スプレイ時）	運転員等（中央制御室、現場）	2	110分		サブレッショングレンチによる原子炉圧力容器への注水	1.7と同様				燃料取替用水ピットを水源とした代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ	1.6と同様						
	燃料取替用水ピットから海水への水源切替（格納容器スプレイ時）	緊急安全対策要員	3			淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプ I）による送水	重大事故等対応要員	9	380分以内		燃料取替用水ピットを水源とした代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ	1.7と同様						
	復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給	運転員等（中央制御室、現場）	2	100分		淡水貯水槽を水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水	1.4及び1.8と同様				燃料取替用水ピットを水源とした代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水	1.8と同様						
	A格納容器スプレイポンプ（R H R S - C S S 連絡ライン使用）による代替再循環運転	1.4にて整備する。	運転員等（中央制御室、現場）			淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却	1.6と同様				補助給水ピットを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水	1.2及び1.3と同様						
	海水から使用済燃料ピットへの注水	1.11にて整備する。	運転員等（中央制御室、現場）	100分		淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプ I）による原子炉格納容器フィルタメント系フィルタ装置への水補給	1.5及び1.7と同様				海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水	1.4と同様						
	送水車による使用済燃料ピット又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へのスプレイ	1.11、1.12にて整備する。 (送水車による使用済燃料ピットへのスプレイ、送水車及びスプレイヘッダによる大気への拡散抑制と同様)	運転員等（中央制御室、現場）			淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器下部注水系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水	1.8と同様				海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車を用いたC, D-格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内の冷却	1.6及び1.7と同様						
	大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による使用済燃料ピット又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水	1.11、1.12にて整備する。 (大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による使用済燃料ピットへの放水、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制と同様)	運転員等（中央制御室、現場）	100分		淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水	1.8と同様				海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水	1.11と同様						
	大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による格納容器及びアニュラス部への放水	1.12にて整備する。	運転員等（中央制御室、現場）			淡水貯水槽を水源とした燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水	1.11と同様				海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレーノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ	1.11と同様						
						淡水貯水槽を水源とした燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水	1.11と同様				海を水源とした最終ヒートシンクへ熱を輸送するための格納容器内自然対流冷却	1.5及び1.7と同様						
						淡水貯水槽を水源とした燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ	1.11と同様				海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替補機冷却	1.5と同様						

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th><th>対応手段</th><th>要員</th><th>要員数</th><th>想定時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">1.13</td><td>淡水貯水槽を水源とした燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ</td><td></td><td></td><td>1.11と同様</td></tr> <tr> <td>海水を水源とした大容量送水泵による送水（各種注水）（取水口から海水を取水する場合）</td><td>重大事故等対応要員</td><td>9</td><td>380分以内</td></tr> <tr> <td>海水を水源とした大容量送水泵による送水（各種注水）（海水ポンプ室から海水を取水する場合）</td><td>重大事故等対応要員</td><td>9</td><td>370分以内</td></tr> <tr> <td>海水を水源とした大容量送水泵による送水（各種供給）（取水口から海水を取水する場合）</td><td>重大事故等対応要員</td><td>6</td><td>540分以内</td></tr> <tr> <td>海水を水源とした大容量送水泵による送水（各種供給）（海水ポンプ室から海水を取水する場合）</td><td>重大事故等対応要員</td><td>6</td><td>485分以内</td></tr> <tr> <td>海水を水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水</td><td></td><td></td><td>1.4及び1.8と同様</td></tr> <tr> <td>海水を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却</td><td></td><td></td><td>1.6と同様</td></tr> <tr> <td>海水を水源とした原子炉格納容器下部注水系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水</td><td></td><td></td><td>1.8と同様</td></tr> <tr> <td>海水を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水</td><td></td><td></td><td>1.8と同様</td></tr> <tr> <td>海水を水源とした燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水</td><td></td><td></td><td>1.11と同様</td></tr> </tbody> </table>	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	1.13	淡水貯水槽を水源とした燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ			1.11と同様	海水を水源とした大容量送水泵による送水（各種注水）（取水口から海水を取水する場合）	重大事故等対応要員	9	380分以内	海水を水源とした大容量送水泵による送水（各種注水）（海水ポンプ室から海水を取水する場合）	重大事故等対応要員	9	370分以内	海水を水源とした大容量送水泵による送水（各種供給）（取水口から海水を取水する場合）	重大事故等対応要員	6	540分以内	海水を水源とした大容量送水泵による送水（各種供給）（海水ポンプ室から海水を取水する場合）	重大事故等対応要員	6	485分以内	海水を水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水			1.4及び1.8と同様	海水を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却			1.6と同様	海水を水源とした原子炉格納容器下部注水系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水			1.8と同様	海水を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水			1.8と同様	海水を水源とした燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水			1.11と同様	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th><th>対応手段</th><th>要員</th><th>要員数</th><th>想定時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">1.13</td><td>海水を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる大気への放射性物質の拡散抑制</td><td></td><td></td><td>1.12と同様</td></tr> <tr> <td>海水を水源とした可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制</td><td></td><td></td><td>1.12と同様</td></tr> <tr> <td>海水を水源とした可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備による航空機燃料火災への泡消火</td><td></td><td></td><td>1.12と同様</td></tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプを水源としたB-格納容器スプレイポンプ（RHRSS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転</td><td></td><td></td><td>1.4と同様</td></tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプを水源とした可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転</td><td></td><td></td><td>1.4と同様</td></tr> <tr> <td>海水を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給</td><td>運転員（中央制御室、現場）</td><td>2</td><td>200分以内</td></tr> <tr> <td></td><td>災害対策要員</td><td>6</td><td></td></tr> <tr> <td>海水を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給</td><td>運転員（中央制御室、現場）</td><td>2</td><td>200分以内</td></tr> <tr> <td></td><td>災害対策要員</td><td>6</td><td></td></tr> <tr> <td>燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え（原子炉容器への注水中の場合）</td><td>運転員（中央制御室、現場）</td><td>2</td><td>35分以内</td></tr> <tr> <td></td><td>災害対策要員</td><td>1</td><td></td></tr> <tr> <td>燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え（原子炉格納容器内へのスプレー中の場合）</td><td>運転員（中央制御室、現場）</td><td>2</td><td>30分以内</td></tr> <tr> <td></td><td>災害対策要員</td><td>1</td><td></td></tr> </tbody> </table>	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	1.13	海水を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる大気への放射性物質の拡散抑制			1.12と同様	海水を水源とした可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制			1.12と同様	海水を水源とした可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備による航空機燃料火災への泡消火			1.12と同様	格納容器再循環サンプを水源としたB-格納容器スプレイポンプ（RHRSS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転			1.4と同様	格納容器再循環サンプを水源とした可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転			1.4と同様	海水を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給	運転員（中央制御室、現場）	2	200分以内		災害対策要員	6		海水を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給	運転員（中央制御室、現場）	2	200分以内		災害対策要員	6		燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え（原子炉容器への注水中の場合）	運転員（中央制御室、現場）	2	35分以内		災害対策要員	1		燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え（原子炉格納容器内へのスプレー中の場合）	運転員（中央制御室、現場）	2	30分以内		災害対策要員	1		
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間																																																																																																							
1.13	淡水貯水槽を水源とした燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ			1.11と同様																																																																																																							
	海水を水源とした大容量送水泵による送水（各種注水）（取水口から海水を取水する場合）	重大事故等対応要員	9	380分以内																																																																																																							
	海水を水源とした大容量送水泵による送水（各種注水）（海水ポンプ室から海水を取水する場合）	重大事故等対応要員	9	370分以内																																																																																																							
	海水を水源とした大容量送水泵による送水（各種供給）（取水口から海水を取水する場合）	重大事故等対応要員	6	540分以内																																																																																																							
	海水を水源とした大容量送水泵による送水（各種供給）（海水ポンプ室から海水を取水する場合）	重大事故等対応要員	6	485分以内																																																																																																							
	海水を水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水			1.4及び1.8と同様																																																																																																							
	海水を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却			1.6と同様																																																																																																							
	海水を水源とした原子炉格納容器下部注水系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水			1.8と同様																																																																																																							
	海水を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水			1.8と同様																																																																																																							
	海水を水源とした燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水			1.11と同様																																																																																																							
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間																																																																																																							
1.13	海水を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる大気への放射性物質の拡散抑制			1.12と同様																																																																																																							
	海水を水源とした可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制			1.12と同様																																																																																																							
	海水を水源とした可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備による航空機燃料火災への泡消火			1.12と同様																																																																																																							
	格納容器再循環サンプを水源としたB-格納容器スプレイポンプ（RHRSS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転			1.4と同様																																																																																																							
	格納容器再循環サンプを水源とした可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転			1.4と同様																																																																																																							
	海水を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給	運転員（中央制御室、現場）	2	200分以内																																																																																																							
		災害対策要員	6																																																																																																								
	海水を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給	運転員（中央制御室、現場）	2	200分以内																																																																																																							
		災害対策要員	6																																																																																																								
	燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え（原子炉容器への注水中の場合）	運転員（中央制御室、現場）	2	35分以内																																																																																																							
	災害対策要員	1																																																																																																									
燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え（原子炉格納容器内へのスプレー中の場合）	運転員（中央制御室、現場）	2	30分以内																																																																																																								
	災害対策要員	1																																																																																																									

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉	相違理由
	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間		
1.13	海を水源とした燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水 海を水源とした燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレー 海を水源とした燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレー 海を水源とした原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水確保 海を水源とした放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制 海を水源とした放水設備（泡消火設備）による航空機燃料火災への泡消火	1.11と同様 1.11と同様 1.11と同様 1.5と同様 1.12と同様 1.12と同様	運転員（中央制御室） 重大事故等対応要員	1 9	380分以内		
	淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給 海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給（取水口から海水を取水する場合） 海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給（海水ポンプ室から海水を取水する場合） 海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプII）による淡水貯水槽への補給（取水口から海水を取水する場合）	運転員（中央制御室） 重大事故等対応要員	1 9	380分以内	370分以内	270分以内	
	海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプII）による淡水貯水槽への補給（海水ポンプ室から海水を取水する場合）	重大事故等対応要員	9	295分以内			

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉					女川原子力発電所 2 号炉			泊発電所 3 号炉					相違理由		
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	
1.14	空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電	運転員等 (中央制御室、現場)	4	20分	1.14	常設代替交流電源設備による給電（ガスタービン発電機によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電）	運転員（中央制御室） 運転員（中央制御室、現場）	2	45分以内	1.14	常設代替交流電源設備による給電（代替非常用発電機の中央制御室からの起動によるメタクラ B 系及びパワーコントロールセンタ B 系受電）	運転員（中央制御室、現場） 運転員（中央制御室、現場）	2	15分以内	【女川】記載方針の相違 ・泊 3 号炉の常設代替交流電源設備による給電はメタクラ B 系受電後にメタクラ A 系受電することから、B 系と A 系を分けた記載している。（島根と同様）（以降、相違理由を省略）
	号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電	運転員等 (中央制御室、現場)	2	75分		可搬型代替交流電源設備による給電（電源車によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電）	運転員（中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	4 3	125分以内		災害対策要員	2	15分以内		
	電源車による代替電源（交流）からの給電	運転員等 (中央制御室、現場)	3			所内常設蓄電式直流電源設備による給電（不要直流負荷の切離し操作）	運転員（現場）	2	60分以内		常設代替交流電源設備による給電（代替非常用発電機の中央制御室からの起動によるメタクラ A 系及びパワーコントロールセンタ A 系受電）	運転員（中央制御室、現場） 運転員（中央制御室、現場）	2	10分以内	
	号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電	運転員等 (中央制御室、現場)	2	2.4時間		所内常設蓄電式直流電源設備による給電（125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B 給電を 24 時間継続するため切り離していた 125V 直流負荷の復旧操作）	運転員（現場）	2	30分以内		常設代替交流電源設備による給電（代替非常用発電機の中央制御室からの起動によるコントロールセンタ A 系及びコントロールセンタ B 系受電）	運転員（中央制御室、現場） 運転員（中央制御室、現場）	2	45分以内	
	蓄電池（安全防護系用）による代替電源（直流）からの給電	運転員等 (中央制御室、現場)	2			常設代替直流電源設備による給電	運転員（中央制御室、現場）	3	50分以内		常設代替交流電源設備による給電（代替非常用発電機の現場からの起動によるメタクラ B 系及びパワーコントロールセンタ B 系受電）	運転員（中央制御室、現場） 運転員（中央制御室、現場）	2	50分以内	
	可搬式整流器による代替電源（直流）からの給電	運転員等（現場）	1	110分		可搬型代替直流電源設備による給電（電源車による 125V 代替充電器及び 250V 充電器への給電）	運転員（中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	3 3	130分以内		災害対策要員	2	50分以内		
	代替所内電気設備による交流及び直流の給電（空冷式非常用発電装置）	運転員等 (中央制御室、現場)	2			可搬型代替直流電源設備による給電（125V 代替蓄電池を 24 時間継続するため切り離していた 125V 直流負荷の復旧操作）	運転員（現場）	2	40分以内		常設代替交流電源設備による給電（代替非常用発電機の現場からの起動によるメタクラ A 系及びパワーコントロールセンタ A 系受電）	運転員（中央制御室、現場） 運転員（中央制御室、現場）	2	65分以内	
	空冷式非常用発電装置等への燃料（重油）補給	緊急安全対策要員	2	3.8時間		代替所内電気設備による給電（電源車によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系受電）	運転員（中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	3 3	130分以内		災害対策要員	2	70分以内		
	電源車への燃料（重油）補給	緊急安全対策要員	2			軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリーへの補給	重大事故等対応要員	2	135分以内		常設代替交流電源設備による給電（代替非常用発電機の現場からの起動によるコントロールセンタ A 系及びコントロールセンタ B 系受電）	運転員（中央制御室、現場） 運転員（中央制御室、現場）	2	240分以内	
	ディーゼル発電機への燃料（重油）補給	緊急安全対策要員	2	90分		タンクローリーから各機器への補給	重大事故等対応要員	2	40分以内		所内常設蓄電式直流電源設備による給電（1 時間以内の不要な直流負荷の切離し操作）	運転員（中央制御室、現場）	2	20分以内	
						タンクローリーからガスタービン発電設備軽油タンクへの補給	重大事故等対応要員	2	50分以内		所内常設蓄電式直流電源設備による給電（8.5 時間以内の不要な直流負荷の切離し操作）	運転員（現場）	1	30分以内	
											所内常設蓄電式直流電源設備による給電（蓄電池（非常用）及び後備蓄電池給電を 24 時間継続するため切り離していた直流負荷の復旧操作）	運転員（中央制御室、現場）	2	55分以内	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉				相違理由
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間		
1.14	可搬型代替直流電源設備による給電（可搬型直流電源用発電機による A 直流母線又は B 直流母線）	運転員（現場）	1	190 分以内		車と可搬型代替直流電源設備の蓄電池を充電する 125V 代替充電器及び 250V 充電器を使用する。 ・泊 3 号炉では、非常用高圧母線を経由することなく、直流母線へ直接電源供給可能な直流電源専用の交流発電機である可搬型直流発電機を配備。（川内 1/2 号炉、伊方 3 号炉と同様）
	灾害対策要員	3				
	代替所内電気設備による給電（代替非常用発電機による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤受電）	運転員（現場）	2	205 分以内		
	灾害対策要員	2				
	代替所内電気設備による給電（可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤受電）	運転員（現場）	1	380 分以内		
	灾害対策要員	3				
	ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリーへの補給（ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリー給油ポンプにより、可搬型タンクローリーへ補給する場合）	災害対策要員	2	105 分以内		【大飯】【女川】設備の相違 ・大飯 3/4 号炉は、代替所内電気設備分電盤から可搬式整流器を経由して非常用直流母線への給電が可能。 ・女川 2 号炉は緊急用母線や変圧器等の電路を代替所内電気設備として整備している。
	ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリーへの補給（ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより、可搬型タンクローリーへ補給する場合）	運転員（現場）	1			
	災害対策要員	2		165 分以内		
	ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリーへの補給（燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリー給油ポンプにより、可搬型タンクローリーへ補給する場合）	災害対策要員	2			
	可搬型タンクローリーから各機器への補給（代替非常用発電機へ補給する場合）	災害対策要員	2	55 分以内		【女川】設備の相違 ・女川 2 号炉では、直流水駆動低圧注水系ポンプ等へ給電するための設備を設けている。250V 蓄電池は、有効性評価の全交流電源喪失シナリオへの対応のために設置する直流水駆動低圧注水系ポンプへ電源を供給する設備であり、先行他社にない設備である。
	可搬型タンクローリーから各機器への補給（可搬型代替電源車へ補給する場合）	災害対策要員	2	60 分以内		
	可搬型タンクローリーから各機器への補給（可搬型直流電源用発電機へ補給する場合）	災害対策要員	2	25 分以内		
	可搬型タンクローリーから各機器への補給（可搬型大容量海水送水ポンプ車へ補給する場合）	災害対策要員	2	30 分以内		

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊 3
号炉と比較対象とならない記載内容

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉			
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	相違理由
1.14	可搬型タンクローリーから各機器への補給（可搬型大型送水ポンプ車へ補給する場合）	災害対策要員	2	25分以内	・女川 2 号炉はガスタービン発電機専用の軽油タンクを設置しており、ガスタービン発電機への燃料補給は、軽油タンクから移送ポンプにて自動補給される。
	可搬型タンクローリーから各機器への補給（緊急時対策所用発電機へ補給する場合）	災害対策要員	2	25分以内	・泊 3 号炉はディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリーへ汲み上げた燃料を代替非常用発電機等へ補給する。
	可搬型タンクローリーから各機器への補給（ディーゼル発電機燃料油貯油槽へ補給する場合）	災害対策要員	2	25分以内	【大飯】設備の相違 ・大飯 3/4 号炉は、空冷式非常用発電装置、電源車及びディーゼル発電機の燃料に重油を使用する。また、設備によって使用する燃料が重油と軽油で異なるため、文章中に「燃料（重油）」又は「燃料（軽油）」と記載し、燃料補給を行う設備ごとに燃料の種類を明確にしている。 ・泊 3 号炉は使用する燃料が軽油のみであることから「1.14.2.4 燃料の補給手順」の冒頭に「燃料は軽油」と記載し、以降の記載は省略している。使用する燃料が軽油のみなのは、女川 2 号炉と同様。

【女川】記載方針の相違
・泊 3 号炉は、燃料を補給する設備毎に要員数と想定時間を記載（大飯と同様）

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3／4号炉					女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉					相違理由 【大飯】 設備の相違① ・1.10 記載理由と同様		
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	
1.15	可搬型計測器によるバラメータ計測又は監視	緊急安全対策要員	2	35分	1.15	代替電源（交流、直流）からの給電	1.14にて整備			1.15	代替電源（交流、直流）からの給電	1.14にて整備			
1.16	中央制御室空調装置の運転手順（全交流動力電源が喪失した場合）	運転員等（中央制御室）	1	70分		可搬型計測器による計測	運転員（中央制御室）	1	55分以内	1.16	可搬型計測器による計測	災害対策要員	1	25分	
	緊急安全対策要員	2	重大事故等対策要員（運転員を除く。）			1	中央制御室空調装置の運転手順（常設代替交流電源設備により中央制御室空調装置を復旧する場合）	運転員（中央制御室）			1	40分以内			
	アニュラス空気浄化設備の運転手順等（全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合に窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）によるアニュラス空気浄化設備の運転）	運転員等（中央制御室、現場）	2	55分		チェックングエリアの設置及び運用手順	放射線管理班員	2	90分以内		チェックングエリアの設置及び運用手順	放管班員	2	100分以内	
	アニュラス空気浄化設備の運転手順等（全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合に可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）によるアニュラス空気浄化設備の運転）	運転員等（中央制御室、現場）	2	55分		現場での原子炉建屋ブローアウトパネルの閉止手順	運転員（現場）	2	200分以内		アニュラス空気浄化設備の運転手順（全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合）	運転員（中央制御室、現場）	2	35分以内	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3／4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由											
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間												
1.17	可搬式モニタリングポストによる放射線量の代替測定	緊急安全対策要員	4	3.5時間	1.17	可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定（モニタリングポストの代替測定）	放射線管理班員	4	270分以内	1.17	可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定（モニタリングポスト及びモニタリングステーションの代替測定）	放管班員	2	190分以内	【大飯】記載方針の相違 大飯は発電所海側と緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストでの放射線量の測定を1つの項目でまとめて記載している。											
	可搬式モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量の測定	緊急安全対策要員	4	2.3時間 ^{※1}		可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定（海側での測定）	放射線管理班員	2	90分以内		可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定（海側での測定）	放管班員	2	120分以内												
	可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	緊急安全対策要員	2	75分		可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定（緊急時対策建屋屋上での測定）	重大事故等対応要員	2	40分以内		可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定（緊急時対策所付近での測定）	放管班員	2	50分以内												
	可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	緊急安全対策要員	2	95分		可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定	放射線管理班員	2	100分以内		放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定	放管班員	2	80分以内												
	可搬型放射線計測装置による土壤中の放射性物質の濃度の測定	緊急安全対策要員	2	60分		可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班員	2	100分以内		放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	放管班員	2	80分以内												
	海上モニタリング測定	緊急安全対策要員	4	2時間 ^{※2}		可搬型放射線計測装置による土壤中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班員	2	70分以内		放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定	放管班員	2	70分以内												
	モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	緊急安全対策要員	2	3時間		海上モニタリング	放射線管理班員	3	200分以内		放射能測定装置による土壤中の放射性物質の濃度の測定	放管班員	2	70分以内												
	可搬式気象観測装置による気象観測項目の代替測定	緊急安全対策要員	6	2時間		モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	放射線管理班員	2	390分以内		海上モニタリング	放管班員	3	200分以内												
						可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	放射線管理班員	2	400分以内		モニタリングポスト及びモニタリングステーションのバックグラウンド低減対策	放管班員	2	340分以内												
						放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策	放射線管理班員	2	20分以内		可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	放管班員	2	170分以内												
						代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定	放射線管理班員	2	210分以内		放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策	放管班員	2	30分以内												
						モニタリングポストの電源を代替交流電源設備から給電する手順等	1.14と同様				可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定	放管班員	2	100分以内												
											可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定	放管班員	2	80分以内												
											モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源を代替交流電源設備から給電する手順等	1.14と同様														

※1: 可搬式モニタリングポストによる代替測定でカバーできない4方位及び緊急時対策所付近に設置した場合に想定される作業時間。

※2: 小型船舶が海面に着水するまでの時間を記載した。その後の一連の作業（箇所当たり）の所要時間は、約100分。

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3／4号炉					女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由		
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	
1.18	緊急時対策所可搬型空気淨化装置運転手順	緊急安全対策要員	1	34分	1.18	緊急時対策所立上げの手順（緊急時対策所換気空調系運転手順）	保修班員	1	5分以内	1.18	可搬型空気淨化装置運転手順	事務局員	4	60分	【女川】設計の相違 空気供給装置使用のための系統構成が必要であることから手順を整備（大飯と同様）
	空気供給装置による空気供給準備手順	緊急安全対策要員	1	55分		緊急時対策所立上げの手順（緊急時対策所可搬型エリアモニタの設置手順）	放射線管理班員	2	10分以内		空気供給装置（空気ポンベ）による空気供給準備手順	事務局員	4	70分	
	緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置手順	緊急安全対策要員	2	47分		可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定手順	1.17と同様				緊急時対策所可搬型エリアモニタ設置手順	放管班員	4	30分	
	空気供給装置への切替準備手順	緊急時対策本部要員	2	4分		放射線防護等に関する手順等（緊急時対策所非常用送風機から緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）への切替手順）	保修班員	1	3分以内		可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備による放射線量の測定手順	1.17と同様			【大飯】【女川】設計の相違 可搬型モニタリングポストに加え可搬型気象観測設備を用いてブルーム通過判断を行う。
	空気供給装置への切替手順	緊急時対策本部要員	2	2分		放射線防護等に関する手順等（緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）から緊急時対策所非常用送風機への切替手順）	保修班員	1	5分以内		空気供給装置（空気ポンベ）への切替準備手順	事務局員	4	5分	
	緊急時対策所可搬型空気淨化装置への切替手順	緊急時対策本部要員	2	2分		必要な数の要員の収容に係る手順等（チェンジングエリアの設置及び運用手順）	放射線管理班員	2	20分以内		空気供給装置（空気ポンベ）への切替手順	放管班員	1	5分	
	緊急時対策所可搬型空気淨化装置の切替手順	緊急時対策本部要員	1	4分		必要な数の要員の収容に係る手順等（緊急時対策所換気空調系の切替手順）	保修班員	1	5分以内		可搬型空気淨化装置への切替手順	事務局員	4	5分	
	電源車（緊急時対策所用）準備手順	緊急安全対策要員	2	24分		代替電源設備からの給電手順（電源車による給電）	重大事故等対応要員	3	30分以内		チェンジングエリアの設置及び運用手順	放管班員	2	40分	
	電源車（緊急時対策所用）起動手順	緊急時対策本部要員	1	5分		代替電源設備による通信連絡設備への給電	1.14及び1.18と同様				可搬型空気淨化装置の切替手順	事務局員	4	5分	
	電源車（緊急時対策所用）の切替手順	緊急時対策本部要員	1			1.14及び1.18と同様				緊急時対策所用発電機準備手順	事務局員	4	15分		
1.19	電源車（緊急時対策所用）燃料タンクへの燃料給油手順	緊急安全対策要員	3	2.3時間	1.19	1.14及び1.18と同様				緊急時対策所用発電機起動手順	事務局員	4	15分	【大飯】【女川】運用の相違 緊急時対策所用発電機が故障等により運転できない場合に緊急時対策所待機側から給電する設計であるが、緊急時対策所待機側も含め故障した場合を想定し、健全である緊急時対策所待機側待機所（緊急時対策所待機側指揮所）の発電機から給電できるようケーブル接続を切り替える手順を整備する。	
	—	—	—	—		1.14及び1.18と同様				緊急時対策所用発電機の切替手順	事務局員	2	10分		
1.19	—	—	—	—	1.19	1.14及び1.18と同様				緊急時対策所用発電機の接続先切替手順	事務局員	2	30分		
	—	—	—	—		1.14及び1.18と同様				代替電源設備による通信連絡設備への給電	1.14及び1.18と同様				

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
添付資料 1.0.1	<p>本來の用途以外の用途として使用する重大事故等に対処するために 設備に係る切替えの容易性について</p> <p style="text-align: center;">< 目次 ></p> <p>1. 切替えの容易性について..... 1.0.1-1</p> <p>第1表 本來の用途以外で使用する 重大事故等対処設備..... 1.0.1-2</p> <p>第2表 本來の用途以外で使用する 自主対策設備..... 1.0.1-3</p> <p>第3表 対応手順の抽出..... 1.0.1-4</p> <p>別紙1 重大事故等に対処するために、 本來の用途以外の用途として使用する 設備・系統の対応手順..... 1.0.1-別紙1-1</p>	<p>添付資料 1.0.1</p> <p>本來の用途以外の用途として使用する重大事故等に対処するために 設備に係る切替えの容易性について</p> <p style="text-align: center;">< 目次 ></p> <p>1. 切替えの容易性について..... 1.0.1-1</p> <p>2. 重大事故等対処設備の切替え操作について..... 1.0.1-1</p> <p>表1 切替えの容易性に係る対象設備の選定..... 1.0.1-2</p> <p>表2 本來の用途以外の用途として重大事故等に対処するために 切替え操作を必要とする重大事故等対処設備..... 1.0.1-10</p> <p>表3 重大事故等対処設備の切替え操作について..... 1.0.1-10</p> <p>別紙1 重大事故等に対処するために、 本來の用途以外の用途として使用する 設備・系統の対応手順..... 1.0.1-別紙1-1</p>	<p>女川との比較において、BWR固有の設備や 対応手段であり、泊と比較対象とならない 記載内容については、マーキング (■) を施している。</p> <p>本來の用途以外の用途として重大事故等 に対処するために切替え操作を必要とする 重大事故等対処設備の選定の考え方が 明確に記載している 伊方の資料を参考としていることから、 伊方と比較する。 (資料の構成は、伊方、玄海と同様)</p> <p>目次では相違箇所の 着色及び相違理由の 記載をせず、1.0.1- 2ページ以降の具体的な 内容にて記載する。</p>

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 切替えの容易性について</p> <p>本来の用途以外の用途として使用する重大事故等に対処するために使用する設備については、通常時に使用する系統から速やかに切替えるために必要な手順を運転員が使用する故障・事故処理内規、災害対策本部が使用する緊急時対応内規に整備する。</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために切替え操作を必要とする重大事故等対処設備について、1.1から1.19までの技術的能力の対応手順から、以下の条件を満たすものを表1により選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 重大事故等対処設備を用いる手順。 ② 当該重大事故等対処設備が、設計基準対象施設としての機能（本来の用途）を有する。 ③ 当該重大事故等対処設備が、設計基準対象施設として使用する場合と異なる用途として、重大事故等に対処するために使用する。 ④ 重大事故等時に切替え操作を必要とする。 <p>選定した切替え操作を必要とする重大事故等対処設備は、充てんポンプB（自己冷却式）、格納容器スプレイポンプ、格納容器再循環ユニット、補助給水タンクであり、表2に本来の用途、本来の用途以外の用途等を示す。</p> <p>また、表3に重大事故等対処設備の切替え操作について示す。</p>	<p>1. 切替えの容易性について</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備については、通常時に使用する系統から弁操作により速やかに重大事故等時に對処する系統に切り替えるために必要な手順を非常時操作手順書（設備別）に整備する。</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備としては、復水補給水系、ほう酸水注入系、ろ過水系及び燃料プール補給水系があり、第1表に本来の用途以外で使用する重大事故等対処設備、第2表に本来の用途以外で使用する自主対策設備を示し、第3表に対応手順の抽出、別紙1に操作の概要を示す。</p>	<p>1. 切替えの容易性について</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備については、通常時に使用する系統から弁操作により速やかに重大事故等時に對処する系統に切り替えるために必要な手順を運転員が使用する「運転要領」、発電所対策本部が使用する「重大事故等および大規模損壊対応要領」に整備する。</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために切替え操作を必要とする重大事故等対処設備について、1.1から1.19までの技術的能力の対応手順から、以下の条件を満たすものを表1により選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 重大事故等対処設備を用いる手順。 ② 当該重大事故等対処設備が、設計基準対象施設としての機能（本来の用途）を有する。 ③ 当該重大事故等対処設備が、設計基準対象施設として使用する場合と異なる用途として、重大事故等に対処するために使用する。 ④ 重大事故等時に切替え操作を必要とする。 <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備としては、B-格納容器スプレイポンプ、補助給水ピット、B-充てんポンプ（自己冷却）、C、D-格納容器再循環ユニット及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプがあり、表2に本来の用途、本来の用途以外の用途等を示す。</p> <p>また、表3に重大事故等対処設備の切替え操作について示す。</p>	<p>【伊方】記載表現の相違（女川実績の反映） 【伊方】記載表現の相違 ・操作方法の追加（女川実績の反映） 【女川】【伊方】記載表現の相違 ・手順名称の相違</p> <p>【伊方】記載表現の相違（女川実績の反映） 【伊方】記載表現の相違 【伊方】設備の相違 ・泊は、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを本来の用途で使用し可搬型タンクローリーへ燃料を補給する手段がある。 (詳細は技術的能力まとめ資料1.14にて整理) (以降、相違理由を省略)</p>

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対応するために使用する設備に係る切替えの容易性について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 重大事故等対処設備の切替え操作について 通常時に使用する系統から速やかに切替えるために、弁操作により切替えできるようにしている。その他、放射性物質又は海水を含む系統と含まない系統等（化学供給制御系統又は海水系統と原子炉補機冷却水系統等）の確実な系統分離が必要であるとともに、切替え操作が必要な箇所については、ディスタンスピースを用いる。ディスタンスピースは、一般的なフランジ接続作業と同等であり容易に操作できる。</p> <p>また、切替えのための手順を整備するのみではなく、当該操作に係る訓練を継続的に実施することにより速やかに操作できるよう技能の維持・向上を図る。</p>	<p>また、通常時に使用する系統から弁操作により速やかに切り替えるため、当該操作等を明確にした手順を整備するとともに、当該操作に係る訓練を継続的に実施することにより速やかに切り替えるよう技能の維持・向上を図る。</p>	<p>2. 重大事故等対処設備の切替え操作について 通常時に使用する系統から速やかに切り替えるために、弁操作により切替えできるようにしている。</p> <p>また、通常時に使用する系統から弁操作により速やかに切り替えるため、当該操作等を明確にした手順を整備するとともに、当該操作に係る訓練を継続的に実施することにより速やかに切替えできるよう技能の維持・向上を図る。</p>	<p>【伊方】設備の相違 ・泊は、ディスタンスピースによる切替えではなく、弁操作により通常時に使用する系統から切替える。(女川と同様) (以降、相違理由を省略)</p> <p>【伊方】記載表現の相違(女川実績の反映) 【女川】【伊方】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対応するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉	相違理由
第1表 本来の用途以外で使用する重大事故等対応設備				【女川】記載箇所の相違		
設備・系統	本系の用途	本来の用途以外の用途	技術的能力に係る審査基準の該当項目			
従水補給水系(MUWC)	プラント起動・停止時及び通常運転時に、プラント構成機器の中で、復水補給水を必要とする機器へ復水補給水を供給する。	<p>復水給水系、非常用炉心冷却系及び代替循環冷却系が使用不能な場合に、残留熱除去系洗浄弁、注入弁を「開」にして原子炉圧力容器へ注水を行う。</p> <p>炉心の著しい損傷、熔融が発生した場合に、原子炉圧力容器内の残存した液膜炉心を冷却するため、残留熱除去系洗浄弁、ヘッドスプレイ弁を「開」にして原子炉圧力容器へ注水を行う。</p> <p>残留熱除去系が使用不能な場合に、残留熱除去系洗浄弁、格納容器スプレイ弁を「開」にして原子炉格納容器内へスプレイを行う。</p> <p>炉心損傷時、原子炉圧力容器が破損して原子炉格納容器下部に放出される液膜炉心を冷却するため、ベテスタル注水配管の弁を「開」にして原子炉格納容器下部へ注水を行う。</p>	1.4 1.8	1.4		
ほう酸水注入系(SLC)	万一制御棒を炉心に挿入できない状態が判じた際に、発電用原子炉に中性子吸収材を注入することにより、原子炉を定格出力運転から安全に冷却停止させ、その状態を維持する。	高圧炉心スプレイ系、原子炉陽離子冷却系及び高圧代替注水系が使用不能な場合に、純水補給水系を水源としてほう酸水注入ポンプにて原子炉圧力容器へ注水を行う。	1.2			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対応するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉	相違理由
第2表 本来の用途以外で使用する自主対策設備						
設備・系統	本来の用途	本来の用途以外の用途	技術的能力に係る審査基準の該当項目			
		海水噴射系、非常用炉心冷却系、 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、代替循環冷却系及び低 圧代替注水系（常設）（底流駆動低圧 注水系ポンプ）が使用不能な場合 に、ろ過水タンクを水源として原 子炉压力容器へ注水を行う。	1, 4 1, 8			
ろ過水系 (PW)	プラント起動・停止時及び 通常運転時に、プラント構 成機器の中で、ろ過水を必 要とする機器へろ過水を供 給する。	炉心の著しい損傷、溶融が発生し た場合に、代替循環冷却系及び低 圧代替注水系（常設）（復水移送ボ ンプ）が使用不能な場合に、原 子炉压力容器内の残存した溶融炉心 を冷却するため、ろ過水タンクを 水源として原子炉压力容器へ注水 を行う。	1, 4			
		残留熱除去系及び原子炉格納容器 代替スプレイ冷却系（常設）が使 用不能な場合に、ろ過水タンクを 水源として原子炉格納容器内へス プレイを行う。	1, 6			
		炉心の著しい損傷が発生した場合 に、代替循環冷却系、原子炉格納 容器代替スプレイ冷却系（常設）、 原子炉格納容器下部往水系（常設） (代替循環冷却ポンプ) 及び原子 炉格納容器下部往水系（常設）(復 水移送ポンプ) が使用不能な場合 に、原子炉格納容器下部に落下し た溶融炉心を冷却するため、ろ過 水タンクを水源として原子炉格納 容器下部に注水を行う。	1, 8			
		使用済燃料プールの水位が低下 し、使用済燃料プールの蓄積が必 要な状態にもかかわらず、燃料プ ール補給水系、残留熱除去系及び 燃料プール代替注水系が使用不能 で使用済燃料プールへの補給が不 可能の場合に、ろ過水タンクを水 源として使用済燃料プールへ注水 を行う。	1, 11			
燃料プール 補給水系 (FPMUW)	燃料プール補給水ポンプ により復水貯蔵タンクの 水を使用済燃料プールへ 注水する。	炉心損傷時、原子炉格納容器底部 の破損及び原子炉底座への水漏漏 えいを抑制するため、燃料プール 補給水系を使用した原子炉ウェル へ水取りを行う。	1, 10			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対応するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉

No.	項目	内訳
1.1	監視・操作・制御	○：既存設備が既存機能としての機能を果すもの △：既存設備が既存機能としての機能を果さないものでのみ ×：既存設備が既存機能と異なる機能を果すもののみ ○○○：既存設備が既存機能と異なる機能を果すもの、×：重大事故等に対応するための手順等
1.2	監視・操作・制御	○：既存設備が既存機能としての機能を果すもの △：既存設備が既存機能としての機能を果さないものでのみ ×：既存設備が既存機能と異なる機能を果すもののみ ○○○：既存設備が既存機能と異なる機能を果すもの、×：重大事故等に対応するための手順等
1.3	監視・操作・制御	○：既存設備が既存機能としての機能を果すもの △：既存設備が既存機能としての機能を果さないものでのみ ×：既存設備が既存機能と異なる機能を果すもののみ ○○○：既存設備が既存機能と異なる機能を果すもの、×：重大事故等に対応するための手順等
1.4	監視・操作・制御	○：既存設備が既存機能としての機能を果すもの △：既存設備が既存機能としての機能を果さないものでのみ ×：既存設備が既存機能と異なる機能を果すもののみ ○○○：既存設備が既存機能と異なる機能を果すもの、×：重大事故等に対応するための手順等

注1 ○：重大事故等に対する機能を果すもの、×：既存設備が既存機能を果さないもの
△：既存設備が既存機能としての機能を果さないものでのみ
×：既存設備が既存機能と異なる機能を果すもののみ
注2 ○○○：既存設備が既存機能と異なる機能を果すもの、×：重大事故等に対応するための手順等

注4 ○○○：既存設備の操作手順

女川原子力発電所2号炉

No.	項目	内訳	対応手順	対応手順	本設備用	本設備用
1.1	監視・操作・制御	○：既存設備が既存機能としての機能を果すもの △：既存設備が既存機能としての機能を果さないものでのみ ×：既存設備が既存機能と異なる機能を果すもののみ ○○○：既存設備の操作手順	○	○	○	○
1.2	監視・操作・制御	○：既存設備が既存機能としての機能を果すもの △：既存設備が既存機能としての機能を果さないものでのみ ×：既存設備が既存機能と異なる機能を果すもののみ ○○○：既存設備の操作手順	○	○	○	○
1.3	監視・操作・制御	○：既存設備が既存機能としての機能を果すもの △：既存設備が既存機能としての機能を果さないものでのみ ×：既存設備が既存機能と異なる機能を果すもののみ ○○○：既存設備の操作手順	○	○	○	○
1.4	監視・操作・制御	○：既存設備が既存機能としての機能を果すもの △：既存設備が既存機能としての機能を果さないものでのみ ×：既存設備が既存機能と異なる機能を果すもののみ ○○○：既存設備の操作手順	○	○	○	○

第3表 対応手順の抽出 (1/16)

○：本来の用途、×：本来の用途以外、—：該当なし

泊発電所3号炉

No.	項目	内訳	対応手順	対応手順	本設備用	本設備用
1.1	監視・操作・制御	○：既存設備が既存機能としての機能を果すもの △：既存設備が既存機能としての機能を果さないものでのみ ×：既存設備が既存機能と異なる機能を果すもののみ ○○○：既存設備の操作手順	○	○	○	○
1.2	監視・操作・制御	○：既存設備が既存機能としての機能を果すもの △：既存設備が既存機能としての機能を果さないものでのみ ×：既存設備が既存機能と異なる機能を果すもののみ ○○○：既存設備の操作手順	○	○	○	○
1.3	監視・操作・制御	○：既存設備が既存機能としての機能を果すもの △：既存設備が既存機能としての機能を果さないものでのみ ×：既存設備が既存機能と異なる機能を果すもののみ ○○○：既存設備の操作手順	○	○	○	○
1.4	監視・操作・制御	○：既存設備が既存機能としての機能を果すもの △：既存設備が既存機能としての機能を果さないものでのみ ×：既存設備が既存機能と異なる機能を果すもののみ ○○○：既存設備の操作手順	○	○	○	○

表1 切替えの容易性に係る対象設備の選定 (1 / 7)

No.	項目	内訳	対応手順	対応手順	本設備用	本設備用
1.1	監視・操作・制御	○：既存設備が既存機能としての機能を果すもの △：既存設備が既存機能としての機能を果さないものでのみ ×：既存設備が既存機能と異なる機能を果すもののみ ○○○：既存設備の操作手順	○	○	○	○
1.2	監視・操作・制御	○：既存設備が既存機能としての機能を果すもの △：既存設備が既存機能としての機能を果さないものでのみ ×：既存設備が既存機能と異なる機能を果すもののみ ○○○：既存設備の操作手順	○	○	○	○
1.3	監視・操作・制御	○：既存設備が既存機能としての機能を果すもの △：既存設備が既存機能としての機能を果さないものでのみ ×：既存設備が既存機能と異なる機能を果すもののみ ○○○：既存設備の操作手順	○	○	○	○
1.4	監視・操作・制御	○：既存設備が既存機能としての機能を果すもの △：既存設備が既存機能としての機能を果さないものでのみ ×：既存設備が既存機能と異なる機能を果すもののみ ○○○：既存設備の操作手順	○	○	○	○

参考1 制御機器動水部による原子炉压力容器への注水については本来の用途ではないが、切替え操作が不要なため対象外。

泊発電所3号炉

相違理由

【伊方】記載方針の相違（女川実績の反映）
・重大事故等対応設備（設計基準拡張）による対応手順の追加

【女川】記載方針の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対応するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																						
<p>第3表 対応手順の抽出 (9/10) ○：本来の用途、×：本来の用途以外、—：該当なし</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>項目</th> <th>対応手順</th> <th>本来の用途 (新設) (可燃性)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="16">1.16</td> <td>中央制御室換気空調系の運転手順</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>中央制御室換気空調系の運用手順</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>中央制御室の周囲を確保する手順</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>中央制御室の底蓋及び無化灰室の底蓋の固定と燃焼管理手順</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>中央制御室の底蓋及び無化灰室の底蓋の固定と燃焼管理手順</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>中央制御室の底蓋及び二酸化炭素の濃度測定と燃焼管理手順</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>中央制御室の底蓋及び二酸化炭素の濃度測定と燃焼管理手順</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>データ収集装置 (時差)によるラジオメータ等の警報手順</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他の防爆防護措置に関する手順等</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>チュニシングエリアの設置及び運用手順</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス供給系による消電筒等の拡ばく防止手順</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>可燃型セーフティボックスによる容積や容積性物質濃度の測定</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>放射能測定による容積や容積性物質濃度の測定</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>可燃型放射能計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>可燃型放射能計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>可燃型放射能計測装置による上層中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海上モニタリング</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>セニタリングポートのペッタダウントルス付油栓付管</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可燃型セーフティボックスのバックダウンド低減計量</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射性物質の濃度の測定時のバッタダウンド低減計量</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代替充氮装置設備による氮漏露項目の代替測定</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No	項目	対応手順	本来の用途 (新設) (可燃性)	1.16	中央制御室換気空調系の運転手順	○	—	中央制御室換気空調系の運用手順	○	—	中央制御室の周囲を確保する手順	○	—	中央制御室の底蓋及び無化灰室の底蓋の固定と燃焼管理手順	○	—	中央制御室の底蓋及び無化灰室の底蓋の固定と燃焼管理手順	○	—	中央制御室の底蓋及び二酸化炭素の濃度測定と燃焼管理手順	○	—	中央制御室の底蓋及び二酸化炭素の濃度測定と燃焼管理手順	○	—	データ収集装置 (時差)によるラジオメータ等の警報手順	○	—	その他の防爆防護措置に関する手順等	○	—	チュニシングエリアの設置及び運用手順	○	—	非常用ガス供給系による消電筒等の拡ばく防止手順	○	—	可燃型セーフティボックスによる容積や容積性物質濃度の測定	○	—	放射能測定による容積や容積性物質濃度の測定	○	—	可燃型放射能計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	○	—	可燃型放射能計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	○	—	可燃型放射能計測装置による上層中の放射性物質の濃度の測定	○	—	海上モニタリング	—	—		セニタリングポートのペッタダウントルス付油栓付管	—	—		可燃型セーフティボックスのバックダウンド低減計量	—	—		放射性物質の濃度の測定時のバッタダウンド低減計量	—	—		代替充氮装置設備による氮漏露項目の代替測定	—	—	
No	項目	対応手順	本来の用途 (新設) (可燃性)																																																																						
1.16	中央制御室換気空調系の運転手順	○	—																																																																						
	中央制御室換気空調系の運用手順	○	—																																																																						
	中央制御室の周囲を確保する手順	○	—																																																																						
	中央制御室の底蓋及び無化灰室の底蓋の固定と燃焼管理手順	○	—																																																																						
	中央制御室の底蓋及び無化灰室の底蓋の固定と燃焼管理手順	○	—																																																																						
	中央制御室の底蓋及び二酸化炭素の濃度測定と燃焼管理手順	○	—																																																																						
	中央制御室の底蓋及び二酸化炭素の濃度測定と燃焼管理手順	○	—																																																																						
	データ収集装置 (時差)によるラジオメータ等の警報手順	○	—																																																																						
	その他の防爆防護措置に関する手順等	○	—																																																																						
	チュニシングエリアの設置及び運用手順	○	—																																																																						
	非常用ガス供給系による消電筒等の拡ばく防止手順	○	—																																																																						
	可燃型セーフティボックスによる容積や容積性物質濃度の測定	○	—																																																																						
	放射能測定による容積や容積性物質濃度の測定	○	—																																																																						
	可燃型放射能計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	○	—																																																																						
	可燃型放射能計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	○	—																																																																						
	可燃型放射能計測装置による上層中の放射性物質の濃度の測定	○	—																																																																						
海上モニタリング	—	—																																																																							
セニタリングポートのペッタダウントルス付油栓付管	—	—																																																																							
可燃型セーフティボックスのバックダウンド低減計量	—	—																																																																							
放射性物質の濃度の測定時のバッタダウンド低減計量	—	—																																																																							
代替充氮装置設備による氮漏露項目の代替測定	—	—																																																																							

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対応するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																													
<p>○：本来の用途、×：本来の用途以外、—：該当なし</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th><th>項目</th><th>対応手順</th><th>本來の用途 (実況)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="19">1.18</td><td>緊急時対策所非常用送風機運転手順</td><td>緊急時対策所非常用送風機運転手順</td><td>○</td></tr> <tr> <td>緊急時対策所酸化防歰度及び酸化抑制濃度の測定手順</td><td>緊急時対策所酸化防歰度及び酸化抑制濃度の測定手順</td><td>—</td></tr> <tr> <td>緊急時対策所「復型(ニ)アモニア」の設置手順</td><td>緊急時対策所「復型(ニ)アモニア」の設置手順</td><td>○</td></tr> <tr> <td>緊急時対策所、「シルバーコンピュータ」を実施する場合の対応手順</td><td>緊急時対策所、「シルバーコンピュータ」を実施する場合の対応手順</td><td>—</td></tr> <tr> <td>緊急時対策所非常用送風機～逆風地への切替～手順</td><td>緊急時対策所非常用送風機～逆風地への切替～手順</td><td>—</td></tr> <tr> <td>安全バリア(オーバーフロウ・システム(S.P.D.S.)によるブラントバローメータ等の監視手順</td><td>安全バリア(オーバーフロウ・システム(S.P.D.S.)によるブラントバローメータ等の監視手順</td><td>—</td></tr> <tr> <td>重大事故等に当たった時の対策の検討に必要な資料の整備</td><td>重大事故等に当たった時の対策の検討に必要な資料の整備</td><td>—</td></tr> <tr> <td>通信聯絡に関する手順書</td><td>通信聯絡に関する手順書</td><td>○</td></tr> <tr> <td>緊急時対策所の居住性等に開ける手順等</td><td>緊急時対策所の居住性等に開ける手順等</td><td>—</td></tr> <tr> <td>通信聯絡にに関する手順書</td><td>通信聯絡にに関する手順書</td><td>○</td></tr> <tr> <td>チラシ・パンフレットの配達及び回収手順</td><td>チラシ・パンフレットの配達及び回収手順</td><td>—</td></tr> <tr> <td>緊急時対策所換気空調手引書及び手順書</td><td>緊急時対策所換気空調手引書及び手順書</td><td>—</td></tr> <tr> <td>飲料水、食料等の維持管理</td><td>飲料水、食料等の維持管理</td><td>○</td></tr> <tr> <td>ガスセンター、発電機による給電</td><td>ガスセンター、発電機による給電</td><td>—</td></tr> <tr> <td>電原町による送電線</td><td>電原町による送電線</td><td>○</td></tr> <tr> <td>通信連絡をする必要的な場所と通信連絡</td><td>通信連絡をする必要的な場所と通信連絡</td><td>○</td></tr> <tr> <td>計測器を行った時に重要なペラメータの共有</td><td>計測器を行った時に重要なペラメータの共有</td><td>○</td></tr> <tr> <td>代替給油装置備による油箱付送油設備への給油</td><td>代替給油装置備による油箱付送油設備への給油</td><td>○</td></tr> <tr> <td>1.19 通信連絡に関する手順等</td><td>1.19 通信連絡に関する手順等</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	No	項目	対応手順	本來の用途 (実況)	1.18	緊急時対策所非常用送風機運転手順	緊急時対策所非常用送風機運転手順	○	緊急時対策所酸化防歰度及び酸化抑制濃度の測定手順	緊急時対策所酸化防歰度及び酸化抑制濃度の測定手順	—	緊急時対策所「復型(ニ)アモニア」の設置手順	緊急時対策所「復型(ニ)アモニア」の設置手順	○	緊急時対策所、「シルバーコンピュータ」を実施する場合の対応手順	緊急時対策所、「シルバーコンピュータ」を実施する場合の対応手順	—	緊急時対策所非常用送風機～逆風地への切替～手順	緊急時対策所非常用送風機～逆風地への切替～手順	—	安全バリア(オーバーフロウ・システム(S.P.D.S.)によるブラントバローメータ等の監視手順	安全バリア(オーバーフロウ・システム(S.P.D.S.)によるブラントバローメータ等の監視手順	—	重大事故等に当たった時の対策の検討に必要な資料の整備	重大事故等に当たった時の対策の検討に必要な資料の整備	—	通信聯絡に関する手順書	通信聯絡に関する手順書	○	緊急時対策所の居住性等に開ける手順等	緊急時対策所の居住性等に開ける手順等	—	通信聯絡にに関する手順書	通信聯絡にに関する手順書	○	チラシ・パンフレットの配達及び回収手順	チラシ・パンフレットの配達及び回収手順	—	緊急時対策所換気空調手引書及び手順書	緊急時対策所換気空調手引書及び手順書	—	飲料水、食料等の維持管理	飲料水、食料等の維持管理	○	ガスセンター、発電機による給電	ガスセンター、発電機による給電	—	電原町による送電線	電原町による送電線	○	通信連絡をする必要的な場所と通信連絡	通信連絡をする必要的な場所と通信連絡	○	計測器を行った時に重要なペラメータの共有	計測器を行った時に重要なペラメータの共有	○	代替給油装置備による油箱付送油設備への給油	代替給油装置備による油箱付送油設備への給油	○	1.19 通信連絡に関する手順等	1.19 通信連絡に関する手順等	—		
No	項目	対応手順	本來の用途 (実況)																																																													
1.18	緊急時対策所非常用送風機運転手順	緊急時対策所非常用送風機運転手順	○																																																													
	緊急時対策所酸化防歰度及び酸化抑制濃度の測定手順	緊急時対策所酸化防歰度及び酸化抑制濃度の測定手順	—																																																													
	緊急時対策所「復型(ニ)アモニア」の設置手順	緊急時対策所「復型(ニ)アモニア」の設置手順	○																																																													
	緊急時対策所、「シルバーコンピュータ」を実施する場合の対応手順	緊急時対策所、「シルバーコンピュータ」を実施する場合の対応手順	—																																																													
	緊急時対策所非常用送風機～逆風地への切替～手順	緊急時対策所非常用送風機～逆風地への切替～手順	—																																																													
	安全バリア(オーバーフロウ・システム(S.P.D.S.)によるブラントバローメータ等の監視手順	安全バリア(オーバーフロウ・システム(S.P.D.S.)によるブラントバローメータ等の監視手順	—																																																													
	重大事故等に当たった時の対策の検討に必要な資料の整備	重大事故等に当たった時の対策の検討に必要な資料の整備	—																																																													
	通信聯絡に関する手順書	通信聯絡に関する手順書	○																																																													
	緊急時対策所の居住性等に開ける手順等	緊急時対策所の居住性等に開ける手順等	—																																																													
	通信聯絡にに関する手順書	通信聯絡にに関する手順書	○																																																													
	チラシ・パンフレットの配達及び回収手順	チラシ・パンフレットの配達及び回収手順	—																																																													
	緊急時対策所換気空調手引書及び手順書	緊急時対策所換気空調手引書及び手順書	—																																																													
	飲料水、食料等の維持管理	飲料水、食料等の維持管理	○																																																													
	ガスセンター、発電機による給電	ガスセンター、発電機による給電	—																																																													
	電原町による送電線	電原町による送電線	○																																																													
	通信連絡をする必要的な場所と通信連絡	通信連絡をする必要的な場所と通信連絡	○																																																													
	計測器を行った時に重要なペラメータの共有	計測器を行った時に重要なペラメータの共有	○																																																													
	代替給油装置備による油箱付送油設備への給油	代替給油装置備による油箱付送油設備への給油	○																																																													
	1.19 通信連絡に関する手順等	1.19 通信連絡に関する手順等	—																																																													

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
【比較のため、比較表P1.0.1-6より再掲】				
第1表 本来の用途以外で使用する重大事故等対処設備				
設備・系統	本来の用途	本来の用途以外の用途	技術的能力に係る審査基準の該当項目	
充てんポンプ (B,自己冷却式)	化学体種制御設備による炉心注水	自己冷却式の充てんポンプによる原子炉への注水	1.4, 1.8	
格納容器スプレイ	原子炉格納容器スプレイ設備による格納容器スプレイ	熱除去系統を遮断する代替再循環配管を使用した格納容器スプレイ系統による原子炉への注水	1.4, 1.8, 1.12	
格納容器再循環ユニット	原子炉格納容器内の海水による格納容器内の自然対流冷却	海水通水による格納容器内の自然対流冷却	1.4, 1.5, 1.8, 1.7	
補助給水タンク	補助給水ポンプの水源	燃料取替用水タンクへの補給	1.4, 1.6, 1.7, 1.8, 1.13	
表2 本来の用途以外の用途として重大事故等対処するための切替え操作を必要とする重大事故等対処設備				
設備	本来の用途	本来の用途以外の用途	技術的能力に係る審査基準の該当項目	
B-格納容器スプレイポンプ	格納容器スプレイ設備による格納容器スプレイ	格納容器スプレイ系と余熱除去系を連絡する代替再循環配管を使用したB-格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水、再循環	1.4, 1.8, 1.12	
補助給水ピット	補助給水ポンプの水源	代替格納容器スプレイポンプの水源	1.4, 1.6, 1.7, 1.8, 1.13	
B-充てんポンプ (自己冷却)	化学体種制御設備による炉心注水	自己冷却式のB-充てんポンプによる原子炉容器への注水	1.4, 1.8, 1.12	
C, D-格納容器再循環ユニット	原子炉格納容器内の海水による格納容器内の強制冷却	海水通水による格納容器内の自然対流冷却	1.5, 1.6, 1.7, 1.13	
ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ	ディーゼル発電機への燃料移送	可搬型タンクローリーへの燃料補給	1.14	
表3 重大事故等対処設備の切替え操作について				
対象設備	切替え方法	切替え部写真	切替え方法	切替え部写真
対象設備	操作介かい具の種類	操作箇所		
充てんポンプ(B,自己冷却式) 格納容器再循環ユニット 補助給水タンク	ディスタンスピース	放射性物質又は海水を含む系統と含まれない系統等の複雑な系統分離が必要であるとともに、切替え操作が必要な箇所		
格納容器スプレイ	弁	ディスタンスピース以外の切替え箇所		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

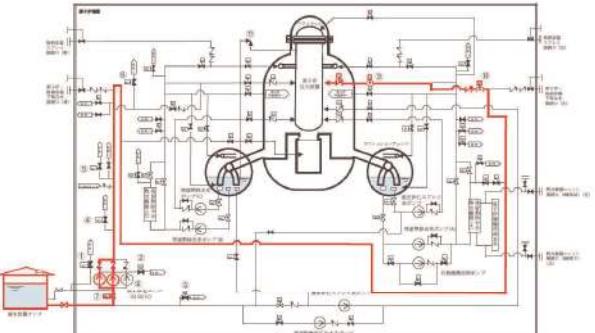
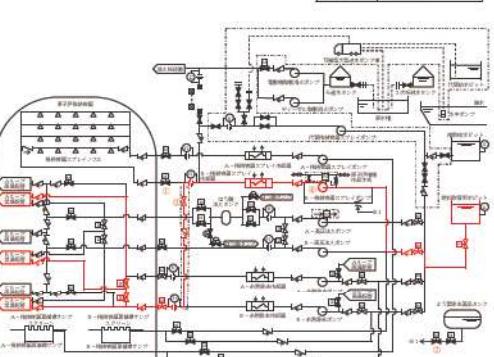
伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉 別紙1	泊発電所3号炉 別紙1	相違理由
	<p>重大事故等に対処するために、本来の用途以外の用途として使用する設備・系統の対応手順</p> <p>1. 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉圧力容器への注水</p> <p>2. 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による残存溶融炉心の冷却</p> <p>3. 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内へのスプレイ</p> <p>4. 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水</p> <p>5. 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器下部への注水</p> <p>6. ほう酸水注入系による原子炉圧力容器への注水</p> <p>7. ろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水</p> <p>8. ろ過水ポンプによる残存溶融炉心の冷却</p> <p>9. ろ過水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ</p> <p>10. ろ過水ポンプによる原子炉格納容器下部への注水</p> <p>11. ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水</p> <p>12. 原子炉格納容器頂部注水系（常設）による原子炉ウェル注水</p>	<p>重大事故等に対処するために、本来の用途以外の用途として使用する設備・系統の対応手順</p> <p>1. B一格納容器スプレイポンプ（RHRSCS連絡ライン使用）による原子炉容器への注水</p> <p>2. B一格納容器スプレイポンプ（RHRSCS連絡ライン使用）による代替再循環運転</p> <p>3. 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え</p> <p>4. B一充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水</p> <p>5. 可搬型大型送水ポンプ車を用いたC, D一格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</p> <p>6. ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの補給（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合）</p>	<p>【伊方】記載内容の相違（女川実績の反映）（以降、相違理由を省略）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

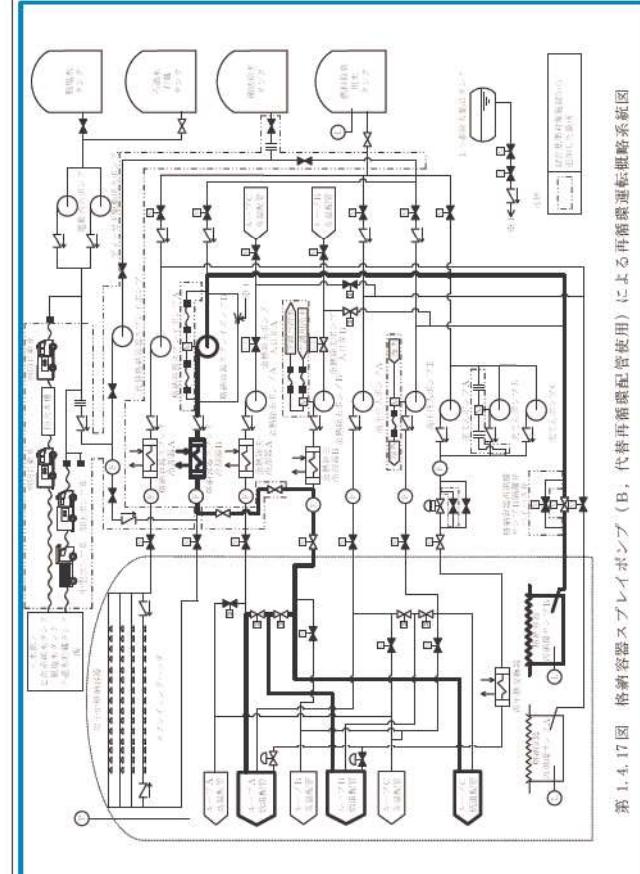
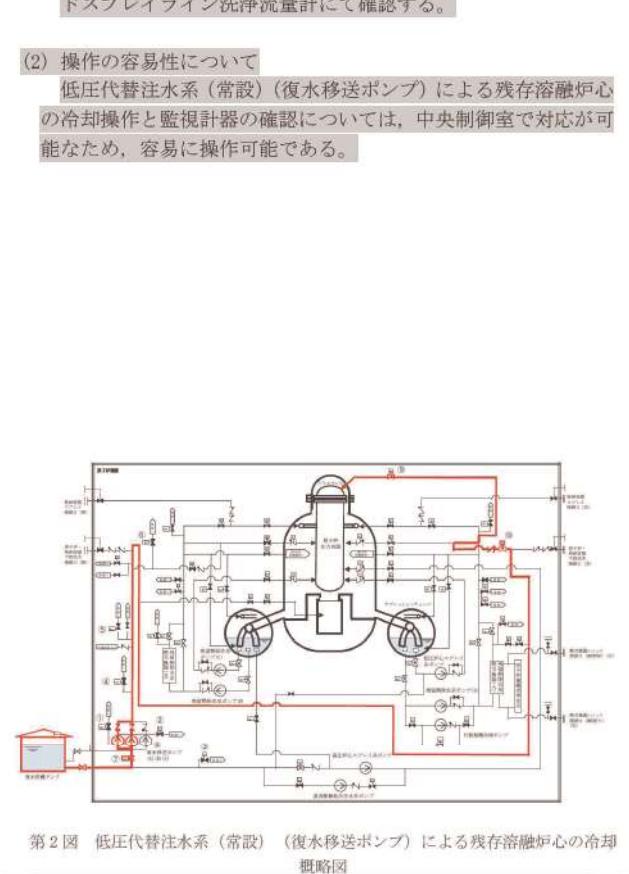
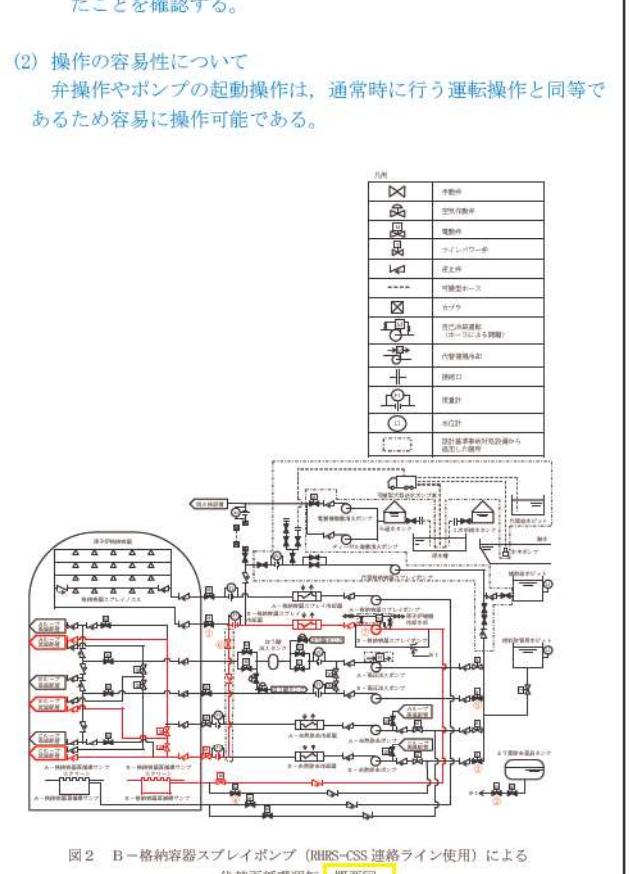
伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉
		相違理由
	<p>1. 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉圧力容器への注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>原子炉冷却材喪失時等において、復水給水系、非常用炉心冷却系及び代替循環冷却系による原子炉注水機能が喪失し、原子炉水位を維持できない場合、復水補給水系を使用した原子炉圧力容器への注水を行う。</p> <p>①復水補給水系から原子炉圧力容器までの系統構成として、各隔壁弁（第1図①～⑥）を「全閉」、復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁（第1図⑦）を「全開」し、復水移送ポンプ（第1図⑧）を起動する。</p> <p>②RHR A系 LPCI 注入隔壁弁（第1図⑨）を「全開」、RHR ヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第1図⑩）を「開」し、原子炉圧力容器を主蒸気逃がし安全弁（第1図⑪）にて減圧する。</p> <p>③原子炉圧力が復水移送ポンプ出口圧力以下にて、原子炉圧力容器への注水が開始されたことを原子炉水位計、残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量計にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉圧力容器への注水操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能なため、容易に操作可能である。</p>  <p>第1.4.5図 格納容器スプレイポンプ（B、代替再循環配管使用）による原子炉圧力容器への注水概略図</p>	<p>1. B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS 連絡ライン使用）による原子炉容器への注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>非常用炉心冷却設備である高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの故障等により燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する機能が喪失した場合に、B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS 連絡ライン使用）により燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する。</p> <p>① B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS 連絡ライン使用）起動準備のための系統構成として各隔壁弁（図1 ①, ②）を「閉」とする。</p> <p>② RHRS-CSS 連絡ラインの弁（図1 ③）を「開」とする。</p> <p>③ B-格納容器スプレイポンプ（図1 ④）を起動し、B-格納容器スプレイ流量等により原子炉容器への注水が開始されたことを確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>弁操作やポンプの起動操作は、通常時に行う運転操作と同等であるため容易に操作可能である。</p>  <p>図1 B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS 連絡ライン使用）による原子炉容器への注水概要図</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対応するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

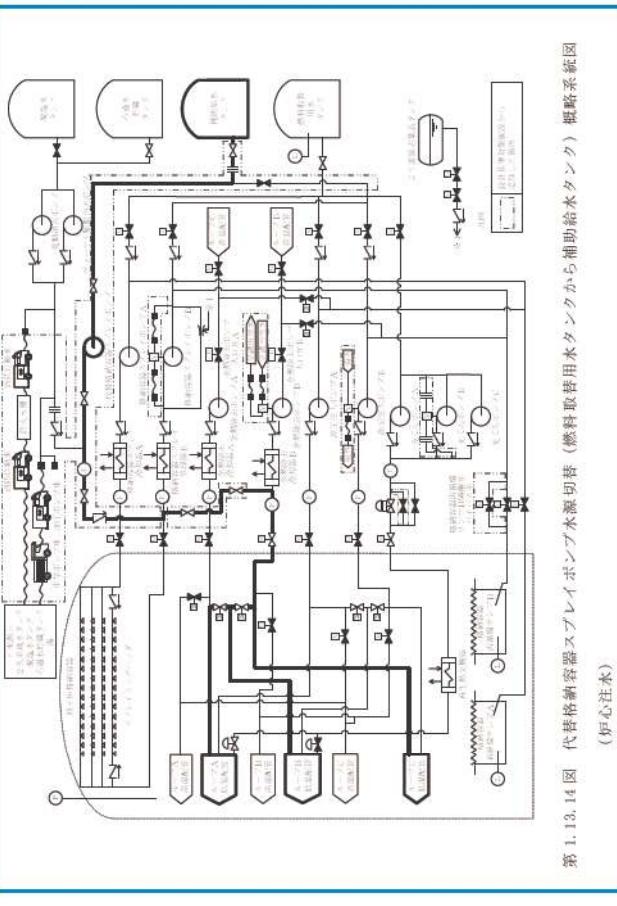
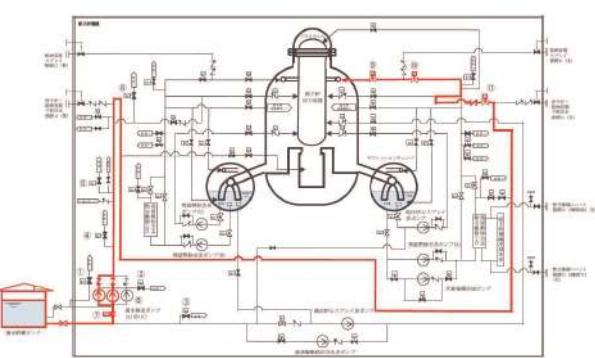
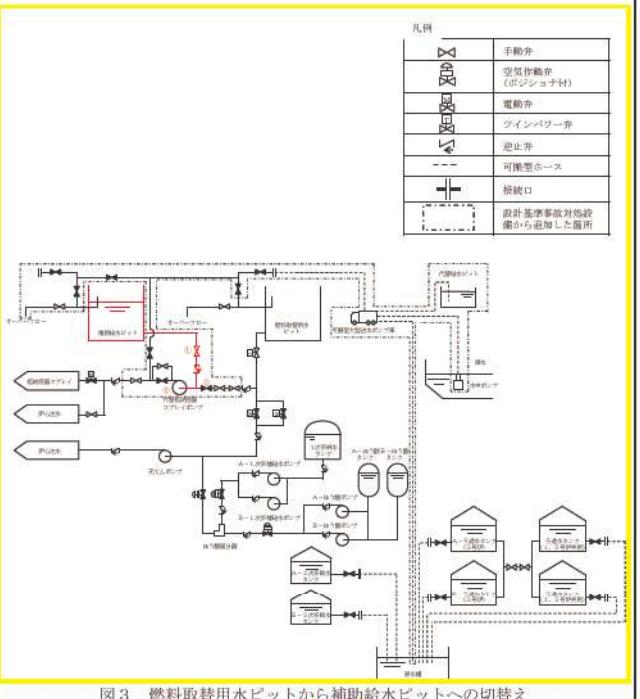
伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉
<p>伊方発電所3号炉まとめ資料 技術的能力 1.4 より引用</p>  <p>第1.4.17図 格納容器スプレイポンプ（B、代替再循環配管使用）による再循環運転概略系統図</p>	<p>2. 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による残存溶融炉心の冷却</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合、原子炉圧力容器が破損して溶融炉心は原子炉格納容器下部に落下するが、原子炉圧力容器に残存した溶融炉心を冷却するため、復水補給水系により原子炉圧力容器への注水を行う。</p> <p>①復水補給水系から原子炉圧力容器までの系統構成として、各隔壁弁（第2図①～⑥）を「全閉」、復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁（第2図⑦）を「全開」し、復水移送ポンプ（第2図⑧）を起動する。</p> <p>②原子炉ヘッドスプレイ注入隔壁弁（第2図⑨）を「全開」、RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第2図⑩）「開」し、原子炉圧力容器への注水が開始されたことを残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量計にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による残存溶融炉心の冷却操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能なため、容易に操作可能である。</p>  <p>第2図 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による残存溶融炉心の冷却概略図</p>	<p>2. B-格納容器スプレイポンプ（RHR-CSS 連絡ライン使用）による代替再循環運転</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>再循環運転中に非常用炉心冷却設備である余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により格納容器再循環サンプ水を原子炉容器へ注水する機能が喪失した場合、B-格納容器スプレイポンプ（RHR-CSS 連絡ライン使用）及びB-格納容器スプレイ冷却器により格納容器再循環サンプ水を原子炉容器へ注水する。</p> <p>① B-格納容器スプレイポンプ（RHR-CSS 連絡ライン使用）による代替再循環運転による原子炉冷却操作の系統構成として各隔壁弁（図2①～⑥）を「閉」とする。</p> <p>② RHR-CSS 連絡ラインの弁（図2⑥）を「開」とする。</p> <p>③ B-格納容器スプレイポンプ（図2⑦）を起動し、B-格納容器スプレイ流量等により原子炉容器への注水流量が確保されたことを確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>弁操作やポンプの起動操作は、通常時に行う運転操作と同等であるため容易に操作可能である。</p>  <p>図2 B-格納容器スプレイポンプ（RHR-CSS 連絡ライン使用）による代替再循環運転 概要図</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

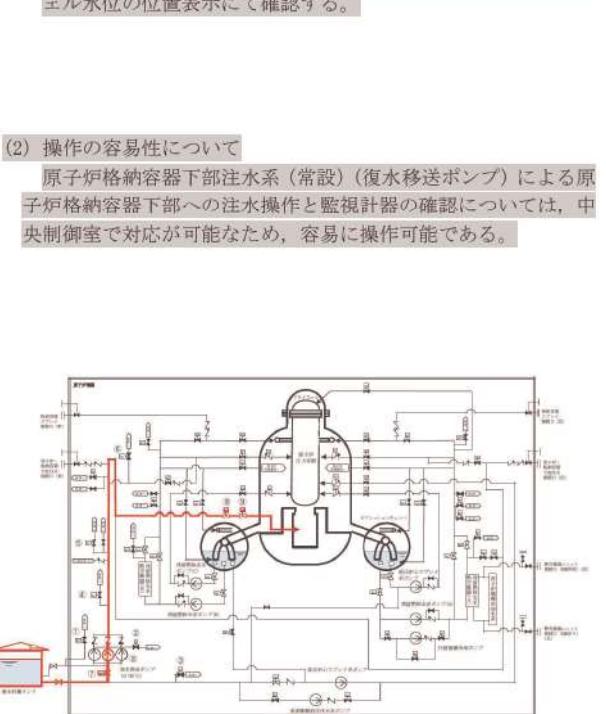
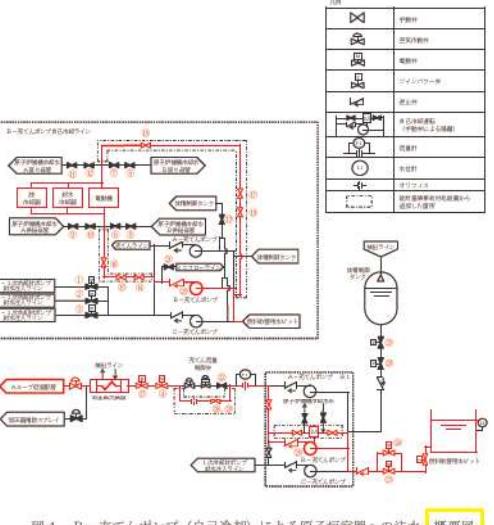
伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉																
<p>伊方発電所3号炉まとめ資料 技術的能力 1.13より引用</p>  <p>第1.13.14図 代替格納容器スプレイポンプ水槽切替（燃料取替用水タンクから補助給水タンク）概略系統図 (炉心注水)</p>	<p>3. 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内へのスプレー</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>原子炉冷却材喪失時等において、残留熱除去系が使用不能となり原子炉格納容器の除熱機能が喪失した場合、復水補給水系を使用した原子炉格納容器内へのスプレーを行う。</p> <p>①復水補給水系から原子炉格納容器までの系統構成として、各隔壁弁（第3図①～⑥）を「全閉」、復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁（第3図⑦）を「全開」し、復水移送ポンプ（第3図⑧）を起動する。</p> <p>②RHR A系格納容器スプレイ隔壁弁（第3図⑨）、RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁（第3図⑩）を「全開」、RHRヘッドスプレライライン洗浄流量調整弁（第3図⑪）を「開」し、原子炉格納容器へのスプレーが開始されたことを原子炉格納容器圧力計、残留熱除去系ヘッドスプレライライン洗浄流量計にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内へのスプレー操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能なため、容易に操作可能である。</p>  <p>第3図 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内へのスプレー概略図</p>	<p>3. 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>重大事故等の発生等において、代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水又は代替格納容器スプレー中に燃料取替用水ピットが枯渇、破損等により機能喪失した場合、燃料取替用水ピットから補助給水ピットに水源切替えを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの水源切替えとして、補助給水ピット側の入口止め弁（図3①）を「開」とする。 ② 燃料取替用水ピット側の入口止め弁（図3②）を「閉」とする。 ③ 代替格納容器スプレイポンプを起動（図3③）し、運転状態及び補助給水ピット水位等により、水源切替え後に補助給水ピット等に異常がないことを確認する。 <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>弁操作やポンプの起動操作は、通常時に行う運転操作と同等であるため容易に操作可能である。</p>  <p>凡例</p> <table border="1"> <tr><td>△</td><td>手動弁</td></tr> <tr><td>□</td><td>空気比例弁 (エアショット)</td></tr> <tr><td>■</td><td>電動弁</td></tr> <tr><td>△</td><td>バイパスバー弁</td></tr> <tr><td>△</td><td>逆止弁</td></tr> <tr><td>- - -</td><td>可撓管ホース</td></tr> <tr><td>×</td><td>接続口</td></tr> <tr><td>□</td><td>設計基準事態対応装置 から追加した箇所</td></tr> </table> <p>図3 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え 概要図</p>	△	手動弁	□	空気比例弁 (エアショット)	■	電動弁	△	バイパスバー弁	△	逆止弁	- - -	可撓管ホース	×	接続口	□	設計基準事態対応装置 から追加した箇所
△	手動弁																	
□	空気比例弁 (エアショット)																	
■	電動弁																	
△	バイパスバー弁																	
△	逆止弁																	
- - -	可撓管ホース																	
×	接続口																	
□	設計基準事態対応装置 から追加した箇所																	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対応するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉
		相違理由
	<p>4. 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合、原子炉圧力容器が破損して原子炉格納容器下部に放出される融炉心を冷却するため、ペデスタル注水配管の弁を「開」とし、復水補給水系による原子炉格納容器下部への水張りを行う。</p> <p>①復水補給水系から原子炉格納容器下部までの系統構成として、各隔離弁（第4図①～⑥）を「全閉」、復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁（第4図⑦）を「全開」し、復水移送ポンプ（第4図⑧）を起動する。</p> <p>②原子炉格納容器下部注水用復水仕切弁（第4図⑨）を「全開」、原子炉格納容器下部注水用復水流量調整弁（第4図⑩）を「開」し、原子炉格納容器下部への注水が開始されたことを原子炉格納容器下部注水流量計、原子炉格納容器下部水位及びドライウェル水位の位置表示にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能なため、容易に操作可能である。</p>  <p>第1.4.24図 充てんポンプ（B、自己冷却式）による炉心注水断面図</p> <p>第4図 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水概略図</p>	<p>4. B-充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合、B-充てんポンプ（自己冷却）により燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する。</p> <p>① B-充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水のための系統構成（図4①～③を「閉」、④「開」）を実施する。</p> <p>② B-充てんポンプの自己冷却ラインの系統構成（図4⑤～⑬を「閉」、⑭～⑯を「開」）を実施する。</p> <p>③ 系統構成完了後に水張り操作（図4⑭、⑯、⑰、⑱を「閉」、⑲、⑳、㉑、㉒を「開」）を実施する。</p> <p>④ B-充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水操作の準備が完了すれば、B-充てんポンプ（図2㉙）を起動し、充てん流量（図2㉙）を調整する。</p> <p>⑤ ポンプ起動後、充てん流量、B-充てんポンプ油冷却器及び封水冷却器補機冷却水流量等を確認し、起動状態に異常がないことを確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>弁操作やポンプの起動操作は、通常時に行う運転操作と同等であるため容易に操作可能である。</p>  <p>図4 B-充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水 概要図</p>

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対応するために使用する設備に係る切替えの容易性について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

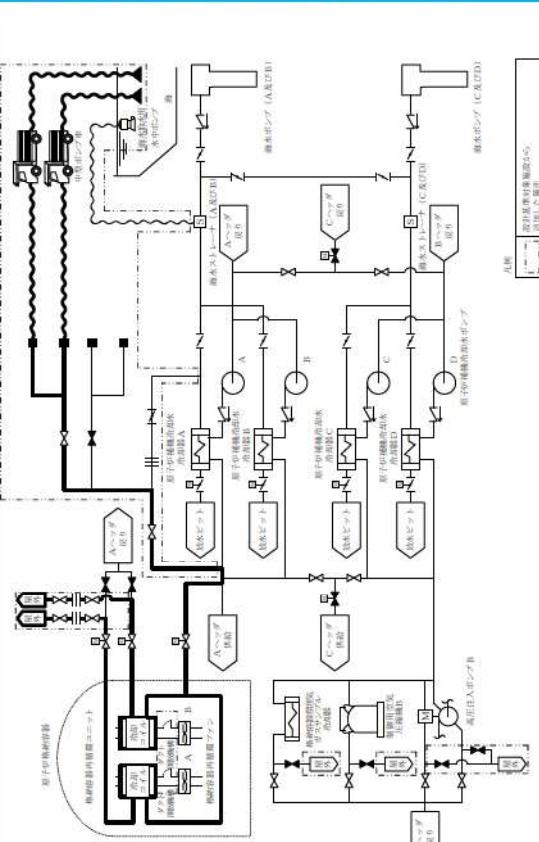
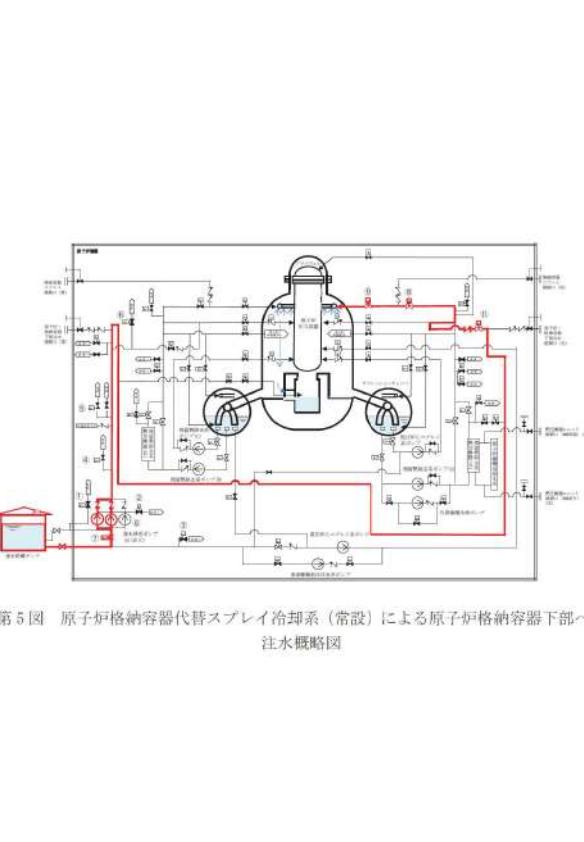
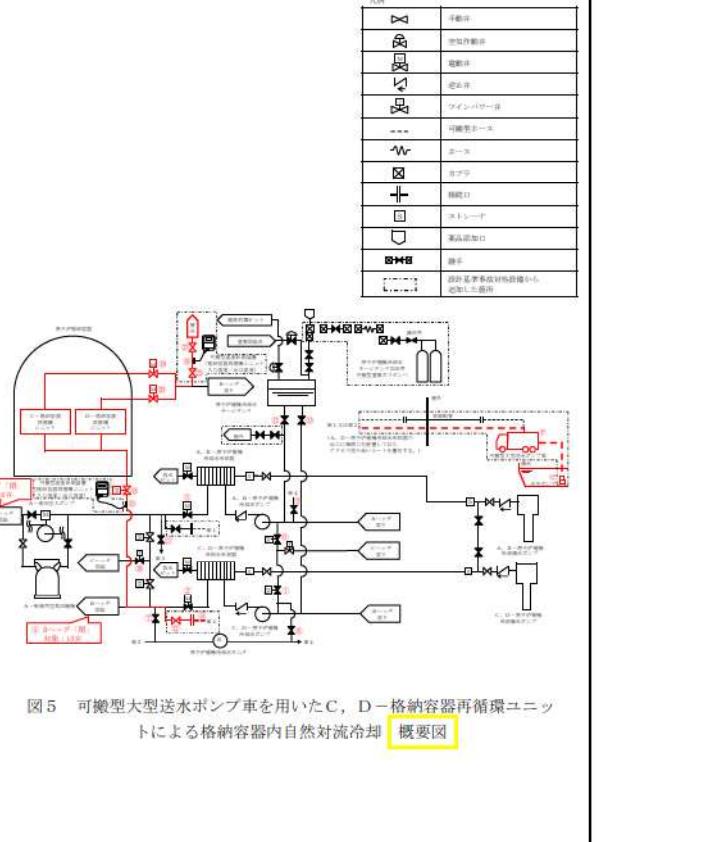
伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>5. 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器下部への注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合、原子炉圧力容器が破損して原子炉格納容器下部に放出される溶融炉心を冷却するため、復水補給水系を使用した原子炉格納容器代替スプレイによる原子炉格納容器下部への水張りを行う。</p> <p>①復水補給水系から原子炉格納容器までの系統構成として、各隔壁弁（第5図①～⑥）を「全閉」、復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁（第5図⑦）を「全開」し、復水移送ポンプ（第5図⑧）を起動する。</p> <p>②RHR A系格納容器スプレイ隔離弁（第5図⑨）、RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁（第5図⑩）を「全開」、RHR ヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第5図⑪）を「開」し、原子炉格納容器下部への注水が開始されたことを残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量計、原子炉格納容器下部水位及びドライウェル水位の位置表示にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器下部への注水操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能なため、容易に操作可能である。</p>	<p>5. 可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失による格納容器スプレイポンプの機能が喪失した場合、格納容器内自然対流冷却により、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させることで原子炉格納容器の過圧破損を防止する。</p> <p>① 可搬型大型送水ポンプ車によるC、D-格納容器再循環ユニットへの海水通水のため、原子炉補機冷却水系の系統構成（図5①～⑬を「閉」）を実施する。</p> <p>② 可搬型ホースを敷設し、原子炉補機冷却水系のホース接続口（図5⑭）と接続する。</p> <p>③ 可搬型大型送水ポンプ車から水中ポンプを取り出し、可搬型ホースと接続後、海水取水箇所に水中ポンプを水面より低く、かつ着底しない位置に設置する。（図5⑮）</p> <p>④ C、D-格納容器再循環ユニット冷却水入口及び出口配管に冷却状態監視のため、可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）（図5⑯）を取り付ける。</p> <p>⑤ 可搬型大型送水ポンプ車（図5⑰）を起動し、原子炉補機冷却水系への海水通水を開始するとともに、可搬型大型送水ポンプ車の運転状態に異常がないことを確認する。</p> <p>⑥ 原子炉補機冷却水系の弁（図5⑲～⑳）を開操作し、C、D-格納容器再循環ユニットへ海水通水を開始する。また、格納容器再循環ユニット補機冷却水流量により海水が通水されていることを確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>原子炉補機冷却水系配管接続箇所への可搬型ホース接続作業は、結合金具を用いることで簡単に接続できる。弁操作も通常時に行う運転操作と同等であることから、容易に実施可能である。</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対応するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

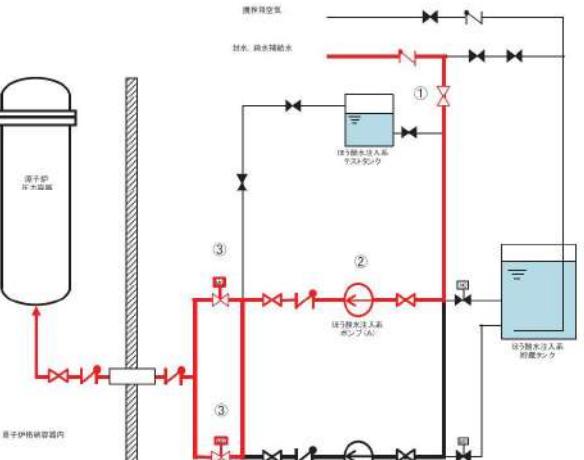
伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>伊方発電所3号炉 技術的能力まとめ資料 1.7より引用</p>  <p>第1.7.5図 中型ポンプ車を用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器下部への注水概略図</p> <p>第5図 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器下部への注水概略図</p>			 <p>図5 可搬型大型送水ポンプ車を用いたC, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 概要図</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対応するために使用する設備に係る切替えの容易性について

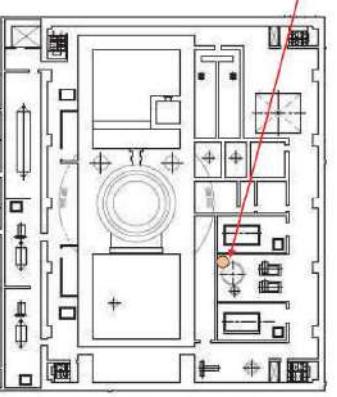
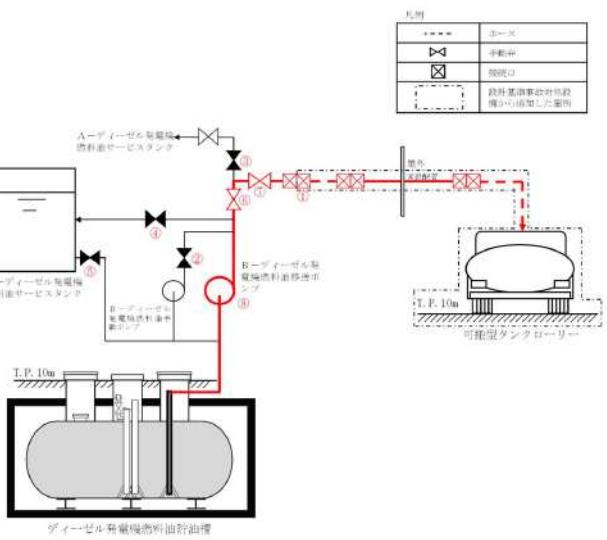
伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>6. ほう酸水注入系による原子炉圧力容器への注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>高圧注水系及び高圧代替注水系による原子炉圧力容器への注水機能が喪失した場合、ほう酸水注入系ポンプを使用し、純水補給水系を水源として原子炉圧力容器へ注水を実施する。</p> <p>①原子炉圧力容器への注水のための処置（SLCタンク出口弁A、B自動開信号除外）を行う。</p> <p>②SLC封水入口弁バイパス弁（第6図①）を「全開」し、ほう酸水注入系ポンプ（第6図②）を起動する。</p> <p>③SLC注入電動弁（第6図③）が「全開」し、原子炉圧力容器への注水が開始されていることを純水タンク水位計にて確認する。</p>  <p>第6図 ほう酸水注入系による原子炉圧力容器への注水概略図</p>	<p>6. ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの補給（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合）</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプによる可搬型タンクローリーへの燃料補給を行う。</p> <p>① ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口ラインにホース（図6①）を接続し、可搬型タンクローリー設置箇所まで敷設する。</p> <p>② ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへ燃料補給するための系統構成（図6②～⑤「閉」、⑥、⑦「開」）を実施する。</p> <p>③ 可搬型タンクローリーのマンホールを開放し、ホース先端のドロップパイプを挿入する。</p> <p>④ ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ（図6⑧）を起動し、燃料補給を開始する。</p> <p>⑤ 可搬型タンクローリーの油面計でタンクが満杯となれば、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ（図6⑧）を停止する。</p> <p>⑥ 可搬型タンクローリーのマンホールからドロップパイプを引き抜き、マンホールを閉止し燃料補給を完了する。</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対応するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

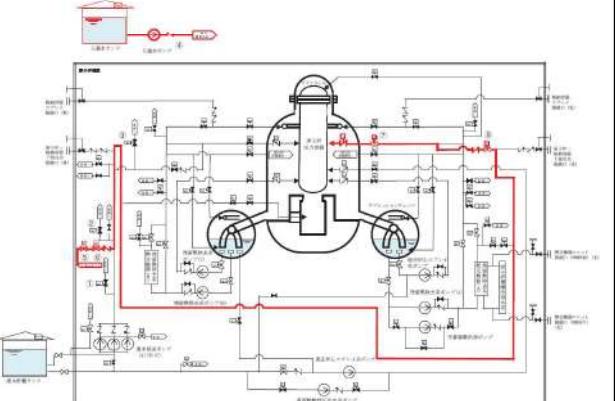
伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 操作の容易性について</p> <p>ほう酸水注入系による原子炉圧力容器への注水については、現場で操作が必要な弁はSLC封水入口弁バイパス弁の「全開」操作だけである。その他の操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能なため、容易に操作可能である。</p> <p>SLC封水入口弁バイパス弁</p>  <p>【原子炉建屋 地上2階】</p>  <p>第7図 ほう酸水注入系による原子炉圧力容器への注水時の手動弁配置図</p>	<p>(2) 操作の容易性について</p> <p>弁操作やポンプの起動操作は、通常行う運転操作と同等であるため容易に操作可能である。燃料補給用のホース接続は、継手接続式となっているため、容易かつ確実に接続できる。</p>  <p>図6 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプによる可搬型タンクローリーへの燃料補給 概要図</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対応するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

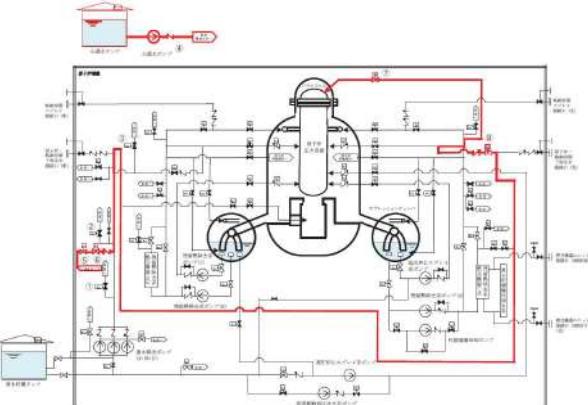
伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>7. ろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>原子炉冷却材喪失時等において、復水給水系、非常用炉心冷却系、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、代替循環冷却系及び低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）による原子炉注水機能が喪失し、原子炉水位を維持できない場合、ろ過水系を使用した原子炉圧力容器への注水を行う。</p> <p>①ろ過水系から原子炉圧力容器までの系統構成として、各隔壁弁（第8図①～③）を「全閉」し、ろ過水ポンプ（第8図④）を起動する。</p> <p>②ろ過水系連絡第一弁（第8図⑤）、ろ過水系連絡第二弁（第8図）を「全開」する。</p> <p>③RHR A系 LPCI 注入隔壁弁（第8図⑦）を「全開」、RHR ヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第8図⑧）を「開」し、原子炉圧力容器への注水が開始されたことを原子炉水位計、残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量計にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>ろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能なため、容易に操作可能である。</p>  <p>第8図 ろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水概略図</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対応するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

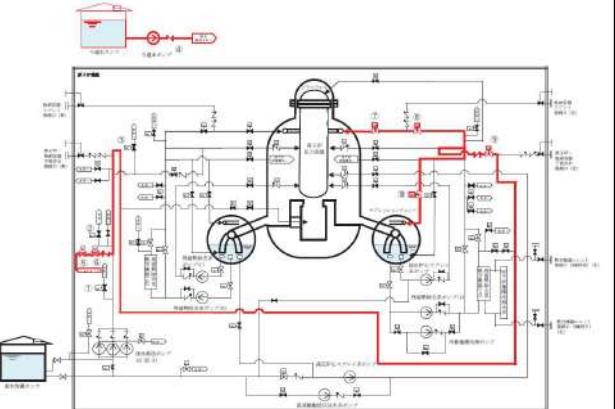
伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>8. ろ過水ポンプによる残存溶融炉心の冷却</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合、原子炉圧力容器が破損して溶融炉心は原子炉格納容器下部に落下するが、原子炉圧力容器に残存した溶融炉心を冷却するため、ろ過水系により原子炉圧力容器への注水を行う。</p> <p>①ろ過水系から原子炉圧力容器までの系統構成として、各隔壁弁（第9図①～③）を「全閉」し、ろ過水ポンプ（第9図④）を起動する。</p> <p>②ろ過水系連絡第一弁（第9図⑤）、ろ過水系連絡第二弁（第9図⑥）を「全開」する。</p> <p>③原子炉ヘッドスプレイ注入隔壁弁（第9図⑦）を「全開」、RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第9図⑧）を「開」し、原子炉圧力容器への注水が開始されたことを残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量計にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>ろ過水ポンプによる残存溶融炉心の冷却操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能なため、容易に操作可能である。</p>  <p>第9図 ろ過水ポンプによる残存溶融炉心の冷却概略図</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対応するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

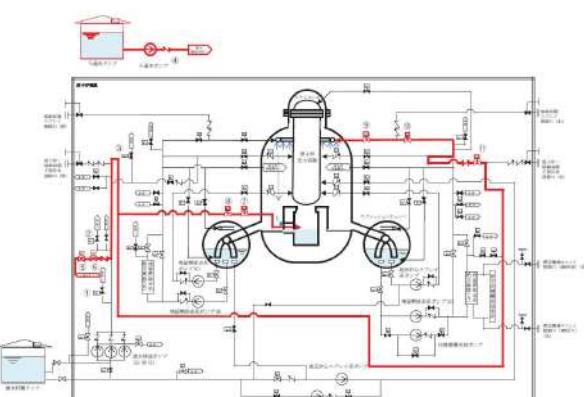
伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>9. ろ過水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>原子炉冷却材喪失時等において、残留熱除去系及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）が使用不能となり原子炉格納容器の除熱機能が喪失した場合、ろ過水系を使用した原子炉格納容器内へのスプレイを行う。</p> <p>①ろ過水系から原子炉格納容器までの系統構成として、各隔壁弁（第10図①～③）を「全閉」し、ろ過水ポンプ（第10図④）を起動する。</p> <p>②ろ過水系連絡第一弁（第10図⑤）、ろ過水系連絡第二弁（第10図⑥）を「全開」する。</p> <p>③【ドライウェル内にスプレイする場合】</p> <p>RHR A系格納容器スプレイ隔壁弁（第10図⑦）、RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁（第10図⑧）を「全開」、RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第10図⑨）を「開」する。</p> <p>③【サブレッショングレンバ内にスプレイする場合】</p> <p>RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第10図⑩）を「開」、RHR A系S/Cスプレイ隔壁弁（第10図⑪）を「全開」する。</p> <p>④原子炉格納容器内へのスプレイが開始されたことを原子炉格納容器圧力計、残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量計にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>ろ過水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能なため、容易に操作可能である。</p>  <p>第10図 ろ過水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ概略図</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対応するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

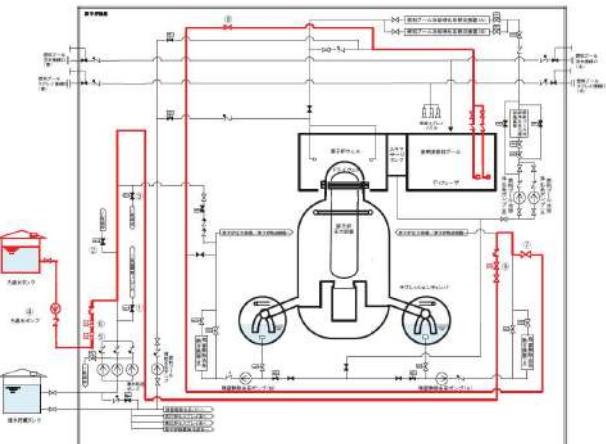
伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>10. ろ過水ポンプによる原子炉格納容器下部への注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合、原子炉圧力容器が破損して原子炉格納容器下部に放出される溶融炉心を冷却するため、ペデスタル注水配管又はスプレイ管の弁を「開」とし、ろ過水系による原子炉格納容器下部への水張りを行う。</p> <p>①ろ過水系から原子炉格納容器下部までの系統構成として、各隔壁弁（第11図①～③）を「全閉」し、ろ過水ポンプ（第11図④）を起動する。</p> <p>②ろ過水系連絡第一弁（第11図⑤）、ろ過水系連絡第二弁（第11図⑥）を「全開」する。</p> <p>③【ペデスタル注水配管使用の場合】</p> <p>原子炉格納容器下部注水用復水仕切弁（第11図⑦）を「全開」、原子炉格納容器下部注水用復水流量調整弁（第11図⑧）を「開」し、原子炉格納容器下部への注水が開始されたことを原子炉格納容器下部注水流量計、原子炉格納容器下部水位及びドライウェル水位の位置表示にて確認する。</p> <p>③【スプレイ管使用の場合】</p> <p>RHR A系格納容器スプレイ隔壁弁（第11図⑨）、RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁（第11図⑩）を「全開」、RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第11図⑪）を「開」し、原子炉格納容器下部への注水が開始されたことを残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量計、原子炉格納容器下部水位及びドライウェル水位の位置表示にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>ろ過水ポンプによる原子炉格納容器下部への注水操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能なため、容易に操作可能である。</p>  <p>第11図 ろ過水ポンプによる原子炉格納容器下部への注水概略図</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対応するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>11. ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>使用済燃料プール水位が低下し、使用済燃料プールの補給が必要な状態にもかかわらず、燃料プール補給水系、残留熱除去系及び燃料プール代替注水系が使用不能で使用済燃料プールへの補給ができない場合において、ろ過水系を使用した使用済燃料プール注水を行う。</p> <p>①ろ過水系から使用済燃料プールまでの系統構成として、各隔壁弁（第12図①～③）を「全閉」し、ろ過水ポンプ（第12図④）を起動する。</p> <p>②ろ過水系連絡第一弁（第12図⑤）、ろ過水系連絡第二弁（第12図⑥）を「全開」する。</p> <p>③RHR A系FPC供給連絡弁（第12図⑦）、FPC RHR戻り連絡弁（第12図⑧）を「全開」、RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第12図⑨）を「開」し、使用済燃料プールへの注水が開始されたことを使用済燃料プール水位計にて確認する。</p>  <p>第12図 ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水概略図</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対応するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 操作の容易性について</p> <p>ろ過水ポンプによる使用済燃料プール注水については、現場で操作が必要な弁はRHR A系（B系）FPC供給連絡弁、FPC RHR戻り連絡弁の2弁の「全開」操作である。その他の操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能なため、容易に操作可能である。</p> <p>RHR A系FPC供給連絡弁</p> <p>FPC RHR戻り連絡弁</p> <p>RHR B系FPC供給連絡弁</p> <p>【原子炉建屋 地上1階】</p>		

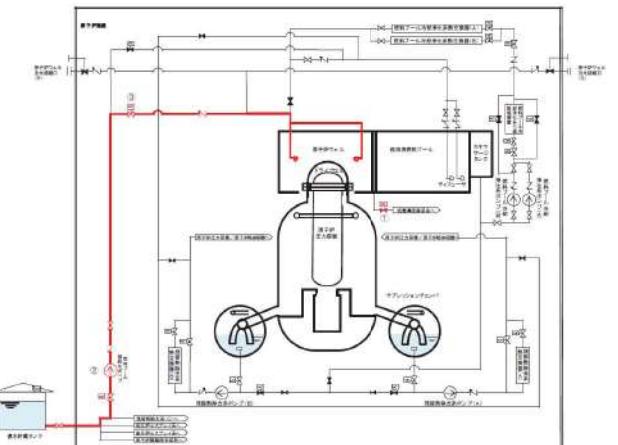
第13図 ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水時の手動弁配置図

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対応するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>12. 原子炉格納容器頂部注水系（常設）による原子炉ウェル注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合、原子炉格納容器頂部の破損及び原子炉建屋への水素漏えいを抑制するため、燃料プール補給水系を使用した原子炉ウェルへの水張りを行う。</p> <p>①系統構成として、FPC 使用済燃料プールゲート漏えい検出止め弁（第14図①）を「全閉」し、燃料プール補給水ポンプ（第14図②）を起動する。</p> <p>②FPMUW 原子炉ウェル注入弁（第14図③）を「開」し、原子炉ウェルへの注水が開始されたことを原子炉ウェル水位計にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>原子炉格納容器頂部注水系（常設）による原子炉ウェルへの注水操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能なため、容易に操作可能である。</p>  <p>第14図 原子炉格納容器頂部注水系（常設）による原子炉ウェル注水概略図</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>女川原子力発電所2号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて</p> <p>< 目次 ></p> <p>1. 新規制基準への適合状況 2. 概要 3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針 4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象</p> <p>5. 保管場所の評価 6. 屋外アクセスルートの評価 7. 屋内アクセスルートの評価 8. 発電所構外からの重大事故等対策要員参集</p> <p>9. 別紙 (1) 女川原子力発電所における敷地の特徴について (2) 海水取水ポイント及びホース敷設ルートについて</p> <p>(3) 可搬型重大事故等対処設備の接続箇所について (4) 自然現象の重畠による影響について</p> <p>(5) アクセスルート降灰・降雪除去時間評価について</p> <p>(6) 降水に対する影響評価について (7) 可搬型設備の小動物対策について (8) 森林火災に対する影響評価について (9) 2011年東北地方太平洋沖地震及びその後に発生した津波による被害状況について</p>	<p>島根原子力発電所2号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて</p> <p>< 目次 ></p> <p>はじめに 1. 新規制基準への適合状況 2. 概要</p> <p>3. 保管場所の評価 4. 屋外のアクセスルートの評価 5. 屋内のアクセスルートの評価 6. 発電所構外からの重大事故等に対処する要員参集</p> <p>7. 別紙 (39) 島根原子力発電所における敷地の特徴について (3) 淡水及び海水の取水場所について</p> <p>(2) 可搬型設備の接続口の配置及び仕様について (1) 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートへの自然現象の重畠による影響について (23) 屋外のアクセスルート除雪時間評価 (24) 屋外のアクセスルート除灰時間評価</p> <p>(26) 降水に対する影響評価結果について (27) 可搬型設備の小動物対策について (25) 森林火災発生時における屋外のアクセスルートの影響</p>	<p>泊発電所3号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて</p> <p>< 目次 ></p> <p>1. 新規制基準への適合状況 2. 概要 3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針 4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象</p> <p>5. 保管場所の評価 6. 屋外のアクセスルートの評価 7. 屋内のアクセスルートの評価 8. 発電所構外からの発電所災害対策要員参集</p> <p>9. 別紙 (1) 泊発電所における敷地の特徴について (2) 淡水、海水の取水場所及びホース敷設ルートについて</p> <p>(3) 可搬型重大事故等対処設備の接続箇所について (4) 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートへの自然現象の重畠による影響について (5) 屋外のアクセスルート除雪・除灰時間評価について</p> <p>(6) 降水に対する影響評価について (7) 可搬型設備の小動物対策について (8) 森林火災に対する影響評価について</p>	<p>【島根】資料構成の相違 ・泊は保管場所及びアクセスルートの方針及び影響を及ぼす外部事象の項目を分けて記載。</p> <p>【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】資料構成の相違 ・泊は淡水、海水の取水場所及びホース敷設ルートについて整理している。</p> <p>【島根】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【島根】資料構成の相違 ・泊は、別紙(5)にて降灰・降雪の除去時間を評価している。</p> <p>【島根】記載表現の相違 【島根】資料構成の相違 ・泊は、女川2号炉における東北太平洋沖地震と同様な被害実績はない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(10) 屋外アクセスルート近傍の障害となり得る要因と影響評価について (11) 建屋関係の耐震評価について	(28) 保管場所及び屋外のアクセスルート近傍の障害となり得る要因と影響評価について (37) 建物関係の耐震評価について	(9) 保管場所及び屋外のアクセスルート近傍の障害となり得る要因と影響評価について (10) 建屋関係の耐震評価について	【女川】記載表現の相違
(12) 送電鉄塔倒壊評価について	(40) 鉄塔の影響評価方針について	(11) 送電鉄塔の影響評価方針について	【女川】記載内容の相違 ・詳細設計段階で示す送電鉄塔の耐震評価の評価方針を記載。
(13) 鉄塔基礎の安定性について (14) 保管場所及び屋外アクセスルートに関する斜面の安定性評価について	(4) 鉄塔基礎の安定性について (31) 保管場所及び屋外のアクセスルートの斜面の地震時の安定性評価について (32) 敷地の地質・地質構造の特徴及び想定されるリスクについて	(12) アクセスルートトンネルの耐震評価方針について (13) 鉄塔基礎の安定性について (14) 保管場所及び屋外のアクセスルートの斜面の地震時の安定性評価について	【女川及び島根】記載方針の相違 ・詳細設計段階で示すアクセスルートトンネルの耐震評価の評価方針を記載。
(15) 屋外アクセスルートの段差及び傾斜評価に用いる沈下率の設定方法について	(29) 揺すり込み沈下の影響評価		【女川】記載表現の相違 【島根】記載内容の相違 ・泊と島根では地質構造が異なっており、泊は「別紙(13)」のとおり、斜面評価において敷地の地質・地質構造の特徴を踏まえ評価断面を選定。岩盤の傾斜について「別紙(15)」のとおりルート上の地質構造を確認。
(16) 段差及び傾斜評価箇所の網羅性について (17) H形鋼敷設による段差対策について	(30) 路盤補強（段差緩和対策）について	(15) 段差及び傾斜評価箇所の網羅性について (16) H形鋼敷設による段差対策について	【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊は沈下率の設定方法については「本文5.(2)e. 沈下に対する影響評価」に記載。 【島根】記載表現の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(18) 消火活動及び事故拡大防止対策等について	(7) 自衛消防隊（消防チーム）による消火活動等について (6) 可燃物施設の火災について	(17) 消火活動及び事故拡大防止対策等について	【島根】資料構成の相違 ・泊は女川と同様に「別紙(17)」にて初期消火要員による消火活動及び可燃物施設火災時の消火活動について整理している。
(19) 復水脱塩装置他薬品タンク の外部への漏えいについて (20) 可搬型設備車両の耐浸水性について	(8) 可搬型設備（車両）の走行について (10) 車両走行性能の検証 (12) がれき撤去時のホイールローダ作業量時間について	(18) 薬品タンク の外部への漏えいについて (19) 可搬型設備車両の耐浸水性 について (20) 車両走行性能の検証 (21) がれき 及び土砂 撤去時のホイールローダ作業量時間について	【女川】記載表現の相違 【島根】記載表現の相違 【島根】対応方針の相違 ・泊は土砂撤去についても作業量時間を算出。
(22) アクセスルート仮復旧作業の検証について（がれき撤去作業） (23) アクセスルート仮復旧作業の検証について（段差解消作業）	(9) 構内道路補修作業の検証について	(22) 構内道路補修作業の検証について	【女川】資料構成の相違 ・泊は島根と同様に「別紙(22)」にて仮復旧作業の検証について整理している。
(21) アクセスルートの仮復旧計画時間の評価について			【女川】対応方針の相違 ・泊は島根と同様に仮復旧無しで、可搬型設備（車両）の通行が可能である。
(24) アクセスルート状況確認範囲及び分担範囲 (25) アクセスルートにおける地震後の被害想定 (26) アクセスルート復旧後 における車両の通行量について	(5) 屋外のアクセスルート現場確認結果 (19) 屋外のアクセスルートにおける地震後の被害想定（一覧）	(23) 屋外のアクセスルートの現場確認結果 (24) 屋外のアクセスルート状況確認範囲及び分担範囲 (25) 屋外のアクセスルートにおける地震後の被害想定 (26) 重大事故等時 における車両の通行量について	【女川】記載表現の相違 【島根】記載表現の相違 【女川】対応方針の相違 ・泊はアクセスルートの復旧が無いため、重大事故等時における車両の通行量について記載。
(27) アクセスルート通行時における通信連絡手段及び照明について (28) 機材設置後の作業成立性について (29) 地震による建屋直近の地盤沈下に伴う可搬型設備の接続作業への影響について	(16) 屋外及び屋内のアクセスルート通行時における通信連絡手段及び照明 (20) 資材 設置後の作業成立性	(27) 屋外及び屋内のアクセスルート通行時における通信連絡手段及び照明について (28) 機材 設置後の作業成立性について (29) 地震による建屋直近の地盤沈下に伴う可搬型設備の接続作業への影響について	【女川】記載表現の相違 【島根】記載表現の相違
(30) 屋内アクセスルートの設定について (31) 屋内アクセスルート確認状況（地震時の影響） (32) 屋内アクセスルートにおける資機材の転倒等による影響について	(13) 屋内のアクセスルートの設定について (14) 屋内のアクセスルート確認状況（地震時の影響） (15) 屋内のアクセスルートにおける資機材設備の転倒等による影響について	(30) 屋内のアクセスルートの設定について (31) 屋内の アクセスルート確認状況（地震時の影響） (32) 屋内の アクセスルートにおける資機材の転倒等による影響について	【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(33) 地震随伴火災の影響評価について	(17) 屋内のアクセスルートにおける地震随伴火災の影響評価	(33) 屋内のアクセスルートにおける地震随伴火災の影響評価について	【女川及び島根】記載表現の相違
(34) 地震による内部溢水の影響評価について	(18) 屋内のアクセスルートにおける地震随伴内部溢水の影響評価	(34) 屋内のアクセスルートにおける地震による内部溢水の影響評価について	【女川及び島根】記載表現の相違
(36) 積雪、凍結時のすべり止め対策について		(35) 積雪、凍結時の通行性確保について	【女川】記載表現の相違
(37) 保管場所及び屋外アクセスルートの評価における地下水位の設定方法について	(36) 敷地内の地下水位の設定について (38) 地滑り又は土石流による影響評価について	(36) 敷地内の地下水位の設定方針について (37) 地滑り、土石流又は急傾斜地の崩壊による影響評価について	【女川及び島根】記載表現の相違 【島根】設計方針の相違 ・泊発電所構内には急傾斜地崩壊危険箇所が認められるため、地滑り及び土石流のほか、急傾斜地の崩壊による影響評価を行う。
(35) 基準津波を超える津波時のアクセスルートについて			【女川】記載方針の相違 ・泊は設計想定を超えた自然現象への対応については大規模損壊発生時の対応で整理する。
	(11) 地震時の地中埋設構造物損壊による影響について		【島根】対応方針の相違 ・島根は代表構造物が地震時に損壊しないことを確認、泊はアクセスルート上の地下構造物を抽出し、損壊を仮定した上で段差緩和対策を実施し、通行性を確保(泊は「本文6.(3)g.地下構造物の損壊による影響評価」に記載)。
	(34) 外部事象の抽出について		【島根】記載方針の相違 ・泊は女川と同様に外部事象の抽出プロセスについては設置許可基準規則第6条適合性説明資料「外部事象の考慮について」を参照するようしている。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	(35) 薬品類の漏えい時に使用する防護具について		【島根】記載方針の相違 ・泊は、薬品漏えい時においても溢水防護具と同様の防護具を着用して対応する。また、使用する防護具については別紙(34)に記載している。（女川と同様）
10. 据足資料	8. 据足資料 (1) 第159回審査会合（平成26年11月13日）からの主要な変更点について 別紙(33) 屋外タンク溢水時の影響等について (2) 作業に伴う屋外の移動手段について	(38) 屋外の可搬型重大事故等対処設備の51m倉庫・車庫内収納の配置設計の考え方について	【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊は51m倉庫・車庫内に可搬型設備を保管するため、配置設計について記載。（玄海と同様）
(2) 火災の重畳による熱影響評価について (3) 溢水評価について		10. 据足資料 (1) 第38回審査会合（平成25年10月29日）以降の主要な変更点について (2) 火災の重畳による熱影響評価について (3) 溢水評価について (4) 作業に伴う屋外の移動手段について (5) ホイールローダの走行速度の検証について	【島根】記載表現の相違 【島根】記載表現の相違
(7) 屋外での通信機器通話状況の確認について (8) 1号、2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートへの影響について (9) 保管場所及び屋外アクセスルートの点検状況について (10) 仮復旧後の対応について	(5) 屋外での通信機器通話状況の確認 (6) 1～3号炉同時発災時における屋外のアクセスルートへの影響 別紙(21) 保管場所及び屋外のアクセスルート等の点検状況	(6) 屋外での通信機器通話状況の確認について (7) 1号、2号及び3号炉同時被災時における屋外のアクセスルートへの影響について (8) 保管場所及び屋外のアクセスルート等の点検状況 (9) 土砂撤去後の対応について	【島根】記載表現の相違 【女川及び島根】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】記載内容の相違 ・泊は仮復旧作業が想定されないことによる記載の相違
(11) 発電所構外からの要員参集について (13) 防潮堤盛土堤防の直下を横断する排水路について	別紙(22) 発電所構外からの要員の参集について	(10) 発電所構外からの要員参集について	【島根】記載表現の相違 【女川】記載方針の相違 ・女川は防潮堤（盛土堤防）の一部がアクセスルートとして設定されているため、防潮堤直下の排水路の健全性を確認しているのに対し、泊は同様な箇所がないため作成していない。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(14) 保管場所内の可搬型設備配置について (15) 可搬型設備の移動及びホース敷設ルートについて	(16) 保管場所内の可搬型設備配置について (3) 屋内のアクセスルートにおける資機材設備の転倒調査について (15) 往回路における人力による仮置資機材の排除の考え方について	(11) 第1098回審査会合(令和4年12月6日)からの主要な変更点について (12) 保管場所内の可搬型設備配置について (13) 可搬型設備の移動及びホース敷設ルートについて (14) 屋内のアクセスルートにおける資機材設備の転倒調査について (15) 屋内アクセスルートにおける人力による資機材の排除の考え方について	【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊固有の補足資料。
(4) 作業時間短縮に向けた取り組みについて (7) 海水取水場所での取水ができない場合の代替手段について (11) 地震時における屋外のアクセスルートへの放射線影響について (12) 飛来物発生防止対策のうち固縛を解除する時間の考慮について (14) アクセスルートの用語の定義 (10) 大量送水車等使用時におけるホースの配備長さ並びにホースコンテナ及びホース展張車の配備イメージについて	(4) 作業時間短縮に向けた取り組みについて (7) 海水取水場所での取水ができない場合の代替手段について (11) 地震時における屋外のアクセスルートへの放射線影響について (12) 飛来物発生防止対策のうち固縛を解除する時間の考慮について (14) アクセスルートの用語の定義 (10) 大量送水車等使用時におけるホースの配備長さ並びにホースコンテナ及びホース展張車の配備イメージについて	(16) 作業時間短縮に向けた取り組みについて (17) 海水取水場所での取水ができない場合の代替手段について (18) 地震時における屋外のアクセスルートへの放射線影響について (19) 飛来物発生防止対策のうち固縛を解除する時間の考慮について (20) アクセスルートの用語の定義 (21) 可搬型大型送水ポンプ車等使用時におけるホースの配備長さ並びにホースコンテナ及びホース延長・回収車の配備イメージについて (22) アクセスルートトンネルの運用について	【島根】評価内容の相違 ・泊はアクセスルート及び往回路の両方にいて、資機材転倒時に人力による排除を考慮したアクセス性の評価を実施している。（柏崎と同様）（島根は、往回路のみ人力による排除を考慮している。） 【島根】記載表現の相違
(4) 耐震性に限定しないSA時に利用可能な水源について		(23) アクセスルートトンネルの可搬型設備及び重機の通行性について (24) 可搬型設備の通行に必要な道路幅の考え方について	【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊はトンネルの通行性について、補足資料を作成。
			【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊は必要な道路幅について、補足資料を作成。
			【女川】資料構成の相違 ・泊は島根と同様に「別紙(2)」にて耐震性に限定しないSA時に利用可能な水源を整理している。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5) 想定以上の段差が発生した場合の対応について</p> <p>(1) OF ケーブル洞道のアクセスルートに対する影響について (6) 可搬型設備設置可能時間の保守性について (12) 事務建屋の周辺斜面について</p>	<p>(8) 防波壁通路防波扉の運用について (9) 2号炉原子炉建物南側屋外のアクセスルートについて (13) 2号炉と同じ敷地内で実施する工事における資機材、廃材等による屋外のアクセスルートへの影響 (17) 有効性評価で用いる屋外のアクセスルートの設定について (18) 第819回審査会合（令和元年12月24日）からの主要な変更点について (19) 第861回審査会合（令和2年5月18日）からの主要な変更点について (20) 海岸付近のアクセスルートの通行について</p>		<p>【女川】資料構成の相違 ・泊は島根と同様に「別紙(22)」にて想定以上の段差が発生した場合の対応を整理している。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・女川2号固有の補足資料。</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・島根2号固有の補足資料。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>はじめに</p> <p>実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準（平成25年6月19日原規技発第1306197号原子力規制委員会制定）では、可搬型重大事故等対処設備を使用する際のアクセスルートの確保に関し、以下のとおり要求している。</p> <p>II 要求事項</p> <p>1. 重大事故等対策における要求事項</p> <p>1.0 共通事項</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に係る要求事項</p> <p>②アクセスルートの確保</p> <p>発電用原子炉設置者において、想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場又は事業所（以下「工場等」という。）内の道路及び通路が確保できるよう、実効性のある運用管理を行う方針であること。</p> <p>本要求に対し島根原子力発電所2号炉では、アクセスルートの確保に関し、以下のとおり対応することとしている。</p> <p>1.0.2 共通事項</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に係る事項</p> <p>b. アクセスルートの確保</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の実効性のある運用管理を実施する。</p> <p>(a) 屋外アクセスルート</p> <p>重大事故等が発生した場合、事故収束に迅速に対応するため、屋外の可搬型重大事故等対処設備（大量送水車、高圧発電機車、可搬式モニタリング・ポスト等）の保管場所から使用場所まで運搬するアクセスルートの状況確認、取水箇所の状況確認及びホース敷設ルートの状況確認を行い、合わせて、軽油タンク、常設代替交流電源設備及びその他屋外設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>(b) 屋内アクセスルート</p> <p>重大事故等が発生した場合において、屋内の現場操作場所までのアクセスルートの状況確認を行い、合わせて、その他屋内設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>本資料では、重大事故等時の対応に必要となる可搬型重大事故等対処設備の保管場所、同設備の運搬のための屋外アクセスルート及び屋内現場操作場所までの緊急時対策要員の移動のための屋内アクセスルートについて、基準への適合状況を確認することを目的とする。</p>		<p>【島根】資料構成の相違 ・泊の記載方針は、女川の資料構成をベースとし、島根2号の審査意見を取り入れる方針としており、「2. 概要(1)目的」に記載している。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																							
<p>1. 新規制基準への適合状況 可搬型重大事故等対処設備（以下「可搬型設備」という。）の保管場所及び同設備の運搬道路（以下「アクセスルート」という。）に関する要求事項と、その適合状況は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。） 第四十三条（重大事故等対処設備）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">新規制基準の項目</th><th style="text-align: left;">適合状況</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</td><td style="vertical-align: top; padding: 5px;">可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保した防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">六 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</td><td style="vertical-align: top; padding: 5px;">地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。また、がれき等によつてアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ブルドーザ等を配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。</td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">七 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</td><td style="vertical-align: top; padding: 5px;">可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動5度で必要な機能が失われず、防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。</td></tr> </tbody> </table>	新規制基準の項目	適合状況	五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。	可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保した防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。	六 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。	地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。また、がれき等によつてアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ブルドーザ等を配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。	七 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動5度で必要な機能が失われず、防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。	<p>1. 新規制基準への適合状況 可搬型重大事故等対処設備（以下「可搬型設備」という。）の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路、他の設備の被害状況を把握するための経路（以下「アクセスルート」という。）に関する要求事項と、その適合状況は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。） 第四十三条（重大事故等対処設備）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">新規制基準の項目</th><th style="text-align: left;">適合状況概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。</td><td style="vertical-align: top; padding: 5px;">可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。</td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</td><td style="vertical-align: top; padding: 5px;">地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。また、がれき等によつてアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールロードを配備し、がれき等の撤去を行えるようにしている。</td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">七 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</td><td style="vertical-align: top; padding: 5px;">可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動5度で必要な機能が失われず、防波壁及び防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。</td></tr> </tbody> </table>	新規制基準の項目	適合状況概要	五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。	可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。	六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。	地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。また、がれき等によつてアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールロードを配備し、がれき等の撤去を行えるようにしている。	七 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動5度で必要な機能が失われず、防波壁及び防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。	<p>1. 新規制基準への適合状況 可搬型重大事故等対処設備（以下「可搬型設備」という。）の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路、他の設備の被害状況を把握するための経路（以下「アクセスルート」という。）に関する要求事項と、その適合状況は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。） 第四十三条（重大事故等対処設備）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">新規制基準の項目</th><th style="text-align: left;">適合状況</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管すること。</td><td style="vertical-align: top; padding: 5px;">可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管すること。</td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</td><td style="vertical-align: top; padding: 5px;">地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。また、がれき等によつてアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールロードを配備し、がれき等の撤去を行えるようにしている。</td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">七 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</td><td style="vertical-align: top; padding: 5px;">可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動5度で必要な機能が失われず、防波壁及び防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。</td></tr> </tbody> </table>	新規制基準の項目	適合状況	五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管すること。	可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管すること。	六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。	地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。また、がれき等によつてアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールロードを配備し、がれき等の撤去を行えるようにしている。	七 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動5度で必要な機能が失われず、防波壁及び防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。
新規制基準の項目	適合状況																									
五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。	可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保した防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。																									
六 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。	地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。また、がれき等によつてアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ブルドーザ等を配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。																									
七 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動5度で必要な機能が失われず、防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。																									
新規制基準の項目	適合状況概要																									
五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。	可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。																									
六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。	地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。また、がれき等によつてアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールロードを配備し、がれき等の撤去を行えるようにしている。																									
七 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動5度で必要な機能が失われず、防波壁及び防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。																									
新規制基準の項目	適合状況																									
五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管すること。	可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管すること。																									
六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。	地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。また、がれき等によつてアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールロードを配備し、がれき等の撤去を行えるようにしている。																									
七 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動5度で必要な機能が失われず、防波壁及び防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。																									

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉		島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由		
(2) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」 (以下「技術基準規則」という。)		(2) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」 第五十四条（重大事故等対処設備）		(2) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」 (以下「技術基準規則」という。) 第五十四条（重大事故等対処設備）		
新規制基準の項目		適合状況		【島根】記載表現の相違		
五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。		可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側の場所に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管すること。		【島根】記載表現の相違		
【解説】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上離隔をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けないこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。		【解説】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上離隔をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けないこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。		【女川及び島根】対応方針の相違 ・泊は、共通要因による影響を想定しても、SA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について、建屋と離隔して保管する設計としている。（伊方と同様）		
第3項	六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。	地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。また、がれき等によつてアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ブルドーザ等を配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。	可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側かつ高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管すること。	【解説】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上離隔をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けないこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。	【女川及び島根】設備名稱の相違 【女川及び島根】対応方針の相違 ・泊の可搬型設備は、2セットとも津波影響を受けない高台に保管している。	
	七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動Ssで必要な機能が失われず、防波壁及び防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、100m以上の離隔をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動で必要な機能が失われず、防波壁及び防火帯の内側かつ高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。			
	八 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、がれき等によつてアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダ等を配備し、がれき等の撤去を行えるようにしている。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、100m以上の離隔をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動で必要な機能が失われず、防波壁及び防火帯の内側かつ高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。	【女川及び島根】設備名稱の相違 【女川及び島根】対応方針の相違 ・泊の可搬型設備は、2セットとも津波影響を受けない高台に保管している。		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 概要</p> <p>(1) 目的</p> <p>a. 要求事項</p> <p>実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準(平成25年6月19日原規技発第1306197号原子力規制委員会制定)では、可搬型重大事故等対処設備を使用する際のアクセスルートの確保に関し、以下のとおり要求している。</p> <p>II 要求事項</p> <p>1. 重大事故等対策における要求事項</p> <p>1. 0 共通事項</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に係る要求事項</p> <p>②アクセスルートの確保</p> <p>発電用原子炉設置者において、想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場又は事業所(以下「工場等」という。)内の道路及び通路が確保できるよう、実効性のある運用管理を行う方針であること。</p>		<p>2. 概要</p> <p>(1) 目的</p> <p>a. 要求事項</p> <p>実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準(平成25年6月19日原規技発第1306197号原子力規制委員会制定)では、可搬型重大事故等対処設備を使用する際のアクセスルートの確保に関し、以下のとおり要求している。</p> <p>II 要求事項</p> <p>1. 重大事故等対策における要求事項</p> <p>1. 0 共通事項</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に係る要求事項</p> <p>②アクセスルートの確保</p> <p>発電用原子炉設置者において、想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場又は事業所(以下「工場等」という。)内の道路及び通路が確保できるよう、実効性のある運用管理を行う方針であること。</p>	<p>【島根】記載箇所の相違 ・島根は、「はじめに」に記載。</p>
<p>b. 対応内容</p> <p>a. の要求事項に対し、女川原子力発電所2号炉ではアクセスルートの確保に関し、以下のとおり対応することとしている。</p> <p>1.0.2 共通事項</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に係る事項</p> <p>b. アクセスルートの確保</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるように、以下の実効性のある運用管理を実施する。</p> <p>屋外及び屋内において、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路、他の設備の被害状況を把握するための経路(以下「アクセスルート」という。)は、想定される自然現象、発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことがないように、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p>		<p>b. 対応内容</p> <p>a. の要求事項に対し、泊発電所3号炉ではアクセスルートの確保に関し、以下のとおり対応することとしている。</p> <p>1.0.2 共通事項</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に係る事項</p> <p>b. アクセスルートの確保</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるように、以下の実効性のある運用管理を実施する。</p> <p>屋外及び屋内において、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路、他の設備の被害状況を把握するための経路(以下「アクセスルート」という。)は、想定される自然現象、発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことがないように、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p>
<p>本資料は、重大事故等発生時の対応に必要となる可搬型設備の保管場所、同設備の運搬のための屋外アクセスルート及び屋内現場操作場所までの重大事故等対策要員の移動のための屋内アクセスルートについて、基準への適合状況を確認することを目的とする。</p>		<p>本資料は、重大事故等発生時の対応に必要となる可搬型設備の保管場所、同設備の運搬のための屋外アクセスルート及び屋内現場操作場所までの発電所災害対策要員の移動のための屋内アクセスルートについて、基準への適合状況を確認することを目的とする。</p>	<p>【女川】名称の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 適合状況確認手順</p> <p>本資料では、まず「3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針」を定め、方針に基づき可搬型設備の保管場所及びアクセスルートを設定し、「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」において、発電所敷地内で想定される自然現象及び発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）のうち、設定した保管場所及びアクセスルートへの影響を及ぼす事象を抽出し、影響評価を実施するとともに、詳細な影響評価が必要な事象を選定する。</p> <p>次に、「5. 保管場所の評価」、「6. 屋外アクセスルートの評価」及び「7. 屋内アクセスルートの評価」において「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」で選定した事象に対して詳細な影響評価を実施する。また、設定したアクセスルートの現時点で想定される被害に対し、復旧方法及び復旧時間の評価を行い、重大事故等発生時における屋外及び屋内作業が有効性の評価の制限時間に対して成立することを確認し、「2. (1)a. 要求事項」を満足していることを確認する。</p> <p>最後に、重大事故等が発生しても発電所内に常駐している重大事故等対策要員で対応可能であるが、交代要員は必要不可欠であることから、「8. 発電所構外からの重大事故等対策要員参集」においてその成立性を確認する。</p>		<p>(2) 適合状況確認手順</p> <p>本資料では、まず「3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針」を定め、方針に基づき可搬型設備の保管場所及びアクセスルートを設定し、「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」において、発電所敷地内で想定される自然現象及び発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）のうち、設定した保管場所及びアクセスルートへの影響を及ぼす事象を抽出し、影響評価を実施するとともに、詳細な影響評価が必要な事象を選定する。</p> <p>次に、「5. 保管場所の評価」、「6. 屋外のアクセスルートの評価」及び「7. 屋内のアクセスルートの評価」において「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」で選定した事象に対して詳細な影響評価を実施し、重大事故等発生時における屋外及び屋内作業が有効性の評価の制限時間に対して成立することを確認し、「2. (1) a. 要求事項」を満足していることを確認する。</p> <p>最後に、重大事故等が発生しても発電所内に常駐している発電所災害対策要員で対応可能であるが、交代要員は必要不可欠であることから、「8. 発電所構外からの発電所災害対策要員参集」においてその成立性を確認する。</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・泊は、アクセスルートの復旧が必要となる被害が想定されないことから、復旧方法及び復旧時間の評価は実施しない。</p> <p>【女川】名称の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

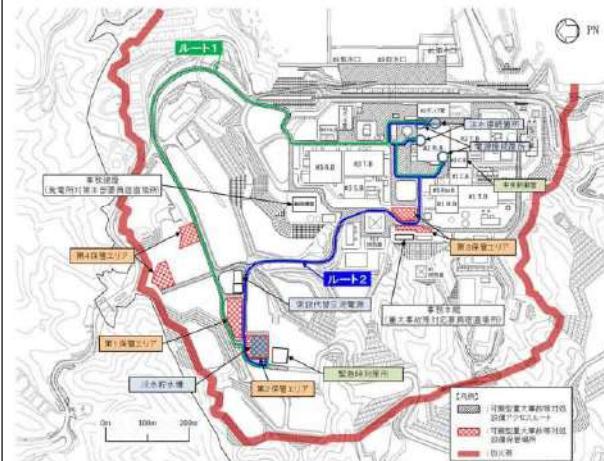
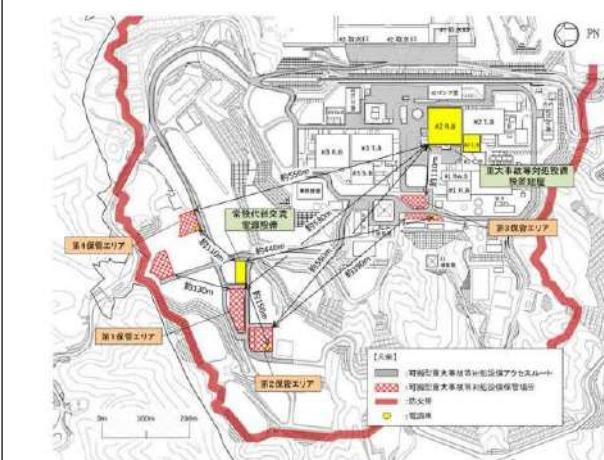
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針</p> <p>(1) 保管場所及びアクセスルートの設定方針</p> <p>「a. 保管場所の基本方針」及び「b. 屋外アクセスルートの基本方針」を踏まえて設定した保管場所及び屋外アクセスルートを第3-1図及び第3-2図に、保管場所の標高、離隔距離等について第3-1表に示す。</p> <p>なお、保管場所及び屋外アクセスルートを選定するに当たって考慮した女川原子力発電所における敷地の特徴を別紙(1)に示す。</p> <p>a. 保管場所の基本方針</p> <p>屋外の可搬型設備の保管場所は、地震、津波、その他の自然現象（洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮）又は大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮して、設計基準事故対処設備又は常設重大事故等対処設備と共に、同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉建屋及び制御建屋から100m以上の離隔距離を有する箇所に、位置的分散を考慮して複数箇所確保するとともに、屋外の常設重大事故等対処設備からも100m以上の離隔を有する箇所に、位置的分散を考慮して複数箇所確保する。</p> <p>また、同じ機能をもつ可搬型設備が複数ある場合は、保管場所を分散配置する。</p> <p>b. 屋外アクセスルートの基本方針</p> <p>屋外アクセスルートは、可搬型設備が各保管場所から可搬型設備の設置場所及び接続箇所まで、複数のルートにより移動が可能な設計とする。</p> <p>屋外アクセスルートに対する自然現象による影響（地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮）及び人為事象を想定して、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なルートを確保する。</p> <p>c. 屋内アクセスルートの基本方針</p> <p>屋内アクセスルートは、外部起因事象として地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水を想定した場合でも、アクセスルートを確保できる設計とする。各フロアには各区画に沿った通路、複数の階段及び出入口扉があり、それぞれの通路等を組み合わせて通ることで、資機材の転倒や仮設配管等の脱落に対して、迂回路も含めた複数のルートの選定が可能となる設計とする。迂回については、転倒資機材の人力による排除や乗り越え等も考慮する。</p> <p>また、屋内アクセスルートは外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。</p>	<p>2. 概要</p> <p>可搬型設備の保管場所及び屋外アクセスルートについて第2-1図に、保管場所の標高、離隔距離等について第2-1表に示す。</p> <p>保管場所は発電所構内の第1～第4保管エリアの合計4箇所設定している。</p> <p>重大事故等時には緊急時対策所及び保管場所から複数設定した屋外アクセスルートにて可搬型設備の運搬、緊急時対策要員の移動及び重大事故等時に必要な設備の状況把握が可能である。</p> <p>なお、地震及び津波時に期待しないルートとしてサブルートを設定する。</p>	<p>3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針</p> <p>可搬型設備の保管場所及び屋外アクセスルートについて第3-1図に、保管場所の標高、離隔距離等について第3-1表に示す。</p> <p>保管場所は発電所構内の複数箇所に設定している。</p> <p>重大事故等時には保管場所から複数設定した屋外アクセスルートにて可搬型設備の運搬、発電所災害対策要員の移動及び重大事故等時に必要な設備の状況把握が可能である。</p> <p>なお、地震及び津波時に期待しないルートとしてサブルート、使用が可能な場合に活用するルートとして自主整備ルートを設定する。</p>	<p>【女川】資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊の記載方針は、女川の構成をベースとし、島根の審査知見を取り入れる方針としているが、屋外アクセスルート設定の考え方は、島根を参考としていることから、3. については島根の構成をベースとする。 <p>【島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は自主整備ルートを設定している。（柏崎と同様）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由							
 <p>第3-1図 保管場所及びアクセスルート図</p> <p>【ルート距離（淡水貯水槽～原子炉建屋東側注水接続口）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ルート1[※] : 1,610m ルート2[※] : 1,220m <p>※ 有効性評価における可搬型設備設置のクリティカルとなる大容量送水ポンプ（タイプI）による原子炉注水作業に係るルート</p> <p>第3-2図 保管場所からの離隔距離（原子炉建屋、常設代替交流電源設備）</p>	 <p>第2-1図 保管場所及び屋外アクセスルート図</p>	 <p>第3-1図 保管場所及び屋外アクセスルート図</p> <p>【女川】記載箇所の相違 ・泊は、「3.(5).b. 屋外アクセスルート設定」に記載。</p>	<p>赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違） 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違） 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）</p>							
		 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>5m倉庫・車庫エリア【T.P.5m】</td> <td>2号炉東側3mエリア【T.P.3m】</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車：2台 ホース延長・回収車（送水車用）：2台 可搬型スライノズル：2台 可搬型大型送水ポンプ車：1台 放水船：1台 消防混合設備：1台 海水ポンプユニット：1組 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車：1台 ホース延長・回収車（送水車用）：1台 可搬型直流水ポンプ車：1台 可搬型タンクカーリー：2台 ホイールローダー：1台 バックホウ：1台 緊急時対策所用発電機：2台 小型船舶：1艘 </td> </tr> <tr> <td>展望台管理道路西側6mエリア【T.P.6m】</td> <td>1.2号炉北側3mエリア【T.P.3m】</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車：1台 ホース延長・回収車（送水車用）：1台 可搬型代替電源車：1台 可搬型混合設備車：1台 海水ポンプユニット：1台 ホイールローダー：1台 バックホウ：1台 消防混合設備：1台 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型大容量海水送水ポンプ車：1台 放水船：1台 消防混合設備：1台 </td> </tr> </tbody> </table> <p>【女川】記載箇所の相違 ・泊は、「3.(5).b. 屋外アクセスルート設定」に記載。</p>	5m倉庫・車庫エリア【T.P.5m】	2号炉東側3mエリア【T.P.3m】	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車：2台 ホース延長・回収車（送水車用）：2台 可搬型スライノズル：2台 可搬型大型送水ポンプ車：1台 放水船：1台 消防混合設備：1台 海水ポンプユニット：1組 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車：1台 ホース延長・回収車（送水車用）：1台 可搬型直流水ポンプ車：1台 可搬型タンクカーリー：2台 ホイールローダー：1台 バックホウ：1台 緊急時対策所用発電機：2台 小型船舶：1艘 	展望台管理道路西側6mエリア【T.P.6m】	1.2号炉北側3mエリア【T.P.3m】	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車：1台 ホース延長・回収車（送水車用）：1台 可搬型代替電源車：1台 可搬型混合設備車：1台 海水ポンプユニット：1台 ホイールローダー：1台 バックホウ：1台 消防混合設備：1台 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型大容量海水送水ポンプ車：1台 放水船：1台 消防混合設備：1台
5m倉庫・車庫エリア【T.P.5m】	2号炉東側3mエリア【T.P.3m】									
<ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車：2台 ホース延長・回収車（送水車用）：2台 可搬型スライノズル：2台 可搬型大型送水ポンプ車：1台 放水船：1台 消防混合設備：1台 海水ポンプユニット：1組 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車：1台 ホース延長・回収車（送水車用）：1台 可搬型直流水ポンプ車：1台 可搬型タンクカーリー：2台 ホイールローダー：1台 バックホウ：1台 緊急時対策所用発電機：2台 小型船舶：1艘 									
展望台管理道路西側6mエリア【T.P.6m】	1.2号炉北側3mエリア【T.P.3m】									
<ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車：1台 ホース延長・回収車（送水車用）：1台 可搬型代替電源車：1台 可搬型混合設備車：1台 海水ポンプユニット：1台 ホイールローダー：1台 バックホウ：1台 消防混合設備：1台 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型大容量海水送水ポンプ車：1台 放水船：1台 消防混合設備：1台 									

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																							
<p>※ 図中に示す略語は以下のとおり（以後の図の記載も同様）</p> <p>#1 : 1号炉 #2 : 2号炉 #3 : 3号炉 R.B : 原子炉建屋 T.B : タービン建屋 C.B : 制御建屋 Rw.B : 廃棄物処理建屋 S.B : サービス建屋 Aux.B.B : 助助ボイラー建屋 Hx.B : 海水熱交換器建屋 ポンプ室 : 海水ポンプ室</p> <p>第3-1表 保管場所の標高、離隔距離、地盤の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th><th>標 高</th><th>原子炉建屋^{※2}からの離隔距離</th><th>常設代替交流電源設備から^{※3}の離隔距離^{※3}</th><th>支持地盤の種類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1保管エリア</td><td>O.P.+62m^{※1}</td><td>約530m</td><td>—</td><td>岩盤</td></tr> <tr> <td>第2保管エリア</td><td>O.P.+62m^{※1}</td><td>約550m</td><td>約150m (淡水貯水槽)</td><td>岩盤</td></tr> <tr> <td>第3保管エリア</td><td>O.P.+14.8m^{※1}</td><td>約110m</td><td>約440m</td><td>岩盤</td></tr> <tr> <td>第4保管エリア</td><td>O.P.+62m^{※1}</td><td>約550m</td><td>約110m</td><td>岩盤</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 2011年東北地方太平洋沖地震に伴う地盤変動を考慮すると、表記値より一様に約1m以上下。以後の記載についても同様。</p> <p>2011年東北地方太平洋沖地震に伴い、牡鹿半島全体が約1m沈下したことが確認されており、女川原子力発電所の敷地も一様におおよそ1m沈下したことを確認している。</p> <p>また、原子炉建屋のほか主要な建屋のレベル測定を行い、建屋の水平性が確保されていることを確認している。</p> <p>その後、国土地理院により、牡鹿半島は2019年2月時点において、58cm程度隆起していることが確認されている。</p> <p>※2 原子炉建屋と可搬型重大事故等対処設備の保管場所、制御建屋と可搬型重大事故等対処設備の保管場所を比較した場合、原子炉建屋のほうが近接していることから、原子炉建屋を代表で記載している。</p> <p>※3 常設代替交流電源設備と送電車の離隔距離を示す。</p> <p>各設備の保管場所及び設置場所については、今後の検討結果等により、変更となる可能性がある。</p> <p>第2-1表 保管場所の標高、離隔距離、地盤の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th><th>標高</th><th>原子炉建屋からの離隔距離^{※1,2}</th><th>常設代替交流電源設備からの離隔距離^{※1}</th><th>地盤の種類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1保管エリア</td><td>E.L.50m</td><td>約270m</td><td>約480m</td><td>切土地盤 (一部、埋立部)</td></tr> <tr> <td>第2保管エリア</td><td>E.L.44m</td><td>約260m</td><td>—^{※4}</td><td>盛土地盤 (海水貯水槽 (西1／西2))</td></tr> <tr> <td>第3保管エリア</td><td>E.L.13~35m</td><td>約260m</td><td>約500m</td><td>切土地盤</td></tr> <tr> <td>第4保管エリア</td><td>E.L.8.5m</td><td>約330m</td><td>約600m</td><td>切土地盤 (一部、埋立部)</td></tr> </tbody> </table> <p>※ : 各設備の保管場所については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p> <p>※1: 原子炉建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋のうち、各保管場所からの距離が最も短い建物からの離隔距離を示す。また、可搬型設備（大量送水車、大型送水ポンプ車、移動式代替交流発電機、高圧発電機車、タンクローリー、第1ペントフィルタ出水本体裏、緊急時応急用発電機）がその機能を代替する原子炉建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋内の設置基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備を以下に示す。</p> <p>原子炉建屋 : 既設熱除去系、既設炉心スフレイ系、既設原子炉代替往水系、原子炉補機冷却系、格納容器フィルタベント系、燃料ブール冷却系、非常用交流電源設備、非常用直流水源設備（HPCS系）、常設代替交流電源設備、格納容器水素濃度（B系）、格納容器水素濃度（S-A）</p> <p>タービン建屋 : 原子炉補機海水系、常用水系、非常用直流水源設備（H-VG）</p> <p>※2: 既設原子炉代替往水系が位置する既設原子炉代替往水ポンプ格納槽及び格納容器フィルタベント系が位置する第1ペントフィルタ格納槽と保管場所の離隔距離は、既設原子炉建屋に位置していることから既設原子炉建屋からの離隔距離を代表とした。</p> <p>※3: 常設代替交流電源設備と高圧発電機車及びタンクローリーを配置している保管場所との離隔距離を示す。</p> <p>※4: 第2保管エリアに高圧発電機車及びタンクローリーを配置しないため「—」としている。</p> <p>第3-1表 保管場所の標高、離隔距離、地盤の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th><th>標 高</th><th>原子炉建屋^{※1}からの離隔距離^{※2}</th><th>常設代替交流電源設備からの離隔距離^{※1}</th><th>支持地盤の種類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>51m倉庫・車庫エリア</td><td>T.P. 51m</td><td>約520m</td><td>—</td><td>岩盤 (51m倉庫・車庫)</td></tr> <tr> <td>緊急時対策所エリア</td><td>T.P. 39m</td><td>約560m</td><td>—</td><td>岩盤</td></tr> <tr> <td>1号炉西側31mエリア</td><td>T.P. 31m</td><td>約380m</td><td>約520m</td><td>岩盤</td></tr> <tr> <td>1, 2号炉北側31mエリア</td><td>T.P. 31m</td><td>約240m</td><td>—</td><td>岩盤</td></tr> <tr> <td>2号炉東側31mエリア(a)</td><td>T.P. 31m</td><td>約110m</td><td>約250m</td><td>岩盤</td></tr> <tr> <td>2号炉東側31mエリア(b)^{※5}</td><td>T.P. 31m</td><td>約25m</td><td>—</td><td>岩盤</td></tr> <tr> <td>展望台行管道路脇西側60mエリア^{※6}</td><td>T.P. 60m</td><td>約320m</td><td>約490m</td><td>岩盤</td></tr> </tbody> </table> <p>※ : 各設備の保管場所については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p> <p>※1 : 原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋のうち、可搬型重大事故等対処設備の保管場所に最も近接している原子炉補助建屋からの離隔距離を代表して記載している。</p> <p>※2 : 常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）と可搬型代替電源車の離隔距離を示す。</p> <p>※3 : 故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを配置する。</p> <p>※4 : 保守点検による待機除外時のバックアップを配置する。</p>	保管場所	標 高	原子炉建屋 ^{※2} からの離隔距離	常設代替交流電源設備から ^{※3} の離隔距離 ^{※3}	支持地盤の種類	第1保管エリア	O.P.+62m ^{※1}	約530m	—	岩盤	第2保管エリア	O.P.+62m ^{※1}	約550m	約150m (淡水貯水槽)	岩盤	第3保管エリア	O.P.+14.8m ^{※1}	約110m	約440m	岩盤	第4保管エリア	O.P.+62m ^{※1}	約550m	約110m	岩盤	保管場所	標高	原子炉建屋からの離隔距離 ^{※1,2}	常設代替交流電源設備からの離隔距離 ^{※1}	地盤の種類	第1保管エリア	E.L.50m	約270m	約480m	切土地盤 (一部、埋立部)	第2保管エリア	E.L.44m	約260m	— ^{※4}	盛土地盤 (海水貯水槽 (西1／西2))	第3保管エリア	E.L.13~35m	約260m	約500m	切土地盤	第4保管エリア	E.L.8.5m	約330m	約600m	切土地盤 (一部、埋立部)	保管場所	標 高	原子炉建屋 ^{※1} からの離隔距離 ^{※2}	常設代替交流電源設備からの離隔距離 ^{※1}	支持地盤の種類	51m倉庫・車庫エリア	T.P. 51m	約520m	—	岩盤 (51m倉庫・車庫)	緊急時対策所エリア	T.P. 39m	約560m	—	岩盤	1号炉西側31mエリア	T.P. 31m	約380m	約520m	岩盤	1, 2号炉北側31mエリア	T.P. 31m	約240m	—	岩盤	2号炉東側31mエリア(a)	T.P. 31m	約110m	約250m	岩盤	2号炉東側31mエリア(b) ^{※5}	T.P. 31m	約25m	—	岩盤	展望台行管道路脇西側60mエリア ^{※6}	T.P. 60m	約320m	約490m	岩盤
保管場所	標 高	原子炉建屋 ^{※2} からの離隔距離	常設代替交流電源設備から ^{※3} の離隔距離 ^{※3}	支持地盤の種類																																																																																						
第1保管エリア	O.P.+62m ^{※1}	約530m	—	岩盤																																																																																						
第2保管エリア	O.P.+62m ^{※1}	約550m	約150m (淡水貯水槽)	岩盤																																																																																						
第3保管エリア	O.P.+14.8m ^{※1}	約110m	約440m	岩盤																																																																																						
第4保管エリア	O.P.+62m ^{※1}	約550m	約110m	岩盤																																																																																						
保管場所	標高	原子炉建屋からの離隔距離 ^{※1,2}	常設代替交流電源設備からの離隔距離 ^{※1}	地盤の種類																																																																																						
第1保管エリア	E.L.50m	約270m	約480m	切土地盤 (一部、埋立部)																																																																																						
第2保管エリア	E.L.44m	約260m	— ^{※4}	盛土地盤 (海水貯水槽 (西1／西2))																																																																																						
第3保管エリア	E.L.13~35m	約260m	約500m	切土地盤																																																																																						
第4保管エリア	E.L.8.5m	約330m	約600m	切土地盤 (一部、埋立部)																																																																																						
保管場所	標 高	原子炉建屋 ^{※1} からの離隔距離 ^{※2}	常設代替交流電源設備からの離隔距離 ^{※1}	支持地盤の種類																																																																																						
51m倉庫・車庫エリア	T.P. 51m	約520m	—	岩盤 (51m倉庫・車庫)																																																																																						
緊急時対策所エリア	T.P. 39m	約560m	—	岩盤																																																																																						
1号炉西側31mエリア	T.P. 31m	約380m	約520m	岩盤																																																																																						
1, 2号炉北側31mエリア	T.P. 31m	約240m	—	岩盤																																																																																						
2号炉東側31mエリア(a)	T.P. 31m	約110m	約250m	岩盤																																																																																						
2号炉東側31mエリア(b) ^{※5}	T.P. 31m	約25m	—	岩盤																																																																																						
展望台行管道路脇西側60mエリア ^{※6}	T.P. 60m	約320m	約490m	岩盤																																																																																						

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【伊方3号炉まとめ資料より転載】</p> <p>保管場所については、自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響等を考慮したうえで常設重大事故等対処設備と異なる場所とともに、設計基準事故対処設備と共に要因によって同時に必要な機能が損なわれることがないようにするため、以下の考え方に基づいて設定する。</p>	<p>(1) 基本方針</p> <p>可搬型設備の保管場所設定、屋外及び屋内アクセスルート設定の基本方針を以下に示す。</p> <p>a. 保管場所</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した上で、常設重大事故等対処設備及び設計基準事故対処設備から十分な離隔を確保した保管場所を分散して設定する。</p> <p>b. 屋外アクセスルート</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、緊急時対策所及び可搬型設備の保管場所から設置場所及び接続場所までの屋外アクセスルートを複数設定する。また、屋外アクセスルートは緊急時対策所から原子炉建屋又は原子炉補助建屋内へ入域するための経路を考慮し設定する。</p> <p>c. 屋内アクセスルート（可搬型設備の保管場所を含む。）</p> <p>地震、津波その他の自然現象による影響及び人為事象による影響を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物に、各設備の操作場所までの屋内アクセスルートを複数設定する。</p>	<p>(1) 基本方針</p> <p>可搬型設備の保管場所設定、屋外及び屋内アクセスルート設定の基本方針を以下に示す。</p> <p>a. 保管場所</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した上で、常設重大事故等対処設備及び設計基準事故対処設備と共通要因によって同時に必要な機能が損なわれることがないようにするため、保管場所を分散して設定する。</p> <p>b. 屋外アクセスルート</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、可搬型設備の保管場所から設置場所及び接続場所までの屋外アクセスルートを複数設定する。また、屋外アクセスルートは緊急時対策所から原子炉建屋又は原子炉補助建屋内へ入域するための経路を考慮し設定する。</p> <p>c. 屋内アクセスルート（可搬型設備の保管場所を含む。）</p> <p>地震、津波その他の自然現象による影響及び人為事象による影響を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に、各設備の操作場所までの屋内アクセスルートを複数設定する。</p>	<p>【島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、共通要因による影響を想定してもSA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セグメント数について、建屋と離隔して保管する設計としている。（伊方と同様） <p>【島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は緊急時対策所を起点としたルートを設定しているが、泊は女川と同様に保管場所を起点としたルートを設定している。 <p>【島根】建屋名称の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
【伊方3号炉まとめ資料より転載】 <p>保管場所については、自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響等を考慮したうえで常設重大事故等対処設備と異なる場所とともに、設計基準事故対処設備と共に要因によって同時に必要な機能が損なわれることがないようにするため、以下の考え方に基づいて設定する。</p>	<p>(2) 島根原子力発電所の特徴 島根原子力発電所を設置する敷地は、島根半島の中央部、日本海に面した松江市鹿島町に位置している。敷地の形状は、輪谷湾を中心とした半円状であり、東西及び南側を山に囲まれている。2号炉は、敷地中央部の輪谷湾に面している。敷地高さは主にE L 8.5m, E L 15m, E L 44m, E L 50m等の高さに分かれている。 基本方針に従い、保管場所及び屋外アクセスルートを設定するに当たっては、島根原子力発電所構内の地形や敷地の使用状況などの特徴を踏まえる必要がある。以下に島根原子力発電所の特徴を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標高差があること ・敷地が狭隘であること ・周辺斜面が近接していること <p>保管場所及び屋外アクセスルートは、基本方針及び上記に示した特徴を踏まえた上で、必要な対応を実施し設定する。（別紙(39)参照）</p> <p>(3) 保管場所の設定 基本方針に従い、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した上で、原子炉建物等から十分な離隔を確保した保管場所を分散して設定する。</p>	<p>(2) 泊発電所の特徴 泊発電所を設置する敷地は、北海道積丹半島の西側基部、古宇郡泊村の海岸沿いに位置している。敷地の形状は、おおむね半円状であり、敷地西側は日本海に面し、背後は積丹半島中央部の山嶺に続く標高40～130mの丘陵地である。敷地高さは主にT.P. 10m, T.P. 31m, T.P. 39m, T.P. 51m, T.P. 60m等の高さに分かれている。 基本方針に従い、保管場所及び屋外アクセスルートを設定するに当たっては、泊発電所構内の地形や敷地の使用状況等の特徴を踏まえる必要がある。以下に泊発電所の特徴を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標高差があること ・敷地が狭隘であること ・周辺斜面が近接していること <p>保管場所及び屋外アクセスルートは、基本方針及び上記に示した特徴を踏まえた上で、必要な対応を実施し設定する。（別紙(1)参照）</p> <p>(3) 保管場所の設定 基本方針に従い、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した上で、常設重大事故等対処設備及び設計基準事故対処設備と共に要因によって同時に必要な機能が損なわれることがないようにするため、保管場所を分散して設定する。</p>	<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による敷地形状等の相違。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は、共通要因による影響を想定してもSA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について、建屋と離隔して保管する設計としている。（伊方と同様）</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊は、「2n+α」と「n」の可搬型設備の保管場所設定の考え方方が異なることから、分割して記載。（伊方と同様）</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は、「2n+α」の可搬型設備は、故障用と保守点検用の予備をそれぞれ配備する方針としている。</p>
【伊方3号炉まとめ資料より転載】 <p>(a) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備の保管場所 可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び代替電源設備は、重大事故等対処において重要性が高いことから、必要な容量を賄うことができる設備を2セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして予備を配備し、以下のとおり保管する。</p>	<p>a. 保管場所設定の考え方 基本方針を受けた保管場所設定の考え方を以下に示す。</p>	<p>a. 保管場所設定の考え方 基本方針を受けた保管場所設定の考え方を以下に示す。</p> <p>(a) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備の保管場所 可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び代替電源設備は、重大事故等対処において重要性が高いことから、必要な容量を賄うことができる設備を2セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備をそれぞれ配備し、以下のとおり保管する。</p>	<p>【島根】記載内容の相違 ・泊は、「2n+α」と「n」の可搬型設備の保管場所設定の考え方方が異なることから、分割して記載。（伊方と同様）</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は、「2n+α」の可搬型設備は、故障用と保守点検用の予備をそれぞれ配備する方針としている。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>【伊方3号炉まとめ資料より転載】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2セットは、想定を超える竜巻及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、関連する常設重大事故等対処設備（空冷式非常用発電装置を除く）及び設計基準事故対処設備が設置されている原子炉建屋及び原子炉補助建屋から100m以上離隔して保管する。 <p>【伊方3号炉まとめ資料より転載】</p> <ul style="list-style-type: none"> 予備については、地震による被害を受ける可能性がある場所又は原子炉建屋及び原子炉補助建屋又は空冷式非常用発電装置から100m以上離隔していない場所に保管することも許容するが、想定を超える竜巻及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、2セットから可能な限り離隔して保管する。 	<p>島根原子力発電所2号炉</p> <ul style="list-style-type: none"> 大型航空機の衝突を考慮して、原子炉建物、タービン建物、廃棄物処理建物から100m以上の離隔距離を確保するとともに、保管場所に保管する可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔を確保する。 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、分散配置が可能な2セットある可搬型設備については、100m以上の離隔を確保した保管場所に分散配置する。 基準津波の影響を受けない、防波壁の内側の場所とする。 基準地震動Ssによる被害（周辺構造物の損壊（建物、鉄塔等）、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、液状化及び搖すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化に伴う浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊）の影響を受けない場所とする。 	<p>泊発電所3号炉</p> <ul style="list-style-type: none"> 2セットある可搬型設備は、大型航空機の衝突を考慮して、原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、保管場所に保管する可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する循環水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備及び屋外の常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔を確保する。 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、分散配置が可能な2セットある可搬型設備については、100m以上の離隔を確保した保管場所に分散配置する。 故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備は、原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋から100m以上離隔していない場所に保管することも許容するが、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、2セットある可搬型設備から可能な限り離隔した場所に保管する。 基準津波の影響を受けない、防潮堤の内側の場所とする。 基準地震動による被害（周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔等）、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、液状化及び搖すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化に伴う浮き上がり、地盤支持力の不足、地下構造物の損壊）の影響を受けない場所に保管する。ただし、保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備は、基準地震動による被害を受ける可能性がある場所に保管することを許容する。 	<p>【島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、共通要因による影響を想定してもSA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について、建屋と離隔して保管する設計としている。（伊方と同様） 泊は、原子炉補機冷却海水ポンプは循環水ポンプ建屋内の取水ピット室に設置されている。 <p>【島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は共通要因による影響を想定してもSA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について建屋と離隔して保管する設計としており、予備については2セットある可搬型設備から可能な限り離隔させることとしている。（伊方と同様） <p>【島根】名称の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 「2n+α」設備のαは、故障時用と保守点検時用で兼用しておらず、それぞれ配備する方針としている。このため、保守点検用のα

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<ul style="list-style-type: none"> ・2セットある可搬型設備のうち少なくとも1セットは高台とする。 ・防火帯の内側の場所とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・T.P. 31m 以上の高台とする。 ・防火帯の内側の場所とする。 	<p>は地震の影響評価対象外とし、使用可能であれば活用することとしている。</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は「2n+α」の可搬型設備は、高台に保管している。</p>
<p>【伊方3号炉まとめ資料より転載】</p> <p>(b) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備以外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所</p> <p>可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備以外の可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処に必要な容量を賄うことができる設備を1セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして予備を配備し、以下のとおり保管する。</p>		<p>(b) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備以外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所</p> <p>可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備以外の可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処に必要な容量を賄うことができる設備を1セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備を配備し、以下のとおり保管する。</p>	<p>【島根】記載内容の相違 ・泊は、「2n+α」と「n」の可搬型設備で保管場所設定の考え方方が異なることから、分割して記載。（伊方と同様）</p>
<p>【伊方3号炉まとめ資料より転載】</p> <p>・1セットは、想定を超える竜巻及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、関連する常設重大事故等対処設備（空冷式非常用発電装置を除く）及び設計基準事故対処設備が設置されている原子炉建屋及び原子炉補助建屋から 100m以上離隔して保管する。</p>		<p>・1セットある可搬型設備は、大型航空機の衝突を考慮して、原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋から 100m 以上離隔した場所に保管する。</p>	<p>【島根】設計方針の相違 ・泊は、1セットある可搬型設備については、1セットのみ原子炉建屋等から離隔を確保する方針としている。 (伊方と同様)</p>
<p>【伊方3号炉まとめ資料より転載】</p> <p>・予備については、地震による被害を受ける可能性がある場所又は原子炉建屋及び原子炉補助建屋から 100m以上離隔していない場所に保管することも許容するが、想定を超える竜巻及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、1セットから可能な限り離隔して保管する。</p>		<p>・故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備は、原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋から 100m 以上離隔していない場所に保管することも許容するが、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、1セットある可搬型設備から 100m 以上離隔した場所に保管する。</p>	<p>【島根】設計方針の相違 ・泊は共通要因による影響を想定しても SA 対応に必要な機能を喪失しないよう、必要な個数について、建屋と離隔して保管する設計としており、予備については1セットある可搬型設備から離隔した場所に保管する設計としている。（伊方と同様）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 保管場所設定</p> <p>保管場所設定の考え方及び島根原子力発電所の特徴を踏まえて保管場所を以下のとおり設定した。</p> <p>また、保管場所の配置を第2-2図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防波壁の内側かつ防火帯の内側（別紙（25）参照）に保管場所を4箇所設定する。 ・淡水取水場所（EL44m）及び海水取水場所（EL8.5m）と接続口（EL15m）で標高差があることを踏まえ、可搬型設備を速やかに配置するために、淡水取水場所（EL44m）周辺で使用する可搬型設備は、淡水取水場所直上に位置する第2保管エリア（EL44m）又は淡水取水場所へのアクセス性と第2保管エリア（EL44m）との位置的分散を考慮した第3保管エリア（EL13～33m）に配置する。 また、接続口（EL15m）及び海水取水場所（EL8.5m）周辺で使用する可搬型設備は、緊急時対策所からのアクセス性を考慮し第1保管エリア（EL50m）又は海水取水場所へのアクセス性と第1保管エリア（EL50m）との位置的分散を考慮した第4保管エリア（EL8.5m）に配置する。 第3保管エリア（EL13～33m）と第4保管エリア（EL8.5m）は100m以上の離隔距離が確保できることから、2セットある可搬型設備は互いに配置しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準津波の影響を受けない、防潮堤の内側の場所とする。 ・基準地震動による被害（周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔等）、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、液状化及び搖り込みによる不等沈下・傾斜、液状化に伴う浮き上がり、地盤支持力の不足、地下構造物の損壊）の影響を受けない場所に保管する。 ・T.P. 31m以上の高台とする。 ・防火帶の内側の場所に保管する。 <p>b. 保管場所設定</p> <p>保管場所設定の考え方及び泊発電所の特徴を踏まえて保管場所を以下のとおり設定した。</p> <p>また、保管場所の配置を第3-2図に示す。</p> <p>(a) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備の保管場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤の内側かつ防火帶の内側（別紙（8）参照）に保管場所を複数箇所設定する。 ・2セットある可搬型設備は、3号炉中央制御室からのアクセス性を考慮し、1セットを2号炉東側31mエリア(a)に配置し、もう1セットを2号炉東側31mエリア(a)との位置的分散を考慮した1号炉西側31mエリア又は51m倉庫・車庫エリアに配備する。 ・故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備は、1、2号炉北側31mエリア、2号炉東側31mエリア(b)又は展望台行管理道路脇西側60mエリアに配備する。ただし、展望台行管理道路脇西側60mエリアからの屋外アクセスルートが基準地震動による被害（送電鉄塔の倒壊に伴うルートへの送電線の垂れ下がり）を受ける可能性があることから、当該保管場所には保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備のみを配備する。 	<p>【島根】名称の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】設計方針の相違</p> <p>・泊は、「n」の可搬型設備は、2セットとも高台に保管している。</p> <p>【島根】記載方針の方針</p> <p>・泊は、「2n+α」と「n」の可搬型設備において保管場所設定の考え方方が異なることから、分割して記載。</p> <p>【島根】名称の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違</p> <p>・プラントの相違による保管場所設定の相違。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

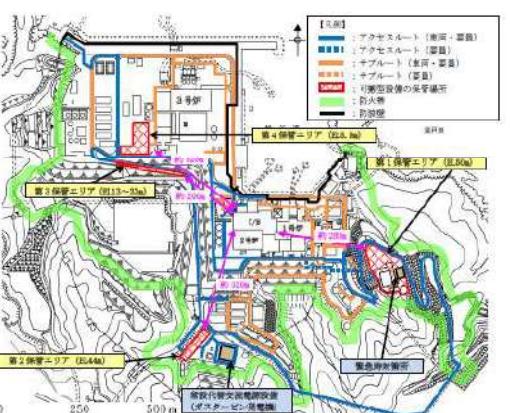
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(b) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備以外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤の内側かつ防火帯の内側に保管場所を複数箇所設定する。 ・1セットある可搬型設備は、3号炉中央制御室からのアクセス性を考慮し、T.P.31mにある2号炉東側31mエリア(a), 1, 2号炉北側31mエリア又は1号炉西側31mエリアに配備する。ただし、緊急時対策所用発電機については、使用場所である緊急時対策所エリアに配備する。 ・故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備は、1セットある可搬型設備から100m以上離隔した場所に配備する。 	<p>【島根】記載方針の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、「2n+α」と「n」の可搬型設備において保管場所設定の考え方方が異なることから、分割して記載。 <p>【島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違による保管場所設定の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

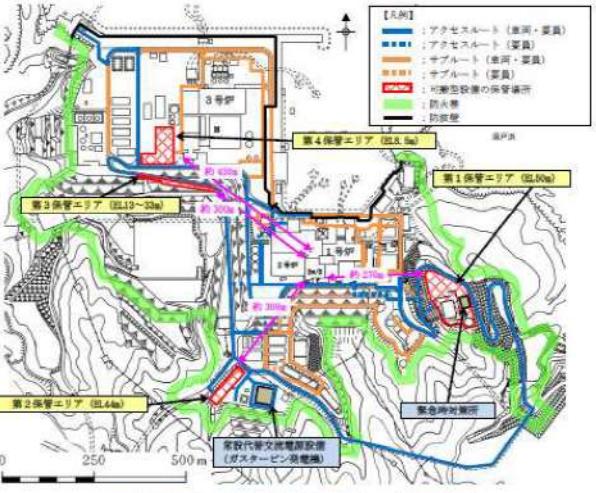
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> アセスメント（東側・西側） アセスメント（東側・裏面） ナブルート（東側・裏面） ナブルート（裏面） 可燃型設備の保管場所 防火壁 防護壁 <p>第4保管エリア (EL5m)</p> <p>第1保管エリア (EL8m)</p> <p>第3保管エリア (EL13~35m)</p> <p>第2保管エリア (EL44m)</p> <p>常設代用交流電源設備 （ボスターイン建屋）</p> <p>0 250 500 m</p> <p>保管場所と原子炉建物及び常設代替交流電源設備との離隔距離</p>  <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> アセスメント（東側・裏面） アセスメント（裏面） ナブルート（裏面） ナブルート（裏面） 可燃型設備の保管場所 防火壁 防護壁 <p>第4保管エリア (EL5m)</p> <p>第1保管エリア (EL8m)</p> <p>第3保管エリア (EL13~35m)</p> <p>第2保管エリア (EL44m)</p> <p>常設代用交流電源設備 （ボスターイン建屋）</p> <p>0 250 500 m</p> <p>保管場所とタービン建物との離隔距離</p> <p>第2-2図 保管場所の配置（1／2）</p>	 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 白子伊勢原発 白子伊勢原発 ディーゼル発電機建屋 <p>第3保管エリア (EL5m)</p> <p>第2保管エリア (EL8m)</p> <p>第1保管エリア (EL13~35m)</p> <p>約270m</p> <p>約110m</p> <p>約250m</p> <p>約380m</p> <p>約520m</p> <p>約560m</p> <p>#3 A/B #3 R/B</p> <p>P.2</p> <p>0 50 100 m</p> <p>保管場所と原子炉補助建屋との離隔距離</p>	
			<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による 図の内容の相違。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルート（津波・要員） アクセスルート（要員） サブルート（津波・要員） サブルート（要員） 可燃型設備の保管場所 防火壁 防波堤 <p>第4保管エリア (E1.5m)</p> <p>第3保管エリア (E1.2~3.3m)</p> <p>第2保管エリア (E1.4m)</p> <p>緊急時対策用</p> <p>敷設代謝物の電解装置 〔ガスバーピン発電機〕</p> <p>0 250 500 m</p> <p>保管場所と廃棄物処理建物との離隔距離</p>  <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルート（津波・要員） アクセスルート（要員） サブルート（津波・要員） サブルート（要員） 可燃型設備の保管場所 防火壁 防波堤 <p>第4保管エリア (E1.5m)</p> <p>第3保管エリア (E1.2~3.3m)</p> <p>第2保管エリア (E1.4m)</p> <p>緊急時対策用</p> <p>敷設代謝物の電解装置 〔ガスバーピン発電機〕</p> <p>0 250 500 m</p> <p>保管場所間の離隔距離</p> <p>第2-2 図 保管場所の配置 (2 / 2)</p>	 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋延長部西側約60mエリア 1号炉西側(北)エリア 1号炉東側(北)エリア 2号炉東側(北)エリア 3号炉東側(北)エリア 3号炉東側(南)エリア 緊急時対策用 <p>約160m 約70m 約130m 約60m 約100m 約230m 約200m 約370m</p> <p>#3 A/B #3 R/B</p> <p>0 100 m</p> <p>2号炉 原子炉建屋</p> <p>A/B: 原子炉建屋</p> <p>D/E: ディーゼル発電機建屋</p> <p>保管場所</p> <p>保管場所同士の離隔距離</p> <p>第3-2 図 保管場所の配置</p>	<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による 図の内容の相違。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 保管場所における主要可搬型設備等の配備方針 可搬型設備の分類を第3-2表に、保管場所における可搬型設備の配備の基本方針を第3-3表に、主要可搬型設備の配備数を第3-4表に、主要設備の配備数を第3-5表に示す。</p> <p>可搬型設備の配備数は、「$2n + \alpha$」、「$n + \alpha$」、「n」の設備に分類し、それらを屋外設備であれば第1～第4保管エリアに、屋内設備であれば建屋内の複数箇所に、分散配置する設計とする。</p> <p>なお、第1～第4保管エリアの可搬型設備の配置については補足資料(14)に示す。</p>	<p>【比較のため「3. 保管場所の評価」より転記】</p> <p>(1) 保管場所における主要可搬型設備等 主な可搬型重大事故等対処設備の分類を第3-1図に、保管場所における主な可搬型重大事故等対処設備の配置を第3-1表に、主要設備の配備数を第3-2表に示す。</p> <p>可搬型設備の配備数については「$2n + \alpha$」、「$n + \alpha$」、「n」の設備に分類し、重大事故等時に屋外で使用する設備であれば第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上に、屋内で使用する設備であれば建物内の複数箇所に、分散配置することにより多重化、多様化を図っている。</p> <p>また、屋外の可搬型設備のうち、予備（「$2n + \alpha$」の可搬型設備のα及び「n」の可搬型設備の予備）は、保管場所（第1～第4保管エリア）に保管する。nとα及びnと予備は、それぞれ分散配置するため、同時に機能喪失することはない。</p> <p>なお、保管場所に配備する可搬型設備は、地震による転倒防止及び竜巻による飛散防止を考慮した固縛[※]を実施していることから、隣接する可搬型設備及びアクセスルートに影響をあたえることはない。さらに、保管場所に配備する可搬型設備のうち、燃料を保有する設備は、燃料タンクに燃料を規定油量以上の状態で保管する。ただし、タンクローリーの背後搭載タンクは、空状態で保管する。</p> <p>※：飛来物発生防止対策エリア内ののみが対象。</p>	<p>(4) 保管場所における主要可搬型設備等 主な可搬型設備の分類を第3-2表に、保管場所における主な可搬型設備の配置を第3-3表に、主要設備の配備数を第3-4表に、可搬型設備の離隔距離を第3-3図に示す。</p> <p>可搬型設備の配備数については「$2n + \alpha$」、「$n + \alpha$」、「n」の設備に分類し、重大事故等時に屋外で使用する設備であれば屋外の保管場所のいずれか2箇所以上に、屋内設備であれば建屋内の複数箇所に、分散配置することにより多重化、多様化を図っている。</p> <p>また、屋外の可搬型設備のうち、予備（「$2n + \alpha$」の可搬型設備のα及び「n」の可搬型設備の予備）について、「$2n + \alpha$」の可搬型設備のαは、2セットあるnから可能な限り離隔した場所に配備し、かつ故障時のバックアップとしてのαと保守点検による待機除外時のバックアップとしてαを分散配置するため、同時に機能喪失することはない。「n」の可搬型設備の予備は、nと予備をそれぞれ分散配置するため、同時に機能喪失することはない。</p> <p>なお、保管場所に配備する可搬型設備は、地震による転倒防止及び竜巻による飛散防止を考慮した固縛を実施していることから、隣接する可搬型設備及びアクセスルートに影響をあたえることはない。さらに、保管場所に配備する可搬型設備のうち、燃料を保有する設備は、燃料タンクに燃料を規定油量以上の状態で保管する。ただし、可搬型タンクローリーの背後搭載タンクは、空状態で保管する。</p> <p>屋外の保管場所の可搬型設備の配置については補足資料(12)に示す。</p>	<p>【島根】記載箇所の相違 ・島根は、「3. 保管場所の評価」に記載。</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違 【女川及び島根】 ・泊は、可搬型設備ごとの離隔距離図を整理。</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】設計方針の相違 ・泊における「$2n + \alpha$」の可搬型設備のαは、nと離隔できないない設備もあるが、故障用と保守点検用のαをそれぞれ配備し、それらを分散配置していることから、同時に必要な機能が喪失しない設計としている。</p> <p>【島根】設備名称の相違 【島根】設備の相違 ・泊は保管場所に配備する可搬型設備は飛来物発生防止対策を実施している。</p> <p>【女川及び島根】記載方針の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>a. 「$2n + \alpha$」の可搬型設備（設置許可基準規則 第43条5(a)対象設備）</p> <p>原子炉建屋外から水・電力を供給する電源車、大容量送水ポンプ（タイプI）及び熱交換器ユニットについては、必要となる容量を有する設備を1基あたり2セット及び予備を保有し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上に分散配置する。</p>	<p>【比較のため「3. 保管場所の評価」より転記】</p> <p>a. 「$2n + \alpha$」の可搬型設備</p> <p>原子炉建屋外から水・電力を供給する可搬型代替交流電源設備（高圧発電機車）、大量送水車、移動式代替熱交換設備、大型送水ポンプ車については、必要となる容量を有する設備を1基あたり2セット及び予備を保有し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上にそれぞれ分散配置する。</p> <p>なお、第1～第4保管エリアの必要となる容量を有する設備の点検を行う場合は、点検する設備の保管場所に予備を配備後に点検を行うことにより、第1～第4保管エリアに必要となる容量を有する設備は2セット確保される。</p> <p>また、燃料プールへのスプレイのために原子炉建屋内で使用する設備は、必要となる容量を有する設備を2セット及び予備を配備し、原子炉建屋内に分散配置する。</p> <p>b. 「$n + \alpha$」の可搬型設備（設置許可基準規則 第43条5(b)対象設備）</p> <p>負荷に直接接続する、高圧窒素ガスピンベ及び主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池については、必要となる容量を有する設備を1基あたり1セット及び予備を保有し、原子炉建屋内又は制御建屋内に分散配置する。</p> <p>c. 「n」の可搬型設備（その他）</p> <p>上記以外の可搬型設備は、必要となる容量を有する設備を1基あたり1セットに加え、プラントの安全性向上の観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。</p> <p>また、「n」の屋外保管設備についても、共通要因による機能喪失を考慮し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上に分散配置する。</p>	<p>a. 「$2n + \alpha$」の可搬型設備（「設置許可基準規則」解釈 第43条5(a)対象設備）</p> <p>原子炉建屋又は原子炉補助建屋外から水・電力を供給する可搬型大型送水ポンプ車、可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機については、必要となる容量を有する設備を1基あたり2セット及び予備を保有し、屋外の保管場所のいずれか2箇所以上に分散配置する。</p> <p>なお、2号炉東側31mエリア(a)、1号炉西側31mエリア又は51m倉庫・車庫エリアの必要となる容量を有する設備の点検を行う場合は、点検する設備の保管場所に予備を配備後に点検を行うことにより、2号炉東側31mエリア(a)、2号炉西側31mエリア又は51m倉庫・車庫エリアに必要となる容量を有する設備は2セット確保される。</p> <p>b. 「$n + \alpha$」の可搬型設備（「設置許可基準規則」解釈 第43条5(b)対象設備）</p> <p>負荷に直接接続する、加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスピンベ、加圧器逃がし弁操作用バッテリ、原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスピンベ、格納容器空気サンブルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスピンベ、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスピンベ、余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ポンベ及び可搬型直流変換器については、必要となる容量を有する設備を1基あたり1セット及び予備を保有し、原子炉建屋内又は原子炉補助建屋内に分散配置する。</p> <p>※：原子炉建屋は原子炉格納施設、周辺補機棟及び燃料取扱棟で構成される。</p> <p>c. 「n」の可搬型設備（その他）</p> <p>上記以外の可搬型設備は、必要となる容量を有する設備を1基あたり1セットに加え、プラントの安全性向上の観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。</p> <p>また、「n」の屋外保管設備についても、共通要因による機能喪失を考慮し、屋外の保管場所のいずれか2箇所以上に分散配置する。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <p>【女川及び島根】設備の相違 ・泊は他のPWRと同様に使用済燃料ビットにスプレイするための可搬型スプレイノズルは「n」の可搬型設備とし、ホース延長・回収車（送水車用）内に分散配置する。</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
<p>海水取水場所については別紙(2)に、可搬型設備の建屋接続箇所及び仕様については別紙(3)に示す。</p> <p>第3-2表 可搬型設備の分類</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>2 n + α</td> <td>電源車</td> <td>大量送水ポンプ（タイプ1）</td> <td>熱交換器ユニット</td> </tr> <tr> <td>n + α</td> <td>高圧空素ガスボンベ</td> <td>主蒸気遮断弁用可搬蓄電池</td> <td></td> </tr> <tr> <td>n</td> <td>その他</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	2 n + α	電源車	大量送水ポンプ（タイプ1）	熱交換器ユニット	n + α	高圧空素ガスボンベ	主蒸気遮断弁用可搬蓄電池		n	その他			<p>【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】</p> <p>可搬型設備の建物接続箇所及び仕様については別紙(2)に、淡水及び海水取水場所については別紙(3)に、海水取水場所での取水ができない場合の代替手段については補足(7)に示す。</p> <p>また、「$2 n + \alpha$」と「$n + \alpha$」の可搬型設備α及び「n」の可搬型設備の予備については、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、発電所全体で確保する。なお、配備用途が異なる場合において、要求されるいずれの機能も満足する設備については、予備を兼用する。</p> <p>第3-1図 主な可搬型重大事故等対処設備の分類</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>2 n + α</td> <td>可搬型代替交流電源設備（高圧発電機車） 移動式代用蓄電池交換設備</td> <td>大量送水車</td> <td>可搬型スプレイノズル</td> </tr> <tr> <td>n + α</td> <td>迷がし安全弁用窒素ガスボンベ</td> <td>大型送水ポンプ車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>n</td> <td>可搬式窒素供給装置</td> <td>第1ベントフィルタ 出口水素濃度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	2 n + α	可搬型代替交流電源設備（高圧発電機車） 移動式代用蓄電池交換設備	大量送水車	可搬型スプレイノズル	n + α	迷がし安全弁用窒素ガスボンベ	大型送水ポンプ車		n	可搬式窒素供給装置	第1ベントフィルタ 出口水素濃度		<p>淡水及び海水取水場所については別紙(2)に、可搬型設備の建屋接続箇所及び仕様については別紙(3)に、海水取水場所での取水ができない場合の代替手段については補足資料(17)に示す。</p> <p>また、「$2 n + \alpha$」と「$n + \alpha$」の可搬型設備α及び「n」の可搬型設備の予備については、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、発電所全体で確保する。なお、配備用途が異なる場合において、要求されるいずれの機能も満足する設備については、予備を兼用する。</p> <p>第3-2表 可搬型設備の分類</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>2 n + α</td> <td>可搬型大量送水ポンプ車</td> <td>可搬型代替蓄電車</td> <td>可搬型直流電源用発電機</td> </tr> <tr> <td>n + α</td> <td>加压脱ガス弁操作作用 可搬型窒素ガスボンベ</td> <td>加压脱ガス弁操作作用 バッテリ</td> <td>原子炉循環冷却水サーバンク加圧用 可搬型窒素ガスボンベ</td> </tr> <tr> <td>n</td> <td>格納容積空気サンブル ライン脱離弁操作作用 可搬型窒素ガスボンベ</td> <td>アニュラス 全量脱ガス弁操作作用 可搬型窒素ガスボンベ</td> <td>余熱除去ポンプ入口弁 操作用可搬型空気ポンベ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td></td> <td>可搬型直流水冷却器</td> </tr> </tbody> </table>	2 n + α	可搬型大量送水ポンプ車	可搬型代替蓄電車	可搬型直流電源用発電機	n + α	加压脱ガス弁操作作用 可搬型窒素ガスボンベ	加压脱ガス弁操作作用 バッテリ	原子炉循環冷却水サーバンク加圧用 可搬型窒素ガスボンベ	n	格納容積空気サンブル ライン脱離弁操作作用 可搬型窒素ガスボンベ	アニュラス 全量脱ガス弁操作作用 可搬型窒素ガスボンベ	余熱除去ポンプ入口弁 操作用可搬型空気ポンベ		その他		可搬型直流水冷却器	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は島根と同様に予備確保の考え方を記載。</p>
2 n + α	電源車	大量送水ポンプ（タイプ1）	熱交換器ユニット																																								
n + α	高圧空素ガスボンベ	主蒸気遮断弁用可搬蓄電池																																									
n	その他																																										
2 n + α	可搬型代替交流電源設備（高圧発電機車） 移動式代用蓄電池交換設備	大量送水車	可搬型スプレイノズル																																								
n + α	迷がし安全弁用窒素ガスボンベ	大型送水ポンプ車																																									
n	可搬式窒素供給装置	第1ベントフィルタ 出口水素濃度																																									
2 n + α	可搬型大量送水ポンプ車	可搬型代替蓄電車	可搬型直流電源用発電機																																								
n + α	加压脱ガス弁操作作用 可搬型窒素ガスボンベ	加压脱ガス弁操作作用 バッテリ	原子炉循環冷却水サーバンク加圧用 可搬型窒素ガスボンベ																																								
n	格納容積空気サンブル ライン脱離弁操作作用 可搬型窒素ガスボンベ	アニュラス 全量脱ガス弁操作作用 可搬型窒素ガスボンベ	余熱除去ポンプ入口弁 操作用可搬型空気ポンベ																																								
	その他		可搬型直流水冷却器																																								

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

保管エリア 要求台数	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア
2 n + α	n	n	n	n
n + α ^(*)	—	—	—	—
n	n	n	—	予備

*1 n + αの設備は屋外の保管エリアに配備するものはない。

第3-3表 屋外の可搬型設備における配備の基本方針

島根原子力発電所2号炉

【比較のため「3. 保管場所の評価」より転記】

第3-1表 保管場所における主な可搬型重大事故等対処設備の配置

分類	主要設備名	使用場所	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア
・大量送水車	E L4m ^(*) 及び 15m 周辺 ^(*) (送水用)	E L8.5m 周辺 ^(*) (海水取水用)	—	n	n	— n (海水)
2 n + α	・大型送水ポンプ車	E L8.5m 周辺 ^(*) (原子炉補機代替給水用)	n	—	—	n n (海水)
n + α	・高圧発電機車	E L15m 周辺 ^(*) (原子炉補機代替熱交換設備)	n	—	—	n
n ^(*)	・移動式代替熱交換設備	屋内で使用	原子炉建物			
n + α	・可搬型スライドノズル	屋内で使用	原子炉建物、廃棄物処理建物			
n + α	・逃がし安全弁用安全ガスボンベ	屋内で使用	原子炉建物、廃棄物処理建物			
n + α	・主蒸気逃がし安全弁用蓄電池	屋内で使用	原子炉建物、廃棄物処理建物			
n ^(*)	・可搬式蓄素供給装置	E L15m 周辺 ^(*)	予備	—	—	n
n + α	・第1ベントフルタ出口水素濃度	屋内で使用	原子炉建物			
n + α	・輪谷防水槽（東1）及び西2）を水槽とした送水時淡水取水場所（E L44m）周辺で使用。					
n + α	・海を水槽とした送水時は接続口（E L8.5m）周辺で使用。					
n + α	・海水取水場所（E L8.5m）周辺で使用。					
n + α	・接続口（E L15m）周辺で使用。					
n + α	・第4保管エリアに保管。					
n + α	・海水用及び海水取水用）のαは運用とし、第4保管エリアに保管。					
n + α	・ホーリング・回収用（送水用）	n	—	0.93	—	n n (海水)
n + α	・可搬型代替蓄電池	—	n	0.93	—	n, α ^(*) —
n + α	・可搬型直流電源用蓄電機	—	n	0.93	—	n n (海水)
n + α	・加压燃焼ガス炉操作用可搬型蓄素ガスボンベ					
n + α	・原子炉補機冷却水サーバージャッケリ					
n + α	・原子炉補機冷却水サーバージャッケリ					
n + α	・格納容器空気サンブルライン隔離弁操作用可搬型蓄素ガスボンベ					
n + α	・アニュラス全燃排気弁等操作用可搬型蓄素ガスボンベ					
n + α	・余熱余土ポンプ入口操作用可搬型蓄素ガスボンベ					
n + α	・可搬型水流変換器					
n + α	・可搬型スライドノズル					
n + α	・海水叫シールトフェンス	予備	—	—	n	—
n + α	・可搬型大容量海水送水ポンプ車	予備	—	—	n	—
n + α	・放水砲	—	n	—	—	予備
n + α	・泡混合設備					
n + α	・可搬型タンクローりー					
n + α	・小型船舶					
n + α	・ホイールローラー					

*1 : 「2 n - α」の可搬型設備は、施設別のバッファップとしてのαと保管基線による初期除外時のバッファップとしてのαをそれぞれ既備する。
 *2 : 施設時のバッファップとしてのαを既備する。
 *3 : 保守点検による荷役除外時のバッファップとしてのαを既備する。
 *4 : 緊急時対策所用発電機は、n 設備を緊急時対策所エリアに、予備を2号炉東側 31m エリア (a) 及び 2号炉東側 31m エリア (b) に保管する。

泊発電所3号炉

第3-3表 保管場所における主な可搬型設備の配置

分類	設備名 主要	保管場所	1, 2号炉北側 31m エリア	2号炉東側 31m エリア
2 n + α ^(*)	・可搬型大型送水ポンプ車	51m 仓库、 正畔エリア	n	— (a) (b)
n + α	・ホーリング・回収用（送水用）	—	0.93	— n n (海水)
n + α	・可搬型代替蓄電池	—	n	— n, α ^(*) —
n + α	・可搬型直流電源用蓄電機	—	n	— n (海水)
n + α	・加压燃焼ガス炉操作用可搬型蓄素ガスボンベ			
n + α	・原子炉補機冷却水サーバージャッケリ			
n + α	・格納容器空気サンブルライン隔離弁操作用可搬型蓄素ガスボンベ			
n + α	・アニュラス全燃排気弁等操作用可搬型蓄素ガスボンベ			
n + α	・余熱余土ポンプ入口操作用可搬型蓄素ガスボンベ			
n + α	・可搬型水流変換器			
n + α	・可搬型スライドノズル			
n + α	・海水叫シールトフェンス	予備	—	— n —
n + α	・可搬型大容量海水送水ポンプ車	予備	—	n —
n + α	・放水砲	—	n	—
n + α	・泡混合設備			
n + α	・可搬型タンクローりー			
n + α	・小型船舶			
n + α	・ホイールローラー			

泊発電所3号炉

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 • 建物等の配置が異なるため、可搬型重大事故等対処設備の保管場所が相違する。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第3-4表 主要可搬型設備

○「 $2n + \alpha$ 」の可搬型設備

設備名	配備数	必要容量	予備	保管場所				緊急時 対策選択	備考	
				第1	第2	第3	第4			
電機車	5台	2台 (2n+4)	1台	—	2台	2台	1台	—	・可搬型代用交通運搬設備及び可搬型代用荷役設備、 ・被搬荷パックアップ及び保守点検機器外特バッタップ1台(緊急時対策選択の手順と異同)	
ケーブル(1組:約25t)	5組	2台 (2n+4)	1台	—	2組	2組	1組	—	・可搬型代用交通運搬設備及び可搬型代用荷役設備、 ・被搬荷パックアップ及び保守点検機器外特バッタップ1台(緊急時対策選択の手順と異同)	
大量送水ポンプ (タイプ1)	5台	2台 (2n+4)	1台	1台	—	2台	2台	1台	・注水設備及び保証施設(必要量それぞれ1台各2台) ・被搬荷パックアップ及び保守点検機器外特バッタップ1台	
注水用ヘッダ	3台	1台 (2n+2)	1台	—	1台	1台	1台	—	・注水設備 ・被搬荷パックアップ及び保守点検機器外特バッタップ1台	
ホース (1組: 約2,000t) ・300t: 約1,620t ・100t: 約440t	2組 及び2 一式長 さより 本 (2n+2)	1組 (2n+2)	第一式長 さより 本	—	1組	1組	1組	—	・注水設備 ・被搬荷パックアップ及び保守点検機器外特バッタップ1台 ・ホース長さより1本 ・被搬荷(熱交換器ユニット 送水用) ・被搬荷パックアップ及び保守点検機器外特バッタップ1台 ・ホース長さより1本 ・被搬荷(熱交換器ユニット 送水用)	
ホース (1組: 約30t) ・約1,650t 及び 本 (2n+2)	2組 及び2 一式長 さより 本 (2n+2)	1組 (2n+2)	第一式長 さより 本	—	1組	—	1組	—	・被搬荷(熱交換器ユニット 送水用) ・被搬荷パックアップ及び保守点検機器外特バッタップ1台 ・ホース長さより1本 ・被搬荷(熱交換器ユニット 送水用)	
車両 (1組: 約17t) ・約11t 及び 本 (2n+2)	2組 及び2 一式長 さより 本 (2n+2)	1組 (2n+2)	第一式長 さより 本	—	2台	2台	1台	—	・被搬荷パックアップ及び保守点検機器外特バッタップ1台 ・ホース長さより1本 ・被搬荷(熱交換器ユニット 送水用)	
スプレイノズル	13台 及び 3台 (2n+6)	3台 (2n+6)	1台	—	原子炉建屋内に2組及びホース長さより1本 ("1組"と"1組及びホース長さより1本"で分類保管)	原子炉建屋内に7台 (1台、3台、1台で分類保管)	—	—	—	—
ホース延長収容庫	5台	2台 (2n+4)	1台	—	2台	2台	1台	—	・被搬荷パックアップ及び保守点検機器外特バッタップ1台	

島根原子力発電所2号炉

【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】

設備名	保管場所	保管数	保管場所				備考	
			新1保管 エリヤ	新2保管 エリヤ	新3保管 エリヤ	新4保管 エリヤ		
可搬型代用交通運搬設備 (高圧発電機車)	7台	3台 (2n=6)	1台	1台	1台	1台	・輪谷防水槽(西1)及び(西2)を小底とした送水時は、必要数(3台/シット)の2セット(大底送水車(送水用)1台、可搬型ストレーナ2台、ホース約3.4km/シット)、合計大底送水車2台、可搬型ストレーナ4台及び(西1)約6,889m、 ・輪谷防水平槽(西1)を小底とした送水時は、必要数(大底送水車(送水用)1台、大底送水車(送水用)1台、可搬型ストレーナ2台、ホース約3.4km/シット)の2セット、合計大底送水車4台、可搬型ストレーナ4台及び(西1)約6,889m、 ・新4保管エリヤの手順1台は、送水用淡水取水用を兼用。	
大量送水車	3台	送水用 (2n=2)	1台	0台	1台	0台	・輪谷防水平槽(西1)を小底とした送水時は、必要数(3台/シット)の2セット(大底送水車(送水用)1台、可搬型ストレーナ2台、ホース約3.4km/シット)の2セット、合計大底送水車4台、可搬型ストレーナ4台及び(西1)約6,889m、 ・輪谷防水平槽(西1)を小底とした送水時は、必要数(大底送水車(送水用)1台、大底送水車(送水用)1台、可搬型ストレーナ2台、ホース約3.4km/シット)の2セット、合計大底送水車4台、可搬型ストレーナ4台及び(西1)約6,889m、 ・新4保管エリヤの手順1台は、送水用淡水取水用を兼用。	
可搬型ストレーナ	5台	2台 (2n=4)	1台	0台	2台	2台	・輪谷防水平槽(西1)を小底とした送水時は、必要数(3台/シット)の2セット(大底送水車(送水用)1台、可搬型ストレーナ2台、ホース約3.4km/シット)の2セット、合計大底送水車4台、可搬型ストレーナ4台及び(西1)約6,889m、 ・輪谷防水平槽(西1)を小底とした送水時は、必要数(大底送水車(送水用)1台、大底送水車(送水用)1台、可搬型ストレーナ2台、ホース約3.4km/シット)の2セット、合計大底送水車4台、可搬型ストレーナ4台及び(西1)約6,889m、 ・新4保管エリヤの手順1台は、送水用淡水取水用を兼用。	
ホース (1組: 約3,100t) ・約2,000t 及び 本 (2n=2)	1組 (2n=2)	1台	—	1組 (2n=2)	1台	1台	—	
ホース延長収容庫	5台	2台 (2n+4)	1台	—	2台	2台	1台	—

設備名	保管場所	保管数	保管場所				備考	
			新1保管 エリヤ	新2保管 エリヤ	新3保管 エリヤ	新4保管 エリヤ		
可搬型代用交通運搬設備 (高圧発電機車)	7台	3台 (2n=6)	1台	1台	1台	1台	・輪谷防水平槽(西1)を小底とした送水時は、必要数(3台/シット)の2セット(大底送水車(送水用)1台、可搬型ストレーナ2台、ホース約3.4km/シット)の2セット、合計大底送水車4台、可搬型ストレーナ4台及び(西1)約6,889m、 ・輪谷防水平槽(西1)を小底とした送水時は、必要数(大底送水車(送水用)1台、可搬型ストレーナ2台、ホース約3.4km/シット)の2セット、合計大底送水車4台、可搬型ストレーナ4台及び(西1)約6,889m、 ・新4保管エリヤの手順1台は、送水用淡水取水用を兼用。	
大量送水車	3台	送水用 (2n=2)	1台	0台	1台	0台	・輪谷防水平槽(西1)を小底とした送水時は、必要数(3台/シット)の2セット(大底送水車(送水用)1台、可搬型ストレーナ2台、ホース約3.4km/シット)の2セット、合計大底送水車4台、可搬型ストレーナ4台及び(西1)約6,889m、 ・輪谷防水平槽(西1)を小底とした送水時は、必要数(大底送水車(送水用)1台、大底送水車(送水用)1台、可搬型ストレーナ2台、ホース約3.4km/シット)の2セット、合計大底送水車4台、可搬型ストレーナ4台及び(西1)約6,889m、 ・新4保管エリヤの手順1台は、送水用淡水取水用を兼用。	
可搬型ストレーナ	5台	2台 (2n=4)	1台	—	2台	2台	・輪谷防水平槽(西1)を小底とした送水時は、必要数(3台/シット)の2セット(大底送水車(送水用)1台、可搬型ストレーナ2台、ホース約3.4km/シット)の2セット、合計大底送水車4台、可搬型ストレーナ4台及び(西1)約6,889m、 ・輪谷防水平槽(西1)を小底とした送水時は、必要数(大底送水車(送水用)1台、大底送水車(送水用)1台、可搬型ストレーナ2台、ホース約3.4km/シット)の2セット、合計大底送水車4台、可搬型ストレーナ4台及び(西1)約6,889m、 ・新4保管エリヤの手順1台は、送水用淡水取水用を兼用。	
ホース (1組: 約3,100t) ・約2,000t 及び 本 (2n=2)	1組 (2n=2)	1台	—	1組 (2n=2)	1台	1台	—	
ホース延長収容庫	5台	2台 (2n+4)	1台	—	2台	2台	1台	—

※：各設備の保管場所・数量について。今後の搬出/保管等に上り要更となる可能性がある。

泊発電所3号炉

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違

・重大事故時に必要となる注水流量等が異なるため、可搬型重大事故等対処設備の仕様及び数量が相違する。また、建物等の配置が異なるため、可搬型重大事故等対処設備の保管場所が相違する。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

相違理由

【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】

(1) 「 $2n + \alpha$ 」の可搬型設備

設備名	配置数	必要数	子備	保管場所				備考
				第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 原子炉建物	第4保管 エリア	
可搬型スライドノズル	3台	1台 (2n=2)	1台					
ホース 75m (1組:約220m)	2組+ 子備	1組 (2n=2)						
移動式代用熱交換設備	3台	1台 (2n=2)	1台	1台	0台	7個	1台	・必要数 (1組/セグメント) の2セグメント、合計2組。
大型送水ポンプ車	3台	原子炉建 物内搬 用機器代替 装置 1台 (2n=2)	1台 (2n=2)	1台 (2n=2)	0台	予備1台 (4台)	1台	・必要数 (移動式代用熱交換設備 1台、大型送水ポンプ車1台、 ホース約1,080m/組) 0.2セグメント、合計移動式代用熱交換設備 2台、大型送水ポンプ車2台、 ホース約2,160m)。 ・第3保管エリアに保管する大型 送水ポンプ車の子備1台は、原 子炉建物内搬用機器代替装置 送水ポンプ車用を転用。
ホース 海水側 250A (1組: 約 50m) 海水側 250A (1組: 約 70m) 海水側 300A (1組: 約 90m)	2組+ 子備	1組 (2n=2)				0組	0組	1組+ 子備

※：各設備の保管場所・数量についてでは、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

(1) 「 $2n + \alpha$ 」の可搬型設備 (2/2)

設備名	配置数	必要 容量	子備	保管場所				備考
				5tn 重量・ 車底エリア	1号炉西側 北側 31m エリア	2号炉東側 31m エリア (a)	3号炉西側 北側 31m エリア (b)	
可搬型代替電源車	4台	1台 (2n=2)	2台	—	1台	—	2台	緊急時 対策用エリア
ケーブル (1組: 40m)	4組	1組 (2n=2)	2組	—	1組	—	2組	可搬型代替電源車のバックアップと 移動式代用熱交換設備のバックアップと して1台、保守点検による 定期外點検時のバックアップ用として1台を保管。
可搬型直流水源用電池車	4台	1台 (2n=2)	2台	—	1台	—	1台	可搬型代替電源車のバックアップと 移動式代用熱交換設備のバックアップと して1台、保守点検による 定期外點検時のバックアップ用として1台を保管。
ケーブル (1組: 40m)	4組	1組 (2n=2)	2組	—	1台	—	1台	可搬型代替電源車のバックアップと 移動式代用熱交換設備のバックアップと して1台、保守点検による 定期外點検時のバックアップ用として1台を保管。

※：各設備の保管場所・数量についてでは、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表											相違理由																																																																																																			
島根原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉																																																																																																									
島根原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉																																																																																																									
【比較のため「3. 保管場所の評価」より転記】																																																																																																														
○ 「n + α」の可搬型設備																																																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">保管場所</th> <th colspan="6">保管場所</th> </tr> <tr> <th>設備名</th> <th>配備数</th> <th>必要数</th> <th>予備</th> <th>備考</th> <th>保管場所</th> <th>保管場所</th> <th>必要数</th> <th>予備</th> <th>備考</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <th>第1</th> <th>第2</th> <th>第3</th> <th>第4</th> <th>監査時 計測値</th> <th>原子炉建屋内</th> <th>原子炉建屋内</th> <th>15本 (5 本以上)</th> <th>15本 (5 本以上)</th> <th>・38本のうち予備は5本以上余裕 を見て15本配備。</th> <th>・38本のうち予備は5本以上余裕 を見て15本配備。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧空調ガスボンベ</td> <td>22本</td> <td>11本</td> <td>11本</td> <td></td> <td>原子炉建屋内に22本 (11本と11本で分重保管)</td> <td>原子炉建屋外周部バッ クアップ11本</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>主送気送り安全押 用可搬型蓄電池</td> <td>2個</td> <td>1個</td> <td>1個</td> <td></td> <td>初期建屋内に2個 (1個と1個で分重保管)</td> <td>初期建屋内に2個 (1個と1個で分重保管)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>											保管場所					保管場所						設備名	配備数	必要数	予備	備考	保管場所	保管場所	必要数	予備	備考	備考	第1	第2	第3	第4	監査時 計測値	原子炉建屋内	原子炉建屋内	15本 (5 本以上)	15本 (5 本以上)	・38本のうち予備は5本以上余裕 を見て15本配備。	・38本のうち予備は5本以上余裕 を見て15本配備。	高圧空調ガスボンベ	22本	11本	11本		原子炉建屋内に22本 (11本と11本で分重保管)	原子炉建屋外周部バッ クアップ11本					主送気送り安全押 用可搬型蓄電池	2個	1個	1個		初期建屋内に2個 (1個と1個で分重保管)	初期建屋内に2個 (1個と1個で分重保管)																																																	
保管場所					保管場所																																																																																																									
設備名	配備数	必要数	予備	備考	保管場所	保管場所	必要数	予備	備考	備考																																																																																																				
第1	第2	第3	第4	監査時 計測値	原子炉建屋内	原子炉建屋内	15本 (5 本以上)	15本 (5 本以上)	・38本のうち予備は5本以上余裕 を見て15本配備。	・38本のうち予備は5本以上余裕 を見て15本配備。																																																																																																				
高圧空調ガスボンベ	22本	11本	11本		原子炉建屋内に22本 (11本と11本で分重保管)	原子炉建屋外周部バッ クアップ11本																																																																																																								
主送気送り安全押 用可搬型蓄電池	2個	1個	1個		初期建屋内に2個 (1個と1個で分重保管)	初期建屋内に2個 (1個と1個で分重保管)																																																																																																								
※各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果により変更となる可能性がある。																																																																																																														
(2) 「n + α」の可搬型設備																																																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">保管場所</th> <th colspan="6">保管場所</th> </tr> <tr> <th>設備名</th> <th>配備数</th> <th>必要数</th> <th>予備</th> <th>備考</th> <th>保管場所</th> <th>保管場所</th> <th>必要数</th> <th>予備</th> <th>備考</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <th>通かい安全弁用蓄 ガスボンベ</th> <th>30本</th> <th>15本</th> <th>15本</th> <th>備考</th> <th>原子炉建屋内</th> <th>原子炉建屋内</th> <th>15本 (5 本以上)</th> <th>15本 (5 本以上)</th> <th>・38本のうち予備は5本以上余裕 を見て15本配備。</th> <th>・38本のうち予備は5本以上余裕 を見て15本配備。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主燃氣送がし 安全弁用蓄電池 (袖装置室)</td> <td>4個</td> <td>2個</td> <td>2個</td> <td></td> <td>初期建屋内に4個</td> <td>初期建屋内に2個</td> <td>2個 予備2個</td> <td>2個 予備2個</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>											保管場所					保管場所						設備名	配備数	必要数	予備	備考	保管場所	保管場所	必要数	予備	備考	備考	通かい安全弁用蓄 ガスボンベ	30本	15本	15本	備考	原子炉建屋内	原子炉建屋内	15本 (5 本以上)	15本 (5 本以上)	・38本のうち予備は5本以上余裕 を見て15本配備。	・38本のうち予備は5本以上余裕 を見て15本配備。	主燃氣送がし 安全弁用蓄電池 (袖装置室)	4個	2個	2個		初期建屋内に4個	初期建屋内に2個	2個 予備2個	2個 予備2個																																																										
保管場所					保管場所																																																																																																									
設備名	配備数	必要数	予備	備考	保管場所	保管場所	必要数	予備	備考	備考																																																																																																				
通かい安全弁用蓄 ガスボンベ	30本	15本	15本	備考	原子炉建屋内	原子炉建屋内	15本 (5 本以上)	15本 (5 本以上)	・38本のうち予備は5本以上余裕 を見て15本配備。	・38本のうち予備は5本以上余裕 を見て15本配備。																																																																																																				
主燃氣送がし 安全弁用蓄電池 (袖装置室)	4個	2個	2個		初期建屋内に4個	初期建屋内に2個	2個 予備2個	2個 予備2個																																																																																																						
※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果により変更となる可能性がある。																																																																																																														
(2) 「n + α」の可搬型設備																																																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">保管場所</th> <th colspan="6">保管場所</th> </tr> <tr> <th>設備名</th> <th>配備数</th> <th>必要数</th> <th>予備</th> <th>備考</th> <th>保管場所</th> <th>保管場所</th> <th>必要数</th> <th>予備</th> <th>備考</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <th>加圧器逃がし弁操作 バッテリ</th> <th>2個</th> <th>1個</th> <th>1個</th> <th>原子炉建屋内に2個保管</th> <th>原子炉建屋内</th> <th>原子炉建屋内</th> <th>1, 2号炉 31m²ア セリヤ (b)</th> <th>2号炉東側 31m²ア セリヤ (b)</th> <th>・定期及び保守点検による荷役外へのバッテ リブ用として1個を保管</th> <th>・定期及び保守点検による荷役外へのバッテ リブ用として1個を保管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器逃がし弁操作作用 可搬型蓄ガスボンベ</td> <td>2個</td> <td>1個</td> <td>1個</td> <td>用圧縮機室内に2個保管</td> <td>用圧縮機室内</td> <td>用圧縮機室内</td> <td>5m²庫 1号炉 31m²ア セリヤ</td> <td>5m²庫 2号炉 31m²ア セリヤ</td> <td>・定期及び保守点検による荷役外へのバッテ リブ用として1個を保管</td> <td>・定期及び保守点検による荷役外へのバッテ リブ用として1個を保管</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋内給水ポン ターン栓用可搬型 蓄電池スルーバ ンブル</td> <td>4個</td> <td>2個</td> <td>2個</td> <td>用圧縮機室内に4個保管</td> <td>用圧縮機室内</td> <td>用圧縮機室内</td> <td>1号炉 31m²ア セリヤ</td> <td>1号炉 31m²ア セリヤ</td> <td>・定期及び保守点検による荷役外へのバッテ リブ用として1個を保管</td> <td>・定期及び保守点検による荷役外へのバッテ リブ用として1個を保管</td> </tr> <tr> <td>格納浮室及びポンブル ライド保険弁操作用 可搬型蓄ガスボンベ</td> <td>2個</td> <td>1個</td> <td>1個</td> <td>用圧縮機室内に2個保管</td> <td>用圧縮機室内</td> <td>用圧縮機室内</td> <td>2号炉 31m²ア セリヤ</td> <td>2号炉 31m²ア セリヤ</td> <td>・定期及び保守点検による荷役外へのバッテ リブ用として1個を保管</td> <td>・定期及び保守点検による荷役外へのバッテ リブ用として1個を保管</td> </tr> <tr> <td>エニコス全量排水ポン ベキ用可搬型蓄ガスボン ベ</td> <td>2個</td> <td>1個</td> <td>1個</td> <td>用圧縮機室内に2個保管</td> <td>用圧縮機室内</td> <td>用圧縮機室内</td> <td>2号炉 31m²ア セリヤ</td> <td>2号炉 31m²ア セリヤ</td> <td>・定期及び保守点検による荷役外へのバッテ リブ用として1個を保管</td> <td>・定期及び保守点検による荷役外へのバッテ リブ用として1個を保管</td> </tr> <tr> <td>全熱交換ポンプ入口节 操作用可搬型蓄ガスボンベ</td> <td>4個</td> <td>2個</td> <td>2個</td> <td>原子炉建屋内に4個保管</td> <td>原子炉建屋内</td> <td>原子炉建屋内</td> <td>4個 予備4個</td> <td>4個 予備4個</td> <td>・定期及び保守点検による荷役外へのバッテ リブ用として2個を保管</td> <td>・定期及び保守点検による荷役外へのバッテ リブ用として2個を保管</td> </tr> <tr> <td>可搬型直互変換器</td> <td>3個</td> <td>1個</td> <td>2個</td> <td>原子炉建屋内に5個保管</td> <td>原子炉建屋内</td> <td>原子炉建屋内</td> <td></td> <td></td> <td>・定期及び保守点検による荷役外へのバッテ リブ用として2個を保管</td> <td>・定期及び保守点検による荷役外へのバッテ リブ用として2個を保管</td> </tr> </tbody> </table>											保管場所					保管場所						設備名	配備数	必要数	予備	備考	保管場所	保管場所	必要数	予備	備考	備考	加圧器逃がし弁操作 バッテリ	2個	1個	1個	原子炉建屋内に2個保管	原子炉建屋内	原子炉建屋内	1, 2号炉 31m ² ア セリヤ (b)	2号炉東側 31m ² ア セリヤ (b)	・定期及び保守点検による荷役外へのバッテ リブ用として1個を保管	・定期及び保守点検による荷役外へのバッテ リブ用として1個を保管	加圧器逃がし弁操作作用 可搬型蓄ガスボンベ	2個	1個	1個	用圧縮機室内に2個保管	用圧縮機室内	用圧縮機室内	5m ² 庫 1号炉 31m ² ア セリヤ	5m ² 庫 2号炉 31m ² ア セリヤ	・定期及び保守点検による荷役外へのバッテ リブ用として1個を保管	・定期及び保守点検による荷役外へのバッテ リブ用として1個を保管	原子炉建屋内給水ポン ターン栓用可搬型 蓄電池スルーバ ンブル	4個	2個	2個	用圧縮機室内に4個保管	用圧縮機室内	用圧縮機室内	1号炉 31m ² ア セリヤ	1号炉 31m ² ア セリヤ	・定期及び保守点検による荷役外へのバッテ リブ用として1個を保管	・定期及び保守点検による荷役外へのバッテ リブ用として1個を保管	格納浮室及びポンブル ライド保険弁操作用 可搬型蓄ガスボンベ	2個	1個	1個	用圧縮機室内に2個保管	用圧縮機室内	用圧縮機室内	2号炉 31m ² ア セリヤ	2号炉 31m ² ア セリヤ	・定期及び保守点検による荷役外へのバッテ リブ用として1個を保管	・定期及び保守点検による荷役外へのバッテ リブ用として1個を保管	エニコス全量排水ポン ベキ用可搬型蓄ガスボン ベ	2個	1個	1個	用圧縮機室内に2個保管	用圧縮機室内	用圧縮機室内	2号炉 31m ² ア セリヤ	2号炉 31m ² ア セリヤ	・定期及び保守点検による荷役外へのバッテ リブ用として1個を保管	・定期及び保守点検による荷役外へのバッテ リブ用として1個を保管	全熱交換ポンプ入口节 操作用可搬型蓄ガスボンベ	4個	2個	2個	原子炉建屋内に4個保管	原子炉建屋内	原子炉建屋内	4個 予備4個	4個 予備4個	・定期及び保守点検による荷役外へのバッテ リブ用として2個を保管	・定期及び保守点検による荷役外へのバッテ リブ用として2個を保管	可搬型直互変換器	3個	1個	2個	原子炉建屋内に5個保管	原子炉建屋内	原子炉建屋内			・定期及び保守点検による荷役外へのバッテ リブ用として2個を保管	・定期及び保守点検による荷役外へのバッテ リブ用として2個を保管	
保管場所					保管場所																																																																																																									
設備名	配備数	必要数	予備	備考	保管場所	保管場所	必要数	予備	備考	備考																																																																																																				
加圧器逃がし弁操作 バッテリ	2個	1個	1個	原子炉建屋内に2個保管	原子炉建屋内	原子炉建屋内	1, 2号炉 31m ² ア セリヤ (b)	2号炉東側 31m ² ア セリヤ (b)	・定期及び保守点検による荷役外へのバッテ リブ用として1個を保管	・定期及び保守点検による荷役外へのバッテ リブ用として1個を保管																																																																																																				
加圧器逃がし弁操作作用 可搬型蓄ガスボンベ	2個	1個	1個	用圧縮機室内に2個保管	用圧縮機室内	用圧縮機室内	5m ² 庫 1号炉 31m ² ア セリヤ	5m ² 庫 2号炉 31m ² ア セリヤ	・定期及び保守点検による荷役外へのバッテ リブ用として1個を保管	・定期及び保守点検による荷役外へのバッテ リブ用として1個を保管																																																																																																				
原子炉建屋内給水ポン ターン栓用可搬型 蓄電池スルーバ ンブル	4個	2個	2個	用圧縮機室内に4個保管	用圧縮機室内	用圧縮機室内	1号炉 31m ² ア セリヤ	1号炉 31m ² ア セリヤ	・定期及び保守点検による荷役外へのバッテ リブ用として1個を保管	・定期及び保守点検による荷役外へのバッテ リブ用として1個を保管																																																																																																				
格納浮室及びポンブル ライド保険弁操作用 可搬型蓄ガスボンベ	2個	1個	1個	用圧縮機室内に2個保管	用圧縮機室内	用圧縮機室内	2号炉 31m ² ア セリヤ	2号炉 31m ² ア セリヤ	・定期及び保守点検による荷役外へのバッテ リブ用として1個を保管	・定期及び保守点検による荷役外へのバッテ リブ用として1個を保管																																																																																																				
エニコス全量排水ポン ベキ用可搬型蓄ガスボン ベ	2個	1個	1個	用圧縮機室内に2個保管	用圧縮機室内	用圧縮機室内	2号炉 31m ² ア セリヤ	2号炉 31m ² ア セリヤ	・定期及び保守点検による荷役外へのバッテ リブ用として1個を保管	・定期及び保守点検による荷役外へのバッテ リブ用として1個を保管																																																																																																				
全熱交換ポンプ入口节 操作用可搬型蓄ガスボンベ	4個	2個	2個	原子炉建屋内に4個保管	原子炉建屋内	原子炉建屋内	4個 予備4個	4個 予備4個	・定期及び保守点検による荷役外へのバッテ リブ用として2個を保管	・定期及び保守点検による荷役外へのバッテ リブ用として2個を保管																																																																																																				
可搬型直互変換器	3個	1個	2個	原子炉建屋内に5個保管	原子炉建屋内	原子炉建屋内			・定期及び保守点検による荷役外へのバッテ リブ用として2個を保管	・定期及び保守点検による荷役外へのバッテ リブ用として2個を保管																																																																																																				
※：各設備の保管場所・數量については、今後の検討結果により変更となる可能性がある。																																																																																																														

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉											島根原子力発電所2号炉						泊発電所3号炉						相違理由		
設備名	配備数	必要容量	予備	保管場所					備考	保管場所					備考	保管場所					備考				
				第1	第2	第3	第4	緊急時 対策庫屋		第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	ホース 1組		ホース 1組	ホース 1組	ホース 1組	ホース 1組	ホース 1組					
可動型索敵ガス 供給装置	2台	1台	1台	1台	—	—	1台	—	—	故障時バックアップ及び保 守点検待機庫外時バックア ップ	故障時バックアップ及び保 守点検待機庫外時バックア ップ	故障時バックアップ及び保 守点検待機庫外時バックア ップ	故障時バックアップ及び保 守点検待機庫外時バックア ップ	—	—	—	—	—	—	—	—				
ホース（1組：50m 及びホース具 ごと1本）	1組	ホース 1組 ごと 1本	1組	1組	—	—	ホース 1本	—	—	ホース 1本	ホース 1本	ホース 1本	ホース 1本	ホース 1本	ホース 1本	ホース 1本	ホース 1本	ホース 1本	ホース 1本	ホース 1本	ホース 1本	ホース 1本			
大容量送太ボンブ (タイプII)	2台	2台	1台	1台	1台	1台	—	1台	—	—	ホース 1本	ホース 1本	ホース 1本	ホース 1本	ホース 1本	ホース 1本	ホース 1本	ホース 1本	ホース 1本	ホース 1本	ホース 1本	ホース 1本	ホース 1本		
吸水器	2台	1台	1台	1台	1台	—	—	1台	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
危険火薬剤混合装置	2台	1台	1台	1台	1台	—	—	1台	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
ホース（1組：300m, F11,450kg）	1組	ホース 1組 ごと 1本	1組	ホース 1組 ごと 1本	1組	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
ホース（1組：300m, F11,600kg）	1組	ホース 1組 ごと 1本	1組	ホース 1組 ごと 1本	—	1組	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
シリルフエンス	1組	2組	1組	2組	—	—	1組	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
タンクドリーラー	3台	9台	1台	—	1台	4台	1台	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
可動型モニタリングポスト	11台	9台	2台	2台	2台	6台	—	2台	1台	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
小型船舶	2軸	1軸	1軸	1軸	—	—	1軸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
代替空氣量観測装置	2台	1台	1台	—	1台	—	—	1台	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
中央制御室避難所附加 正压倉 (空気ポンベ)	80本	10本	10本	副鋼構造				1台	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
堅密性分離所附加設 備(空気ポンベ)	540本	415本	125 本	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
（3）「n」の可搬型設備											（3）「n」の可搬型設備						（3）「n」の可搬型設備						（3）「n」の可搬型設備		
設備名	配備数	必要容量	予備	保管場所	配備数	必要数	予備	保管場所	備考	保管場所	配備数	必要容量	予備	保管場所	備考	保管場所	配備数	必要容量	予備	保管場所	備考	保管場所	配備数	必要容量	予備
電源車（堅急時対策 用）	2台	1台	1台	—	—	—	—	1台	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ケーブル（1組:25m）	2組	1組	1組	—	—	—	—	1組	1組	1組	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

※各設備の保管場所・数量については、今後の機会結果等により変更となる可能性がある。

（3）「n」の可搬型設備

設備名	配備数	必要数	予備	保管場所	備考
可動式空気供給装置	2台	1台	1台	1台	—
ホース（約230m）	2台	1台	1台	ホース 1組+ 予備	—
第1ベント・フィルタ	2台	—	—	ホース 1組	—
第1ベント水素濃度	—	—	—	ホース 1組	—
シリルフエンス	—	—	—	ホース 1組	—

※：各設備の保管場所・数量についてでは、今後の機会結果等により変更となる可能性がある。

（3）「n」の可搬型設備

設備名	配備数	必要数	予備	保管場所	備考
可動式空気供給装置	1台	1台	1台	1台	—
ホース（約230m）	1台	1台	1台	ホース 1組+ 予備	—
第1ベント水素濃度	—	—	—	ホース 1組	—
シリルフエンス	—	—	—	ホース 1組	—

※：各設備の保管場所・数量については、今後の機会結果等により変更となる可能性がある。

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】			
(3) 「n」の可搬型設備			
設備名	種別数	必要数	子備
シルト・エレベータ	約68m	約64m	約40m 子備約40m
小型船(40)	2隻	1隻 (運用)	子備1隻 (運用)
放射性物質吸収材	4組	3組	1組 子備 1組
大型送水ポンプ車	2台	放原子販専用車 1台	1台 (運用) 子備1台 (運用)
送水船	2台	1台	子備1台 0台
消防火薬箱容器	6個	5個	子備1個 0個
ホース (300A(1組)：前760m) 250A(1組)：前140m)	1組+ 子備	1組 子備 1本以上	子備 0個 0組 1組
※：各設備の保管場所・数量について。今後の検討結果等により変更となる可能性がある。			
(3) 「n」の可搬型設備 (2/2)			
設備名	配置数	必要容量	子備
		1In合計 1号缶貯槽 3Inエリヤ	1号缶貯槽 2号缶貯槽 3Inエリヤ (a)
可搬型断熱装置対策所 空気淨化アンダニット	4台	2台	2台 1号缶貯槽内に必要容量1台及び子備1台保管 待機所用空調上置内に必要容量1台及び子備1台保管
可搬型断熱装置対策所 空気淨化フィルタユニット	4基	2基	指揮所用空調上置内に必要容量1基及び子備1基保管 待機所用空調上置内に必要容量1基及び子備1基保管
空気供給装置 (空気出口べ)	680 本	354 本	326 本 指揮所用空調上置内に必要容量177本及び子備163本保管 待機所用空調上置内に必要容量177本及び子備163本保管
緊急時対策所用発電機	8台	4台	4台 — — 2台 2台 — 4台
※：各設備の保管場所・数量について。今後の検討結果等により変更となる可能性がある。			

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉 【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】	泊発電所3号炉	相違理由																																																						
	<p>(3) 「n」の可燃型設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>配備数</th> <th>必要数</th> <th>予備</th> <th>第1保管 エリア</th> <th>第2保管 エリア</th> <th>第3保管 エリア</th> <th>第4保管 エリア</th> <th>備考 (必要数nの補足)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>3台</td> <td>【①用】 1台 【②用】 1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>子備1台</td> <td>子備1台</td> <td>・①緊急時対衝所用発電機以外への補給専用。 ・②緊急時対衝所用発電機以外への補給用。 ・2台で島根3号炉運転中及び停止中の給油作業を実施可能。</td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td>2隻</td> <td>1隻 (運用)</td> <td>1隻 (運用)</td> <td>0隻</td> <td>0隻</td> <td>0隻</td> <td>1隻 (運用)</td> <td>・1隻で海上モニタリングを実施可能。 ・シルトブーン設置用と兼用。</td> </tr> <tr> <td>可燃式モニタリング・ ポンスト</td> <td>12台</td> <td>10台</td> <td>2台</td> <td>5台+</td> <td>千備1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>5台+ 千備1台 ・合計10台で測定可能。</td> </tr> <tr> <td>中央制御室待機正圧化 装置 (送気ボンベ)</td> <td>30本</td> <td>15本</td> <td>35本</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>15本+ 千備35本</td> <td>・合計15本で中央制御室待機室全 壘息防止しつづ、10時間正圧化 することが可能。</td> </tr> <tr> <td>可燃式気象衛測装置</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>子備1台</td> <td>子備1台</td> <td>・気象衛測は1台で測定可能。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所、数量につなげては、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	必要数	予備	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	備考 (必要数nの補足)	タンクローリー	3台	【①用】 1台 【②用】 1台	1台	0台	1台	子備1台	子備1台	・①緊急時対衝所用発電機以外への補給専用。 ・②緊急時対衝所用発電機以外への補給用。 ・2台で島根3号炉運転中及び停止中の給油作業を実施可能。	小型船舶	2隻	1隻 (運用)	1隻 (運用)	0隻	0隻	0隻	1隻 (運用)	・1隻で海上モニタリングを実施可能。 ・シルトブーン設置用と兼用。	可燃式モニタリング・ ポンスト	12台	10台	2台	5台+	千備1台	0台	0台	5台+ 千備1台 ・合計10台で測定可能。	中央制御室待機正圧化 装置 (送気ボンベ)	30本	15本	35本	15本+ 千備35本	・合計15本で中央制御室待機室全 壘息防止しつづ、10時間正圧化 することが可能。	可燃式気象衛測装置	2台	1台	1台	0台	0台	子備1台	子備1台	・気象衛測は1台で測定可能。		
設備名	配備数	必要数	予備	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	備考 (必要数nの補足)																																																	
タンクローリー	3台	【①用】 1台 【②用】 1台	1台	0台	1台	子備1台	子備1台	・①緊急時対衝所用発電機以外への補給専用。 ・②緊急時対衝所用発電機以外への補給用。 ・2台で島根3号炉運転中及び停止中の給油作業を実施可能。																																																	
小型船舶	2隻	1隻 (運用)	1隻 (運用)	0隻	0隻	0隻	1隻 (運用)	・1隻で海上モニタリングを実施可能。 ・シルトブーン設置用と兼用。																																																	
可燃式モニタリング・ ポンスト	12台	10台	2台	5台+	千備1台	0台	0台	5台+ 千備1台 ・合計10台で測定可能。																																																	
中央制御室待機正圧化 装置 (送気ボンベ)	30本	15本	35本	15本+ 千備35本	・合計15本で中央制御室待機室全 壘息防止しつづ、10時間正圧化 することが可能。																																																	
可燃式気象衛測装置	2台	1台	1台	0台	0台	子備1台	子備1台	・気象衛測は1台で測定可能。																																																	

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																			
	<p style="text-align: center;">【比較のため「3. 保管場所の評価」より転記】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="6" style="text-align: left;">(3) 「n」の可換型設備</th></tr> <tr> <th>設備名</th> <th>配備数</th> <th>必要数</th> <th>予備</th> <th>保管場所</th> <th>(備考) (必要数nの補足)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所用始動機 (空気ポンプ)</td> <td>4台</td> <td>2台</td> <td>2台</td> <td>第2保管エリア 0台</td> <td>・1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料給油時の切替えを考えまして2台を保管し、予備機を2台保管する。</td></tr> <tr> <td>緊急時対策所正化装置 (空気ポンプ)</td> <td>540本</td> <td>464本</td> <td>86本</td> <td>454本+ 予備56本 0本</td> <td>・454本で緊急時対策所を運転可能、11時間正常化することが可能。</td></tr> <tr> <td>緊急時対策所空気供給 送風機</td> <td>3台</td> <td>1台</td> <td>2台</td> <td>1台+ 予備1台 0台</td> <td>・1台で緊急時対策所を正常化することが可能。</td></tr> <tr> <td>緊急時対策所空気供給 ツイルタユニット</td> <td>3台</td> <td>1台</td> <td>2台</td> <td>1台+ 予備1台 0台</td> <td>・緊急時対策所空気净化装置と併せて使用することで、1台で対策要員の放射線被ばくを低減又は防止可能。 ・2台のうち予備1台。</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	(3) 「n」の可換型設備						設備名	配備数	必要数	予備	保管場所	(備考) (必要数nの補足)	緊急時対策所用始動機 (空気ポンプ)	4台	2台	2台	第2保管エリア 0台	・1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料給油時の切替えを考えまして2台を保管し、予備機を2台保管する。	緊急時対策所正化装置 (空気ポンプ)	540本	464本	86本	454本+ 予備56本 0本	・454本で緊急時対策所を運転可能、11時間正常化することが可能。	緊急時対策所空気供給 送風機	3台	1台	2台	1台+ 予備1台 0台	・1台で緊急時対策所を正常化することが可能。	緊急時対策所空気供給 ツイルタユニット	3台	1台	2台	1台+ 予備1台 0台	・緊急時対策所空気净化装置と併せて使用することで、1台で対策要員の放射線被ばくを低減又は防止可能。 ・2台のうち予備1台。	
(3) 「n」の可換型設備																																						
設備名	配備数	必要数	予備	保管場所	(備考) (必要数nの補足)																																	
緊急時対策所用始動機 (空気ポンプ)	4台	2台	2台	第2保管エリア 0台	・1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料給油時の切替えを考えまして2台を保管し、予備機を2台保管する。																																	
緊急時対策所正化装置 (空気ポンプ)	540本	464本	86本	454本+ 予備56本 0本	・454本で緊急時対策所を運転可能、11時間正常化することが可能。																																	
緊急時対策所空気供給 送風機	3台	1台	2台	1台+ 予備1台 0台	・1台で緊急時対策所を正常化することが可能。																																	
緊急時対策所空気供給 ツイルタユニット	3台	1台	2台	1台+ 予備1台 0台	・緊急時対策所空気净化装置と併せて使用することで、1台で対策要員の放射線被ばくを低減又は防止可能。 ・2台のうち予備1台。																																	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第3-5表 保管場所等における主要設備

○アクセスルート確保のための可搬型設備

設備名	配備数	必要容量	手搬	保管場所					備考
				商1	商2	商3	商4	緊急時対策庫	
ブルドーザー	2台	1台	1台	1台	—	—	1台	—	・故障時バックアップ及び保守検査時バッカップ1台
バックホー	2台	1台	1台	1台	—	—	1台	—	・故障時バックアップ及び保守検査時バックアップ1台

※各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

第3-2表 保管場所等における主要設備

(1) 重機

設備名	配備数	保管場所			備考
		第1保管 エリヤ	第2保管 エリヤ	第3保管 エリヤ	
ホイールローダー	3台	1台	0台	1台	予備 1台
(2) その他設備（自主的に所有している設備）					
設備名	配備数	保管場所	保管場所	保管場所	備考
原子炉構造点検用機械	1台	1台	0台	0台	・予備品
タフターターミナル	1台	1台	0台	0台	・予備品及既設備
中型ホース搬運車 (1台)	2台	0台	1台	1台	・資機材
大型ホース搬運車 (1台)	2台	1台	0台	0台	・資機材

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

(3) その他の設備（自主的に所有している設備）

島根原子力発電所2号炉

【比較のため「3. 保管場所の評価」より転記】

泊発電所3号炉

相違理由

設備名	配置場	必要容量	手搬	保管場所			備考
				5t 吊起・ 走行距離 31m×37m	1t 吊起・ 走行距離 21m×27m	2t 吊起・ 走行距離 31m×37m	
ホイールローダー	2台	1台	1台	—	1台	—	・保管用で必要な場合は1台でアセスルートの確保が可能。残る1台は予備として配置
バックホー	2台	1台	1台	—	1台	—	・保管用で必要な場合は1台でアセスルートの確保が可能。残る1台は予備として配置

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

(1) アクセスルート確保のための可搬型設備

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉				島根原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
○その他設備（自主的に所有している設備）				【比較のため「3. 保管場所の評価」より転記】								
設備名	配備数	保管場所	備考	設備名	配備数	保管場所	備考	設備名	配備数	保管場所	備考	
化学消防自動車	2台	第2保管エリア及び 第4保管エリア	・第3保管エリア：1台 ・第4保管エリア：1台	ホース運搬車	2台	1台	0台	0台	1台	1台	・資機材	
大型化学貯液槽車	2台	第1保管エリア及び 第4保管エリア	・第1保管エリア：1台 ・第4保管エリア：1台	直済給電車11.5t	1台	1台	0台	0台	0台	0台	一	
泡野放棄車	2台	第1保管エリア及び 第4保管エリア	・第1保管エリア：1台 ・第4保管エリア：1台	直済給電車23t	1台	1台	0台	0台	0台	0台	一	
福島駆逐車	1台	第3保管エリア	一	小型船舶搬運車	1台	0台	0台	0台	1台	1台	・資機材	
薬液補給装置	2台	第1保管エリア及び 第4保管エリア	・原子力船舶荷物ブイルリーフト フィンタ装置への補給用 ・第1保管エリア：1台 ・第4保管エリア：1台	シルトブーンズ運搬車	2台	0台	0台	0台	2台	2台	・資機材	
放射性物質貯蔵庫	100個	第1保管エリア及び 第4保管エリア	・第1保管エリア：50個 ・第4保管エリア：50個	放射性物質及資材運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	1台	・資機材	
号灯電力融通ケーブル（可搬型）	1台	第2保管エリア	一	危険火薬物運搬車	3台	1台	0台	0台	2台	2台	・資機材	
放棄乾燥車	1台	第1保管エリア	一	モニタリング設備運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	1台	・資機材	
ホイールローダ	2台	第1保管エリア及び 第4保管エリア	・第1保管エリア：1台 ・第4保管エリア：1台	燃料ブールスプレイ装置	2台	原子炉建物 2台				一		

※各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

また、記載している設備は技術的能力等の資料に記載して、使用可能であった場合に他用下したものと想定している設備で無効に保管するもの。

(2) その他設備（自主的に所有している設備）

設備名	配備数	保管場所	備考
大型ホース巻取車(300m)	2台	5t倉庫・車両エリア	一
ホース運搬車	2台	5t倉庫・車両エリア	一
直済給電車11.5t	1台	5t倉庫・車両エリア	一
直済給電車23t	1台	5t倉庫・車両エリア	一
小型船舶搬運車	1台	5t倉庫・車両エリア	一
シルトブーンズ運搬車	2台	5t倉庫・車両エリア	一
放射性物質及資材運搬車	1台	5t倉庫・車両エリア	一
危険火薬物運搬車	3台	5t倉庫・車両エリア	一
モニタリング設備運搬車	1台	5t倉庫・車両エリア	一
燃料ブールスプレイ装置	2台	5t倉庫・車両エリア	一

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

(2) その他設備（自主的に所有している設備）

設備名	配備数	保管場所	備考
水槽付消防ポンプ自動車	1台	5t倉庫・車両エリア	一
化学消防自動車	1台	5t倉庫・車両エリア	一
大規模火災用消防自動車	1台	5t倉庫・車両エリア	一
号灯関連機器備蓄ケーブル	2組	構内保管場所	一
放射能測定車	2台	5t倉庫・車両エリア	一
放射性物質吸着剤	1式	5t倉庫・車両エリア	一
荷揚場シルトブーンズ	2式	構内保管場所	一
シルトブーンズ運搬車	2台	5t倉庫・車両エリア	一
原子炉補機冷却海水ポンプ子備電動機	2台	5t倉庫・車両エリア	一
原子炉補機冷却海水ポンプ子備電動機運搬車	1台	構内保管場所	一
ホース延長・回収車（放水施用）	2台	5t倉庫・車両エリア	1, 2号炉北側31mエリア
泡消火薬剤コンテナ運搬車	1台	構内保管場所	一
資機材運搬車	4台	5t倉庫・車両エリア	一
可搬型水中ポンプ	1式	1, 2号炉東側31mエリア	一
ホイールローダ（自主保管設備）	2台	2号炉東側31mエリア	一
ブルドーザ	1台	構内保管場所	一

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

また、記載している設備は技術的能力等の資料において、使用可能であった場合に使用するものと整理している設備で屋外に保管するもの。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

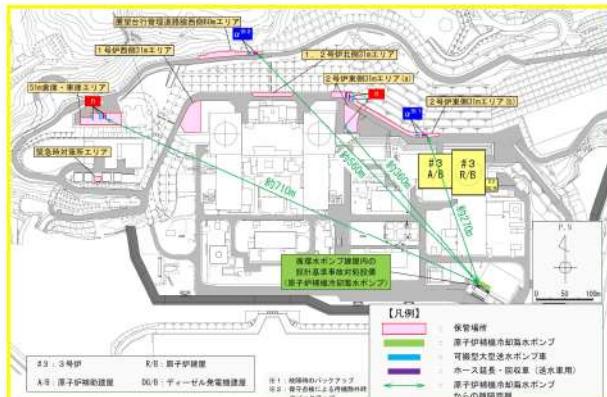
女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所 可搬型大型送水ポンプ車 ホース延長・回収車（送水車用） 原子炉補助建屋からの離隔距離* <p>* 原子炉補助建屋、原子炉建屋はディーゼル発電機建屋のうち、可搬型大型送水ポンプ車が停車する位置を示す。各子炉補助建屋も同様に示す。</p> <p>※1：被爆時のバックアップ ※2：保守点検による外構撤去時のバックアップ</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車及びホース延長・回収車（送水車用）と原子炉補助建屋との離隔距離</p>  <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所 可搬型大型送水ポンプ車 ホース延長・回収車（送水車用） 設備建屋の離隔距離 <p>※1：被爆時のバックアップ ※2：保守点検による外構撤去時のバックアップ</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車及びホース延長・回収車（送水車用）の相互の離隔距離</p>	<p>【女川及び島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は保管場所における可搬型設備の離隔距離を明確化している。

第3-3図 可搬型設備の配置(1/10)

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>可搬型大型送水ポンプ及びホース延長・回収車（送水車用）と 原子炉補助機冷却海水ポンプとの離隔距離</p>  <p>可搬型代替電源車と原子炉補助建屋との離隔距離</p>	

第3-3図 可搬型設備の配置(2/10)

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1. 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			

第3-3図 可搬型設備の配置(3/10)

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 保管場所 ■ 可搬型直流電源用発電機 → 可搬型直流電源用発電機から他の離隔距離 <p>※1 原子炉建屋付属施設、原子炉建屋スラブ上に保管場所を設けよう。可搬型直流電源用発電機に最も近接して、原子炉建屋付属施設に最も近接して、可搬型直流電源用発電機と離隔距離を設けて置く。 設置する位置は、C面図に示す位置とする。 ※2 離隔距離による荷物搬出時のバックアップ ※3 離隔距離による荷物搬入時のバックアップ</p> <p>可搬型直流電源用発電機と原子炉補助建屋との離隔距離</p>  <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 保管場所 ■ 可搬型直流電源用発電機 → 可搬型直流電源用発電機と離隔距離 <p>※1 保管場所からのバックアップ ※2 保管場所による荷物搬出時のバックアップ</p> <p>可搬型直流電源用発電機の相互の離隔距離</p>	

第3-3図 可搬型設備の配置(4/10)

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所 可搬型スプレイノズル 原子炉補助建屋からの距離距離 <p>※ 原子炉補助建屋、原子炉建屋及びディーゼル発電機建屋のうち、可搬型スプレイノズル設置に最も近接している原子炉補助建屋を示して配置している。</p>  <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所 可搬型スプレイノズル 設備同士の距離距離 	

第3-3図 可搬型設備の配置(5/10)

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: center;">可搬型大容量海水送水ポンプ車、泡混合設備及び放水砲と 原子炉補助建屋との離隔距離</p> <p style="text-align: center;">可搬型大容量海水送水ポンプ車、泡混合設備及び放水砲の 相互の離隔距離</p>	

第3-3図 可搬型設備の配置(6/10)

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>可搬型タンクローリーと原子炉補助建屋との離隔距離</p> <p>可搬型タンクローリーの相互の離隔距離</p>	

第3-3図 可搬型設備の配置(7/10)

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: center;">小型船舶と原子炉補助建屋との離隔距離</p> <p style="text-align: center;">小型船舶の相互の離隔距離</p>	

第3-3図 可搬型設備の配置(8/10)

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>ホイールローダ及びバックホウと原子炉補助建屋との離隔距離</p> <p>ホイールローダ及びバックホウの相互の離隔距離</p>	

第3-3図 可搬型設備の配置(9/10)

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所 集水樹シルトフェンス 原子炉補助建屋からの離隔距離 <p>※ 赤字が構造物、青字が構造物又はデータに差異がある場合のうち、構造物・最大水位時対象距離に最も近接している部分の構造物を代表して記載している。</p> <p>集水樹シルトフェンスと原子炉補助建屋との離隔距離</p>  <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所 集水樹シルトフェンス 離隔士の離隔距離 <p>集水樹シルトフェンスの相互の離隔距離</p>	

第3-3図 可搬型設備の配置(10/10)

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 屋外アクセスルートの設定</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、緊急時対策所及び可搬型設備の保管場所から設置場所及び接続場所までの屋外アクセスルートを複数設定する。また、屋外アクセスルートは、緊急時対策所から原子炉建物内へ入域するための経路を考慮し設定する。</p> <p>屋外アクセスルートは、アクセスルートとサブルートとして複数設定する。</p> <p>アクセスルートは、地震及び津波を考慮しても使用が可能なルートとして設定する。サブルートは、地震及び津波時に期待しないルートとして設定する。</p> <p>屋外アクセスルートの用語の定義を第2-2表に示す。</p> <p>a. 屋外アクセスルート設定の考え方</p> <p>(a) 地震及び津波の影響の考慮</p> <p>地震及び津波の影響を考慮し、屋外アクセスルートを複数設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスルートは、地震及び津波の影響を考慮し、以下の①、②の条件を満足するものとする。 ①基準津波の影響を受けない、防波壁内側のルート ②基準地震動Ssによる被害（周辺構造物の損壊（建物、鉄塔等）、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、道路面のすべり、液状化及び搖り込みによる不等沈下、液状化に伴う浮き上がり、地中埋設構造物の損壊）の影響を考慮した以下のいずれかのルート <ul style="list-style-type: none"> ②-1：基準地震動Ssによる被害の影響を受けないルート ②-2：重機による復旧が可能なルート ②-3：人力によるホース若しくはケーブルの敷設が可能なルート <p>ただし、アクセスルートは、①及び②-1を満足するルートを少なくとも1ルート設定する。</p> <p>・サブルートは、地震及び津波時に期待しないルートと位置付けるため、地震及び津波の影響評価の対象外とする。</p>	<p>(5) 屋外アクセスルートの設定</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所までの屋外アクセスルートを複数設定する。</p> <p>屋外アクセスルートは、アクセスルートとサブルートとして複数設定し、加えて、アクセスの多様性確保の観点を踏まえた自主整備ルートを整備する。</p> <p>アクセスルートは、地震及び津波を考慮しても使用が可能なルートとして設定する。サブルートは、地震及び津波時に期待しないルートとして設定する。自主整備ルートは、使用が可能な場合に活用するルートとして設定する。</p> <p>屋外アクセスルートの用語の定義を第3-5表に示す。</p> <p>a. 屋外アクセスルート設定の考え方</p> <p>(a) 地震及び津波の影響の考慮</p> <p>地震及び津波の影響を考慮し、屋外アクセスルートを以下のとおり設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスルートは、地震及び津波の影響を考慮し、以下の①及び②の条件を満足するルートを複数設定する。 ①基準津波の影響を受けない防潮堤内側又は基準津波の影響を受けない敷地高さ以上のルート ②基準地震動による被害（周辺構造物の損壊（建物、鉄塔等）、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、道路面のすべり、液状化及び搖り込みによる不等沈下、液状化に伴う浮き上がり、地下構造物等の損壊）の影響を考慮した以下のいずれかのルート <ul style="list-style-type: none"> ②-1：基準地震動による被害の影響を受けないルート ②-2：重機による復旧が可能なルート ②-3：人力によるホース若しくはケーブルの敷設が可能なルート <p>ただし、アクセスルートは、①及び②-1を満足するルートを少なくとも1ルート設定する。</p> <p>・サブルートは、地震及び津波時に期待しないルートと位置付けるため、地震及び津波の影響評価の対象外とする。</p> <p>・自主整備ルートは、使用が可能な場合に活用するルートと位置付けるため、地震及び津波の影響評価の対象外とする。</p>	<p>【島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は緊急時対策所を起点としたルートを設定しているが、泊は女川と同様に保管場所を起点としたルートを設定している。 <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は自主整備ルートを設定している。（柏崎と同様） <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】名称の相違</p> <p>【島根】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は一部、防潮堤に取り囲まれた範囲外をアクセスルートに設定していることから、基準津波において評価点を設定し、津波が週上しないことを確認する予定。 <p>【島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は自主整備ルートを設定している。（柏崎と同様）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(b) 地震及び津波以外の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響の考慮 地震及び津波以外の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響を考慮し、同時に影響を受けない又は重機による復旧が可能なルートを設定する。また、アクセスルート及びサブルートは、防火帯内側（一部、防火帶外側のトンネル区間を含む。）に設定する。</p> <p>b. 屋外アクセスルート設定 屋外アクセスルート設定の考え方及び島根原子力発電所の特徴を踏まえて、屋外アクセスルートを以下のとおり設定した。 第2-3, 4図に屋外アクセスルートを示す。 • 緊急時対策所及び保管場所から目的地（保管場所、作業場所（2号炉周辺、淡水、海水取水場所等）、原子炉建物入口）への屋外アクセスルートを複数設定する。</p> <p>・防波壁の内側かつ防火帯の内側（一部、防火帶外側のトンネル区間を含む。別紙(25)参照）に、基準地震動 S_sによる被害の影響を考慮したアクセスルートを複数設定し、基準津波及び基準地震動 S_sによる被害の影響を受けないアクセスルートを1ルート以上設定する。具体的には、「①1、2号炉原子炉建物南側を経由したルート」と「②第二輪谷トンネルを経由したルート」の2ルートを設定する。また、保管場所を起点若しくは経由したルートを以下のとおりそれぞれ設定する。 ルートA：緊急時対策所（第1保管エリア）を起点としたE L 8.5m及びE L 15mエリア作業用アクセスルート ルートB：緊急時対策所を起点とし、第4保管エリアを経由したE L 8.5m及びE L 15mエリア作業用アクセスルート ルートC：緊急時対策所を起点とし、第2保管エリアを経由したE L 44mエリア作業用アクセスルート ルートD：緊急時対策所を起点とし、第3保管エリアを経由したE L 13～33m及びE L 44mエリア作業用アクセスルート</p>	<p>(b) 地震及び津波以外の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響の考慮 地震及び津波以外の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響を考慮し、同時に影響を受けない又は重機による復旧が可能なルートを設定する。また、アクセスルート及びサブルートは、防火帯内側に設定する。</p> <p>b. 屋外アクセスルート設定 屋外アクセスルート設定の考え方及び泊発電所の特徴を踏まえて、屋外アクセスルートを以下のとおり設定した。 第3-4, 5, 6図に屋外アクセスルートを示す。 • 保管場所から目的地（作業場所（3号炉周辺、海水及び淡水取水場所等）、建屋入口）への屋外アクセスルートを複数設定する。</p> <p>・防潮堤の内側かつ防火帯の内側に、基準地震動による被害の影響を考慮したアクセスルートを複数設定し、基準津波及び基準地震動による被害の影響を受けないアクセスルートを1ルート以上設定する。 • 保管場所からT.P. 10m作業エリアへのアクセスルートを複数設定する。具体的には、「①3号炉原子炉建屋北側を経由したルート」と「②アクセスルートトンネル※を経由したルート」の2ルートを設定し、保管場所を起点としたルートを以下のとおりそれぞれ設定する。 ルートA①：2号炉東側31mエリア(a)を起点とし、3号炉原子炉建屋北側を経由したT.P. 10m作業エリアへのルート ルートA②：2号炉東側31mエリア(a)を起点とし、アクセスルートトンネルを経由したT.P. 10m作業エリアへのルート ルートB①：51m倉庫・車庫エリアを起点とし、3号炉原子炉建屋北側を経由したT.P. 10m作業エリアへのルート ルートB②：51m倉庫・車庫エリアを起点とし、アクセスルートトンネルを経由したT.P. 10m作業エリアへのルート ※：アクセスルートトンネルは、重大事故等に備えたルートとして當時確保する必要性から、通常の発電所の運用には使用しない。（補足資料(22)参照）</p>	<p>【島根】設計内容の相違 • 泊はアクセスルート及びサブルートは防火帯内側に設定する。</p> <p>【島根】名称の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違 • 島根は緊急時対策所を起点としたルートを設定しているが、泊は女川と同様に保管場所を起点としたルートを設定している。</p> <p>【島根】名称の相違</p> <p>【島根】設計内容の相違 • 泊はアクセスルート及びサブルートは防火帯内側に設定する。</p> <p>【島根】名称の相違</p> <p>【島根】設計内容の相違 • 泊はアクセスルート及びサブルートは防火帯内側に設定する。</p> <p>【島根】名称の相違</p> <p>【島根】設計内容の相違 • 泊はアクセスルート及びサブルートは防火帯内側に設定する。</p> <p>【島根】運用の相違 • 泊はアクセスルートトンネルを通常の運用に使用しない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<ul style="list-style-type: none"> ・淡水取水場所（E L44m）と接続口（E L15m）で標高差があることを踏まえ、ホースを速やかに配置するために、2号炉原子炉建物西側及び南側法面上にアクセスルート（要員）を設定する。 ・通行に支障のある段差（15cm以上）の発生が想定される箇所については、あらかじめ鉄筋コンクリート床版等による段差緩和対策を行い、仮復旧作業を不要とする。 ・緊急時対策所から原子炉建物内へ直接入域するアクセスルートは、基準地震動 S_s の影響を受けないアクセスルートを少なくとも1ルート設定する。 ・緊急時対策所までのアクセスルートは、基準地震動 S_s の影響を受けないルートを少なくとも1ルート設定する。 ・地震及び津波時に期待しないルートとしてサブルートを設定する。 <p>c. 屋外アクセスルート選定</p> <p>設定した屋外アクセスルートについて、地震、津波の影響を考慮し、以下の優先順位とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等時は、基準津波及び基準地震動 S_s による被害の影響を受けないアクセスルートを優先して使用する。 ・アクセスルートが阻害された場合は、重機等によりアクセスルートを復旧、又はサブルートを使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・T.P. 10m 作業エリアから建屋入口への屋外アクセスルートを複数設定する。具体的には、「③ 3号炉原子炉建屋東側を経由したルート」と「④ 3号炉原子炉建屋西側を経由したルート」の2ルートを設定し、T.P. 10m 作業エリアを起点としたルートを以下のとおりそれぞれ設定する。 <ul style="list-style-type: none"> ルート③：3号炉原子炉建屋東側を経由したルート ルート④：3号炉原子炉建屋西側を経由したルート ・51m 倉庫・車庫エリアと敷地 T.P. 31m で標高差があることを踏まえ、保管場所まで速やかに移動するために、1号炉原子炉建屋西側法面上にアクセスルート（要員）を設定する。 ・通行に支障のある段差（15cm以上）の発生が想定される箇所については、あらかじめ踏掛版等による段差緩和対策を行い、仮復旧作業を不要とする。 ・屋外から原子炉建屋又は原子炉補助建屋内へ入域するアクセスルートは、基準地震動の影響を受けないアクセスルートを少なくとも1ルート設定する。 ・緊急時対策所までのアクセスルートは、基準地震動の影響を受けないルートを少なくとも1ルート設定する。 ・地震及び津波時に期待しないルートとしてサブルートを設定する。 ・使用が可能な場合に活用するルートとして自主整備ルートを設定する。 <p>c. 屋外アクセスルート選定</p> <p>設定した屋外アクセスルートについて、地震、津波の影響を考慮し、以下の優先順位とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等時は、基準津波及び基準地震動による被害の影響を受けないアクセスルートを優先して使用する。 ・アクセスルートが阻害された場合は、重機等によりアクセスルートを復旧、又はサブルートを使用する。 	<p>【島根】設計内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。 <p>【島根】設計内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。 <p>【島根】設計内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段差緩和対策内容の相違。 <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は自主整備ルートを設定している。（柏崎と同様）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

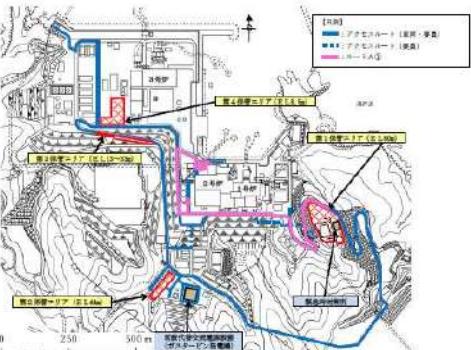
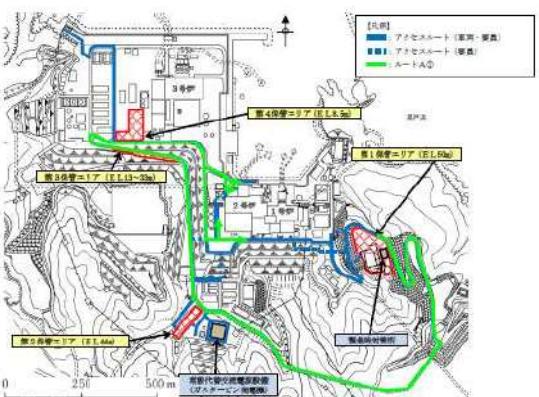
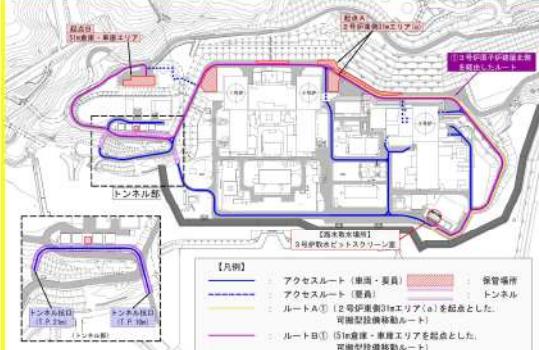
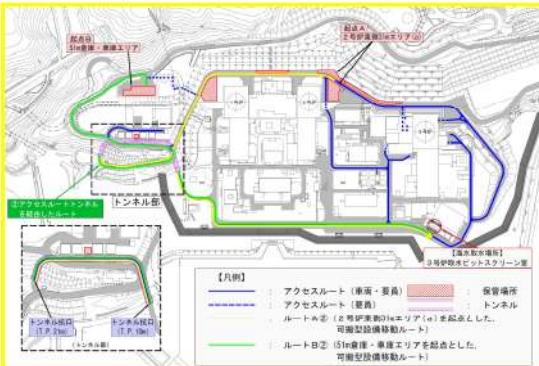
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
	<p>第2-2表 屋外アクセスルートの用語の定義</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th><th>大分類</th><th>小分類</th><th>概要説明</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">屋外</td><td rowspan="2">屋外アクセスルート</td><td>アクセスルート</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・地震及び地震に随伴する津波を考慮しても使用が可能である。 ・有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。 </td></tr> <tr> <td>サブルート</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・地震及び津波時に期待しないルート。 ・地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 </td></tr> </tbody> </table> <p>第2-3図 屋外アクセスルート図</p> <p>第3-4図 屋外アクセスルート図</p>	場所	大分類	小分類	概要説明	屋外	屋外アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> ・地震及び地震に随伴する津波を考慮しても使用が可能である。 ・有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。 	サブルート	<ul style="list-style-type: none"> ・地震及び津波時に期待しないルート。 ・地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 	<p>赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）</p> <p>青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）</p> <p>緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）</p> <p>【島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は自主整備ルートを設定している。（柏崎と同様）
場所	大分類	小分類	概要説明									
屋外	屋外アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> ・地震及び地震に随伴する津波を考慮しても使用が可能である。 ・有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。 									
		サブルート	<ul style="list-style-type: none"> ・地震及び津波時に期待しないルート。 ・地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 									

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

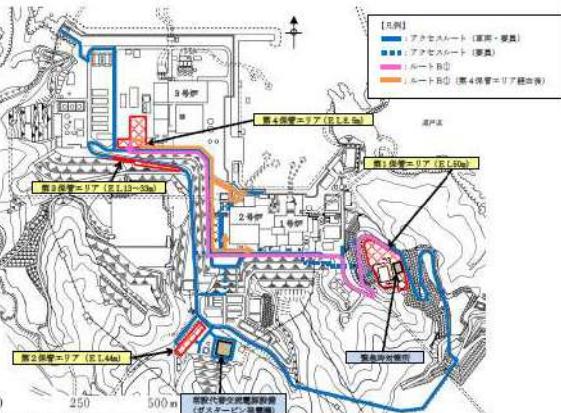
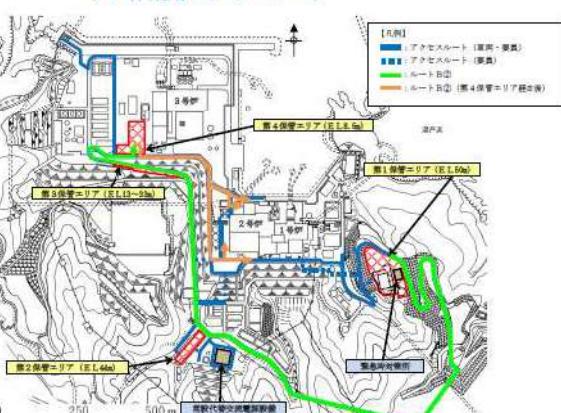
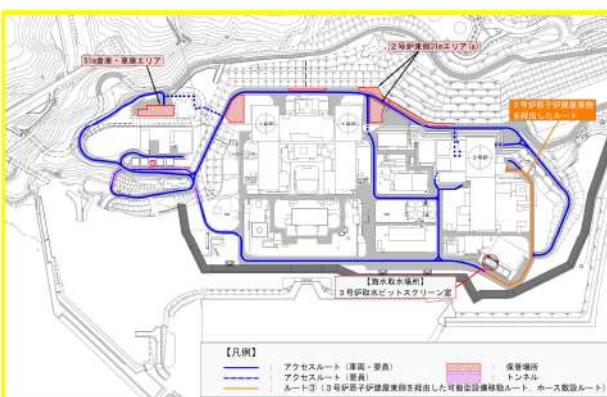
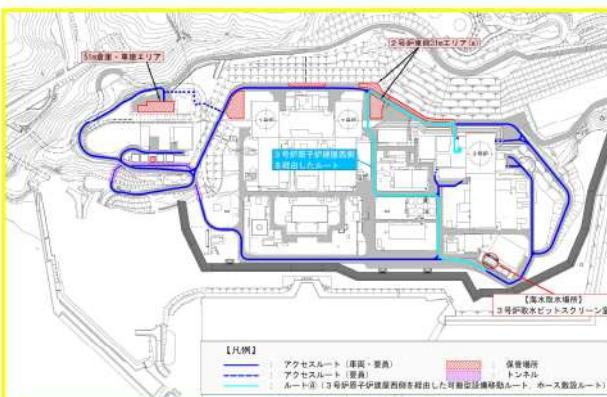
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>ルートA①：緊急時対策所（第1保管エリア）を起点とし、1, 2号炉原子炉建物南側を経由したE L 8.5m 及びE L 15m エリア作業用アクセスルート</p>  <p>ルートA②：緊急時対策所（第1保管エリア）を起点とし、第二輪谷トンネルを経由したE L 8.5m 及びE L 15m エリア作業用アクセスルート</p> <p>第2-4図 保管場所からのアクセスルート概要(1/4)</p>	 <p>ルートA①[※]：2号炉東側 31m エリア(a)を起点とし、3号炉原子炉建屋北側を経由したT.P. 10m 作業場所（海水取水場所）へのルート</p> <p>ルートB①[※]：51m 倉庫・車庫エリアを起点とし、3号炉原子炉建屋北側を経由したT.P. 10m 作業場所（海水取水場所）へのルート</p>  <p>ルートA②[※]：2号炉東側 31m エリア(a)を起点とし、アクセスルートトンネルを経由したT.P. 10m 作業場所（海水取水場所）へのルート</p> <p>ルートB②[※]：51m 倉庫・車庫エリアを起点とし、アクセスルートトンネルを経由したT.P. 10m 作業場所（海水取水場所）へのルート</p> <p>【ルート距離（保管場所～3号取水ビットスクリーン室）】 ルートA①：760m, ルートB①：1,710m, ルートA②：1,570m, ルートB②：1,590m</p> <p>※：有効性評価における可搬型設備設置のクリティカルとなる可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ビットの補給に係るルート</p>	<p>【島根】設計内容の相違 • プラントの相違による アクセスルート設定の相違。</p>
			<p>第3-5図 保管場所から T.P. 10m 作業場所（海水取水場所）への アクセスルート概要</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

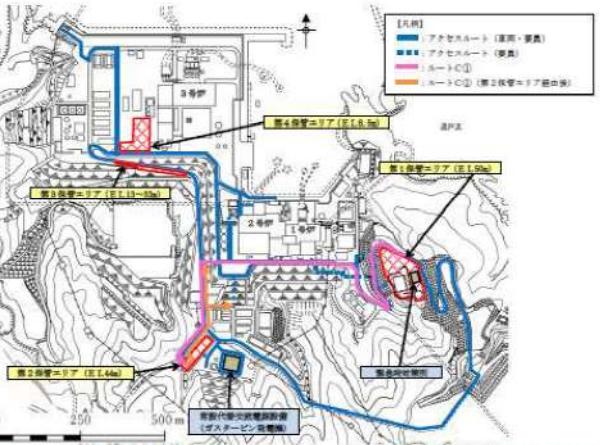
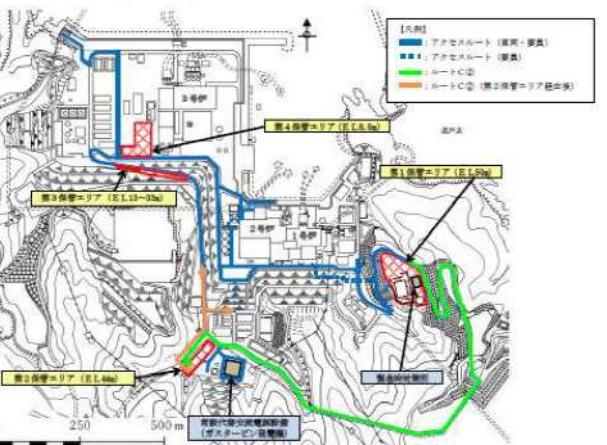
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>【凡例】 ● アクセスルート（直通・要員） ■ アクセスルート（要員） ■ ルートB① ■ ルートB② (第4保管エリア経由) ■ ルートB③ (第4保管エリア経由)</p> <p>ルートB①：緊急時対策所を起点とし、1、2号炉原子炉建屋南側及び第4保管エリアを経由したE L8.5m 及びE L15m エリア作業用アクセスルート</p>  <p>ルートB②：緊急時対策所を起点とし、第二輪谷トンネル及び第4保管エリアを経由したE L8.5m 及びE L15m エリア作業用アクセスルート</p>	 <p>【凡例】 ● アクセスルート（直通・要員） ■ アクセスルート（要員） ■ ルート③ (3号炉原子炉建屋東側を経由した可搬型送機移動ルート、ホース敷設ルート)</p> <p>ルート③※：T.P. 10m 作業場所（海水取水場所）を起点とし、3号炉原子炉建屋東側を経由したディーゼル発電機建屋入口へのルート</p>  <p>ルート④※：T.P. 10m 作業場所（海水取水場所）を起点とし、3号炉原子炉建屋西側を経由した原子炉補助建屋入口へのルート</p> <p>【ルート距離（3号取水ピットスクリーン室～建屋入口）】 ルート③：350m、ルート④：800m</p> <p>※：有効性評価における可搬型設備設置のクリティカルとなる可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットの補給に係るルート</p>	<p>【島根】 設計内容の相違 • プラントの相違による アクセスルート設定の相違。</p>
		<p>第2-4図 保管場所からのアクセスルート概要(2／4)</p>	<p>第3-6図 T.P. 10m 作業場所（海水取水場所）から建屋入口へのアクセスルート概要</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

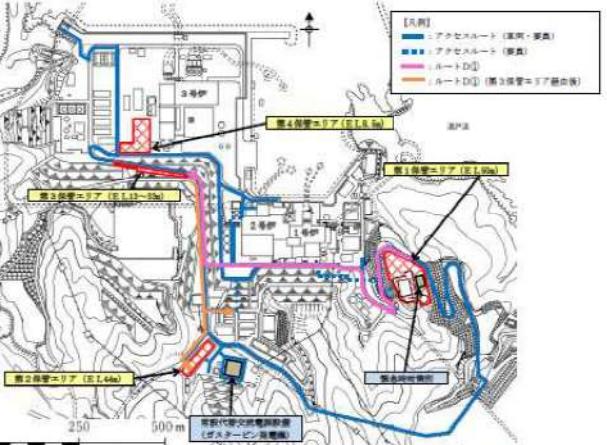
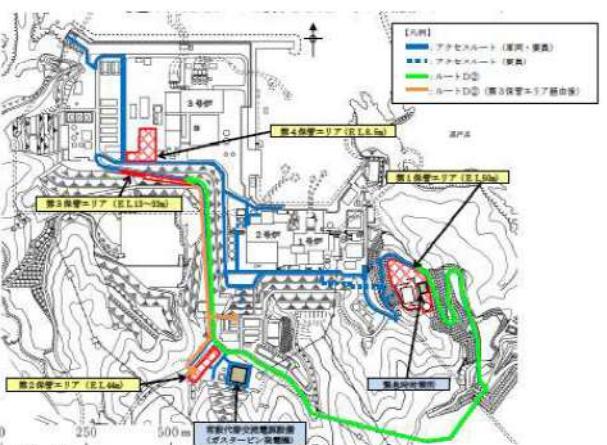
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>ルート C①：緊急時対策所を起点とし、1, 2号炉原子炉建物南側及び第2保管エリアを経由した E L 44m エリア作業用アクセスルート</p>  <p>ルート C②：緊急時対策所を起点とし、第二輪谷トンネル及び第2保管エリアを経由した E L 44m エリア作業用アクセスルート</p> <p>第2-4図 保管場所からのアクセスルート概要(3／4)</p>		<p>【島根】設計内容の相違 • プラントの相違による アクセスルート設定の 相違。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>【凡例】 ■：アクセスルート（実現・要実） ▲：アクセスルート（要実） ■：ルートD① ■：ルートD②（第3保管庫17号庫由来）</p> <p>ルートD①：緊急時対策所を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側及び第3保管エリアを経由したE L13～33m 及びE L44m エリア作業用アクセスルート</p>  <p>【凡例】 ■：アクセスルート（実現・要実） ▲：アクセスルート（要実） ■：ルートD① ■：ルートD②（第3保管庫17号庫由来）</p> <p>ルートD②：緊急時対策所を起点とし、第二輪谷トンネル及び第3保管エリアを経由したE L13～33m 及びE L44m エリア作業用アクセスルート</p> <p>第2-4図 保管場所からのアクセスルート概要(4／4)</p>		<p>【島根】 設計内容の相違 • プラントの相違による アクセスルート設定の 相違。</p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) 屋内アクセスルートの設定</p> <p>基本方針に従い、地震、津波その他の自然現象による影響及び人為事象による影響を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物に、各設備の操作場所までの屋内アクセスルートは、アクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <p>a. 屋内アクセスルート設定の考え方</p> <p>(a) 地震の影響の考慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外から直接原子炉建物内に入域するための原子炉建物の入口は、以下の条件を考慮し設定する。 <ul style="list-style-type: none"> ①原子炉建物の入口を複数設定する。 ②上記①のうち、基準地震動 S_s の影響を受けない位置的分散を考慮した入口を少なくとも 2箇所設定する。 ・アクセスルート及び迂回路は、基準地震動 S_s の影響を受けない建物に設定する。 ・アクセスルート及び迂回路の設定に当たっては、以下を考慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ①各階には各区画に沿った通路、複数の階段及び出入口扉があり、それぞれの通路等を組み合わせることで、複数のルートを選定する。 ②アクセスルート及び迂回路近傍の油内包機器及び水素ガス内包機器については、地震時に火災源とならない。 ③アクセスルート及び迂回路は、地震に伴う溢水が発生した場合においても歩行可能な水深とする。 ④アクセスルート及び迂回路近傍の常置品及び仮置資機材については、地震による転倒等により通行を阻害しないよう固縛等の転倒防止対策を実施する。 なお、迂回路は、転倒した常置品及び仮置資機材の人力による排除や乗り越え等により通行も考慮する。 <p>(b) 地震以外の自然現象の考慮</p> <p>地震以外の自然現象に対し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られたアクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <p>(c) その他の考慮事項</p> <p>アクセスルート及び迂回路の設定に当たっては、高線量区域を通行しないよう考慮する。</p>	<p>(6) 屋内アクセスルートの設定</p> <p>基本方針に従い、地震、津波その他の自然現象による影響及び人為事象による影響を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に、各設備の操作場所までの屋内アクセスルートは、アクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <p>a. 屋内アクセスルート設定の考え方</p> <p>(a) 地震の影響の考慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外から原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋（以下「主要建屋」という。）内に入域するための入口は、以下の条件を考慮し設定する。 <ul style="list-style-type: none"> ①操作場所まで移動するための主要建屋の入口を複数設定する。 ②上記①のうち、基準地震動の影響を受けない位置的分散を考慮した入口を少なくとも 2箇所設定する。 ・アクセスルート及び迂回路は、基準地震動の影響を受けない建屋に設定する。 ・アクセスルート及び迂回路の設定に当たっては、以下を考慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ①各階には各区画に沿った通路、複数の階段及び出入口扉があり、それぞれの通路等を組み合わせることで、複数のルートを選定する。 ②アクセスルート及び迂回路近傍の油内包機器及び水素内包機器については、地震時に火災源とならない。 ③アクセスルート及び迂回路は、地震に伴う溢水が発生した場合においても歩行可能な水深とする。 ④アクセスルート及び迂回路近傍の常設物及び仮置物については、地震による転倒等により通行を阻害しないよう固縛等の転倒防止対策を実施する。 なお、当該常設物及び仮置物が転倒した場合であっても、通行可能な通路幅があること、又は通行可能な通路幅がない場合であっても、人力による排除又は乗り越えによる通行も考慮する。 <p>(b) 地震以外の自然現象の考慮</p> <p>地震以外の自然現象に対し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られたアクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <p>(c) その他の考慮事項</p> <p>アクセスルート及び迂回路の設定に当たっては、高線量区域を通行しないよう考慮する。</p>	<p>【島根】記載名称の相違</p> <p>【島根】記載名称及び記載表現の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違</p> <p>・建屋に入域する入口は、直接原子炉建屋に入域するための入口に加え、原子炉建屋に隣接し屋内ルートでつながっている原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋の入口についても考慮していることから泊は「直接」と限定的な記載していない。</p> <p>【島根】記載内容の相違</p> <p>・泊は、迂回路の評価をアクセスルートと同等の評価を実施している。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 屋内アクセスルート設定 屋内アクセスルート設定の考え方を踏まえて、アクセスルート及び迂回路を以下のとおり設定する。</p> <p>(a) 原子炉建物入口 重大事故等時に屋外から直接、原子炉建物内に入域するため基準地震動 S s の影響を受けない入口を原子炉建物の西側に2箇所、南側に1箇所設定する。</p> <p>(b) 屋内アクセスルート 基準地震動 S s の影響を受けない原子炉建物、タービン建物、廃棄物処理建物及び制御室建物に、以下に示す各設備の操作場所へのアクセスルート及び迂回路を設定する。 - 中央制御室から原子炉建物及び廃棄物処理建物までのルート。 - 原子炉建物及び廃棄物処理建物の各階層間を移動するためのルート。</p> <p>c. 屋内アクセスルート選定 アクセスルート及び迂回路は、以下のとおり選定する。 - アクセスルートは、有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路 - 迂回路は、上記アクセスルートが使用できない場合に使用可能な経路</p> <p>(6) 島根原子力発電所1号炉の廃止措置の影響 廃止措置中である島根原子力発電所1号炉の廃止措置関連工事の実施に当たっては、島根原子力発電所2号炉の重大事故等対応に必要となる可搬型設備の保管場所及び屋外のアクセスルートに影響を及ぼさないよう工事を実施し、運用管理を原子炉施設保安規定に規定し、QMS規程に基づき実施する。 なお、屋外アクセスルートのうちサブルートは、地震及び津波時に期待しないルートと位置付けるため、地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。</p>	<p>b. 屋内アクセスルート設定 屋内アクセスルート設定の考え方を踏まえて、アクセスルート及び迂回路を以下のとおり設定する。</p> <p>(a) 主要建屋入口 重大事故等時に屋外から主要建屋内に入域するため基準地震動の影響を受けない主要建屋の入口として原子炉補助建屋の北側に2箇所、原子炉建屋の東側に2箇所、ディーゼル発電機建屋の東側に1箇所設定する。</p> <p>(b) 屋内アクセスルート 基準地震動の影響を受けない主要建屋に、以下に示す各設備の操作場所へのアクセスルート及び迂回路を設定する。 - 中央制御室から原子炉建屋及びディーゼル発電機建屋までのルート。 - 主要建屋の各階層間を移動するためのルート。</p> <p>c. 屋内アクセスルート選定 アクセスルート及び迂回路は、以下のとおり選定する。 - アクセスルートは、有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路。 - 迂回路は、上記アクセスルートが使用できない場合に使用可能な経路。</p>	<p>【島根】記載表現及び建屋名称等の相違 【島根】記載内容の相違 ・建屋に入域する入口は、直接原子炉建屋に入域するための入口に加え、原子炉建屋に隣接し屋内ルートでつながっている原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋の入口についても考慮していることから泊は「直接」と限定的な記載にしている。</p> <p>【島根】廃止措置関連工事の実施の有無による相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象	<p>(7) 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートの自然現象等に対する影響評価</p> <p>可搬型設備の保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響を及ぼす自然現象等について、抽出の考え方及び概略影響評価結果を以下に示す。詳細評価については(8), 3.～5.に示す。</p> <p>なお、屋外アクセスルートのうちサブルートは、地震及び津波時に期待しないルートと位置付けるため、地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。</p> <p>a. 自然現象</p> <p>(a) 自然現象抽出の考え方</p> <p>自然現象抽出の考え方は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根原子力発電所の安全を確保する上で設計上考慮すべき自然現象としては、国内で発生し得る事象に加え、欧米の基準等で示されている事象を用い網羅的に収集した55事象を母集団とする。 (別紙(34)参照) ・収集した55事象について、第2-3表に示す「影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象」等の除外基準を用いて、島根原子力発電所において設計上想定すべき事象を抽出する。(別紙(34)参照) 	<p>4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象</p> <p>可搬型設備の保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響を及ぼす外部事象について、概略影響評価結果を以下に示す。</p> <p>なお、屋外アクセスルートのうちサブルート及び自主整備ルートは、それぞれ地震及び津波時に期待しないルート及び使用が可能な場合に活用するルートと位置付けるため、地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。</p> <p>(1) 自然現象</p> <p>a. 想定する自然現象</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）については、網羅的に抽出するために、国内外の基準や文献等に基づき事象を収集し、海外の選定基準を参考として選定を行った結果、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の12事象を選定した。これらの事象に地震及び津波を加えた14事象（地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮）を選定した。</p> <p>自然現象選定の詳細については設置許可基準規則第6条適合性説明資料「外部事象の考慮について」参照。</p>	<p>【女川】記載表現の相違 ・泊の屋外アクセスルートは、島根の考え方を参考としているから、島根の記載を取り入れている。</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は女川と同様に抽出プロセスは、他の審査項目を呼び込むこととしている。</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は自主整備ルートを設定している。（柏崎と同様）</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は女川と同様に抽出プロセスは、他の審査項目を呼び込むこととしている。</p>										
	<p>評価の観点</p> <table border="1"> <tr> <td>影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象【10事象】</td> <td>保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象【41事象】</td> </tr> <tr> <td>ハザード変換・異常が近く、事前にそのリスクを了解・検知することはハザードを除外できる事象【2事象】</td> <td>干ばつ／乾燥／寒暖／カキスト／地下水による浸食／湖又は河川の本流下／水枯／水面の沈没／水壓／河川の迂回／土壌の吸水性／土壌変化／土壌侵食／泥石流／泥水／泥炭／海岸浸食（水面下の浸食）</td> </tr> <tr> <td>考慮された事象と比較して、影響度への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれることがない事象【7事象】</td> <td>高風／もや／霧／高水温（海水温昇）／紅水温（海水温低）／太陽アレア／逆気風／濃霧</td> </tr> <tr> <td>影響が他の事象に包含される事象【21事象】</td> <td>地質活動：地面の隆起／陥没／地潤出（液状化） 津波：海水高潮／海水高潮／海浜地沿り／漁港／静御／角津／後瀬 木本：湖又は河川の本流上界 風（台風）：ハリケーン 電力：振幅的な気压（ひょう） 積雪（豪雪）：雪崩 地滑り：土砂涌動／土砂崩れ（山崩れ、崩廻れ） 火山（火山活動・噴火）：水蒸気、熱蒸噴出／毒性ガス 生物学的事象：動物／水中の有機物質 森林火災：草原火災</td> </tr> <tr> <td>発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【1事象】</td> <td>風石</td> </tr> </table> <p>※：海水に起因して発生する地滑り及び土石流を考慮</p>	影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象【10事象】	保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象【41事象】	ハザード変換・異常が近く、事前にそのリスクを了解・検知することはハザードを除外できる事象【2事象】	干ばつ／乾燥／寒暖／カキスト／地下水による浸食／湖又は河川の本流下／水枯／水面の沈没／水壓／河川の迂回／土壌の吸水性／土壌変化／土壌侵食／泥石流／泥水／泥炭／海岸浸食（水面下の浸食）	考慮された事象と比較して、影響度への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれることがない事象【7事象】	高風／もや／霧／高水温（海水温昇）／紅水温（海水温低）／太陽アレア／逆気風／濃霧	影響が他の事象に包含される事象【21事象】	地質活動：地面の隆起／陥没／地潤出（液状化） 津波：海水高潮／海水高潮／海浜地沿り／漁港／静御／角津／後瀬 木本：湖又は河川の本流上界 風（台風）：ハリケーン 電力：振幅的な気压（ひょう） 積雪（豪雪）：雪崩 地滑り：土砂涌動／土砂崩れ（山崩れ、崩廻れ） 火山（火山活動・噴火）：水蒸気、熱蒸噴出／毒性ガス 生物学的事象：動物／水中の有機物質 森林火災：草原火災	発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【1事象】	風石		
影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象【10事象】	保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象【41事象】												
ハザード変換・異常が近く、事前にそのリスクを了解・検知することはハザードを除外できる事象【2事象】	干ばつ／乾燥／寒暖／カキスト／地下水による浸食／湖又は河川の本流下／水枯／水面の沈没／水壓／河川の迂回／土壌の吸水性／土壌変化／土壌侵食／泥石流／泥水／泥炭／海岸浸食（水面下の浸食）												
考慮された事象と比較して、影響度への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれることがない事象【7事象】	高風／もや／霧／高水温（海水温昇）／紅水温（海水温低）／太陽アレア／逆気風／濃霧												
影響が他の事象に包含される事象【21事象】	地質活動：地面の隆起／陥没／地潤出（液状化） 津波：海水高潮／海水高潮／海浜地沿り／漁港／静御／角津／後瀬 木本：湖又は河川の本流上界 風（台風）：ハリケーン 電力：振幅的な気压（ひょう） 積雪（豪雪）：雪崩 地滑り：土砂涌動／土砂崩れ（山崩れ、崩廻れ） 火山（火山活動・噴火）：水蒸気、熱蒸噴出／毒性ガス 生物学的事象：動物／水中の有機物質 森林火災：草原火災												
発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【1事象】	風石												

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 自然現象の影響評価 「a.想定する自然現象」で選定した14事象に対して、設計上想定する規模で発生した場合の影響について評価した結果を第4-1表に示す。</p> <p>保管場所及びアクセスルートへの影響評価として確認する事項は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計上想定した自然現象に対し、保管場所の位置等の状況を踏まえ、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備の安全機能が同時に喪失しないこと。 ・保管場所に設置された重大事故等対処設備が各自然現象によって同時にすべて機能喪失しないこと。 ・保管場所、その他現場における屋外作業や屋外アクセスルートの通行が可能のこと。 ・屋内アクセスルートの通行が可能であること。 <p>第4-1表のとおり、想定する自然現象のうち保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性がある自然現象は地震のみと考えられる。 なお、自然現象の重畳を考慮した場合の影響については、別紙(4)に示す。</p>	<p>(b)自然現象の影響評価（概略） 「(a)自然現象抽出の考え方」を踏まえ抽出した事象から森林火災を除いた事象（12事象）について、設計上想定する規模で発生した場合の影響について確認し、その結果を第2-4表に示す。</p>	<p>b. 自然現象の影響評価 「a.想定する自然現象」で選定した14事象に対して、設計上想定する規模で発生した場合の影響について評価した結果を第4-1表に示す。</p> <p>保管場所及びアクセスルートへの影響評価として確認する事項は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計上想定した自然現象に対し、保管場所の位置等の状況を踏まえ、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備の安全機能が同時に喪失しないこと。 ・保管場所に設置された重大事故等対処設備が各自然現象によって同時にすべて機能喪失しないこと。 ・保管場所、その他現場における屋外作業や屋外のアクセスルートの通行が可能のこと。 ・屋内のアクセスルートの通行が可能であること。 <p>第4-1表のとおり、想定する自然現象のうち保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性がある自然現象は地震のみと考えられる。 なお、自然現象の重畳を考慮した場合の影響については、別紙(4)に示す。</p>	<p>【島根】記載表現の相違 【島根】記載内容の相違 ・泊は女川と同様に影響評価における確認事項を記載。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉			島根原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由	
自然現象	評価結果		評価結果			評価結果			【女川及び島根】記載内容の相違 ・それぞれの自然現象に対する対応内容の相違。	
	保管場所	屋外アクセスルート	屋内アクセスルート	保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート	保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート	
地震	・地盤や周辺斜面の崩壊による影響、周辺構造物の倒壊・損壊、アクセスルート周辺機器等の火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	・地盤や周辺斜面の崩壊による影響、周辺構造物の倒壊・損壊、アクセスルート周辺機器等の火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	・地盤や周辺斜面の崩壊による影響、周辺構造物の倒壊・損壊、アクセスルート周辺機器等の火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	・地震や周辺斜面の崩壊による影響、周辺構造物の倒壊・損壊、火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	・地震や周辺斜面の崩壊による影響、周辺構造物の倒壊・損壊、火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	・地震や周辺斜面の崩壊による影響、周辺構造物の倒壊・損壊、火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	・地震や周辺斜面の崩壊による影響、周辺構造物の倒壊・損壊、火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	・地震や周辺斜面の崩壊による影響、周辺構造物の倒壊・損壊、火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	・地震や周辺斜面の崩壊による影響、周辺構造物の倒壊・損壊、火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	【女川及び島根】記載内容の相違 ・それぞれの自然現象に対する対応内容の相違。
津波	・基準津波に対して防潮堤や防潮壁を設置することから、原子炉建屋等や保管場所へ週上する浸水はない。したがって、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備が同時に機能喪失しない。	・基準津波に対して防潮堤や防潮壁を設置することから、アksesルートまで週上する浸水はない。	・基準津波に対して防潮堤や防潮壁を設置することから、アksesルートまで週上する浸水はない。	・基準津波に対して防波壁等を設置することから、原子炉建屋等や保管場所へ週上する浸水はない。	・基準津波に対して防波壁等を設置されることから、アksesルートへ週上する浸水はない。	・基準津波に対して防潮堤を設置することから、原子炉建屋等や保管場所へ週上する浸水はない。	・基準津波に対して防潮堤を設置することから、アksesルートへ週上する浸水はない。	・基準津波に対して防潮堤を設置することから、アksesルートへ週上する浸水はない。	・基準津波に対して防潮堤を設置することから、アksesルートへ週上する浸水はない。	【女川及び島根】記載内容の相違 ・それぞれの自然現象に対する対応内容の相違。
洪水	・敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。	・同左	・同左	・敷地周辺に河川等がないことから、洪水による影響を受けない。	・敷地周辺に河川等がないことから、アksesルートは洪水による影響を受けない。	・敷地周辺に河川等がないことから、アksesルートは洪水による影響を受けない。	・敷地の地形及び表流水の状況から、洪水による被害を受けることはない。	・同左	・同左	【女川及び島根】記載内容の相違 ・それぞれの自然現象に対する対応内容の相違。
風(台風)	・設計基準事故対処設備は建屋内に設置されているため、風による影響はない。また、可搬型設備は荷重が大きく、設計基準の風により転倒することはないとから、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。	・台風によりがれきが発生した場合でも、ブルドーザにより撤去することが可能である。	・建屋内であり影響は受けない。	・設計基準事故対処設備は建物内に設置されているため、風(台風)による影響はない。また、可搬型設備は荷重が大きく、設計基準の風(台風)により飛散することはないとから、同時に機能喪失しない。	・風(台風)によりアksesルートにがれきが発生した場合にも、ホイールローダにより撤去することが可能である。	・風(台風)によりがれきが発生した場合でも、ホイールローダにより撤去することが可能である。	・建屋内であり。アksesルートは影響を受けない。	・同左	・同左	【女川及び島根】記載内容の相違 ・それぞれの自然現象に対する対応内容の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉			島根原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由		
									【女川及び島根】記載内容の相違		
巻	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備は屋外の保管場所に設置しているが、設計基準事故対応設備は巻屋に対して頑健な建屋に設置していることから、設計基準事故対応設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 保管エリアに配備する可搬型設備は原子炉建屋等に対し離隔距離の確保、又は飛散防止対策を実施することから原子炉建屋等への影響を与えない。 	<ul style="list-style-type: none"> 巻屋により火災が発生した場合でも、ブルドーザにより撤去することが可能である。 万一、送電鉄塔が倒壊した場合であっても、複数のルートが確保されていることから、影響がないルートを選択することで目的地までのアクセスが可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋等は巻屋に対し頑健性を有することから影響は受けない。 	第2-4表 自然現象により想定される影響概略評価結果(2/4)							
積雪	<ul style="list-style-type: none"> 気象予報により事前の予測が十分可能であり、原子炉建屋等、保管場所及び可搬型設備の除雪は積雪状況を見計らながら行うことでの対応が可能であることから、設計基準事故対応設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 気象予報により事前の予測が十分可能であり、除雪を実施できる体制を構築し、ブルドーザによる除雪及び融雪剤を散布し対応するため積雪の影響はない。その上で車両に常時スタッフドレスタイヤを装着し、徐行で運転することから急勾配の下りでもスリップする可能性は低い。なお、急勾配箇所にはすべり止め材を配備して必要に応じて使用できるようになるとともに、すべり止め補装を施工。(別紙(36)参考) また、ブルドーザにより最大152分で除雪が可能である。(別紙(5)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 建屋内であり影響は受けない。 	自然現象	保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート	自然現象	保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート
巻				・可搬型設備は屋外の保管場所に設置しているが、設計基準事故対応設備は巻屋に對して頑健な建屋に設置していることから、影響がないルートが確保されていることから、影響がないルートを選択することで目的地までのアクセスが可能である。	・通常無線機器及び送電鉄塔が倒壊した場合であっても影響を受けないアクセスルートを選択することで目的地へのアクセスが可能である。	・原子炉建屋等は巻屋に對して頑健性を有することから影響は受けない。	・巻屋により火災が発生した場合でも、ホイールローダにより撤去することが可能である。	・巻屋	・設計基準事故対応設備は巻屋に對して建屋内等の防護した場所に設置していることから、影響を受けない。	・原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋は巻屋に對して頑健性を有することから、アクセスルートは影響を受けない。	・送電鉄塔が倒壊した場合であっても影響を受けないアクセスルートを選択することで目的地へのアクセスが可能である。
積雪				・巻屋に配置している巻屋防護施設近傍の可搬型設備は固縛等により飛来物となるための対策を実施する。また、その他の場所に限りでは、複数のアクセスルートが確保されていることから、飛来物によりアクセスに問題を生じる可能性は小さい。	・建屋内であり影响は受けない。	・巻屋防護施設周辺に隣接しては、巻屋発生予測を踏まえた車両の待避運用等の飛来物発生防止対策を実施することから、アクセスルートは巻屋による影響を受けない。	・巻屋	・巻屋に配置している巻屋防護施設近傍に隣接しては、巻屋発生予測を踏まえた車両の待避運用等の飛来物発生防止対策を実施することから、アクセスルートは巻屋による影響を受けない。	・原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋は巻屋に對して頑健性を有することから、アクセスルートは影響を受けない。	・送電鉄塔が倒壊した場合であっても影響を受けないアクセスルートを選択することで目的地へのアクセスが可能である。	
降水				・可搬型設備は屋外の保管場所に設置しているが、設計基準事故対応設備は建物内に設置されているため影響を受けず。同時に機能喪失しない。	・気象予報により事前の予測が十分可能であり、アクセスルートへの融雪剤散布を行なうことで、アクセスに問題が生じる可能性が小さい。	・建物内でありアクセスルートは凍結による影響を受けない。	・建屋	・気象予報により事前の予測が十分可能であり、アクセスルートへの融雪剤散布を行なうことで、アクセスに問題が生じる可能性は小さい。	・巻屋	・建屋内であり、アクセスルートは影響を受けない。	
				・気象予報により事前の予測が十分可能であり、始動に影響が出ないよう、各設備の羅度に開ける仕様を下回るおそれがある場合には、必要な応じて、あらかじめ可搬型設備の暖気運転を行うこととしているため、影響を受けない。なお、暖気運転は事前に実施することからアクセス時間への影響はない。	・路面が凍結した場合にも、走行可能なタイヤを装着していることから、アクセスに問題を生じる可能性は小さい。	・融雪	・気象予報により事前の予測が十分可能であり、保管場所及び可搬型設備の除雪は積雪状況を見計らながら行なうことで対応が可能である。その上で車両にスタッフドレスタイヤ等を装着し、徐行で運転することからスリップする可能性は低い。	・原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋は巻屋に對して頑健性を有することから、アクセスルートは影響を受けない。	・送電鉄塔が倒壊した場合であっても影響を受けないアクセスルートを選択することで目的地へのアクセスが可能である。		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

自然現象	評価結果		
	保管場所	屋外アクセスルート	屋内アクセスルート
凍結	<ul style="list-style-type: none"> ・保管場所に設置されている可燃型・凍結を伴うような低溫となる場合は、気象予報により事前の予測が十分可能であり、保管場所及び可燃型設備の除雪は積雪状況等を見計らいながら行うことで対処が可能である。また、設計基準事故対応設備と可燃型設備が同時に機能喪失しない。 ・凍結を伴うような低温となる場合は、気象予報により事前の予測が十分可能であり、各設備の温度に関する仕様を下回るおそれがある場合には、始動に影響が出ないよう対応してあらかじめ可燃型設備の暖機運転を行うことにより影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・凍結を伴うような低溫となる場合は、建屋内であり影響を受けない。 	
降水	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な降雨強度に基づき設計した排水路により、海城へ排水されることから影響は受けない。 ・また、原子炉建屋については浸水防止対策を施していることから、設計基準事故対応設備と可燃型設備が同時に機能喪失しない。 ・排水路の性能については別紙(6)参照。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な降雨強度に基づき設計した排水路により、海城へ排水されることから影響は受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水防止対策が施された建屋内であり影響は受けない。
落雷	<ul style="list-style-type: none"> ・設計基準事故対応設備は避雷対策を施した建物内に設置されており、かつ保管場所とは位置的分離が図られていることから、同時に機能喪失しない。 ・1回の落雷により影響を受ける範囲は限定され、可燃型設備は、保管場所にそれぞれ離隔して分散配置していることから、同時に機能喪失しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・落雷により影響を受けることはない。 ・落雷発生中は、屋内に避避し、状況を見て屋外作業を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物には避雷設備を設置しておりアクセスルートは落雷による影響を受けない。
地滑り	<ul style="list-style-type: none"> ・設計基準事故対応設備は避雷対策を施されたエアリに設置されており、かつ保管場所とは位置的分離が図られていることから、設計基準事故対応設備と可燃型設備が同時に機能喪失しない。 ・1回の落雷により影響を受ける範囲は限定されるため、保管場所は2セットを離隔して位置的分離を図っており、影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・落雷によりアクセスルートが影響を受けることはない。 ・落雷発生中は、屋内に避避し、状況を見て屋外作業を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建屋には避雷設備を設置しており影響を受けない。
地滑り	・同左	・同左	

島根原子力発電所2号炉

第2-4表 自然現象により想定される影響概略評価結果(3/4)

自然現象	概略評価結果		
	保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート
積雪	<ul style="list-style-type: none"> ・気象予報により事前の予測が十分可能であり、保管場所及び可燃型設備の除雪は積雪状況等を見計らいながら行うことで対処が可能である。また、設計基準事故対応設備と可燃型設備が同時に機能喪失しない。 ・凍結を伴うような低温となる場合は、気象予報により事前の予測が十分可能であり、各設備の温度に関する仕様を下回るおそれがある場合には、始動に影響が出ないよう対応してあらかじめ可燃型設備の暖機運転を行うことにより影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建屋内でありアクセスルートは積雪による影響を受けない。 	
落雷	<ul style="list-style-type: none"> ・設計基準事故対応設備は避雷対策を施した建物内に設置されており、かつ保管場所とは位置的分離が図られていることから、同時に機能喪失しない。 ・1回の落雷により影響を受ける範囲は限定され、可燃型設備は、保管場所にそれぞれ離隔して分散配置していることから、同時に機能喪失しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物には避雷設備を設置しておりアクセスルートは落雷による影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・落雷により影響を受けることはない。 ・落雷発生中は、屋内に避避し、状況を見て屋外作業を実施する。
地滑り・土石流	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃型設備は屋外の保管場所に設置しているが、設計基準事故対応設備は地滑り・土石流の影響範囲外に設置していることから、同時に機能喪失しない。 ・地滑り・土石流により影響を受ける範囲は限界され、屋外に配置している可燃型設備は、保管場所にそれぞれ離隔して分散配置していることから、同時に機能喪失しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数のアクセスルートのうち、地滑り・土石流により影響を受ける範囲にないため、アクセスルートは影響を受けない。(別紙(38)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建屋等は地滑り・土石流により影響を受ける範囲にないため、アクセスルートは影響を受けない。(別紙(38)参照)

泊発電所3号炉

評価結果

自然現象	評価結果		
	保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート
凍結(極低温)	<ul style="list-style-type: none"> ・保管場所に設置されている可燃型設備は屋外であるが、設計基準事故対応設備は建屋内に設置されているため、影響を受けないことから設計基準事故対応設備と可燃型設備が同時に機能喪失しない。 ・凍結を伴うような低温となる場合は、気象予報により事前の予測が十分可能であり、保管場所及び可燃型設備の除雪は積雪状況等を見計らいながら行うことで対処が可能である。また、設計基準事故対応設備と可燃型設備が同時に機能喪失しない。 ・凍結を伴うような低温となる場合は、気象予報により事前の予測が十分可能であり、各設備の温度に関する仕様を下回るおそれがある場合には、始動に影響が出ないよう対応してあらかじめ可燃型設備の暖機運転を行うことにより影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・凍結を伴うような低溫となる場合は、気象予報により事前の予測が十分可能であり、積雪状況等を見計らいながらアクセスルートの除雪を行うことで対処が可能である。なお、ホイルローダーにより最大10分で除雪が可能である。(別紙(22)参照) ・積雪時ににおいても、進行可能なタイミングを把握し、進行で運転することでもスリップする可能性は低い。なお、急勾配箇所ではスリップする可能性は低い。 ・また、保管場所等の除雪はホイールローダーによる実績もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建屋内であり、アクセスルートは影響を受けない。
降水	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な降雨強度に基づき設計した排水路により、海城へ排水されることから影響は受けない。 ・また、原子炉建屋については浸水防止対策を施していることから、設計基準事故対応設備と可燃型設備が同時に機能喪失しない。 ・排水路の性能については別紙(6)参照。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な降雨強度に基づき設計した排水路により、海城へ排水されることから影響は受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建屋内に設置された排水設備により、海城へ排水されることから影響は受けない。 ・落雷により影響を受けることはない。 ・落雷発生中は、屋内に避避し、状況を見て屋外作業を実施する。
落雷	<ul style="list-style-type: none"> ・設計基準事故対応設備は避雷対策を施されたエアリに設置されており、かつ保管場所とは位置的分離が図られていることから、設計基準事故対応設備と可燃型設備が同時に機能喪失しない。 ・1回の落雷により影響を受ける範囲は限定されるため、保管場所は2セットを離隔して位置的分離を図っており、影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・落雷により影響を受けることはない。 ・落雷発生中は、屋内に避避し、状況を見て屋外作業を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建屋内に設置された排水設備により、海城へ排水されることから影響は受けない。 ・落雷により影響を受けることはない。 ・落雷発生中は、屋内に避避し、状況を見て屋外作業を実施する。
地滑り	・同左	・同左	

【女川及び鳥居】記載内容の相違

・それぞれの自然現象に対する対応内容の相違。

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

女川原子力発電所2号炉			島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
自然現象	評価結果			評価結果	【女川及び島根】記載内容の相違
	保管場所	屋外アクセスルート	屋内アクセスルート		
火山の影響	<p>・噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、保管場所及び可燃型設備の除灰を行うことにより対処が可能であることから、設計基準事故対応設備と可燃型設備が同時に機能喪失しない。</p> <p>・設計基準事故対応設備は、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の益蟲類の侵入による影響を受けない。また、衛生動物により、保管場所及び可燃型設備は影響を受けない。したがって、設計基準事故対応設備と可燃型設備が同時に機能喪失する可能性は小さい。</p> <p>・可燃型設備は、ネズミ等の小動物の侵入により設備の機能がないよう、侵入できるような開口部は侵入防止対策を実施する。(別紙(5)参照)</p>	<p>・噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、アクセスルートの除灰を行うことにより対処が可能である。また、ブルドーザーにより最大17分で除灰が可能である。(別紙(5)参照)</p>	<p>・噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、アクセスルートの除灰を行うことにより対処が可能である。また、ホイールローダーにより最大218分で除灰が可能である。(別紙(5)参照)</p>	<p>・噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、屋外保管場所及び可燃型設備の除灰を行うことにより対処が可能である。なお、ホイールロードにより最大381分で除灰が可能である。(別紙(5)参照)</p>	<p>・それぞれの自然現象に対する対応内容の相違。</p>
生物学的事象	<p>・影響なし。</p>	<p>・屋内アクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の益蟲類の侵入による影響を受けない。</p>	<p>・保管場所等の除灰はホイールローダーによる実施も可能である。</p>	<p>・容易に拂拭可能であるため、アクセスルートに影響はない。</p>	<p>・影響なし。</p>
森林火災	<p>・原子炉建屋等と保管場所は防火帯の内側であるため、森林火災による熱影響は受けない。</p> <p>・一方、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊が保管場所周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。</p>	<p>・アクセスルートは防水帯の内側であり、熱影響は受けない。</p> <p>・ほい煙について、外気取入口に設置されたフィルタにより一定以上の粒径のばい煙を捕集するとともに、外気取入口ダンバを閉止、又は逆調停止や事故時運転モードにより建屋内への侵入を阻止することが可能であり影響はない。</p>	<p>・関連する建屋は防火帯の内側であり、熱影響は受けない。</p> <p>・ほい煙について、外気取入口に設置されたフィルタにより一定以上の粒径のばい煙を捕集するとともに、外気取入口ダンバを閉止、又は逆調停止や事故時運転モードにより建屋内への侵入を阻止することが可能であり影響はない。</p>	<p>・アクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。</p>	<p>・アクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。</p>
高潮	<p>・保管場所は、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P. (女川原子力発電所工事用基準面) +3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。</p>	<p>・アクセスルートは、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P. (女川原子力発電所工事用基準面) +3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。</p>	<p>・屋内アクセスルートは、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P. (女川原子力発電所工事用基準面) +3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。</p>	<p>・アクセスルートは、防火帯の内側であるため、森林火災による熱影響は受けない。また、耐震強度を考慮しても作業が可能であることを確認している。(別紙(6)参照)</p> <p>・一方、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、消火要員がアクセスルート周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。</p>	<p>・アクセスルートは、防火帯の内側であるため、熱影響は受けない。また、耐震強度を考慮しても作業が可能であることを確認している。(別紙(6)参照)</p> <p>・一方、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、消火要員がアクセスルート周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(c) 自然現象の重疊事象評価</p> <p>単独事象を組み合わせて、自然現象が重疊した場合の影響について確認した。各重疊事象の影響確認結果を別紙(1)に示す。また、重疊事象のうち、単独事象と比較して影響が増長される事象の組合せと影響評価結果を以下に示す。</p> <p>①屋外のアクセスルートの復旧作業が追加される組合せ</p> <p>単独事象でそれぞれアクセスルートの復旧が必要な事象については、重疊の影響としてそれぞれの事象で発生する作業を実施する必要がある。具体的には、除雪と除灰の組合せ等が該当する。</p> <p>アクセスルートの復旧においては、気象予報等を踏まえてアクセス性に支障が生じる前にあらかじめ除雪や除灰等の活動を開始する運用であることから、例えばアクセスルートの復旧に時間を要する除灰の場合でも、約 220 分程度でアクセスルートの機能を維持することが可能である。（別紙(24)参照）</p> <p>②可搬型設備の機能に影響がある組合せ</p> <p>単独事象と比較して荷重が増長し、可搬型設備に影響を及ぼすおそれがある組合せは、積雪と風（台風）、火山の影響と風（台風）、降水と火山の影響、積雪と火山の影響、積雪と地震の5事象である。ただし、可搬型設備に堆積した雪及び降下火砕物を除雪、除灰することで、重疊による影響は緩和可能である。</p> <p>(d) まとめ</p> <p>上記より、保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートへ影響を及ぼす可能性のある自然現象は地震及び津波であることを確認した。それ以外の自然現象については、単独事象、重疊事象が発生した場合でも、取り得る手段が残っており、事故対応を行うことができるることを確認した。地震及び津波の詳細評価については(8)、3.～5.に示す。</p> <p>なお、設計上の想定を超える自然現象が発生した場合でも、可搬型設備の分散配置、アクセスルートの複数確保、各種運用（除雪等）により対応は可能である。</p>		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は女川と同様に自然事象の重疊について、は「別紙(4)」に記載している。</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・設計想定を超えた自然現象への対処については大規模損壊発生時の対応で整理する。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

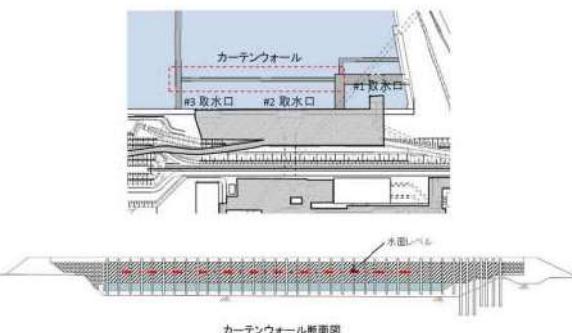
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
b. 人為事象	<p>b. 人為事象</p> <p>(a) 人為事象抽出の考え方 人為事象抽出の考え方は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根原子力発電所の安全を確保する上で設計上考慮すべき人為事象としては、国内で発生し得る事象に加え、欧米の基準等で示されている事象を用い網羅的に収集した事象から、故意によるものを除いた23事象を母集団とする。（別紙(34)参照） ・収集した23事象について、第2-5表に示す「影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象」等の除外基準を用いて、島根原子力発電所において設計上想定すべき事象を抽出する。（別紙(34)参照） <p>(b) 人為事象の影響評価（概略） 「(a)人為事象抽出の考え方」を踏まえ抽出した事象から森林火災を加えた事象（8事象）について、設計上想定する規模で発生した場合の影響について確認し、その結果を第2-6表に示す。</p> <p>第2-5表 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象（人為事象）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価の観点</th><th>保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象【16事象】</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象【3事象】</td><td>パイプライン事故（爆発、化学物質流出）／軍事施設からのミサイル／他ユニットからのタービン・ミサイル</td></tr> <tr> <td>ハザード進展・要求が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを抑制できる事象【3事象】</td><td>—</td></tr> <tr> <td>考慮された事象と比較して、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれることがない事象【3事象】</td><td>発電所内行進の化学物質流出／撤削工事／内部灌水</td></tr> <tr> <td>影響が他の事象に包含される事象【8事象】</td><td>爆発（発電所外）：交通機関（航空機を除く。）の事故による爆発 有毒ガス：水やへの化学物質の流出／交通機関（航空機を除く。）の事故による化学物質流出／化学物質溢出（発電所外） 爆発（発電所外）。有毒ガス：工業施設又は軍事施設事故（爆発、化学物質流出） 船舶の衝突（船舶事故）：船舶から放出される液体液体不純物 外部大火（近隣工場等の火災）：他ユニットからの火災 内部灌水：他ユニットからの内部灌水 人工衛星の落下／タービン・ミサイル</td></tr> <tr> <td>発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【2事象】</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	評価の観点	保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象【16事象】	影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象【3事象】	パイプライン事故（爆発、化学物質流出）／軍事施設からのミサイル／他ユニットからのタービン・ミサイル	ハザード進展・要求が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを抑制できる事象【3事象】	—	考慮された事象と比較して、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれることがない事象【3事象】	発電所内行進の化学物質流出／撤削工事／内部灌水	影響が他の事象に包含される事象【8事象】	爆発（発電所外）：交通機関（航空機を除く。）の事故による爆発 有毒ガス：水やへの化学物質の流出／交通機関（航空機を除く。）の事故による化学物質流出／化学物質溢出（発電所外） 爆発（発電所外）。有毒ガス：工業施設又は軍事施設事故（爆発、化学物質流出） 船舶の衝突（船舶事故）：船舶から放出される液体液体不純物 外部大火（近隣工場等の火災）：他ユニットからの火災 内部灌水：他ユニットからの内部灌水 人工衛星の落下／タービン・ミサイル	発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【2事象】	—	(2) 人為事象	<p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川と同様に抽出プロセスは他の審査項目を呼び込んでいる。
評価の観点	保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象【16事象】														
影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象【3事象】	パイプライン事故（爆発、化学物質流出）／軍事施設からのミサイル／他ユニットからのタービン・ミサイル														
ハザード進展・要求が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを抑制できる事象【3事象】	—														
考慮された事象と比較して、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれることがない事象【3事象】	発電所内行進の化学物質流出／撤削工事／内部灌水														
影響が他の事象に包含される事象【8事象】	爆発（発電所外）：交通機関（航空機を除く。）の事故による爆発 有毒ガス：水やへの化学物質の流出／交通機関（航空機を除く。）の事故による化学物質流出／化学物質溢出（発電所外） 爆発（発電所外）。有毒ガス：工業施設又は軍事施設事故（爆発、化学物質流出） 船舶の衝突（船舶事故）：船舶から放出される液体液体不純物 外部大火（近隣工場等の火災）：他ユニットからの火災 内部灌水：他ユニットからの内部灌水 人工衛星の落下／タービン・ミサイル														
発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【2事象】	—														

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設計上考慮すべき人為事象としては、自然現象と同様、国内外の基準や文献等に基づき事象を収集し、海外の選定基準を参考として選定を行った結果、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災（石油コンビナート施設の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災及び航空機墜落による火災）、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害の7事象を選定した。</p> <p>これらの事象のうち、ダムの崩壊、石油コンビナート施設の火災は、敷地周辺に発生要因がない又は立地的要因により影響を受けることはなく、船舶の衝突については取水口外側にカーテンウォールが設置されており、保管場所及びアクセスルートに直接衝突されるおそれがないこと、電磁的障害については、可搬型設備は機能を失わないよう設計することから直接の影響はない。</p> <p>飛来物（航空機落下）、爆発、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災及び航空機墜落による火災については、可搬型重大事故等対処設備の位置的分散や、複数のアクセスルートにより影響はない。有毒ガスについては、防護具装着により、通行に影響はない。</p> <p>したがって、保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性がある人為事象はない。</p> <p>人為事象選定の詳細については設置許可基準規則第6条適合性説明資料「外部事象の考慮について」参照。</p>  <p>第4-1図 カーテンウォール構造図</p>		<p>設計上考慮すべき人為事象としては、自然現象と同様、国内外の基準や文献等に基づき事象を収集し、海外の選定基準を参考として選定を行った結果、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害の7事象を選定した。</p> <p>これらの事象のうち、ダムの崩壊は立地的要因により影響を受けることはなく、船舶の衝突については保管場所及びアクセスルートが船舶の衝突の影響を受けない敷地高さに設置されていること、電磁的障害については、可搬型設備は機能を失わないよう設計することから直接の影響はない。</p> <p>飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災については、可搬型重大事故等対処設備の位置的分散や複数のアクセスルートにより影響はない。有毒ガスについては、防護具装着により、通行に影響はない。</p> <p>したがって、保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性がある人為事象はない。</p> <p>人為事象選定の詳細については設置許可基準規則第6条適合性説明資料「外部事象の考慮について」参照。</p>	<p>【女川】記載表現の相違 ・石油コンビナート施設の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災及び航空機墜落による火災を含めて、近隣工場等の火災と記載している。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は取水口周辺をアクセスルートに設定していないため、船舶の衝突による影響を受けない。</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・泊は取水口周辺をアクセスルートに設定していないため、船舶の衝突による影響を受けない。</p> <p>【女川】名称の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
	<p>第2-6表 人為事象により想定される影響概略評価結果(1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">人為事象</th> <th colspan="3">概略評価結果</th> </tr> <tr> <th>保管場所</th> <th>屋外のアクセスルート</th> <th>屋内のアクセスルート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林火災</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建物等及び保管場所は、防火帯の内側にあるため、延焼の影響を受けない。 また、原子炉建物等及び保管場所は、熱影響に対して離隔距離を確保しているため、設計基準事故対処設備と重大事故対応設備は同時に機能喪失しない。 一方、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊が保管場所周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。 ・防火帯内蔵へ延焼が進んだ場合は、状況を見て引き続き消火活動を行うが、可搬型設備については、影響のない場所へ移動させ、損傷防止に努める。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスルートは、防火帯の内側（一階、防火帯外側のドレンネル区間を含む。）であり、延焼の影響を受けない。 ・一方、防火帯の内蔵へ延焼が進んだ場合は、状況を見て引き続き消火活動を行うが、可搬型設備については、影響のない場所へ移動させ、損傷防止に努める。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・建物は防火帯の内側であり、アセスルートは延焼の影響を受けない。 ・万一、ばい煙の影響を受けないアセスルートにより通行が可能であるため、アセスス性に支障はない。(別紙(25)参照) ・一方、防火帯の内蔵へ延焼が進んだ場合は、状況を見て引き続き消火活動を行うが、可搬型設備については、影響のない場所へ移動させ、損傷防止に努める。 </td> </tr> <tr> <td>飛来物 (航空機落下)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外に保管する可搬型設備は、原子炉建物から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等に對応設備がその機能を代替する屋外の設計基準対応施設及び常設重大事故等対応設備から100m以上の離隔距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管するところに影響はない。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・複数のアセスルートを確保していることから影響はない。 ・複数のアセスルートの確保、消火活動及びがれき撤去の考え方については、「技術的実力説明資料 2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機衝突その他のテロリズムへの対応」に示す。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建物等への航空機落下確率は$10^{-3}/年$未満であることから影響はない。 </td> </tr> <tr> <td>ダムの崩壊</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水による影響はない。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水によるアセスルートへの影響はない。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水によるアセスルートへの影響はない。 </td> </tr> <tr> <td>爆発</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・石油コンビナート及び危険物貯蔵施設の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されている。 ・燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発による飛来物が敷地内に到達した場合でも、可搬型設備は分散配置することから、同時に機能喪失することはない。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスルートは石油コンビナート及び危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されている。 ・燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発による飛来物が敷地内に到達した場合でも、複数のアセスルートを確保していることから影響はない。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・建物は石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されており、アセスルートは影響を受けない。 </td> </tr> </tbody> </table>	人為事象	概略評価結果			保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート	森林火災	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建物等及び保管場所は、防火帯の内側にあるため、延焼の影響を受けない。 また、原子炉建物等及び保管場所は、熱影響に対して離隔距離を確保しているため、設計基準事故対処設備と重大事故対応設備は同時に機能喪失しない。 一方、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊が保管場所周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。 ・防火帯内蔵へ延焼が進んだ場合は、状況を見て引き続き消火活動を行うが、可搬型設備については、影響のない場所へ移動させ、損傷防止に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスルートは、防火帯の内側（一階、防火帯外側のドレンネル区間を含む。）であり、延焼の影響を受けない。 ・一方、防火帯の内蔵へ延焼が進んだ場合は、状況を見て引き続き消火活動を行うが、可搬型設備については、影響のない場所へ移動させ、損傷防止に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物は防火帯の内側であり、アセスルートは延焼の影響を受けない。 ・万一、ばい煙の影響を受けないアセスルートにより通行が可能であるため、アセスス性に支障はない。(別紙(25)参照) ・一方、防火帯の内蔵へ延焼が進んだ場合は、状況を見て引き続き消火活動を行うが、可搬型設備については、影響のない場所へ移動させ、損傷防止に努める。 	飛来物 (航空機落下)	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外に保管する可搬型設備は、原子炉建物から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等に對応設備がその機能を代替する屋外の設計基準対応施設及び常設重大事故等対応設備から100m以上の離隔距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管するところに影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数のアセスルートを確保していることから影響はない。 ・複数のアセスルートの確保、消火活動及びがれき撤去の考え方については、「技術的実力説明資料 2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機衝突その他のテロリズムへの対応」に示す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建物等への航空機落下確率は$10^{-3}/年$未満であることから影響はない。 	ダムの崩壊	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水による影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水によるアセスルートへの影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水によるアセスルートへの影響はない。 	爆発	<ul style="list-style-type: none"> ・石油コンビナート及び危険物貯蔵施設の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されている。 ・燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発による飛来物が敷地内に到達した場合でも、可搬型設備は分散配置することから、同時に機能喪失することはない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスルートは石油コンビナート及び危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されている。 ・燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発による飛来物が敷地内に到達した場合でも、複数のアセスルートを確保していることから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物は石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されており、アセスルートは影響を受けない。 	<p>【島根】記載方針の相違 ・各人為事象への評価は文章にて記載済みであるため。</p>
人為事象	概略評価結果																								
	保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート																						
森林火災	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建物等及び保管場所は、防火帯の内側にあるため、延焼の影響を受けない。 また、原子炉建物等及び保管場所は、熱影響に対して離隔距離を確保しているため、設計基準事故対処設備と重大事故対応設備は同時に機能喪失しない。 一方、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊が保管場所周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。 ・防火帯内蔵へ延焼が進んだ場合は、状況を見て引き続き消火活動を行うが、可搬型設備については、影響のない場所へ移動させ、損傷防止に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスルートは、防火帯の内側（一階、防火帯外側のドレンネル区間を含む。）であり、延焼の影響を受けない。 ・一方、防火帯の内蔵へ延焼が進んだ場合は、状況を見て引き続き消火活動を行うが、可搬型設備については、影響のない場所へ移動させ、損傷防止に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物は防火帯の内側であり、アセスルートは延焼の影響を受けない。 ・万一、ばい煙の影響を受けないアセスルートにより通行が可能であるため、アセスス性に支障はない。(別紙(25)参照) ・一方、防火帯の内蔵へ延焼が進んだ場合は、状況を見て引き続き消火活動を行うが、可搬型設備については、影響のない場所へ移動させ、損傷防止に努める。 																						
飛来物 (航空機落下)	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外に保管する可搬型設備は、原子炉建物から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等に對応設備がその機能を代替する屋外の設計基準対応施設及び常設重大事故等対応設備から100m以上の離隔距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管するところに影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数のアセスルートを確保していることから影響はない。 ・複数のアセスルートの確保、消火活動及びがれき撤去の考え方については、「技術的実力説明資料 2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機衝突その他のテロリズムへの対応」に示す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建物等への航空機落下確率は$10^{-3}/年$未満であることから影響はない。 																						
ダムの崩壊	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水による影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水によるアセスルートへの影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水によるアセスルートへの影響はない。 																						
爆発	<ul style="list-style-type: none"> ・石油コンビナート及び危険物貯蔵施設の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されている。 ・燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発による飛来物が敷地内に到達した場合でも、可搬型設備は分散配置することから、同時に機能喪失することはない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスルートは石油コンビナート及び危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されている。 ・燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発による飛来物が敷地内に到達した場合でも、複数のアセスルートを確保していることから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物は石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されており、アセスルートは影響を受けない。 																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
第2-6表 人為事象により想定される影響概略評価結果(2/2)																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">人為事象</th> <th colspan="3">概略評価結果</th> </tr> <tr> <th>保管場所</th> <th>屋外のアクセスルート</th> <th>屋内のアクセスルート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近隣工場等の火災</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の火災及び敷地内の可燃物施設の火災に対して、離隔距離が確保されている。 航空機落下による火災に対して、可搬型設備は分散配置することから、同時に機能喪失することはない。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の火災に対して、離隔距離が確保されている。 航空機落下による火災及び漂流船舶の火災に対して、複数のアクセスルートを確保していることから影響はない。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 建物は石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両及び船舶を含む事故等による火災に対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。 </td></tr> <tr> <td>有毒ガス</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されている。 発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ隣接して分散配置し、防護具等を装備することから影響はない。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されている。 発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、複数のアクセスルートを確保し、防護具等を装備することから影響はない。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 建物は石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。 発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、アクセスルートが設定される扇形範囲等の遮断を停止し、防護具等を装備することから影響はない。 </td></tr> <tr> <td>船舶の衝突</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 船舶の衝突による影響を受けない。敷地高さに設置することから影響はない。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは船舶の衝突による影響を受けない。敷地高さに設置することから影響はない。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 建物は船舶の衝突による影響を受けない。敷地高さに設置されていることからアクセスルートへの影響はない。 </td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対応設備及び重大事故専用対応設備は電磁波による影響を考慮した設計とする。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 道路面が直接影響を受けることはないことが、アクセスルートへの影響はない。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 道路面が直接影響を受けることはないことから、アクセスルートへの影響はない。 </td></tr> </tbody> </table>	人為事象	概略評価結果			保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート	近隣工場等の火災	<ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の火災及び敷地内の可燃物施設の火災に対して、離隔距離が確保されている。 航空機落下による火災に対して、可搬型設備は分散配置することから、同時に機能喪失することはない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の火災に対して、離隔距離が確保されている。 航空機落下による火災及び漂流船舶の火災に対して、複数のアクセスルートを確保していることから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物は石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両及び船舶を含む事故等による火災に対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。 	有毒ガス	<ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されている。 発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ隣接して分散配置し、防護具等を装備することから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されている。 発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、複数のアクセスルートを確保し、防護具等を装備することから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物は石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。 発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、アクセスルートが設定される扇形範囲等の遮断を停止し、防護具等を装備することから影響はない。 	船舶の衝突	<ul style="list-style-type: none"> 船舶の衝突による影響を受けない。敷地高さに設置することから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは船舶の衝突による影響を受けない。敷地高さに設置することから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物は船舶の衝突による影響を受けない。敷地高さに設置されていることからアクセスルートへの影響はない。 	電磁的障害	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対応設備及び重大事故専用対応設備は電磁波による影響を考慮した設計とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路面が直接影響を受けることはないことが、アクセスルートへの影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路面が直接影響を受けることはないことから、アクセスルートへの影響はない。 	<p>【島根】記載方針の相違 ・各人為事象への評価は文章にて記載済みであるため。</p>
人為事象	概略評価結果																								
	保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート																						
近隣工場等の火災	<ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の火災及び敷地内の可燃物施設の火災に対して、離隔距離が確保されている。 航空機落下による火災に対して、可搬型設備は分散配置することから、同時に機能喪失することはない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の火災に対して、離隔距離が確保されている。 航空機落下による火災及び漂流船舶の火災に対して、複数のアクセスルートを確保していることから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物は石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両及び船舶を含む事故等による火災に対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。 																						
有毒ガス	<ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されている。 発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ隣接して分散配置し、防護具等を装備することから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されている。 発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、複数のアクセスルートを確保し、防護具等を装備することから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物は石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。 発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、アクセスルートが設定される扇形範囲等の遮断を停止し、防護具等を装備することから影響はない。 																						
船舶の衝突	<ul style="list-style-type: none"> 船舶の衝突による影響を受けない。敷地高さに設置することから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは船舶の衝突による影響を受けない。敷地高さに設置することから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物は船舶の衝突による影響を受けない。敷地高さに設置されていることからアクセスルートへの影響はない。 																						
電磁的障害	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対応設備及び重大事故専用対応設備は電磁波による影響を考慮した設計とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路面が直接影響を受けることはないことが、アクセスルートへの影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路面が直接影響を受けることはないことから、アクセスルートへの影響はない。 																						

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(8)屋内外作業に係る成立性評価の概要</p> <p>a. 概要</p> <p>(a)評価の概要</p> <p>保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響を及ぼす可能性がある自然現象及び人為事象は、地震及び津波と考えられるため、地震、津波時における以下の評価を実施し、有効性評価に対する作業の成立性について検討を実施した。</p> <p>①保管場所については、外部起因事象として地震及び津波被害を想定し、それらの影響を評価する。</p> <p>②屋外のアクセスルートについては、地震及び津波被害を想定し、それらの影響を評価する。</p> <p>③屋内のアクセスルートについては、地震及び地震によって発生する火災及び溢水を想定しそれらの影響を評価する。</p> <p>(b)検討フロー</p> <p>保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートの有効性・成立性について、第2-5図の検討フローにて評価する。</p> <p>なお、屋外アクセスルートのうちサブルートについては、地震及び津波時に期待しないルートとして位置付けるため、影響評価の対象外とする。</p> <p>第2-5図 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートの有効性・成立性検討フロー</p>		<p>【島根】資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川の資料構成をベースとしている。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

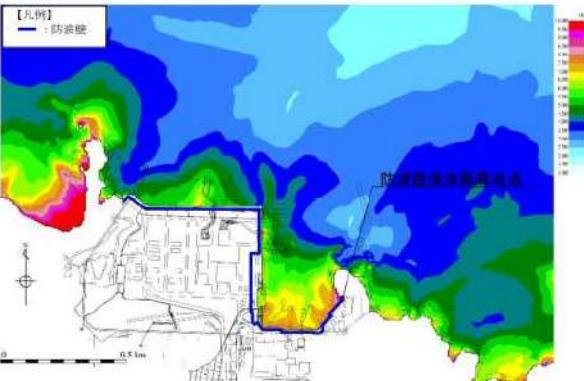
赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
	<p>(c) 地震による被害想定</p> <p>地震による保管場所及び屋外のアクセスルートへの被害要因・被害事象を第2-7表のとおり想定し、それぞれ影響を評価する。</p> <p>なお、サブルートについては、地震時に期待しないルートと位置付けるため、地震による影響評価の対象外とする。</p> <p>第2-7表 保管場所及び屋外のアクセスルートにおいて地震により懸念される被害事象</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自然現象</th><th>保管場所・アクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因</th><th>保管場所で懸念される被害事象</th><th>アクセスルートで懸念される被害事象</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">地震</td><td>① 周辺構造物の損壊（建物、鉄塔等）</td><td>損壊物による可搬型設備の損壊、通行不能</td><td>損壊物によるアクセスルートの閉塞</td></tr> <tr> <td>② 周辺タンク等の損壊</td><td>大火、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能</td><td>タンク等の損壊に伴う大火、溢水による通行不能</td></tr> <tr> <td>③ 周辺斜面の崩壊</td><td>土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能</td><td>土砂流入、道路損壊による通行不能</td></tr> <tr> <td>④ 敷地下斜面・道路面のすべり</td><td>敷地下斜面のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能</td><td>—</td></tr> <tr> <td>⑤ 液状化及び括り込みによる不等沈下等、液状化に伴う浮き上がり</td><td>不等沈下、浮き上がり等による可搬型設備の損壊、通行不能</td><td>アクセスルートの不等沈下、地中埋設構造物の浮き上がりによる通行不能</td></tr> <tr> <td>⑥ 地盤支持力の不足</td><td>可搬型設備の転倒、通行不能</td><td>—</td></tr> <tr> <td>⑦ 地中埋設構造物の損壊</td><td>陥没による可搬型設備の損壊、通行不能</td><td>陥没による通行不能</td></tr> </tbody> </table>	自然現象	保管場所・アクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因	保管場所で懸念される被害事象	アクセスルートで懸念される被害事象	地震	① 周辺構造物の損壊（建物、鉄塔等）	損壊物による可搬型設備の損壊、通行不能	損壊物によるアクセスルートの閉塞	② 周辺タンク等の損壊	大火、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能	タンク等の損壊に伴う大火、溢水による通行不能	③ 周辺斜面の崩壊	土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能	土砂流入、道路損壊による通行不能	④ 敷地下斜面・道路面のすべり	敷地下斜面のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能	—	⑤ 液状化及び括り込みによる不等沈下等、液状化に伴う浮き上がり	不等沈下、浮き上がり等による可搬型設備の損壊、通行不能	アクセスルートの不等沈下、地中埋設構造物の浮き上がりによる通行不能	⑥ 地盤支持力の不足	可搬型設備の転倒、通行不能	—	⑦ 地中埋設構造物の損壊	陥没による可搬型設備の損壊、通行不能	陥没による通行不能		<p>【島根】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は女川と同様に「5. 保管場所の評価、(1) 保管場所への影響評価」及び「6. 屋外のアクセスルートの評価、(1) 屋外のアクセスルートへの影響評価」に記載している。
自然現象	保管場所・アクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因	保管場所で懸念される被害事象	アクセスルートで懸念される被害事象																										
地震	① 周辺構造物の損壊（建物、鉄塔等）	損壊物による可搬型設備の損壊、通行不能	損壊物によるアクセスルートの閉塞																										
	② 周辺タンク等の損壊	大火、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能	タンク等の損壊に伴う大火、溢水による通行不能																										
	③ 周辺斜面の崩壊	土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能	土砂流入、道路損壊による通行不能																										
	④ 敷地下斜面・道路面のすべり	敷地下斜面のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能	—																										
	⑤ 液状化及び括り込みによる不等沈下等、液状化に伴う浮き上がり	不等沈下、浮き上がり等による可搬型設備の損壊、通行不能	アクセスルートの不等沈下、地中埋設構造物の浮き上がりによる通行不能																										
	⑥ 地盤支持力の不足	可搬型設備の転倒、通行不能	—																										
	⑦ 地中埋設構造物の損壊	陥没による可搬型設備の損壊、通行不能	陥没による通行不能																										

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(d)津波による被害想定</p> <p>E L15m の防波壁等を設置することにより、津波による週上波を地上部及び取水路、放水路等の経路から敷地に到達又は流入させないため、保管場所は津波による被害は想定されない。（「設計基準対象施設について」第五条：津波による損傷の防止）</p> <p>また、アクセスルートは、保管場所と同様、敷地に津波を到達又は流入させないため、津波による被害は想定されない。津波週上解析の結果を第2-6図に示す。</p> <p>なお、サブルートは、津波時に期待しない。</p>   <p>第2-6図 最大水位上昇量分布（基準津波1，防波堤無し）</p>		<p>【島根】資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波は自然現象の評価において評価済みであるため。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5. 保管場所の評価</p> <p>「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」において想定する自然現象のうち保管場所に大きな影響を及ぼす可能性がある自然現象は地震であることが確認されたことから、保管場所に対する地震による影響評価を実施する。</p>	<p>3. 保管場所の評価</p> <p>(1) 保管場所における主要可搬型設備等 主な可搬型重大事故等対処設備の分類を第3-1図に、保管場所における主な可搬型重大事故等対処設備の配置を第3-1表に、主要設備の配備数を第3-2表に示す。可搬型設備の配備数については「$2n + \alpha$」、「$n + \alpha$」、「n」の設備に分類し、重大事故等時に屋外で使用する設備であれば第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上に、屋内で使用する設備であれば建物内の複数箇所に、分散配置することにより多重化、多様化を図っている。 また、屋外の可搬型設備のうち、予備（「$2n + \alpha$」の可搬型設備のα及び「n」の可搬型設備の予備）は、保管場所（第1～第4保管エリア）に保管する。nとα及びnと予備は、それぞれ分散配置するため、同時に機能喪失することはない。 なお、保管場所に配備する可搬型設備は、地震による転倒防止及び竜巻による飛散防止を考慮した固縛*を実施していることから、隣接する可搬型設備及びアクセスルートに影響をあたえることはない。 さらに、保管場所に配備する可搬型設備のうち、燃料を保有する設備は、燃料タンクに燃料を規定油量以上の状態で保管する。ただし、タンクローリーの背後搭載タンクは、空状態で保管する。 ※：飛来物発生防止対策エリアのみが対象。</p> <p>a. 「$2n + \alpha$」の可搬型設備 原子炉建物外から水・電力を供給する可搬型代替交流電源設備（高圧発電機車）、大量送水車、移動式代替熱交換設備、大型送水泵車については、必要となる容量を有する設備を1基あたり2セット及び予備を保有し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上にそれぞれ分散配置する。 なお、第1～第4保管エリアの必要となる容量を有する設備の点検を行う場合は、点検する設備の保管場所に予備を配備後に点検を行うことにより、第1～第4保管エリアに必要となる容量を有する設備は2セット確保される。 また、燃料プールへのスプレイのために原子炉建物内で使用する設備は、必要となる容量を有する設備を2セット及び予備を配備し、原子炉建物内に分散配置する。</p>	<p>5. 保管場所の評価</p> <p>「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」において想定する自然現象のうち保管場所に大きな影響を及ぼす可能性がある自然現象は地震であることが確認されたことから、保管場所に対する地震による影響評価を実施する。</p>	<p>【島根】資料構成の相違 ・泊の資料構成は女川をベースとし、島根の審査知見を取り入れている。</p> <p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は、「3. (4) 保管場所における主要可搬型設備等の配備方針」に記載。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 「$n + \alpha$」の可搬型設備</p> <p>負荷に直接接続する、逃がし安全弁用窒素ガスボンベ、主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）については、必要となる容量を有する設備を1基あたり1セット及び予備を保有し、逃がし安全弁用窒素ガスボンベは原子炉建物内にそれぞれ分散配置する。また、主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）は廃棄物処理建物内にそれぞれ分散配置する。</p> <p>c. 「n」の可搬型設備（その他）</p> <p>上記以外の可搬型重大事故等対処設備は、必要となる容量を有する設備を1基あたり1セットに加え、プラントの安全性向上の観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。</p> <p>また、「n」の屋外保管設備についても、共通要因による機能喪失を考慮し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上に分散配置する。</p> <p>可搬型設備の建物接続箇所及び仕様については別紙(2)に、淡水及び海水取水場所については別紙(3)に、海水取水場所での取水ができない場合の代替手段については補足(7)に示す。</p> <p>また、「$2 n + \alpha$」と「$n + \alpha$」の可搬型設備α及び「n」の可搬型設備の予備については、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、発電所全体で確保する。なお、配備用途が異なる場合において、要求されるいずれの機能も満足する設備については、予備を兼用する。</p>		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は、「3. (4) 保管場所における主要可搬型設備等の配備方針」に記載。</p>

第3-1図 主な可搬型重大事故等対処設備の分類

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉		島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由		
第3-1表 保管場所における主な可搬型重大事故等対処設備の配置						
分類	主要設備名	使用場所	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア

2 n + a	* 大量送水車	E L.4m ^{b)1} 及び15m周辺 ^{a)2} (送水用)	—	n	n	—	^{a)} n (運用)
	E L.8.5m周辺 ^{a)3} (海水取水用)	n	—	—	n	—	^{a)} n (運用)
	* 大型送水ポンプ車	E L.8.5m周辺 ^{a)3} (原子炉補機代替冷却却系用)	n	—	^{a)} n (運用)	—	n
	* 高圧蒸気発生機車	E L.1m周辺 ^{a)4}	屋内で使用	原子炉建物	原子炉建物、廃棄物処理建物	—	口
	* 移動式代替軸交換設備	E L.1m周辺 ^{a)4}	屋内で使用	原子炉建物	原子炉建物、廃棄物処理建物	—	口
	* 可搬型ノブリーノズル	E L.1m周辺 ^{a)4}	屋内で使用	原子炉建物	原子炉建物、廃棄物処理建物	—	口
	* 逃げ出し安全弁用窒素ガスボンベ	E L.1m周辺 ^{a)4}	屋内で使用	原子炉建物	原子炉建物、廃棄物処理建物	—	口
	* 主蒸気逃げし安全弁用蓄電池 (補助盤室)	E L.1m周辺 ^{a)4}	子備	—	—	—	口
n ^{c)7}	* 可搬式遮断供給装置	E L.1m周辺 ^{a)4}	子備	—	—	—	口
	* 第1ベントフィルタ出口水素濃度	E L.1m周辺 ^{a)4}	子備	—	—	—	口

※1 : 梱合行水槽（底1）及び（底2）を水槽とした送水時に淡水貯水場所（E L.14m）周辺で使用。

※2 : 海を水槽とした送水時は接続口（E L.15m）周辺で池用。

※3 : 海水取水場所（E L.5m）周辺で池用。

※4 : 接続口（E L.15m）周辺で池用。

※5 : 大量送水ポンプ車（海水取水用）のαは新規とし、第4保管エリアに保管。

※6 : 大型送水ポンプ車（原子炉補機代替冷却却系用）のαと大型送水ポンプ車（原子炉建物放水設備用）の子備は新規とし、第3保管エリアに保管。

※7 : 急時対策所間連設備（緊急時対策所用発電機、緊急時対策所正圧化装置（空気ポンベ）、緊急時対策所空気浄化装置、緊急時対策所空気浄化アダプタユニット）及び可搬式空気剤剤装置は、n設備を第1保管エリアに保管。

【島根】記載箇所の相違
 ・泊は、「3. (4) 保管場所における主要可搬型設備等の配備方針」に記載。

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉		島根原子力発電所2号炉						泊発電所3号炉		相違理由																																																						
(1) 「2n+α」の可燃型設備																																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">備備数</th> <th rowspan="2">必要数</th> <th colspan="3">保管場所</th> <th rowspan="2">備備</th> </tr> <tr> <th>第1保管 エリア</th> <th>第2保管 エリア</th> <th>第3保管 エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃型代替之流送貯蔵設備 (高圧介電油槽)</td> <td>7台 (2n=6)</td> <td>3台 (2n=6)</td> <td>1台 (運用)</td> <td>3台</td> <td>0台</td> <td>予備 1台</td> <td>3台 予備 1台</td> <td>3台 予備 1台</td> <td>3台 予備 1台</td> <td>* 必要数 (3台/シット) の2セット、合計6台。</td></tr> <tr> <td colspan="11">* 輸送用木槽 (底1.8m) 及び (底2.1m) を本原とした送水槽は、必要数 (大量送水槽 (送水用)) 1台、可燃型ストレーナ 2台、ホース、計大量送水槽 2台、可燃型ストレーナ 4台及びホース約3.44km/組の2セット、合計大量送水槽 2台、可燃型ストレーナ 4台及びホース約6.88km。</td></tr> <tr> <td colspan="11">* 南を本原とした送水槽は、必要数 (大量送水槽 (海水飲水用)) 1台、可燃型ストレーナ 2台、ホース、計大量送水槽 4台、可燃型ストレーナ 4台及びホース約3.44km/組の2セット、合計大量送水槽 4台、可燃型ストレーナ 4台及びホース約6.88km。</td></tr> <tr> <td colspan="11">* 第4保管エリアに保管する大流量送水車の予備1台は、送水用と海水取水用を兼用。</td></tr> </tbody> </table>											設備名	備備数	必要数	保管場所			備備	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	可燃型代替之流送貯蔵設備 (高圧介電油槽)	7台 (2n=6)	3台 (2n=6)	1台 (運用)	3台	0台	予備 1台	3台 予備 1台	3台 予備 1台	3台 予備 1台	* 必要数 (3台/シット) の2セット、合計6台。	* 輸送用木槽 (底1.8m) 及び (底2.1m) を本原とした送水槽は、必要数 (大量送水槽 (送水用)) 1台、可燃型ストレーナ 2台、ホース、計大量送水槽 2台、可燃型ストレーナ 4台及びホース約3.44km/組の2セット、合計大量送水槽 2台、可燃型ストレーナ 4台及びホース約6.88km。											* 南を本原とした送水槽は、必要数 (大量送水槽 (海水飲水用)) 1台、可燃型ストレーナ 2台、ホース、計大量送水槽 4台、可燃型ストレーナ 4台及びホース約3.44km/組の2セット、合計大量送水槽 4台、可燃型ストレーナ 4台及びホース約6.88km。											* 第4保管エリアに保管する大流量送水車の予備1台は、送水用と海水取水用を兼用。										
設備名	備備数	必要数	保管場所			備備																																																										
			第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア																																																											
可燃型代替之流送貯蔵設備 (高圧介電油槽)	7台 (2n=6)	3台 (2n=6)	1台 (運用)	3台	0台	予備 1台	3台 予備 1台	3台 予備 1台	3台 予備 1台	* 必要数 (3台/シット) の2セット、合計6台。																																																						
* 輸送用木槽 (底1.8m) 及び (底2.1m) を本原とした送水槽は、必要数 (大量送水槽 (送水用)) 1台、可燃型ストレーナ 2台、ホース、計大量送水槽 2台、可燃型ストレーナ 4台及びホース約3.44km/組の2セット、合計大量送水槽 2台、可燃型ストレーナ 4台及びホース約6.88km。																																																																
* 南を本原とした送水槽は、必要数 (大量送水槽 (海水飲水用)) 1台、可燃型ストレーナ 2台、ホース、計大量送水槽 4台、可燃型ストレーナ 4台及びホース約3.44km/組の2セット、合計大量送水槽 4台、可燃型ストレーナ 4台及びホース約6.88km。																																																																
* 第4保管エリアに保管する大流量送水車の予備1台は、送水用と海水取水用を兼用。																																																																
※：各設備の保管場所・数値については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。																																																																
【島根】記載箇所の相違 ・泊は、「3. (4) 保管場所における主要可燃型設備等の配備方針」に記載。																																																																

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
<p>(1) 「$2n + \alpha$」の可搬型設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>在庫数</th> <th>必要数</th> <th>予備</th> <th>保管場所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型スフレイノズル</td> <td>3台</td> <td>1台 ($2n = 2$)</td> <td>1台</td> <td>第1保管エリア 第2保管エリア 原燃料搬入場</td> <td>第3保管 第4保管 エリア</td> </tr> <tr> <td>ホース (1組: 約220m)</td> <td>2組+ 予備</td> <td>1組 ($2n = 2$)</td> <td>1台</td> <td>予備1台+</td> <td>必要数 (1組/セット) の2倍+ クト、合計2組。</td> </tr> <tr> <td>移動式大排熱交換設備</td> <td>3台</td> <td>1台 ($2n = 2$)</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>7個 1台</td> </tr> <tr> <td>大型送水ポンプ車</td> <td>3台</td> <td>原子 子炉 冷却系用 ポンプ 機器 ($n = 2$)</td> <td>1台 ($n = 2$)</td> <td>0台</td> <td>予備1台 ($n = 1$)</td> </tr> <tr> <td>海水側250A (1組: 約76m) 油水側250A (1組: 約70m) 油水側300A (1組: 約96m)</td> <td>2組+ 予備</td> <td>1組 ($2n = 2$)</td> <td>1組 1本 以上</td> <td>0組</td> <td>0組 予備</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数量についてでは、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p> <p>【島根】記載箇所の相違 • 泊は、「3. (4) 保管場所における主要可搬型設備等の配備方針」に記載。</p>	設備名	在庫数	必要数	予備	保管場所	備考	可搬型スフレイノズル	3台	1台 ($2n = 2$)	1台	第1保管エリア 第2保管エリア 原燃料搬入場	第3保管 第4保管 エリア	ホース (1組: 約220m)	2組+ 予備	1組 ($2n = 2$)	1台	予備1台+	必要数 (1組/セット) の2倍+ クト、合計2組。	移動式大排熱交換設備	3台	1台 ($2n = 2$)	1台	0台	7個 1台	大型送水ポンプ車	3台	原子 子炉 冷却系用 ポンプ 機器 ($n = 2$)	1台 ($n = 2$)	0台	予備1台 ($n = 1$)	海水側250A (1組: 約76m) 油水側250A (1組: 約70m) 油水側300A (1組: 約96m)	2組+ 予備	1組 ($2n = 2$)	1組 1本 以上	0組	0組 予備
設備名	在庫数	必要数	予備	保管場所	備考																															
可搬型スフレイノズル	3台	1台 ($2n = 2$)	1台	第1保管エリア 第2保管エリア 原燃料搬入場	第3保管 第4保管 エリア																															
ホース (1組: 約220m)	2組+ 予備	1組 ($2n = 2$)	1台	予備1台+	必要数 (1組/セット) の2倍+ クト、合計2組。																															
移動式大排熱交換設備	3台	1台 ($2n = 2$)	1台	0台	7個 1台																															
大型送水ポンプ車	3台	原子 子炉 冷却系用 ポンプ 機器 ($n = 2$)	1台 ($n = 2$)	0台	予備1台 ($n = 1$)																															
海水側250A (1組: 約76m) 油水側250A (1組: 約70m) 油水側300A (1組: 約96m)	2組+ 予備	1組 ($2n = 2$)	1組 1本 以上	0組	0組 予備																															

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																	
	<p>(2) 「$n + \alpha$」の可搬型設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>配備数</th> <th>必要数</th> <th>予備</th> <th>保管場所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遮げし安全手用蓋網 ガスボンベ</td> <td>30本</td> <td>15本 (5 本以 上)</td> <td>15本 予備15本</td> <td>原子炉建物</td> <td>*30本のうち予備は5本以上余裕 を見て15本を備</td> </tr> <tr> <td>主蒸気道がし 安全手用蓋網 (補助盤室)</td> <td>4個</td> <td>2個</td> <td>2個 予備2個</td> <td>機器部処理部物</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	必要数	予備	保管場所	備考	遮げし安全手用蓋網 ガスボンベ	30本	15本 (5 本以 上)	15本 予備15本	原子炉建物	*30本のうち予備は5本以上余裕 を見て15本を備	主蒸気道がし 安全手用蓋網 (補助盤室)	4個	2個	2個 予備2個	機器部処理部物	-	<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は、「3. (4) 保管場所における主要可搬型設備等の配備方針」に記載。</p>
設備名	配備数	必要数	予備	保管場所	備考															
遮げし安全手用蓋網 ガスボンベ	30本	15本 (5 本以 上)	15本 予備15本	原子炉建物	*30本のうち予備は5本以上余裕 を見て15本を備															
主蒸気道がし 安全手用蓋網 (補助盤室)	4個	2個	2個 予備2個	機器部処理部物	-															

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
	<p>(3) 「n」の可搬型設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>配備数</th> <th>必要数</th> <th>予備</th> <th>保管場所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬式監査作業装置</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台 予備1台</td> <td>第2保管 エリア 0台</td> <td>第3保管 エリア 0台</td> <td>第4保管 エリア 1台 ・1台で監査作業が可能。</td> </tr> <tr> <td>ホース (1組、約29m)</td> <td>1組 + 予備</td> <td>1組</td> <td>—</td> <td>ターピング機物 1組+ 予備</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第1ペントライルダ 出口木桶濃度</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>予備1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台 ・1台で水素濃度測定が可能。</td> </tr> <tr> <td>シルトフェンス</td> <td>約40m</td> <td>約29m</td> <td>約29m 予備約10m</td> <td>0m</td> <td>0m</td> <td>約10m+ 予備約10m ・2号炉専用</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数量について、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	必要数	予備	保管場所	備考	可搬式監査作業装置	2台	1台	1台 予備1台	第2保管 エリア 0台	第3保管 エリア 0台	第4保管 エリア 1台 ・1台で監査作業が可能。	ホース (1組、約29m)	1組 + 予備	1組	—	ターピング機物 1組+ 予備	—	—	第1ペントライルダ 出口木桶濃度	2台	1台	予備1台	0台	0台	1台 ・1台で水素濃度測定が可能。	シルトフェンス	約40m	約29m	約29m 予備約10m	0m	0m	約10m+ 予備約10m ・2号炉専用	<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は、「3. (4) 保管場所における主要可搬型設備等の配備方針」に記載。</p>
設備名	配備数	必要数	予備	保管場所	備考																															
可搬式監査作業装置	2台	1台	1台 予備1台	第2保管 エリア 0台	第3保管 エリア 0台	第4保管 エリア 1台 ・1台で監査作業が可能。																														
ホース (1組、約29m)	1組 + 予備	1組	—	ターピング機物 1組+ 予備	—	—																														
第1ペントライルダ 出口木桶濃度	2台	1台	予備1台	0台	0台	1台 ・1台で水素濃度測定が可能。																														
シルトフェンス	約40m	約29m	約29m 予備約10m	0m	0m	約10m+ 予備約10m ・2号炉専用																														

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(3) 「ロ」の可搬型設備			
保管場所			
設備名	配備数	必要数	備考
シルトアーンス	約680m 約40m	約3270m+ 子偏約40m	第1保管 エリア 第2保管 エリア 約40m 0m 約320m ・輸送用
小型船舶	2隻	1隻 (8t) 1隻 (8t)	子偏1隻 (8t) 0隻 0隻 1隻 (8t) ・シルトアーンスを1隻で保管可能。 ・海上ニタリング用と並用。
放射性物質搬入材	4組	3組 1組	子偏 0組 0組 0組 3組 ・設置場所3箇所にそれぞれ1組を設置。
大型海水ポンプ車	2台	放水子 水装置 和 備用 器具	子偏1台 (8t) 0台 0台 子偏1台 (8t) 1台 ・第3年管エリアに保管する大型 海水ポンプ車の子偏1台は、原 子偏内管合併系用と原子偏 物貯水設備用を並用。
放水栓	2台	4台	子偏1台 0台 0台 1台 ・第3年管エリアに保管する大型 海水ポンプ車の子偏1台は、原 子偏内管合併系用と原子偏 物貯水設備用を並用。
消防火薬制容器	6個	5個	子偏1個 0個 0個 5個 ・第3年管エリアに保管する大型 海水ポンプ車の子偏1台は、原 子偏内管合併系用と原子偏 物貯水設備用を並用。
ホース	3組+ 300A 1組 250A 1組	1組 1本 1本 以上	ホー ース 長 子偏 1本 以上 子偏 0組 0組 1組 ・第3年管エリアに保管する大型 海水ポンプ車の子偏1台は、原 子偏内管合併系用と原子偏 物貯水設備用を並用。
※：各設備の保管場所・数値について。今後の検討結果等により変更となる可能性がある。			

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																							
(3) 「n」の可搬型設備																																																																										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="6" style="text-align: center; background-color: #e0e0e0;">保管場所</th> </tr> <tr> <th>設備名</th> <th>配備数</th> <th>必要数</th> <th>予備</th> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>3台</td> <td>【①用】1台 【②用】1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td>2隻</td> <td>1隻 (使用)</td> <td>予備1隻 (使用)</td> <td>0隻</td> <td>1隻 (使用)</td> </tr> <tr> <td>可搬式モニタリング・ポンスト</td> <td>12台</td> <td>10台</td> <td>2台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> </tr> <tr> <td>中央制御室待機室正圧化装置 (空気ボンベ)</td> <td>50本</td> <td>15本</td> <td>35本</td> <td>15本+</td> <td>予備35本</td> </tr> <tr> <td>可燃性ガス检测装置</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: right;">備考 (必要数nの補足)</td></tr> <tr> <td colspan="6"> ・緊急時対策所用発電機への補給専用。 ・緊急時対策所用発電機以外への補給用。 ・2台で島根2号炉運転中及び停止中の給油作業を実施可能。 </td></tr> <tr> <td colspan="6"> ・1隻で海上モニタリングを実施可能。 ・シルトフェンス設置用と兼用。 </td></tr> <tr> <td colspan="6"> ・合計15本で中央制御室待機室全窓防護ししつ、10時間正圧化することが可能。 </td></tr> <tr> <td colspan="6"> ・気象観測は1台で測定可能。 </td></tr> </tbody> </table>	保管場所						設備名	配備数	必要数	予備	第1保管エリア	第2保管エリア	タンクローリー	3台	【①用】1台 【②用】1台	1台	0台	1台	小型船舶	2隻	1隻 (使用)	予備1隻 (使用)	0隻	1隻 (使用)	可搬式モニタリング・ポンスト	12台	10台	2台	0台	0台	中央制御室待機室正圧化装置 (空気ボンベ)	50本	15本	35本	15本+	予備35本	可燃性ガス检测装置	2台	1台	1台	0台	0台	備考 (必要数nの補足)						・緊急時対策所用発電機への補給専用。 ・緊急時対策所用発電機以外への補給用。 ・2台で島根2号炉運転中及び停止中の給油作業を実施可能。						・1隻で海上モニタリングを実施可能。 ・シルトフェンス設置用と兼用。						・合計15本で中央制御室待機室全窓防護ししつ、10時間正圧化することが可能。						・気象観測は1台で測定可能。						
保管場所																																																																										
設備名	配備数	必要数	予備	第1保管エリア	第2保管エリア																																																																					
タンクローリー	3台	【①用】1台 【②用】1台	1台	0台	1台																																																																					
小型船舶	2隻	1隻 (使用)	予備1隻 (使用)	0隻	1隻 (使用)																																																																					
可搬式モニタリング・ポンスト	12台	10台	2台	0台	0台																																																																					
中央制御室待機室正圧化装置 (空気ボンベ)	50本	15本	35本	15本+	予備35本																																																																					
可燃性ガス检测装置	2台	1台	1台	0台	0台																																																																					
備考 (必要数nの補足)																																																																										
・緊急時対策所用発電機への補給専用。 ・緊急時対策所用発電機以外への補給用。 ・2台で島根2号炉運転中及び停止中の給油作業を実施可能。																																																																										
・1隻で海上モニタリングを実施可能。 ・シルトフェンス設置用と兼用。																																																																										
・合計15本で中央制御室待機室全窓防護ししつ、10時間正圧化することが可能。																																																																										
・気象観測は1台で測定可能。																																																																										
	<p>※：各設備の保管場所・数量についてには、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は、「3. (4) 保管場所における主要可搬型設備等の配備方針」に記載。</p>																																																																							

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉		島根原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																	
<p>(3) 「n」の可搬型設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>配備数</th> <th>必要数</th> <th>予備</th> <th>保管場所</th> <th>備考 (必要数nの備足)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所用車両</td> <td>4台</td> <td>2台</td> <td>2台</td> <td>第2保管エリア 0台</td> <td>第3保管エリア 0台</td> <td>* 1台で緊急時対策所に搬運するために必要な容量を有するものを、燃料給油時の切替えを考慮して2台を保管し、予備車を2台保管する。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所汎用化装置 (空気ポンベ)</td> <td>540本</td> <td>454本</td> <td>86本</td> <td>454本+子備56本 0本</td> <td>0本</td> <td>* 454本で緊急時対策所を緊急停止しつつ、11時間正常化することができる。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所空気淨化 送風機</td> <td>3台</td> <td>1台</td> <td>2台</td> <td>1台+子備1台 0台</td> <td>0台</td> <td>* 1台で緊急時対策所を正常化することが可能。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所空気淨化 フィルタユニット</td> <td>3台</td> <td>1台</td> <td>2台</td> <td>1台+子備1台 0台</td> <td>0台</td> <td>* 緊急時対策所空気淨化装置と併せて使用することことで、1台で対策要員の放射線被ばく低減又は防止可能。 * 2台のうち子備1台。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数量について、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>		設備名	配備数	必要数	予備	保管場所	備考 (必要数nの備足)	緊急時対策所用車両	4台	2台	2台	第2保管エリア 0台	第3保管エリア 0台	* 1台で緊急時対策所に搬運するために必要な容量を有するものを、燃料給油時の切替えを考慮して2台を保管し、予備車を2台保管する。	緊急時対策所汎用化装置 (空気ポンベ)	540本	454本	86本	454本+子備56本 0本	0本	* 454本で緊急時対策所を緊急停止しつつ、11時間正常化することができる。	緊急時対策所空気淨化 送風機	3台	1台	2台	1台+子備1台 0台	0台	* 1台で緊急時対策所を正常化することが可能。	緊急時対策所空気淨化 フィルタユニット	3台	1台	2台	1台+子備1台 0台	0台	* 緊急時対策所空気淨化装置と併せて使用することことで、1台で対策要員の放射線被ばく低減又は防止可能。 * 2台のうち子備1台。				【島根】記載箇所の相違 ・泊は、「3. (4) 保管場所における主要可搬型設備等の配備方針」に記載。
設備名	配備数	必要数	予備	保管場所	備考 (必要数nの備足)																																		
緊急時対策所用車両	4台	2台	2台	第2保管エリア 0台	第3保管エリア 0台	* 1台で緊急時対策所に搬運するために必要な容量を有するものを、燃料給油時の切替えを考慮して2台を保管し、予備車を2台保管する。																																	
緊急時対策所汎用化装置 (空気ポンベ)	540本	454本	86本	454本+子備56本 0本	0本	* 454本で緊急時対策所を緊急停止しつつ、11時間正常化することができる。																																	
緊急時対策所空気淨化 送風機	3台	1台	2台	1台+子備1台 0台	0台	* 1台で緊急時対策所を正常化することが可能。																																	
緊急時対策所空気淨化 フィルタユニット	3台	1台	2台	1台+子備1台 0台	0台	* 緊急時対策所空気淨化装置と併せて使用することことで、1台で対策要員の放射線被ばく低減又は防止可能。 * 2台のうち子備1台。																																	

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																													
<p>(1) 重機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>在庫数</th> <th>保管場所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホイールローダー</td> <td>3台</td> <td>第1保管 エリア 1台 0台</td> <td>第3保管 エリア 1台 予備 1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数量について (2) その他設備（自主的に所有している設備）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>在庫数</th> <th>保管場所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学生物自動車</td> <td>2台</td> <td>第1保管 エリア 1台 0台</td> <td>第2保管 エリア 0台 1台</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ水槽車</td> <td>2台</td> <td>第3保管 エリア 1台 0台</td> <td>第4保管 エリア 0台 1台</td> </tr> <tr> <td>小型放水池</td> <td>2台</td> <td>内保管場所 0台 0台</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>放水池駆動車</td> <td>1台</td> <td>内保管場所 1台</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>原子炉地盤海水ポンプ電動機</td> <td>1台</td> <td>0台 0台 0台</td> <td>・予備品</td> </tr> <tr> <td>リフターカーレーン</td> <td>1台</td> <td>0台 0台 0台</td> <td>・予備品既設設備</td> </tr> <tr> <td>中型ホース保管車(150A)</td> <td>2台</td> <td>1台 0台 1台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>大型ホース保管車(150A)</td> <td>2台</td> <td>1台 0台 1台</td> <td>・資機材</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数量について 今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	在庫数	保管場所	備考	ホイールローダー	3台	第1保管 エリア 1台 0台	第3保管 エリア 1台 予備 1台				—	設備名	在庫数	保管場所	備考	化学生物自動車	2台	第1保管 エリア 1台 0台	第2保管 エリア 0台 1台	小型動力ポンプ水槽車	2台	第3保管 エリア 1台 0台	第4保管 エリア 0台 1台	小型放水池	2台	内保管場所 0台 0台	—	放水池駆動車	1台	内保管場所 1台	—	原子炉地盤海水ポンプ電動機	1台	0台 0台 0台	・予備品	リフターカーレーン	1台	0台 0台 0台	・予備品既設設備	中型ホース保管車(150A)	2台	1台 0台 1台	・資機材	大型ホース保管車(150A)	2台	1台 0台 1台	・資機材
設備名	在庫数	保管場所	備考																																													
ホイールローダー	3台	第1保管 エリア 1台 0台	第3保管 エリア 1台 予備 1台																																													
			—																																													
設備名	在庫数	保管場所	備考																																													
化学生物自動車	2台	第1保管 エリア 1台 0台	第2保管 エリア 0台 1台																																													
小型動力ポンプ水槽車	2台	第3保管 エリア 1台 0台	第4保管 エリア 0台 1台																																													
小型放水池	2台	内保管場所 0台 0台	—																																													
放水池駆動車	1台	内保管場所 1台	—																																													
原子炉地盤海水ポンプ電動機	1台	0台 0台 0台	・予備品																																													
リフターカーレーン	1台	0台 0台 0台	・予備品既設設備																																													
中型ホース保管車(150A)	2台	1台 0台 1台	・資機材																																													
大型ホース保管車(150A)	2台	1台 0台 1台	・資機材																																													

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																													
(2) その他設備（自主的に所有している設備）																																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>配備数</th> <th>保管場所 第1保管 エリア</th> <th>第2保管 エリア</th> <th>第3保管 エリア</th> <th>第4保管 エリア</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型ホース巻取車(300A)</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>ボートスコップ車</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>直流水ポンプ車11.5V</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>直流水ポンプ車250V</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小型船舶用油機車</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>シルトフランクス運搬車</td> <td>2台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>2台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>放射性物質吸着材運搬車</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>消防火薬剤運搬車</td> <td>3台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>2台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>モニタリング設備運搬車</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>燃料ブールスプレイ装置</td> <td>2台</td> <td></td> <td></td> <td>原子炉建物 2台</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名	配備数	保管場所 第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	備考	大型ホース巻取車(300A)	2台	1台	0台	0台	1台	・資機材	ボートスコップ車	2台	1台	0台	0台	1台	・資機材	直流水ポンプ車11.5V	1台	1台	0台	0台	0台	—	直流水ポンプ車250V	1台	1台	0台	0台	0台	—	小型船舶用油機車	1台	0台	0台	0台	1台	・資機材	シルトフランクス運搬車	2台	0台	0台	0台	2台	・資機材	放射性物質吸着材運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	・資機材	消防火薬剤運搬車	3台	1台	0台	0台	2台	・資機材	モニタリング設備運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	・資機材	燃料ブールスプレイ装置	2台			原子炉建物 2台	—			
設備名	配備数	保管場所 第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	備考																																																																										
大型ホース巻取車(300A)	2台	1台	0台	0台	1台	・資機材																																																																										
ボートスコップ車	2台	1台	0台	0台	1台	・資機材																																																																										
直流水ポンプ車11.5V	1台	1台	0台	0台	0台	—																																																																										
直流水ポンプ車250V	1台	1台	0台	0台	0台	—																																																																										
小型船舶用油機車	1台	0台	0台	0台	1台	・資機材																																																																										
シルトフランクス運搬車	2台	0台	0台	0台	2台	・資機材																																																																										
放射性物質吸着材運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	・資機材																																																																										
消防火薬剤運搬車	3台	1台	0台	0台	2台	・資機材																																																																										
モニタリング設備運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	・資機材																																																																										
燃料ブールスプレイ装置	2台			原子炉建物 2台	—																																																																											
	<p>※：各設備の保管場所・数量について、今後の検査結果等により変更となる可能性がある。</p>		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は、「3. (4) 保管場所における主要可搬型設備等の配備方針」に記載。</p>																																																																													

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
(1) 保管場所への影響評価 地震による保管場所への被害要因及び被害事象を第5-1表のとおり想定し、設定した保管場所が影響を受けないことを確認する。 なお、2011年東北地方太平洋沖地震時の被害状況を別紙(9)に示す。	(2) 地震による保管場所への影響評価概要 地震による保管場所への影響について、網羅的に①～⑦の被害要因について評価した結果、第3-3表に示すとおり影響のある被害要因はないことを確認した。被害要因に対する詳細な確認結果については、「(3) 地震による保管場所への影響評価」に示す。 第3-3表 地震による保管場所への影響評価結果 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①周辺構造物の損壊</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>該当なし</td> <td>問題なし</td> </tr> <tr> <td>②周辺タンク等の損壊</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> </tr> <tr> <td>③周辺斜面の崩壊</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> </tr> <tr> <td>④敷地下斜面のすべり</td> <td>問題なし</td> <td>該当なし</td> <td>問題なし</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>⑤液状化及び挿すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による浮き上がり</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>⑥地盤支持力の不足</td> <td>問題なし [地盤支持力]</td> <td>問題なし [地盤支持力]</td> <td>問題なし [地盤支持力]</td> <td>問題なし [地盤支持力]</td> </tr> <tr> <td>⑦地中埋設構造物の損壊</td> <td>該当なし</td> <td>問題なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	①周辺構造物の損壊	問題なし	問題なし	該当なし	問題なし	②周辺タンク等の損壊	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	③周辺斜面の崩壊	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	④敷地下斜面のすべり	問題なし	該当なし	問題なし	該当なし	⑤液状化及び挿すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による浮き上がり	問題なし	問題なし	該当なし	該当なし	⑥地盤支持力の不足	問題なし [地盤支持力]	問題なし [地盤支持力]	問題なし [地盤支持力]	問題なし [地盤支持力]	⑦地中埋設構造物の損壊	該当なし	問題なし	該当なし	該当なし	(1) 保管場所への影響評価 地震による保管場所への被害要因及び被害事象を第5-1表のとおり想定し、設定した保管場所が影響を受けないことを確認する。	【島根】資料構成の相違 ・泊の資料構成は女川をベースとし、島根の審査知見を取り入れている。
被害要因	評価結果																																														
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																											
①周辺構造物の損壊	問題なし	問題なし	該当なし	問題なし																																											
②周辺タンク等の損壊	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし																																											
③周辺斜面の崩壊	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし																																											
④敷地下斜面のすべり	問題なし	該当なし	問題なし	該当なし																																											
⑤液状化及び挿すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による浮き上がり	問題なし	問題なし	該当なし	該当なし																																											
⑥地盤支持力の不足	問題なし [地盤支持力]	問題なし [地盤支持力]	問題なし [地盤支持力]	問題なし [地盤支持力]																																											
⑦地中埋設構造物の損壊	該当なし	問題なし	該当なし	該当なし																																											
自然現象 地 震	自然現象 地 震	自然現象 地 震	【島根】記載箇所の相違 ・島根は「2. 概要 (8) 屋内外作業に係る成立性評価の概要」に記載。 【女川】記載内容の相違 ・泊は、東北地方太平洋沖地震と同様な被害実績はない。																																												

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
(2) 保管場所の被害要因に対する評価方法及び結果 保管場所への影響について、第 5-1 表の被害要因ごとに評価する。 a. 周辺構造物の損壊及び周辺タンクの損壊に対する影響評価 ①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）、②周辺タンクの損壊 (a) 評価方法 周辺構造物の損壊に対する影響評価について、保管場所周辺の構造物を対象に、耐震 S クラス 及び 基準地震動 S _s により倒壊に至らないことを確認し、外装材の影響がないことを確認している構造物については、各保管場所への影響を及ぼさない構造物とする。 耐震 S クラス 及び 基準地震動 S _s により倒壊に至らないことを確認し、外装材の影響がある構造物については、外装材の落下による影響範囲を建物の高さの半分として設定する。 上記以外の構造物については、基準地震動 S _s により損壊するものとし、各保管場所の敷地が、設定した周辺構造物の損壊影響範囲に含まれるか否かで評価する。 また、周辺タンクの損壊による地震随伴溢水や地震随伴火災、薬品漏えいによる影響が及ぶ範囲に各保管場所の敷地が含まれるか否かで評価する。	(3) 地震による保管場所への影響評価 a. 周辺構造物損壊による影響評価 ①周辺構造物の損壊（建物、鉄塔等） (a) 評価方針 周辺構造物の損壊に対する影響評価について、耐震 S クラス 又は基準地震動 S _s により倒壊に至らないことを確認し、外装材の影響がないことを確認した構造物は、各保管場所への影響を及ぼさないと評価する。 耐震 S クラス 又は基準地震動 S _s により倒壊に至らないことを確認し、外装材の影響がある建物については、外装材の落下による影響範囲を建物高さの半分として設定 [※] する。 上記以外の周辺構造物については、基準地震動 S _s により損壊するものとし、各保管場所の敷地が設定した周辺構造物の影響範囲に含まれるか否かを評価する。影響範囲は、構造物が根元から保管場所側に影響するものとして設定する。	(2) 保管場所の被害要因に対する評価方法及び結果 保管場所への影響について、第 5-1 表の被害要因ごとに評価する。 a. 周辺構造物の損壊及び周辺タンクの損壊に対する影響評価 ①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）、②周辺タンクの損壊 (a) 評価方法 周辺構造物の損壊に対する影響評価について、保管場所周辺の構造物を対象に、耐震 S クラス（S _s 機能維持含む）又は基準地震動により倒壊に至らないことを確認し、外装材が脱落しないことを確認している構造物については、各保管場所への影響を及ぼさない構造物とする。 耐震 S クラス（S _s 機能維持含む）又は基準地震動により倒壊に至らないことを確認し、外装材が脱落する可能性がある構造物については、外装材の落下による影響範囲を建物の高さの半分として設定 [※] する。 上記以外の周辺構造物については、基準地震動により損壊するものとし、各保管場所の敷地が、設定した周辺構造物の損壊影響範囲に含まれるか否かで評価する。影響範囲は、構造物が根元から保管場所側に影響するものとして設定する。 また、周辺タンクの損壊による地震随伴溢水や地震随伴火災、薬品漏えいによる影響が及ぶ範囲に各保管場所の敷地が含まれるか否かで評価する。	【島根】記載表現の相違 ・泊は保管場所の評価において②周辺タンクの損壊による影響はないことから、女川と同様に①周辺構造物の損壊と合わせて評価している。
(b) 評価結果 保管場所周辺にて抽出した構造物について、損壊の影響範囲を評価した結果を第 5-2 表、抽出結果及び対応内容を第 5-3 表、第 5-1 図に示す。 また、外装材の影響に対する評価結果を別紙(11)に示す。	(b) 評価結果 影響評価結果を第 3-4 表に、保管場所ごとの対象設備を第 3-2 図(1)～(4)に示す。保管場所周辺の構造物は、基準地震動 S _s で倒壊しないように設計、又は耐震評価により倒壊しないことを詳細設計段階において確認する。また、損壊する可能性が否定できない構造物においては損壊による影響範囲が保管場所外であることから損壊による影響はないことを確認した。（別紙(28)参照） 第 1 保管エリア周辺には、免震重要棟、免震重要棟遮蔽壁、緊急時対策所、統合原子力防災 NW 用屋外アンテナ、非常用ろ過水タンク、通信用無線鉄塔があるが、基準地震動 S _s により倒壊しない設計とする。また、損壊する可能性が否定できない建物、構築物等の構造物は、損壊に対して十分な離隔距離をとることから、保管場所の可搬型設備への影響はない。 第 2 保管エリア周辺には、輪谷貯水槽（西 1／西 2）があるが、基準地震動 S _s により倒壊しない設計とする。	(b) 評価結果 保管場所周辺にて抽出した構造物について、損壊の影響範囲を評価した結果を第 5-2 表、抽出結果及び対応内容を第 5-3 表、第 5-1 図に示す。 また、外装材の影響に対する評価結果を別紙(10)に示す。	【女川】記載表現の相違 ・周辺構造物の損壊影響範囲の明確化。 【島根】資料構成の相違 ・泊は女川と同様に周辺構造物と周辺タンクの損壊を合わせて評価。 ※：外装材の落下による影響範囲は、平成 20 年 4 月 1 日に国土交通省住宅局建築指導課長より出された、「建築基準法施行規則の一部改正等の施行について（技術的助言）」を参考に、設定する。
		□ : 評価結果に係る部分は別途ご説明する	【島根】記載方針の相違 ・泊は女川の資料構成をベースに作成しており、影響評価結果は第 5-3 表に記載している。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉		島根原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																										
<p>同保管場所周辺には、220kV 第二島根原子力幹線 No.1 鉄塔及び220kV 第二島根原子力幹線 No.2 鉄塔が設置されているが、鉄塔基礎の安定性に影響を及ぼす要因について評価を行い、影響がないことを確認している。（別紙(4)参照）また、更なる安全性向上のための対策として、220kV 第二島根原子力幹線 No.1 鉄塔及び220kV 第二島根原子力幹線 No.2 鉄塔の基準地震動 S sにおける耐震評価を行い、地震時においても鉄塔が倒壊しない設計とする。</p> <p>第3保管エリア周辺には、構造物がないことを確認している。</p> <p>第4保管エリア周辺には、損壊する可能性が否定できない建物、構築物等の構造物があるが、損壊に対して十分な離隔距離をとることから、保管場所の可搬型設備への影響はない。</p> <p>外装材以外の部材等については、保管場所に影響を及ぼさない設計とする。（別紙(37)参照）</p> <p>※：外装材の落下による影響範囲は、平成20年4月1日に国土交通省住宅局建築指導課長より出された、「建築基準法施行規則の一部改正等の施行について（技術的助言）」を参考に、設定する。</p>																																
<p>第5-2表 周辺構造物の損壊に対する影響評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管 エリア</th> <th>第2保管 エリア</th> <th>第3保管 エリア</th> <th>第4保管 エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①周辺構造物の損壊 (建屋、鉄塔、構築物)</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>②周辺タンクの損壊</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>影響なし</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table>					被害要因	評価結果				第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	①周辺構造物の損壊 (建屋、鉄塔、構築物)	影響なし	影響なし	影響なし	該当なし	②周辺タンクの損壊	該当なし	該当なし	影響なし	該当なし									
被害要因	評価結果																															
	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア																												
①周辺構造物の損壊 (建屋、鉄塔、構築物)	影響なし	影響なし	影響なし	該当なし																												
②周辺タンクの損壊	該当なし	該当なし	影響なし	該当なし																												
<p>第3-4表 周辺構造物損壊による保管場所への影響評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管 エリア</th> <th>第2保管 エリア</th> <th>第3保管 エリア</th> <th>第4保管 エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①周辺構造物の損壊 (建屋、鉄塔等)</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>該当なし</td> <td>問題なし</td> </tr> </tbody> </table>					被害要因	評価結果				第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	①周辺構造物の損壊 (建屋、鉄塔等)	問題なし	問題なし	該当なし	問題なし														
被害要因	評価結果																															
	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア																												
①周辺構造物の損壊 (建屋、鉄塔等)	問題なし	問題なし	該当なし	問題なし																												
<p>第5-2表 周辺構造物の損壊に対する影響評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="6">評価結果</th> </tr> <tr> <th>51m 倉庫・車庫 エリア</th> <th>緊急時 対策所 エリア</th> <th>1号炉 西側31m エリア</th> <th>1、2号炉 北側31m エリア</th> <th>2号炉 東側31m エリア(a)</th> <th>2号炉 東側31m エリア(b)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①周辺構造物の損壊 (建屋、鉄塔、構築物)</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> </tr> <tr> <td>②周辺タンクの損壊</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>□ : 評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>						被害要因	評価結果						51m 倉庫・車庫 エリア	緊急時 対策所 エリア	1号炉 西側31m エリア	1、2号炉 北側31m エリア	2号炉 東側31m エリア(a)	2号炉 東側31m エリア(b)	①周辺構造物の損壊 (建屋、鉄塔、構築物)	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	②周辺タンクの損壊	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
被害要因	評価結果																															
	51m 倉庫・車庫 エリア	緊急時 対策所 エリア	1号炉 西側31m エリア	1、2号炉 北側31m エリア	2号炉 東側31m エリア(a)	2号炉 東側31m エリア(b)																										
①周辺構造物の損壊 (建屋、鉄塔、構築物)	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし																										
②周辺タンクの損壊	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし																										

【女川及び島根】
記載内容の相違
・プラントの相違による
評価結果の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉			島根原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由	
第5-3表 周辺構造物の被害想定及び評価結果						第5-3表 周辺構造物の被害想定及び評価結果				
対象設備	被害想定	構造物の影響評価				対象設備	被害想定	構造物の評価結果		
保修センター	地震により損壊し、可搬型設備に影響を与える。	保修センターは基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とする。外装材が落下する可能性があるが、影響範囲外であり、落下に伴う影響はない。(別紙(11)参照)				1号炉原子炉建屋 2号炉原子炉建屋 固体廃棄物貯蔵庫 定期検査機材倉庫 総合管理事務所 3号炉原子炉建屋 3号炉原子炉補助建屋 3号炉出入管理建屋 緊急時対策所待機待機所 待機所用空調上屋 緊急時対策所指揮所 指揮所用空調上屋 5m倉庫・車庫 66kV泊支線No.6鉄塔 66kV泊支線No.7鉄塔 放射性廃棄物処理建屋 1号炉燃料取替用水タンク建屋 2号炉燃料取替用水タンク建屋 放射性廃棄物処理建屋ポンベ庫 洞道冷却ファン建屋 原子炉容器上部ふた保管庫 代替給電用資機材コンテナ (A-5)	基準地震動に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。また、外装材の脱落による影響はない。 地震により損壊し、可搬型設備に影響を与える。	損壊しても保管場所に対し影響範囲外であるため、損壊に伴う影響はない。		
緊急用電気品建屋		緊急用電気品建屋は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。								
緊急時対策建屋		緊急時対策建屋は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。								
松島幹線 No.2送電鉄塔		損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。								
1号排気筒		1号排気筒は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。								
2号排気筒		2号排気筒は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。								
3号排気筒		3号排気筒は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。								
事務本館／事務別館		事務本館／事務別館は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。(別紙(11)参照)								
屎尿浄化槽機械室		損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。								
出入管理室（1，2号）		損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。								
3号連絡通路		損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。								
2号スタック放射線モニタ建屋		損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。								

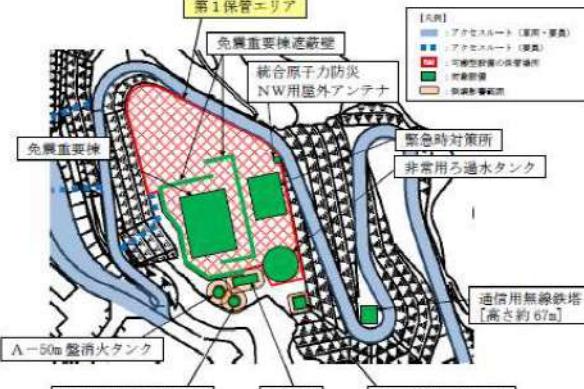
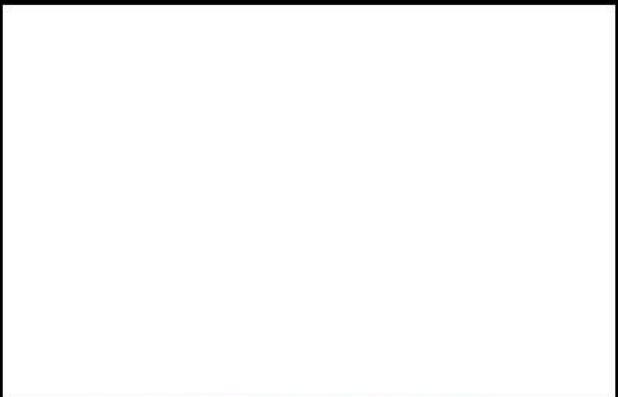
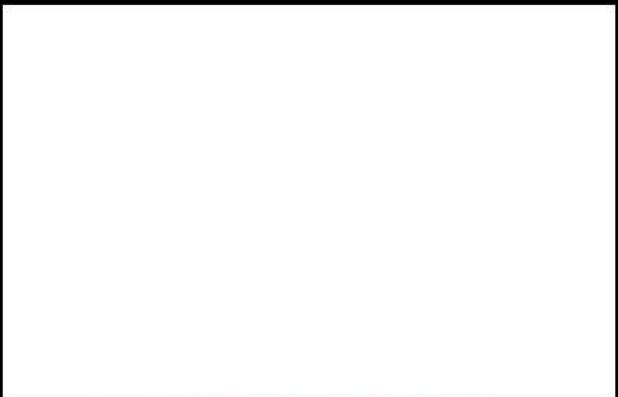
:評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川】記載内容の相違
 • プラントの相違による
 対象構造物、構造物の評価結果の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第5-1図 保管場所の周辺構造物の被害想定状況 特囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>	 <p>第3-2図(1) 第1保管エリア [凡例] ■ アクセスルート（東南・東西） □ アクセスルート（東北） ■ 可燃性物質の供給施設 ■ 廃棄物庫 ■ 防護影響範囲 ■ 免震重要壁 ■ 免震重要柱 ■ 緊急時対策所 ■ 非常用ろ過水タンク ■ A-50m 盤消火タンク ■ B-50m 盤消火タンク ■ 通信塔 ■ 50m 盤消火ポンプ室 ■ 通信用無線鉄塔「高さ約 67m」 ■ 緊急時対策所</p>	 <p>第3-2図(2) 第2保管エリア [凡例] ■ アクセスルート（東南・東西） □ アクセスルート（東北） ■ 可燃性物質の供給施設 ■ 送電線 ■ 廃棄物庫 ■ 220kV 第二島根原子力 鉄塔 No.1 鉄塔 [高さ約 40m] ■ 220kV 第二島根原子力 鉄塔 No.2 鉄塔 [高さ約 60m] ■ 輪谷町水槽（西1／西2） ■ 第2保管エリア</p>	 <p>第5-1図 保管場所の周辺構造物の被害想定状況 特囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>
			<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・プラントの相違による 被害想定状況の相違。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第3-2図(3) 第3保管エリア</p> <p>第3-2図(4) 第4保管エリア</p>		<p>【女川及び島根】</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違による被害想定状況の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
	<p>②周辺タンク等の損壊</p> <p>(a) 評価方針 周辺タンクの損壊による火災、薬品、溢水による影響が及ぶ範囲に各保管場所の敷地が含まれるか否かを評価する。</p> <p>(b) 評価結果（可燃物施設の損壊） 影響評価結果を第3-5表に、保管場所に影響を及ぼす可能性のある可燃物施設の配置及び火災想定施設の火災発生時における放射熱強度を第3-3図(1)～(4)に示す。 第1保管エリアについて、緊急時対策所用燃料地下タンク及びガスタービン燃料地下タンクは地下式のタンクであり保管場所への影響はない。 第2保管エリア周辺にガスタービン発電機用軽油タンクがあるが、基準地震動S sにより損壊しないことを詳細設計段階において確認する。（別紙(28)参照） 第3保管エリア周辺に、可燃物施設はないことから、影響はない。 第4保管エリアについて、3号炉主要変圧器、重油タンク、補助ボイラーサービスタンクの火災が発生した場合でも、保管場所からの離隔距離が確保されており、影響はない。（別紙(6)参照）</p> <p>(c) 評価結果（薬品タンクの損壊） 保管場所周辺に、薬品タンクはないことから、影響はない。</p> <p>(d) 評価結果（タンクからの溢水） 保管場所の最大浸水深は第4保管エリアにおける約21cmであり、可搬型設備の機関吸気口及び排気口高さ以下（別紙(8)）であり、可搬型設備は機能喪失しないため、影響はない。（別紙(33)）</p> <p>第3-5表 周辺タンク等の損壊による保管場所への影響評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管 エリア</th> <th>第2保管 エリア</th> <th>第3保管 エリア</th> <th>第4保管 エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>②周辺タンク等の損壊</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	②周辺タンク等の損壊	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は保管場所の評価において②周辺タンクの損壊による影響はないことから、女川と同様に①周辺構造物の損壊と合わせて評価している。</p>
被害要因	評価結果																
	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア													
②周辺タンク等の損壊	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし													

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第3-3図(1) 第1保管エリア</p>		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は保管場所の評価において②周辺タンクの損壊による影響はないことから、女川と同様に①周辺構造物の損壊と合わせて評価している。</p>
	<p>第3-3図(2) 第2保管エリア</p>		
	<p>第3-3図(3) 第3保管エリア</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

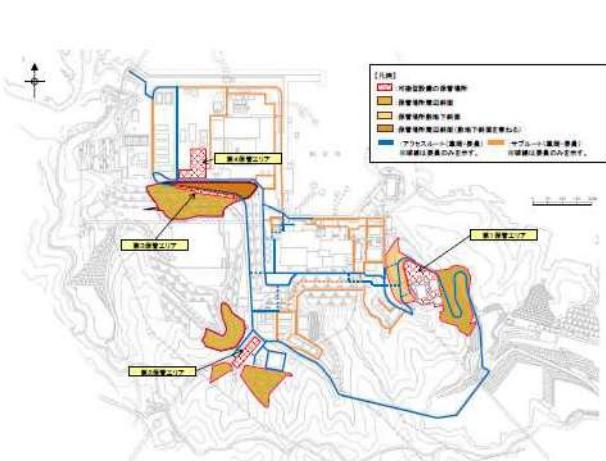
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第3-3 図(4) 第4保管エリア</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 本資料のうち、各図のみの内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>		<p>【島根】記載箇所の相違 • 泊は保管場所の評価において②周辺タンクの損壊による影響はないことから、女川と同様に①周辺構造物の損壊と合わせて評価している。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 周辺斜面の崩壊に対する影響評価 ③周辺斜面の崩壊 保管場所に係る発電所構内の斜面を抽出の上、評価を実施する。評価対象斜面の選定根拠及び評価方法の詳細については別紙(14)に、地下水位の設定については別紙(37)に示す。</p> <p>(a) 評価対象 保管場所及び評価対象とする周辺斜面の位置は、第5-2図のとおり。 第1、第2、第3保管エリアの周辺斜面として、斜面A、Fについて、すべり方向を考慮するとともに、斜面高さ、勾配とともに最大となる断面を斜面ごとに1断面選定した。</p>  <p>第5-2図 評価対象とする保管場所周辺斜面</p>	<p>b. 周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりに対する影響評価 ③周辺斜面の崩壊、④敷地下斜面のすべり (a) 評価方法 保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面について、基準地震動S sによるすべり安定性評価を実施する。</p> <p>【周辺斜面及び敷地下斜面のすべり安定性評価】 斜面形状、斜面高さ等を考慮して検討断面を選定し、基準地震動S sに対する地震応答解析を二次元動的有限要素法により行う。地震応答解析は周波数応答解析手法を用い、等価線形化法により土質材料のせん断弾性係数及び減衰定数のひずみ依存性を考慮する。地震時の応力は、静的解析による常時応力と地震応答解析による地震時増分応力を重ね合わせることにより算出する。 なお、静的解析には解析コード「s-stan Ver. 20_SI」を、地震応答解析には解析コード「ADVANF/Win Ver. 4.0」を使用する。</p>  <p>第3-4図 保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面</p>	<p>b. 周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりに対する影響評価 ③周辺斜面の崩壊、④敷地下斜面のすべり (a) 評価方法 保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面について、基準地震動によるすべり安定性評価を実施する。</p> <p>【周辺斜面及び敷地下斜面のすべり安定性評価】 斜面形状、斜面高さ等を考慮して評価対象断面を選定し、基準地震動による地震応答解析を二次元動的有限要素法により行う。地震応答解析は周波数応答解析手法を用い、等価線形化法により土質材料のせん断弾性係数及び減衰定数のひずみ依存性を考慮する。地震時の応力は、静的解析による常時応力と地震応答解析による地震時増分応力を重ね合わせることにより算出する。 なお、静的解析には解析コード「GEANAS-F2 Ver. 1.0」を、地震応答解析には解析コード「FDAPⅢ Ver. 3.03」を使用する。</p>  <p>第5-2図 保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ③周辺斜面の崩壊及び ④敷地下斜面のすべり に対する影響評価については、保管場所及びアクセスルートと斜面との位置関係が島根と類似していることから、資料構成及び記載内容は島根を参照する。</p> <p>【島根】記載内容の相違 プラントの相違による記載内容の相違。</p> <p>【島根】記載方針の相違 プラントの相違による斜面の解析コードの相違。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

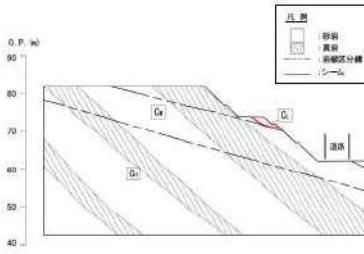
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
<p>(b) 斜面の安定性評価方法</p> <p>保管場所周辺斜面A, Fの安定性は、基準地震動 Ss に基づく二次元有限要素法解析を行い、算定されるすべり安全率 (Fs) が 1.0 を上回っていることを確認する。</p> <p>なお、解析に用いる地質断面図は、発電所建設時及び以降の地質調査の結果に基づき作成する。</p>	<p>【すべり安定性評価の基準値の設定】</p> <p>すべり安定性評価の基準値としては、「日本道路協会：道路土工・盛土工指針、2010」において、盛土の安定性照査について、「レベル2地震動に対する設計水平震度に対して、円弧すべり面を仮定した安定解析法によって算出した地震時安全率の値が 1.0 以上であれば、盛土の変形量は限定的なものにとどまると考えられるため、レベル2地震動の作用に対して性能2を満足するとみなしてよい。」と記載されている。</p> <p>また、性能2とは、「安全性及び修復性を満たすものであり、盛土の機能が応急復旧程度の作業により速やかに回復できる。」と記載されており、斜面に隣接する施設等に影響を与える規模の崩壊ではなく修復可能な小規模の損傷であると判断される。</p> <p>本評価においては、水平動・鉛直動を同時に考慮した基準地震動 Ss に対する動的解析により安全率 Fs が 1.0 を上回ることを評価基準値とする。</p> <p>なお、解析用地盤物性値は、「島根原子力発電所2号炉 耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について」の物性値を用いる。</p>	<p>【すべり安定性評価の基準値の設定】</p> <p>すべり安定性評価の基準値としては、「日本道路協会：道路土工・盛土工指針、2010」において、盛土の安定性照査について、「レベル2地震動に対する設計水平震度に対して、円弧すべり面を仮定した安定解析法によって算出した地震時安全率の値が 1.0 以上であれば、盛土の変形量は限定的なものにとどまると考えられるため、レベル2地震動の作用に対して性能2を満足するとみなしてよい。」と記載されている。</p> <p>また、性能2とは、「安全性及び修復性を満たすものであり、盛土の機能が応急復旧程度の作業により速やかに回復できる。」と記載されており、斜面に隣接する施設等に影響を与える規模の崩壊ではなく修復可能な小規模の損傷であると判断される。</p> <p>本評価においては、水平動・鉛直動を同時に考慮した基準地震動に対する動的解析により安全率 Fs が 1.0 を上回ることを評価基準値とする。</p> <p>追而【地震津波側審査の反映】 (解析用物性値については、「耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価」の審査結果を反映する)</p>																																		
<p>(c) 評価結果</p> <p>保管場所における周辺斜面の最小すべり安全率はすべて評価基準値以上である。</p> <p>周辺斜面の崩壊に対する影響評価結果を第5-4表、第5-3図、第5-4図に示す。</p>	<p>(b) 評価結果</p> <p>周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりに対する影響評価結果を第3-6表に示す。</p> <p>保管エリアの周辺斜面及び敷地下斜面を対象としたすべりに対する安定性評価の結果、評価対象斜面の最小すべり安全率は評価基準値を上回っていることを確認した。（安定性評価結果については、「4. 屋外のアクセスルートの評価 (4)被害想定 ③周辺斜面の崩壊」を参照）</p>	<p>(b) 評価結果</p> <p>周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりに対する影響評価結果を第5-4表に示す。</p> <p>追而【地震津波側審査の反映】 (地震応答解析結果については、「耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価」の審査結果を反映する)</p>	<p>第5-4表 周辺斜面の崩壊に対する影響評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③周辺斜面の崩壊</td> <td>影響なし [Fs > 1.0]</td> <td>影響なし [Fs > 1.0]</td> <td>影響なし [Fs > 1.0]</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3-6表 保管場所周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりに対する影響評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③周辺斜面の崩壊</td> <td>問題なし [Fs ≥ 1.0]</td> <td>問題なし [Fs ≥ 1.0]</td> <td>問題なし [Fs ≥ 1.0]</td> <td>問題なし [Fs ≥ 1.0]</td> </tr> <tr> <td>④敷地下斜面のすべり</td> <td>問題なし [Fs ≥ 1.0]</td> <td>該当なし</td> <td>問題なし [Fs ≥ 1.0]</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5-4表 保管場所周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりに対する影響評価結果</p> <p>追而【地震津波側審査の反映】 (地震応答解析結果については、「耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価」の審査結果を反映する)</p> <p> : 評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	③周辺斜面の崩壊	影響なし [Fs > 1.0]	影響なし [Fs > 1.0]	影響なし [Fs > 1.0]	該当なし	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	③周辺斜面の崩壊	問題なし [Fs ≥ 1.0]	問題なし [Fs ≥ 1.0]	問題なし [Fs ≥ 1.0]	問題なし [Fs ≥ 1.0]	④敷地下斜面のすべり	問題なし [Fs ≥ 1.0]	該当なし	問題なし [Fs ≥ 1.0]	該当なし
被害要因	評価結果																																			
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																
③周辺斜面の崩壊	影響なし [Fs > 1.0]	影響なし [Fs > 1.0]	影響なし [Fs > 1.0]	該当なし																																
被害要因	評価結果																																			
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																
③周辺斜面の崩壊	問題なし [Fs ≥ 1.0]	問題なし [Fs ≥ 1.0]	問題なし [Fs ≥ 1.0]	問題なし [Fs ≥ 1.0]																																
④敷地下斜面のすべり	問題なし [Fs ≥ 1.0]	該当なし	問題なし [Fs ≥ 1.0]	該当なし																																

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
 <table border="1"> <caption>すべり安全率一覧</caption> <thead> <tr> <th>基準地震動 Ss</th> <th>すべり安全率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Ss-D1</td> <td>6.7</td> </tr> <tr> <td>Ss-D2</td> <td>6.2</td> </tr> <tr> <td>Ss-D3</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>Ss-F1</td> <td>8.4</td> </tr> <tr> <td>Ss-F2</td> <td>7.7</td> </tr> <tr> <td>Ss-F3</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>Ss-N1</td> <td>7.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5-3図 斜面Aのすべり安定性評価結果</p>	基準地震動 Ss	すべり安全率	Ss-D1	6.7	Ss-D2	6.2	Ss-D3	2.7	Ss-F1	8.4	Ss-F2	7.7	Ss-F3	2.2	Ss-N1	7.7	 <table border="1"> <caption>すべり安全率一覧</caption> <thead> <tr> <th>基準地震動 Ss</th> <th>すべり安全率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Ss-D1</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>Ss-D2</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>Ss-D3</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>Ss-F1</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>Ss-F2</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>Ss-F3</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>Ss-N1</td> <td>1.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5-4図 斜面Fのすべり安定性評価結果</p>	基準地震動 Ss	すべり安全率	Ss-D1	2.0	Ss-D2	2.0	Ss-D3	2.2	Ss-F1	2.7	Ss-F2	1.7	Ss-F3	2.2	Ss-N1	1.8		
基準地震動 Ss	すべり安全率																																		
Ss-D1	6.7																																		
Ss-D2	6.2																																		
Ss-D3	2.7																																		
Ss-F1	8.4																																		
Ss-F2	7.7																																		
Ss-F3	2.2																																		
Ss-N1	7.7																																		
基準地震動 Ss	すべり安全率																																		
Ss-D1	2.0																																		
Ss-D2	2.0																																		
Ss-D3	2.2																																		
Ss-F1	2.7																																		
Ss-F2	1.7																																		
Ss-F3	2.2																																		
Ss-N1	1.8																																		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

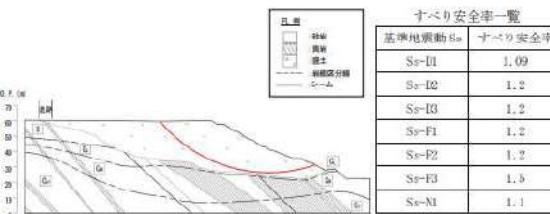
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 敷地下斜面のすべりに対する影響評価</p> <p>④敷地下斜面のすべり</p> <p>(a) 評価対象</p> <p>保管エリア及び評価対象とする敷地下斜面の位置は、第5-5図のとおり。</p> <p>0.P.+62m 盤にある第1、第2、第4保管エリアは、いずれも岩盤上に設置されており、法肩から斜面高さ以上の離隔を確保していることから、敷地下斜面のすべりによる影響は想定されない。また、第3保管エリアには敷地下斜面は存在しない。</p> <p>0.P.+62m 盤の敷地下斜面の影響として、強度の小さい盛土で構成され、斜面高さが最大となる斜面Bの安定性を確認することで、保管場所における敷地下斜面の評価を補完する。評価対象斜面の選定根拠及び評価方法の詳細については別紙(14)に、地下水位の設定については別紙(37)に示す。</p> <p>第5-5図 評価対象とする保管場所敷地下斜面</p> <p>(b) 斜面の安定性評価方法</p> <p>保管場所敷地下斜面Bの安定性は基準地震動 Ss に基づく二次元有限要素法解析を行い、算定されるすべり安全率が 1.0 を上回っていることを確認する。</p> <p>なお、解析に用いる地質断面図は、発電所建設時及び以降の地質調査の結果に基づき作成する。</p>			<p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ③周辺斜面の崩壊及び ④敷地下斜面のすべりに対する影響評価については、保管場所及びアクセスルートと斜面との位置関係が島根と類似していることから、資料構成及び記載内容は島根を参照する。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
<p>(e) 評価結果</p> <p>保管場所における敷地下斜面の最小すべり安全率はすべて評価基準値以上である。</p> <p>敷地下斜面のすべりに対する影響評価結果を第5-5表、第5-6図に示す。</p> <p>第5-5表 敷地下斜面のすべりに対する影響評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>④ 敷地下斜面のすべり</td> <td>影響なし [Fs>1.0]</td> <td>影響なし [Fs>1.0]</td> <td>該当なし</td> <td>影響なし [Fs>1.0]</td> </tr> </tbody> </table>  <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">すべり安全率一覧</th> </tr> <tr> <th>基礎地震動 S_a</th> <th>すべり安全率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Ss-I1</td> <td>1.09</td> </tr> <tr> <td>Ss-I2</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>Ss-I3</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>Ss-F1</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>Ss-P2</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>Ss-E3</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>Ss-N1</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5-6図 斜面Bのすべり安定性評価結果</p>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	④ 敷地下斜面のすべり	影響なし [Fs>1.0]	影響なし [Fs>1.0]	該当なし	影響なし [Fs>1.0]	すべり安全率一覧		基礎地震動 S_a	すべり安全率	Ss-I1	1.09	Ss-I2	1.2	Ss-I3	1.2	Ss-F1	1.2	Ss-P2	1.2	Ss-E3	1.3	Ss-N1	1.1			
被害要因		評価結果																																	
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																															
④ 敷地下斜面のすべり	影響なし [Fs>1.0]	影響なし [Fs>1.0]	該当なし	影響なし [Fs>1.0]																															
すべり安全率一覧																																			
基礎地震動 S_a	すべり安全率																																		
Ss-I1	1.09																																		
Ss-I2	1.2																																		
Ss-I3	1.2																																		
Ss-F1	1.2																																		
Ss-P2	1.2																																		
Ss-E3	1.3																																		
Ss-N1	1.1																																		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

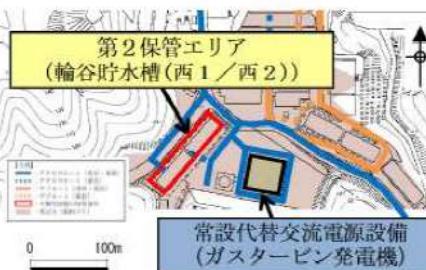
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>d.沈下に対する影響評価 ⑤液状化及び搖り込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動</p> <p>(a) 評価方法 保管エリアにおける液状化及び搖り込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動による影響については、各保管エリアの支持地盤に液状化及び搖り込みによる不等沈下を考慮する必要がある地盤（盛土、旧表土）が存在するか確認する。 盛土、旧表土については液状化強度試験により「非液状化」又は「繰返し軟化」に分類されるが、各保管エリアの支持地盤に盛土又は旧表土が存在する場合には地下水位以深の盛土及び旧表土が液状化するものとして評価する。</p>	<p>c.沈下等に対する影響評価 ⑤液状化及び搖り込みによる不等沈下・傾斜、液状化に伴う浮き上がり</p> <p>(a) 評価方法 保管場所の埋戻土（掘削ズリ）の範囲を第3-5図に示す。第1保管エリアでは埋戻土及び切土地盤（岩盤）上に、第2保管エリアでは埋戻土上に設置された輪谷貯水槽（西1／西2）上に、第3保管エリアでは切土地盤（岩盤）上に可搬型設備を保管する。また、第4保管エリアでは埋戻土上を避けて切土地盤（岩盤）上に可搬型設備（α及び予備を除く。）を保管する。 また、第3-7図に不飽和地盤及び飽和地盤の沈下量算出フローを示す。 第1保管エリアは、敷地造成による切土地盤（岩盤）からなるが、一部に埋戻部が存在することから、不等沈下及び傾斜に対する評価を実施する。 第2保管エリアは、盛土地盤に支持された輪谷貯水槽（西1／西2）の上であることから、不等沈下及び傾斜に対する評価を実施する。 第3保管エリアの可搬型設備は、切土地盤（岩盤）上に保管することから、不等沈下及び傾斜に対する評価対象から除く。 第4保管エリアの可搬型設備（α及び予備を除く。）は、切土地盤（岩盤）上に保管し、切土地盤（岩盤）上及びコンクリート置換部を走行することから、不等沈下及び傾斜に対する評価から除く。 沈下の影響因子としては、飽和地盤の液状化によるものと、不飽和地盤の搖り込みによるものを想定する。 ・飽和地盤の液状化による沈下量は、最大せん断ひずみと体積ひずみの関係^{※1}から沈下率(A)を設定し、飽和層の厚さ(h_1)を乗じて沈下量を算出する。 ・不飽和地盤の搖り込みによる沈下量は、海野ら^{※2}の知見を採用し、安全側に飽和地盤が完全に液状化した後の再圧密による体積収縮量と等しいと仮定して沈下率(B)を設定し、これに不飽和地盤の厚さ(h_2)を乗じて算出する。 ・液状化及び搖り込みによる沈下により保管場所に発生する地表面の傾斜及び段差量の評価基準値については、緊急車両が徐行により登坂可能な勾配（15%^{※3}）及び走行可能な段差量（15cm^{※4}）とする。</p> <p>※1 Kenji Ishihara, Mitsutoshi Yoshimine : Evaluation of settlements insand deposits following liquefaction during earthquakes, Soils and Foundations, 1992 ※2 海野 寿康, 風間 基樹, 渡岡 良介, 仙頭 紀明 : 同一繰返しせん断履歴における乾燥砂と飽和砂の体積収縮量の関係, 土木学会論文集 C, 2006 ※3 濱本 敬治, 上坂 克巳, 大脇 鉄也, 木下 立也, 小林 寛 : 小規模道路の平面線形及び縦断勾配の必要水準に関する基礎的検討, 国土技術政策総合研究所資料, 2012</p>	<p>c.沈下に対する影響評価 ⑤液状化及び搖り込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動</p> <p>(a) 評価方法 保管エリアにおける液状化及び搖り込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動による影響については、各保管エリアの支持地盤に液状化及び搖り込みによる不等沈下を考慮する必要がある地盤（1, 2号埋戻土、3号埋戻土）が存在するか確認する。 各保管エリアの支持地盤に1, 2号埋戻土又は3号埋戻土が存在する場合には地下水位以深の1, 2号埋戻土及び3号埋戻土が液状化するものとして評価する。</p>	<p>【島根】資料構成の相違 ・泊は女川の資料構成をベースに作成しており、保管エリアごとの説明は後段に記載。評価方法に相違はない。</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・プラントの相違による記載内容の相違。評価方法に相違はない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>※4 依藤 光代、常田 賢一：地震時の段差被害に対する補修と交通開放の管理・運用方法について、平成19年度近畿地方整備局研究発表会、防災・保全部門、2007</p> <p>第2保管エリアには、半地下構造物である輪谷貯水槽（西1／西2）があることから、液状化に伴う地中埋設構造物の浮き上がりに対する評価を実施する。</p> <p>第1保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアには、地中埋設構造物が存在しないことから、液状化に伴う地中埋設構造物の浮き上がりによる影響はない。</p> <p>別紙(32)を踏まえた、b.液状化を仮定した噴砂による不陸については、第2保管エリアは輪谷貯水槽（西1／西2）の上であること、第3保管エリアは切土地盤（岩盤）により構成されること、第4保管エリアの可搬型設備（α 及び予備を除く。）は、切土地盤（岩盤）上に保管し、通行範囲の埋戻部はあらかじめコンクリート置換等の対策を実施することから、噴砂による不陸の影響はない。一方で、第1保管エリアは一部に埋戻部が存在することから、詳細設計段階において決定する地下水位が埋戻部下端以浅となる場合、噴砂による不陸の影響の評価を実施し、不陸の発生が想定される場合は、あらかじめ路盤補強等の対策を行う。</p> <p>第3-6図に噴砂による不陸の対策例を示す。</p>  <p>第3-5図(1) 第1保管エリア （アスファルト舗装）</p>  <p>第3-5図(2) 第2保管エリア （輪谷貯水槽(西1／西2)）</p>		